

平成19年 第4回

佐伯市議会定例会会議録

自 平成19年 6月4日
至 平成19年 6月27日

佐 伯 市 議 会

平成19年 第4回

佐伯市議会定例会会議録

第1号	6月4日
第2号	6月11日
第3号	6月12日
第4号	6月13日
第5号	6月14日
第6号	6月15日
第7号	6月27日

平成19年第4回佐伯市議会定例会会議録目次

平成19年6月4日(月曜日)(第1号)

開会.....	16
1 日程第1 会期の決定.....	16
1 日程第2 委員長報告(質疑、討論、採決).....	16
1 行財政改革調査特別委員長(矢野哲丸)の報告.....	16
1 防災対策調査特別委員長(柳井二生)の報告.....	18
1 地域開発調査特別委員長(廣瀬精一郎)の報告.....	20
1 審議結果.....	23
1 日程第3 議案の上程.....	23
1 上程議案一覧表.....	23
1 日程第4 提案理由の説明.....	25
1 市長(西嶋泰義)の説明.....	25
散会.....	28

平成19年6月11日(月曜日)(第2号)

開議.....	31
1 日程第1 大分県後期高齢者医療広域連合議員の選挙.....	31
1 日程第2 一般質問.....	32
1 1番(三浦渉)の質問.....	32
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	33
1 建設部長(川人宣行)の答弁.....	34
1 福祉保健部長(菅俊邦)の答弁.....	35
1 総務部長(大鶴直己)の答弁.....	35
1 1番(三浦渉)の再質問.....	36
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	39
1 教育長(武田隆博)の答弁.....	39
1 総務部長(大鶴直己)の答弁.....	39
1 建設部長(川人宣行)の答弁.....	39
1 福祉保健部長(菅俊邦)の答弁.....	40
1 1番(三浦渉)の再々質問.....	40
1 42番(戸山盛喜)の質問.....	41
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	43
1 福祉保健部長(菅俊邦)の答弁.....	43
1 企画商工観光部長(三原信行)の答弁.....	44
1 42番(戸山盛喜)の再質問.....	46
1 福祉保健部長(菅俊邦)の答弁.....	48
1 企画商工観光部長(三原信行)の答弁.....	48
1 42番(戸山盛喜)の再々質問.....	48

1	企画商工観光部長（三原信行）の答弁.....	49
1	38番（玉田茂）の質問.....	49
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	51
1	上下水道部長（戸高公人）の答弁.....	51
1	農林水産部長（河野伸生）の答弁.....	52
1	38番（玉田茂）の再質問.....	52
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	53
1	34番（吉良栄三）の質問.....	53
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	55
1	副市長（塩月厚信）の答弁.....	56
1	市民生活部長（田崎誠）の答弁.....	56
1	企画商工観光部長（三原信行）の答弁.....	57
1	34番（吉良栄三）の再質問.....	57
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	60
1	副市長（塩月厚信）の答弁.....	61
1	市民生活部長（田崎誠）の答弁.....	61
1	企画商工観光部長（三原信行）の答弁.....	61
1	34番（吉良栄三）の再々質問.....	62
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	63
1	企画商工観光部長（三原信行）の答弁.....	64
1	副市長（塩月厚信）の答弁.....	64
1	26番（和久博至）の質問.....	65
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	67
1	福祉保健部長（菅俊邦）の答弁.....	68
1	市民生活部長（田崎誠）の答弁.....	68
1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	69
1	上下水道部長（戸高公人）の答弁.....	70
1	26番（和久博至）の再質問.....	70
1	福祉保健部長（菅俊邦）の答弁.....	73
1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	74
1	37番（河野周一）の質問.....	75
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	76
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	76
1	消防長（高橋忍）の答弁.....	77
1	37番（河野周一）の再質問.....	78
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	78
1	消防長（高橋忍）の答弁.....	79
1	37番（河野周一）の再々質問.....	79
	散会.....	80

平成19年6月12日(火曜日)(第3号)

開議.....	83
1 日程第1 一般質問.....	83
1 11番(矢野精幸)の質問.....	83
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	85
1 企画商工観光部長(三原信行)の答弁.....	86
1 教育次長(川島ふみえ)の答弁.....	87
1 消防長(高橋忍)の答弁.....	87
1 11番(矢野精幸)の再質問.....	88
1 企画商工観光部長(三原信行)の答弁.....	90
1 教育次長(川島ふみえ)の答弁.....	91
1 消防長(高橋忍)の答弁.....	91
1 建設部長(川人宣行)の答弁.....	91
1 11番(矢野精幸)の再々質問.....	92
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	93
1 建設部長(川人宣行)の答弁.....	93
1 12番(矢野哲丸)の質問.....	94
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	94
1 農林水産部長(河野伸生)の答弁.....	94
1 12番(矢野哲丸)の再質問.....	95
1 農林水産部長(河野伸生)の答弁.....	97
1 12番(矢野哲丸)の再々質問.....	97
1 農林水産部長(河野伸生)の答弁.....	98
1 39番(村松講一)の質問.....	98
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	101
1 教育長(武田隆博)の答弁.....	102
1 農林水産部長(河野伸生)の答弁.....	102
1 39番(村松講一)の再質問.....	103
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	105
1 教育長(武田隆博)の答弁.....	106
1 39番(村松講一)の再々質問.....	107
1 24番(泥谷和喜)の質問.....	107
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	107
1 福祉保健部長(菅俊邦)の答弁.....	108
1 建設部長(川人宣行)の答弁.....	108
1 24番(泥谷和喜)の再質問.....	108
1 市長(西嶋泰義)の答弁.....	110
1 福祉保健部長(菅俊邦)の答弁.....	111
1 建設部長(川人宣行)の答弁.....	111
1 24番(泥谷和喜)の再々質問.....	111

1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	112
1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	112
1	17番（肥後四々郎）の質問.....	113
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	113
1	福祉保健部長（菅俊邦）の答弁.....	114
1	17番（肥後四々郎）の再質問.....	114
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	117
1	17番（肥後四々郎）の再々質問.....	117
1	18番（榊田穂積）の質問.....	118
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	119
1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	120
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	120
1	企画商工観光部長（三原信行）の答弁.....	121
1	18番（榊田穂積）の再質問.....	122
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	122
1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	123
1	企画商工観光部長（三原信行）の答弁.....	123
1	18番（榊田穂積）の再々質問.....	124
	散会.....	124

平成19年6月13日（水曜日）（第4号）

	開議.....	127
1	日程第1 一般質問.....	127
1	9番（江藤茂）の質問.....	127
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	128
1	企画商工観光部長（三原信行）の答弁.....	128
1	教育次長（川島ふみえ）の答弁.....	129
1	9番（江藤茂）の再質問.....	129
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	132
1	教育次長（川島ふみえ）の答弁.....	133
1	企画商工観光部長（三原信行）の答弁.....	133
1	農林水産部長（河野伸生）の答弁.....	133
1	9番（江藤茂）の再々質問.....	134
1	28番（渡邊邦壽）の質問.....	134
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	136
1	福祉保健部長（菅俊邦）の答弁.....	136
1	農林水産部長（河野伸生）の答弁.....	137
1	28番（渡邊邦壽）の再質問.....	137
1	福祉保健部長（菅俊邦）の答弁.....	138
1	消防長（高橋忍）の答弁.....	139

1	農林水産部長（河野伸生）の答弁.....	140
1	28番（渡邊邦壽）の再々質問.....	140
1	20番（井野上準）の質問.....	141
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	142
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	143
1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	144
1	20番（井野上準）の再質問.....	145
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	147
1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	148
1	20番（井野上準）の再々質問.....	149
1	22番（下川芳夫）の質問.....	149
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	151
1	農林水産部長（河野伸生）の答弁.....	151
1	22番（下川芳夫）の再質問.....	151
1	企画商工観光部長（三原信行）の答弁.....	152
1	農林水産部長（河野伸生）の答弁.....	153
1	22番（下川芳夫）の再々質問.....	154
1	農林水産部長（河野伸生）の答弁.....	154
1	企画商工観光部長（三原信行）の答弁.....	154
1	16番（小野宗司）の質問.....	155
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	159
1	教育長（武田隆博）の答弁.....	159
1	16番（小野宗司）の再質問.....	162
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	163
1	教育長（武田隆博）の答弁.....	164
1	16番（小野宗司）の再々質問.....	164
	散会.....	165

平成19年6月14日（木曜日）（第5号）

	開議.....	169
1	日程第1 一般質問.....	169
1	43番（寺島孝幸）の質問.....	169
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	170
1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	171
1	福祉保健部長（菅俊邦）の答弁.....	172
1	43番（寺島孝幸）の再質問.....	153
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	176
1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	179
1	43番（寺島孝幸）の再々質問.....	178
1	21番（河野豊）の質問.....	178

1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	180
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	180
1	教育次長（川島ふみえ）の答弁.....	181
1	21番（河野豊）の再質問.....	182
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	185
1	教育次長（川島ふみえ）の答弁.....	185
1	21番（河野豊）の再々質問.....	186
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	187
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	187
1	35番（高司政文）の質問.....	188
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	190
1	農林水産部長（河野伸生）の答弁.....	190
1	財務部長（久保田成太）の答弁.....	193
1	35番（高司政文）の再質問.....	194
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	196
1	農林水産部長（河野伸生）の答弁.....	197
1	財務部長（久保田成太）の答弁.....	197
1	35番（高司政文）の再々質問.....	198
1	8番（後藤幸吉）の質問.....	199
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	201
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	201
1	財務部長（久保田成太）の答弁.....	202
1	福祉保健部長（菅俊邦）の答弁.....	202
1	8番（後藤幸吉）の再質問.....	203
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	204
1	上下水道部長（戸高公人）の答弁.....	204
1	8番（後藤幸吉）の再々質問.....	205
1	副市長（塩月厚信）の答弁.....	508
1	44番（土師辰英）の質問.....	206
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	207
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	207
1	消防長（高橋忍）の答弁.....	208
1	44番（土師辰英）の再質問.....	208
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	211
1	消防長（高橋忍）の答弁.....	211
1	44番（土師辰英）の再々質問.....	212
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	213
	散会.....	213

平成19年6月15日（金曜日）（第6号）

開議	216
1 日程第1 一般質問	216
1 40番(児玉輝彦)の質問	216
1 市長(西嶋泰義)の答弁	217
1 市民生活部長(田崎誠)の答弁	218
1 40番(児玉輝彦)の再質問	219
1 市民生活部長(田崎誠)の答弁	220
1 40番(児玉輝彦)の再々質問	220
1 36番(浅利美知子)の質問	221
1 市長(西嶋泰義)の答弁	222
1 市民生活部長(田崎誠)の答弁	223
1 福祉保健部長(菅俊邦)の答弁	223
1 36番(浅利美知子)の再質問	224
1 市長(西嶋泰義)の答弁	226
1 福祉保健部長(菅俊邦)の答弁	227
1 36番(浅利美知子)の再々質問	227
1 市長(西嶋泰義)の答弁	228
1 14番(宮脇保芳)の質問	228
1 市長(西嶋泰義)の答弁	230
1 福祉保健部長(菅俊邦)の答弁	230
1 農林水産部長(河野伸生)の答弁	230
1 14番(宮脇保芳)の再質問	231
1 福祉保健部長(菅俊邦)の答弁	233
1 農林水産部長(河野伸生)の答弁	233
1 市民生活部長(田崎誠)の答弁	233
1 14番(宮脇保芳)の再々質問	234
1 日程第2 議案質疑	234
1 日程第3 議案等の委員会付託	235
1 議案等付託表	235
散会	236

平成19年6月27日(水曜日)(第7号)

開議	239
1 日程第1 委員長報告(質疑)	239
1 道路・架橋建設調査特別委員長(玉田茂)の報告	239
1 総務常任委員長(渡邊邦壽)の報告	243
1 建設常任委員長(三浦涉)の報告	246
1 教育民生常任委員長(浅利美知子)の報告	247
1 経済産業常任委員長(矢野精幸)の報告	250
1 26番(和久博至)の質疑(建設常任委員長報告及び教育民生常任委員長報告)	253

1	教育民生常任委員長（浅利美知子）の答弁.....	254
1	建設常任委員長（三浦渉）の答弁.....	255
1	26番（和久博至）の再質疑（建設常任委員長報告及び教育民生常任委員長報告）.....	255
1	建設常任委員長（三浦渉）の答弁.....	255
1	日程第2 討論、採決.....	255
1	26番（和久博至）の反対討論（議案第84号）.....	257
1	25番（菅原忠）の反対討論（議案第84号）.....	257
1	24番（泥谷和喜）の継続審査動議（議案第84号）.....	258
1	24番（泥谷和喜）の継続審査動議の提出理由説明（議案第84号）.....	259
1	26番（和久博至）の反対討論（議案第86号）.....	260
1	24番（泥谷和喜）の反対討論（議案第86号）.....	260
1	26番（和久博至）の反対討論（請願第7号）.....	262
1	審議結果.....	263
1	日程第3 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）.....	264
1	市長（西嶋泰義）の提案理由説明.....	264
1	42番（戸山盛喜）の提案理由説明（意見書案第20号及び第21号）.....	264
1	21番（河野豊）の提案理由説明（決議案第1号）.....	266
1	追加上程議案一覧表.....	267
1	26番（和久博至）の質疑（議案第97号）.....	267
1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	269
1	26番（和久博至）の再質疑（議案第97号）.....	270
1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	271
1	26番（和久博至）の再々質疑（議案第97号）.....	272
1	総務部長（大鶴直己）の答弁.....	272
1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	272
1	24番（泥谷和喜）の質疑（議案第97号）.....	272
1	建設部長（川人宣行）の答弁.....	273
1	24番（泥谷和喜）の再質疑（議案第97号）.....	273
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	274
1	24番（泥谷和喜）の再々質疑（議案第97号）.....	274
1	8番（後藤幸吉）の質疑（議案第98号）.....	275
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	275
1	8番（後藤幸吉）の再質疑（議案第98号）.....	276
1	34番（吉良栄三）の質疑（議案第98号）.....	276
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	277
1	34番（吉良栄三）の再質疑（議案第98号）.....	277
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	278
1	34番（吉良栄三）の再々質疑（議案第98号）.....	278
1	35番（高司政文）の質疑（決議案第1号）.....	279
1	21番（河野豊）の答弁.....	280

1	35番（高司政文）の再質疑（決議案第1号）	280
1	26番（和久博至）の反対討論（議案第97号）	281
1	35番（高司政文）の反対討論（決議案第1号）	283
1	1番（三浦渉）の賛成討論（決議案第1号）	283
1	審議結果	284
1	日程第4 会議録署名議員の指名	285
1	（木許政信）のあいさつ	285
	閉会	286

一般質問一覧表

平成19年 6月

11日(月) 12日(火)

13日(水) 14日(木)

(質問者順)

15日(金)

番号	質問の要旨	答弁者	質問者	頁
1	県道三重弥生線期成会後の進展は 社会福祉協議会について 前回までの一般質問について	市教 総務部 福祉保健部 建設部 部長 部長 部長 部長	三浦 渉	32
2	公共交通と市民生活について 少子化と医療・福祉対策について	市企 画商工観光部 福祉保健部 部長 部長	戸山 盛喜	41
3	鶴見地区の水不足の解消について 製氷施設の建設について(梶寄地区)	市農 林水産部 上下水道部 部長 部長	玉田 茂	49
4	家庭ごみの収集について タウンミーティングについて	市塩 月副市長 企画商工観光部 市民生活部 部長 部長	吉良 栄三	53
5	民間委託の問題点について 上水道水源地と産業廃棄物について 石間埋立てについて	市福 祉保健部 市民生活部 建設部 上下水道部 部長 部長 部長 部長	和久 博至	65
6	本市の多重債務者救済対策について 高規格救急車の運用について	市総 務部 消防部 部長 部長	河野 周一	75
7	中心市街地活性化事業の現況と城山の管理について 消防署の移転建設について	市企 建商工観光部 建設部 消防部 部長 部長 部長 部長	矢野 精幸	83
8	農地取得の下限面積について	市農 林水産部 部長	矢野 哲丸	94
9	佐伯港港湾整備について 小規模小学校の今後について 市庁舎・文化会館建設について 一次産業の振興について	市教 農林水産部 育産部 部長 部長	村松 講一	98
10	財産の取得(老人福祉施設用地)と産婦人科対策について 佐伯市デイサービスセンター「楽々園」「海悠園」 の指定管理者の指定について 福寿園・鶴望園の改修費について 国道217号道路改良工事(佐伯市鶴望)について	市 福祉保健部 建設部 部長 部長	泥谷 和喜	107
11	健康づくり推進について	市福 祉保健部 部長	肥後四々郎	113
12	行財政改革関係について 東九州自動車道関連について ボランティア活動について	市総 企画商工観光部 建設部 部長 部長	柘田 穂積	118

13	中高年（50歳～65歳）者の就業対策について 高齢者対策について	市企画商工観光部 農林水産部 教育次長	江藤茂	127
14	地域医療の現状について 「プレジャーポート」条例制定への検討について	市福祉保健部 農林水産部 消防部長	渡邊邦壽	134
15	公共施設の備品入札について 建築確認申請について	市総務部 建設部	井野上準	141
16	バイオディーゼルの燃料について 地場企業育成について	市企画商工観光部 農林水産部	下川芳夫	149
17	教育立市の下地作りについて	市教育部長	小野宗司	155
18	道路整備計画について 佐伯の医療体制について 河川愛護デーの取組について	市福祉保健部 建設部	寺島孝幸	169
19	佐伯市と旧藩主毛利家との現在のかかわりについて 職員共済会について	市総務部 教育次長	河野豊	178
20	定率減税廃止による住民税の負担増について 林業経営と環境保全に対する佐伯市の役割について	市財林水産部 農林水産部	高司政文	188
21	西嶋市長の政治姿勢について 行財政改革について	市塩月副市部 総務部 財政部 福祉保健部 上下水道部	後藤幸吉	199
22	海岸漂着ごみと泊地内への流入ごみの処理について 離島の消火活動について	市総務部 消防部	土師辰英	206
23	火葬場統合問題について ごみ袋問題について	市市民生活部	児玉輝彦	216
24	有料ごみの今後は 健康増進について マタニティマークの活用について	市福祉保健部 市民生活部	浅利美知子	221
25	子育て支援における一時保育制度について 「菜の花エコ・プロジェクト」モデル事業について	市福祉保健部 市民生活部 農林水産部	宮脇保芳	228

平成19年 第4回

佐伯市議会定例会会議録

第1号 6月4日

第4回 佐伯市議会定例会会議録(第1号)

平成19年6月4日(月曜日) 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1番	三浦	浦	涉	3番	川野	紀久雄
4番	曾宮	司	好	8番	後藤	幸吉
9番	江藤	茂		10番	清家	好文
11番	矢野	精	幸	12番	矢野	哲丸
13番	河原	修	仁	14番	宮脇	保芳
15番	佐保	曉		16番	小野	宗司
17番	肥後	四々郎		18番	榊田	穂積
19番	村尾	清	一	20番	井野上	準
21番	河野	豊		22番	下川	夫
23番	柳井	二	生	24番	泥谷	和喜
25番	菅原	忠		26番	和久	博至
27番	日高	嘉	己	28番	渡邊	邦壽
29番	染矢	玉	夫	30番	児玉	忠義
31番	甲斐	迪	彦	32番	狩生	寿一
33番	廣瀬	精一郎		34番	吉良	栄三
35番	高司	政	文	36番	浅利	美知子
37番	河野	周	一	38番	玉田	茂
39番	村松	講	一	40番	児玉	輝彦
41番	松田	清	徳	43番	寺島	孝幸
44番	土師	辰	英			

欠席議員の氏名

2番 高橋 香一郎 42番 戸山 盛喜

出席した事務局職員の職氏名

局長 吉岡 定光

説明のため出席した者の職氏名

市副教総財企市福建農上	市 務 部	長	西 嶋 泰 義	教 育 次	長	川 島 ふみえ
副 教 総 財 企 市 福 建 農 上	市 務 部	長	塩 武 大 久 三 田 菅 川 河 戸	消 防	長	高 橋 忍
市 務 部	長	長	月 田 鶴 保 田 原 崎 人 野 高	上 浦 振 興 局	長	大 加 藤 洗 安 宗 隆
市 務 部	長	長	鶴 保 田 原 崎 人 野 高	弥 生 振 興 局	長	御 手 洗 宮 藤 野 治 玉
市 務 部	長	長	鶴 保 田 原 崎 人 野 高	本 匠 振 興 局	長	曾 安 浜 高 児
市 務 部	長	長	鶴 保 田 原 崎 人 野 高	直 川 振 興 局	長	曾 安 浜 高 児
市 務 部	長	長	鶴 保 田 原 崎 人 野 高	宇 目 振 興 局	長	曾 安 浜 高 児
市 務 部	長	長	鶴 保 田 原 崎 人 野 高	鶴 見 振 興 局	長	曾 安 浜 高 児
市 務 部	長	長	鶴 保 田 原 崎 人 野 高	米 水 津 振 興 局	長	曾 安 浜 高 児
市 務 部	長	長	鶴 保 田 原 崎 人 野 高	蒲 江 振 興 局	長	曾 安 浜 高 児

議事日程第1号

平成19年6月4日(月曜日) 午前10時00分 開会

- 第1 会期の決定
 - 第2 委員長報告(質疑、討論、採決)
 - 第3 議案の上程
 - 第4 提案理由の説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会期の決定
 - 日程第2 委員長報告(質疑、討論、採決)
 - 日程第3 議案の上程
 - 日程第4 提案理由の説明
-

午前10時00分 開会

議長(児玉忠義) おはようございます。本日招集の会議は成立いたしました。
ただいまから、平成19年第4回佐伯市議会定例会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定

議長(児玉忠義) 日程第1、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

今期定例会の会期は、本日から27日までの24日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、会期は24日間と決定いたしました。

日程第2 委員長報告(質疑、討論、採決)

議長(児玉忠義) 日程第2、委員長報告を行います。

閉会中継続調査として、行財政改革調査特別委員会、防災対策調査特別委員会、地域開発調査特別委員会にそれぞれ付託されました調査3件を一括して議題とし、各委員長の報告を求めます。

行財政改革調査特別委員長、矢野哲丸君。

行財政改革調査特別委員長(矢野哲丸) おはようございます。行財政改革調査特別委員長の矢野哲丸でございます。

本委員会に付託され、閉会中継続調査となっております調査第2号、行財政改革に関する件について、去る5月24日、委員1名欠席のもと委員会を開催し、調査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、執行部から、19年度の行財政改革の施策を推進するに当たり、各部の事務事業の見直しについて順次報告を求めました。

総務部の事務事業については、電算システムのアウトソーシングは、平成18年12月にシステム調査・評価及び調達支援業務をコンサルに委託し情報化推進委員会の中間報告を得て、平成22年4月からのシステムの見直しが了承され再構築計画を策定後、今年度中に議会説明等を行う予定である。

次に、財務部の事務事業については、市税全期前納報奨金交付事業に関して本制度を廃止するための議案が昨年9月の市議会定例会で可決され、今年度の課税分から施行されるようになっている。

次に、企画商工観光部については、老朽化施設の廃止で下梶寄バンガローは昨年度から廃止している。

次に、福祉保健部については、この4月から豊寿苑が佐伯市社会福祉協議会を指定管理者として民間委託され、大きなトラブルもなくスムーズに運営されている。

次に、上下水道部は平成20年度から水道料金を統一することを目標に水道事業基本計画を策定中である。

次に、教育委員会については、地区公民館の使用料については統一されていないことから、平成19年9月1日より減免基準と使用規定について改正をして対応する予定である。

最後に消防本部については、消防団組織検討委員会を開催し消防団の組織体制・人員配置を検討するとともに、消防施設の見直しを図り直川消防団の消防機庫の統合を行っている。以上各部別の事務事業の見直しに対する取組状況について報告がありました。

これに対し委員から、豊寿苑の給食部門の経費の比較及び市税全期前納報奨金交付事業の取扱い件数について質疑が出されました。また委員から、地区公民館の使用料の見直しに関連して件数及び職員の賃金体系を質したのに対し、執行部から、佐伯市全体で18か所、うち10か所に囑託の公民館長を置き、勤務日数17日で13万5,000円、8か所に臨時の職員を置いているとの答弁がありました。消防団組織の見直しについて、1市1団方式と連合方式の方向性は統一されるのかと質したのに対し、執行部から、基本的には1市1団方式と考えているが、今後、組織検討委員会で方向性を出していきたいとの答弁がありました。

次に、個別事業4項目の取組状況について順次報告を求めました。

1点目の一般廃棄物収集運搬業務の委託については、執行部から、平成19年4月12日に開催した収集及び運搬の選考委員会において蒲江地区のごみのうち、燃えないごみ及び粗大ごみについては、エコセンター番匠にて一括処理を行うという方式が確認されたとの報告がありました。

次に、保育所の運営等については、執行部から、現在、佐伯市には公立17保育所及び私立5保育所、計22の保育所が設置されている。総園児数は、平成19年5月1日現在 1,080人のうち、公立に入所している園児数は 689人となっている。多様化する保育ニーズにこたえるためにも、保育サービスの充実・拡大を図る必要があるが、保育士の職員構成は様変わりし、正規職員39人に対し、臨時職員90人となっており、臨時職員数が正規職員数を上回っている。そのため、平成18年12月1日に関係部課長による保育所等運営検討委員会を立ち上げ、民営化及び統廃合等の協議を行っているところである。また、米水津地区から要望のあった認定こども園導入についても、5月14日に当地区で説明会を開催し、今年度も4回の調

整会議を行い、実施に向け関係課で協議を重ねているとの報告がありました。

次に、学校給食センターについては、執行部から、臨時職員の嘱託化について、計画期間2年目となる本年は13名の臨時調理員を嘱託化した。センター所長については、蒲江センターを除く4センター所長を1名減員後3名を学校給食室付きとした。次に、施設の統廃合の関連で、現在弥生の学校給食センターの建設を予定しているとの報告がありました。

これに対し委員から、弥生の学校給食センターの建設計画について質したのに対し、執行部から、旧弥生町で計画された案を見直す中で、山間部の拠点となるような大きめな規模を考えているとの答弁がありました。

次に、火葬場の統廃合については、執行部から、平成19年3月議会の予算特別委員会で答弁したように統廃合プランは1年間かけて再検討することとしている。まず1番目に、統廃合計画実施年度については、20年度の実施を延期して改めて実施時期を検討する。2番目に、施設の老朽化の状況などを勘案しながら今後の火葬場の統廃合について、その方向性を探っていきたい。3番目として、統廃合に伴う地域格差について今後の調査・研究・検討をしていくとの報告がありました。

これに対し委員から、鶴見・米水津火葬場の休止という部分の再検討について質したのに対し、執行部から、鶴見・米水津火葬場については、廃止ではなく休止ということで再検討するとの答弁がありました。

次に、大島航路事業について、取組状況の報告を求めました。

執行部から、民営化の目的や民営化検討の経過それに基本的な支援方針について報告がありました。これに対し委員から、民間委託を推進するだけでなく、島の観光振興は考えられないのかと質したのに対し、執行部から、島の振興策を図るため、昨年度より区長さん始め島民の人たちと交流し、海の魅力を引き出す事業を計画していると答弁がありました。質疑を終了し委員会を休憩して、協議会での協議の結果、行財政改革調査特別委員会については、調査を終了する方向性が示されました。その後、委員会を再開して討論を行い、一委員から、今後、調査を必要とする課題については、具体的な調査事項に絞り、整理・検討して希望委員を募り設置してほしいとの意見が出されました。その後、採決を行い、全員異議なく、調査第2号、行財政改革に関する件については、調査を終了することに決しました。

以上、調査の概要を御報告申し上げましたが、報告漏れ等がございましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 次に、防災対策調査特別委員長、柳井二生君。

防災対策調査特別委員長（柳井二生） おはようございます。防災対策調査特別委員長の柳井二生でございます。

本特別委員会に付託され、閉会中継続調査となっております調査第3号、防災対策に関する件について、去る5月24日、委員1名欠席のもと委員会を開催し、調査いたしましたので、その概要及び結果について御報告いたします。

まず、委員会での調査を行う前に、午後1時から協議会を開催し、その席で前児玉委員長から辞職願が提出された旨の報告がなされ、これを受け、引き続き委員会を開催し、委員長の辞職を許可することに決したのち、委員長の互選を行い、不肖私が委員長に選任されまし

た。このあと休憩をはさみ、午後1時30分より委員会を再開し、調査項目ごとに平成18年度の事業実施状況及び平成19年度事業計画について調査を行いました。

まず、調査項目1、防災対策に関することについて、執行部から、平成18年度実施事業として、佐伯市地域防災計画が完成し、3月、議会に報告ののち市民に公表したこと。防災マップの作成については、住民が万一避難する際に速やかに対応できるよう、市民に対する啓発を目的に、各戸に配布するとともに佐伯市のホームページに掲載していること。海拔表示板を米水津地区に設置し、今年度以降は大きな津波災害が想定される地区から順次設置していくこと。災害時応援協定の締結については、県内の市町村とは既に相互応援協定を締結しているが、新たに延岡市と災害相互応援協定を、コカ・コーラ、ペプシコーラと災害時の救援物資に関する協定を、また大分県建築業協会佐伯支部と災害時における緊急対策活動協力に関する協定をそれぞれ締結した。また現在、関係者と協議中ではあるが、市内4リース会社と緊急時のトイレ等に関する協定を締結するよう準備を進めているとのこと。衛星携帯電話については、携帯電話の不感地域5地区に設置したこと等が報告され、19年度実施予定事業については、まず自主防災会の設置及び活性化への支援として、各地区において、自主防災会にかかわる説明会の実施及び訓練を実施する際の指導及び資材の提供を行う。2点目として、財団法人消防科学総合センターが実施する市町村防災図上訓練推進モデル事業に選定されたことに伴い、10月に2日間の日程で市対策本部及び自主防災会を対象として図上訓練を行う。これは同センターの専門家及び訓練指導員で構成される図上訓練支援チームの実践的な指導を受け、市長等の指揮官のリーダーシップの強化、自治体と地域防災力の向上を図るものである。3点目として、情報伝達手段の構築に向けて総合的な情報伝達手段を構築するため、市全域の電波伝搬調査を行うとの説明がありました。

次に、災害復旧事業については、17年度被災分として、道路52件、河川28件、合計80件で、工事費ベースで2億9,278万8,300円の復旧事業費を要した。これらの事業は、台風14号によるもので、激甚指定を受けたので補助率77.1%の高率補助事業で実施した。また、平成18年度被災分の補助事業は、通常補助金の3分の2補助で、道路が18件、河川が17件、合計35件であり、8,603万7,000円の復旧事業費を必要とし、1件当たりの事業費が60万円に満たない事業については単費で事業を行い、その事業分が合計で69件、総額2,786万6,500円の復旧事業費を要したとの説明がありました。

これに対し、委員から、電波伝搬調査の具体的内容、目的について質したのに対し、執行部から、山頂付近に2か所調査地点を設け、そこにパラボラアンテナを立て、電波の伝わり方を調査する。これは将来的に、本庁と各振興局間を多重無線で結び、防災情報以外の行政情報の伝達を考慮しての調査であるとの答弁がありました。

次に、調査項目2、防災組織に関することについて、執行部から、この1年の間に、自主防災会の新設組織として、中の内区自主防災会、晙干区自主防災会、古市区自主防災会が設立され、また再結成として古江地区自主防災会が設立された等の説明がありました。

次に、調査項目3、佐伯市消防署（仮称）建設に関することについて、執行部から、まず脇津留の建設用地選定の経緯、他市等の消防庁舎の概要等の説明とともに、庁内で組織する消防庁舎建設庁内準備会を立ち上げ、18年度は12月20日及び2月27日の2回開催し、建設準備を始めている。19年度事業としては、4月15日から5月16日までの1か月間、消防庁舎の「防火・防災学習施設」に関するパブリックコメントを行い、1件の意見が寄せられた。消

防庁舎建設についての今後の建設計画は、平成19年度用地購入として3億2,650万円。基本設計1,000万円。実施設計2,360万円。地質調査460万円が予算計上されており、それぞれの事業を予定している。また、今後については、20年度、21年度の2か年で消防庁舎、訓練棟を建設するとの説明がありました。

これに対し委員から、消防本部・消防署移転後の現消防庁舎の機能を何らかの形で残すことはできないのかと質したのに対し、執行部から、今の消防庁舎の位置で機能する消防力の低下を最小限に食い止められるよう配慮しながら、総合的な判断の中で結論付けていきたいとの答弁がありました。

そのほか、各調査項目にわたり、活発な質疑、答弁が交わされ、本委員会の今後のあり方について協議を行いました。委員から、要望として、消防庁舎の建設については、発展的解消という意味で、また新たに調査を行ってほしいとの意見が述べられたのち、採決の結果、調査第3号は、全員異議なく、今回の委員会をもって調査を終了することと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がございましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。以上です。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（児玉忠義） 次に、地域開発調査特別委員長、廣瀬精一郎君。

地域開発調査特別委員長（廣瀬精一郎） おはようございます。地域開発調査特別委員長の廣瀬精一郎でございます。

本特別委員会に付託され、閉会中継続調査となっております調査第4号、地域開発に関する件について、去る5月8日、委員全員出席のもと委員会を開会し、調査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、中心市街地活性化に関する件のうち、壽屋跡地及び周辺地域の開発について、新庁舎、文化会館建設について及び城山周辺環境整備について、執行部から、2月20日の委員会以降の経過について説明を受けました。

壽屋跡地及び周辺地域の状況としては、執行部から3月28日の議会全員協議会において、現時点での大手前開発計画の絞り込んだ2案についての概要説明を行った。今後は、この2案をベースにしてさまざまな問題について専門的な見地から検討を行い、今年度中に明確なものにしていきたいとの説明がありました。あわせて執行部から、4月26日に商工会議所と政経懇談会を行い、その席上、中心市街地活性化については、国からの財政支援を受けて事業の進ちょくを図るために中心市街地活性化基本計画を作成することを今後の目標としているが、その前段として必要な中心市街地活性化協議会を立ち上げるための基礎となるまちづくり会社設立のための研究会を早期に立ち上げることにについて、商工会議所と合意したとの報告がありました。

これに対し委員から、まちづくりに関して、商工会議所が今までにどのような形で関与してきたのかと質したのに対し、執行部から、今まで商工会議所とはまちづくりの会社を設立する部分などについてうまく連携が取れてなかったが、今後は中心市街地活性化基本計画の早期認定を目指すために連携をしていきたいとの答弁がありました。

この答弁に対し委員から、今まで地元でまちづくりの活動してきた人たちと商工会議所と

の連携をどのように図っていくのかと質したのに対し、執行部から、できることは何でも連携してやっていきたいとの答弁がありました。

また委員から、商工会議所と連携してまちづくりを進めていくとのことだが、旧町村部には商工会もある。新市のまちづくりという視点から今後は商工会や各地域の住民の協力も必要ではないかと質したのに対し、執行部から、必要に応じて検討していきたいとの答弁がありました。

次に、執行部から、新庁舎については、現在の庁舎位置を基本として考えている。また、文化会館については、現在検討している大手前開発検討案2案の中で、文化会館の機能を備えた施設の案を示しているので、大手前開発の中で検討を進めていきたいとの説明がありました。

次に、執行部から、城山周辺環境整備のうち神護寺通りの整備については、3月26日開催の歴史的環境保存審議会において承認を得て事業に着手した。また、旧山中邸の整備については、門・堀・広場整備のための測量設計を6月に予定しているとの説明がありました。

次に、脇津留及びその周辺地域の開発に関する件のうち、脇津留土地区画整理事業地内の整備計画について、執行部から説明を受けました。区画整理地内の保留地処分として、57筆中27筆を売却しており、今年度分は7月と11月に公募する予定であるとの説明がありました。あわせて執行部から、平成18年11月2日付で、土地区画整理事業地内の地権者からイオン九州株式会社のホームセンター・ホームワイドを誘致して更なる地域の発展を図りたいので、その店舗のレイアウト上、障害となる市道脇津留22号線の一部廃止を求める請願書が地権者の同意書を添えて、執行部に提出されているとの報告がありました。さらに執行部から、本請願を受けて、土地区画整理法上の事業計画変更が可能かなどについての調査を行った結果、国・県からはおおむねクリアできるとの回答があったとの報告がありました。このような経緯を含めた上で、執行部として、今回委員の意見を聞きたいとの説明がありました。

これに対し委員から、廃止の要望がある市道脇津留22号線の面積部分850.93平方メートル分の取扱いについて質したのに対し、執行部から、出店希望者の計画では、出店希望者の自らの負担により、市道面積に相当する部分を市道脇津留23号線に沿って歩道として補って整備することにより、区画整理事業全体に影響が出ないようにする計画であるとの答弁がありました。あわせて執行部から、出店希望者が撤退する際には、出店希望者が市道脇津留22号線を現状に復元するとのことであるとの説明がありました。

この答弁に対し、委員外議員から、市道を現状に復元するという確認は、市と出店希望者との間で確認している事項なのかと質したのに対し、執行部から、出店希望者と地権者との間で確認されている事項であるとの答弁がありました。

この答弁に対し、委員外議員から原状回復などの確認については、執行部と出店希望者の間で事前にしておくべきではないかとの意見が出されました。

また委員から、マルショクの出店時とは違って実際に市道が供用開始となっており市道整備に1,400万円の費用が掛かっている。この費用については、出店希望者や地権者など誰が補てんするのが問題になってくるのではないかと意見が出されました。

次に、門前地区の開発について、執行部から説明を受けました。門前工業団地で受入れる予定の東九州自動車道工事で発生する工事残土約40万立方メートルのうち、現在の受け入れ

率は約92%である。また、残工事は、排水路、防火水路、公園工事等で、今後のスケジュールとしては、造成地に本線舗装工事用の仮設アスファルトプラントを建設するため工業団地として使用可能になるのは、平成20年9月を予定しているとの説明がありました。

次に、周辺地域の活性化に関する件のうち、公共交通網の整備について、執行部から説明を受けました。2月22日開催の佐伯市地域公共交通会議において、地域公共交通計画の原案について承認を得て3月に地域公共交通計画を策定した。今年度は、地域公共交通計画を具体化するための実施計画を住民参加の検討会議を立ち上げて策定する予定であるとの説明がありました。

これに対し委員から、地域によってスクールバスの料金負担に格差がある。早期に是正する考えはないのかと質したのに対し、執行部から、早急に統一的な運賃体系を検討していきたいとの答弁がありました。

次に、周辺地域の活性化に関する件のうち、地域イベント開発については、執行部から2月から5月に掛けて開催されたイベントについての説明がありました。

これに対し委員外議員から、地域イベントに対する補助金は合併後削減しているのかと質したのに対し、執行部から、合併後は、食と観光のイベントについて力を入れており予算の総枠としては、増加しているとの答弁がありました。

次に、番匠川水系の整備に関する件について、執行部から説明を受けました。国土交通省が実施する番匠川水系の主な事業のうち、小田地区堤防改修事業、道越地区河川改修事業、高畠地区内水対策事業については事業が完了した。平成19年度事業としては、灘地区高潮対策事業、井崎地区直轄総合水系環境整備事業、本匠三股地区・榎野地区の河川維持修繕事業を予定しているとの説明がありました。

これに対し委員から、榎野地区の河川維持修繕事業では樹木の伐採をすることだが、あわせて土砂のしゅんせつは行わないのかと質したのに対し、執行部から、土砂のしゅんせつ予定については、聞いていないとの答弁がありました。

また委員から、小田井せきの上流部分については、以前と比較すると土砂のたい積が多くなっていると感じるが、国土交通省に対してしゅんせつの働き掛けは行っているのかと質したのに対し、執行部から、国土交通省からは河川の流下の支障になるようなたい積は見受けられず土砂のしゅんせつ予定はないと聞いている。しかし、箇所によっては心配な所もあるので極力しゅんせつしてもらおうよう国土交通省に対して引き続き要望をしてきたいとの答弁がありました。

ここでいったん委員会を休憩して、協議会での協議の結果、地域開発調査特別委員会については、調査を終了する方向性が示されました。その後、委員会を再開して、討論を行い、一委員から、重要課題は今後も山積しているので特別委員会については、調査項目を整理・検討して再度設置をして欲しいとの意見が出されました。

その後、採決を行い、全員異議なく、調査第4号、地域開発に関する件については、調査を終了することに決しました。

以上、調査の概要を御報告申し上げましたが、報告漏れ等がございましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。以上でございます。

議長（児玉忠義） 補足説明はありますか。

（な し）

議長（児玉忠義） 以上の各委員長報告に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（ な し ）

議長（児玉忠義） 御質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

これより、討論、採決を行います。

ただいま行財政改革、防災対策、地域開発各調査特別委員長報告において調査終了の報告がありました。よって調査第2号、第3号及び第4号、以上3件の調査終了についてを一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

（ な し ）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより調査3件を一括して調査終了の採決を行います。

行財政改革、防災対策、地域開発各調査特別委員長報告のとおり、調査3件はそれぞれ調査終了と決定することに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、行財政改革、防災対策、地域開発各調査特別委員長の報告のとおり、それぞれ調査終了とすることに決定いたしました。

審議結果

閉会中継続調査

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 2 号	行財政改革に関する件	行財政改革調査特別	調 査 終 了
第 3 号	防災対策に関する件	防災対策調査特別	調 査 終 了
第 4 号	地域開発に関する件	地域開発調査特別	調 査 終 了

日程第3 議案の上程

議長（児玉忠義） 日程第3、議案の上程を行います。

上程議案につきましては、その朗読を省略いたします。

お手元にお配りしております議案書のとおり、議案第77号から第96号まで及び諮問第4号から第6号まで、計23件でございます。

平成19年第4回佐伯市議会定例会上程議案一覧表

議 案

番 号	件 名
第 77 号	大分県交通災害共済組合理約の変更について
第 78 号	佐伯市市民栄誉賞条例の制定について
第 79 号	財産の無償貸付けについて（旧中浦小学校校舎及び屋内運動場並びに土地）
第 80 号	佐伯市消防本部及び消防署の設置等に関する条例等の一部改正について

第 81 号	佐伯市都市公園条例の一部改正について
第 82 号	佐伯市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の一部改正について
第 83 号	佐伯市デイサービスセンター「楽々園」の指定管理者の指定について
第 84 号	佐伯市デイサービスセンター「海悠園」の指定管理者の指定について
第 85 号	佐伯市敬老祝金条例の一部改正について
第 86 号	財産の取得について（老人福祉施設用地）
第 87 号	佐伯市学校給食センター条例の一部改正について
第 88 号	高松辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第 89 号	黒沢辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第 90 号	山口辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第 91 号	宇藤木辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第 92 号	小川辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
第 93 号	久保浦片神辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第 94 号	葛原辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第 95 号	新たに生じた土地に確認及び字の区域の変更について（蒲江大字猪串浦）
第 96 号	新たに生じた土地に確認及び字の区域の変更について（蒲江大字畑野浦）

諮 問

番 号	件 名
第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者塩月和子）
第 5 号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者市原茂治）
第 6 号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者伊東幹紘）

報告事項

番 号	件 名
第 4 号	繰越明許費繰越計算書について （平成18年度佐伯市一般会計予算）
第 5 号	繰越明許費繰越計算書について （平成18年度佐伯市介護保険特別会計予算）
第 6 号	繰越明許費繰越計算書について （平成18年度佐伯市簡易水道事業特別会計予算）
第 7 号	繰越明許費繰越計算書について （平成18年度佐伯市土地区画整理事業特別会計予算）
第 8 号	繰越明許費繰越計算書について （平成18年度佐伯市農業集落排水事業特別会計予算）
第 9 号	繰越明許費繰越計算書について （平成18年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計予算）
第 10 号	事故繰越し繰越計算書について （平成18年度佐伯市一般会計予算）
第 11 号	佐伯市障害者福祉計画の策定について

第12号	佐伯市土地開発公社の経営状況について
第13号	財団法人佐伯勤労者福祉協会の経営状況について
第14号	佐伯市蒲江栽培漁業有限会社の経営状況について

日程第4 提案理由の説明

議長（児玉忠義） 日程第4、提案理由の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長（西嶋泰義） 皆さん、おはようございます。平成19年第4回佐伯市議会定例会の開会に当たり、市政諸般の報告を申し上げ、あわせて今回提出いたしました諸議案について、その概要を御説明いたします。

第1 市政諸般の報告

1 佐伯市総合体育館の完成について

去る4月15日、佐伯市総合体育館の落成式が現地で行われました。この体育館は、佐伯市総合運動公園に整備する最後の体育施設として、平成17年から工事を進めてきたもので、メインとサブの二つのアリーナやトレーニングルーム、軽スポーツ室等を備えた本格的な施設であります。来年開催される大分国体のリハーサル大会及び本大会並びに本年9月に開催される大分県民体育大会のレスリング会場となるほか、市民スポーツの場としても大いに活用されるものと確信いたしております。

また、この体育館の完成でキャンプ地としての魅力が高まったといえ、キャンプ誘致などスポーツによる市の活性化に積極的に取り組んでまいります。

2 御手洗富士夫氏への名誉市民称号贈呈記念碑の設置について

昨年、本市出身で社団法人日本経済団体連合会会長の御手洗富士夫氏に佐伯市名誉市民の称号を贈呈いたしました。このほど、その記念碑を佐伯市総合体育館玄関横に設置いたしました。

去る4月15日には、大変御多忙な御本人に代わり出席された実兄の御手洗東洋^{とうよう}氏を始め関係各位御出席の下、記念碑の除幕を行ったところであります。

経済界のトップリーダーとして日本経済発展のために御尽力されている御手洗会長は佐伯市民の誇りであり、今後ますますの御活躍を御祈念申し上げます。

3 佐藤卓男副市長の退任について

佐藤卓男副市長が去る4月30日付で退任し、大分県に復帰いたしました。

佐藤氏は、平成17年7月に本市の助役に就任していただき、これまで1年9か月の間、その卓越した識見と確かな行政手腕で合併間もない新市の円滑な運営に多大な貢献をしていただきました。

特に、本市の行財政改革の推進に当たっては、精力的に活動され、その功績は大変大きく、改めて、その功績に感謝するとともに、今後も更なる活躍を御期待申し上げます。

4 市の花、市の木、市の鳥、市の魚の制定について

新市の一体感を醸成するため、昨年から一般公募、選考委員会、パブリックコメントを経て、市の花、市の木、市の鳥、市の魚の選定作業を進めてきましたが、本年4月に市の花をヤマザクラ、市の木をカシ、市の鳥をメジロ、市の魚をアジとアユに決定いたしました。

いずれも市民にとって身近で親しみやすく、佐伯市のイメージに合致するものであります。今後、市のシンボルとしてさまざまな場で活用していきたいと考えております。

5 佐伯教育市民ホール「まな美」の利用開始について

旧佐伯信用金庫本店の土地・建物を購入し、市の新しい庁舎として改修を進めてきましたが、去る3月19日、佐伯教育市民ホール「まな美」として利用を開始いたしました。

この庁舎には、教育委員会、国体推進課等の部署を配置しています。また、既存の金庫室を収蔵庫として活用し、市が所蔵する絵画や貴重な歴史資料などを保管いたします。

さらに、開庁日には1階市民ホールを市民ギャラリーとして開放するなど、市民の活動、ふれあいの場としても活用いたします。先月には、「佐伯市所蔵絵画作品展」と題し、佐伯市を代表する画家である故菅一郎画伯、故保田善作画伯の市所蔵作品を展示し、好評を博したところであります。

6 タウンミーティングの開催について

市民の声を生かした「市民との協働によるまちづくり」の一環として、今年も5月中旬から下旬に掛けて市内各地でタウンミーティングを開催いたしました。

今回は「高齢化社会」をテーマに日中に開催し、各会場で活発な意見を交わしたところであります。

7 さいき春まつりについて

去る3月31日、4月1日の2日間にわたり、恒例のさいき春まつりが開催されました。

今年は、旧市町村ほぼすべての地域からステージ行事に参加があり、伝統芸能等が披露されました。また、今では春まつりの名物行事となった「竹灯物語」につきましても、これまで市役所青年部が中心となり実施してきましたが、ボランティアの輪が市内の企業、学校、児童クラブへと広がり、このさいき春まつりが全市的な祭りになりつつあると実感いたしております。今後更に、この祭りを全市民の祭りとして盛り上げていきたいと思っております。

第2 提案理由の説明

今回提出いたしました議案は、予算外議案20件及び諮問3件であります。

以下、その主なものについて概要を説明いたします。

1 予算外議案について

予算外議案につきましては、いずれも議案の末尾にそれぞれ提案の理由を付してありますので、そのすべてについての説明は省略させていただき、主なものについて申し上げます。

議案第77号「大分県交通災害共済組合規約の変更」につきましては、大分県交通災害共済組合の議員の定数及び選挙の方法を改めるに当たり、当該組合を組織する市町村と

協議をし、規約を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第78号「佐伯市市民栄誉賞条例の制定」につきましては、特に顕著な業績により、市民の誇りとして尊敬され、佐伯市の名を高めたものに対し、佐伯市市民栄誉賞を贈り表彰することに関し、新たに条例を制定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第79号「財産の無償貸付け（旧中浦小学校校舎及び屋内運動場並びに土地）」につきましては、廃校となった学校施設及び土地の有効利用を図るため、農水産物の直売所及び観光客の宿泊施設の開設並びに各種文化教室の開催等の地域コミュニティ事業を実施する特定非営利活動法人サンサン・ドリームに、旧中浦小学校の校舎及び屋内運動場並びに当該施設が所在する市有地を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第82号「佐伯市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の一部改正」並びに議案第83号及び議案第84号の「楽々園及び海悠園の各デイサービスセンターの指定管理者の指定」につきましては、現在定めている楽々園及び海悠園の指定管理者の管理指定期間を、その期間満了後も引き続き指定管理者による管理とするため、当分の間、1年間とすることについて、条例を改正し、あわせて指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第86号「財産の取得（老人福祉施設用地）」につきましては、養護老人ホーム敬愛園の民設民営化を図るため、現在同施設の指定管理者である社会福祉法人双樹会が平成19年度に施設を建て替える予定であることから、その建替え用地を市が貸付けるに当たり、当該用地を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第88号から議案第92号までの「高松、黒沢、山口、宇藤木及び小川の各辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定」につきましては、これらの辺地において、市道、林道、消防施設、簡易水道施設、その他の公共的な施設の整備を実施するに当たり、財政上の特別措置の適用を受けるために、それぞれの辺地に係る公共的施設の総合整備計画を新たに策定することに関し、議会の議決を求めるものであります。

議案第93号及び議案第94号の「久保浦片神及び葛原の各辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更」につきましては、久保浦片神辺地において、大入島診療所の医療機器の追加整備を、また葛原辺地において、藻場の再生を目的とした増殖場の整備を、それぞれ平成19年度に実施するに当たり、既存のそれぞれの辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することに関し、議会の議決を求めるものであります。

議案第95号及び議案第96号の「蒲江大字猪串浦及び蒲江大字畑野浦における新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更」につきましては、大分県又は佐伯市が施行した各公有水面埋立工事のしゅん工に伴い、それぞれの埋立地を確認し、同土地を隣接する字の区域に編入しようとするものであります。

2 諮問について

諮問第4号から諮問第6号までの「人権擁護委員候補者の推薦」につきましては、東 勸 夫氏ひがしかんおが平成18年12月31日付で辞任したため、新たに塩月 和子氏しおつきかずこを後任の候補者として、また市原 茂治氏いちはらしげはる及び伊東 幹紘氏いとうもとひろの任期が来る平成19年9月30日で満了するため、両氏を再度候補者として、それぞれ推薦することについて、あらかじめ議会の意

見を求めるものであります。

以上をもちまして、今回提出いたしました諸議案の概要の説明を終わらせていただきます。

なにとぞ御協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長（児玉忠義） 引き続き、報告事項第4号から第14号までについて、担当部長の概要説明を求めます。その間、暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前11時39分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日はこの程度にとどめまして、11日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午前11時40分 散会

平成19年 第4回

佐伯市議会定例会会議録

第2号 6月11日

第4回 佐伯市議会定例会会議録（第2号）

平成19年6月11日（月曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1番	三浦	渉	2番	高橋	香一郎
3番	川野	紀久雄	4番	曾宮	司好
8番	後藤	幸吉	9番	江藤	茂
10番	清家	好文	11番	矢野	精幸
12番	矢野	哲丸	13番	河原	修仁
14番	宮脇	保芳	15番	佐保	曉
16番	小野	宗司	17番	肥後	四々郎
18番	榊田	穂積	19番	村尾	清一
20番	井野上	準	21番	河野	豊
22番	下川	芳夫	23番	柳井	二生
24番	泥谷	和喜	25番	菅原	忠
26番	和久	博至	27番	日高	嘉己
28番	渡邊	邦壽	29番	染高	玉夫
30番	児玉	忠義	31番	甲斐	迪彦
32番	狩生	寿一	33番	廣瀨	精一郎
34番	吉良	栄三	35番	高司	政文
36番	浅利	美知子	37番	河野	周一
38番	玉田	茂	39番	河村	周一
40番	児玉	輝彦	41番	松田	清一
42番	戸山	盛喜	43番	寺島	孝幸
44番	土師	辰英			

欠席議員の氏名

なし

出席した事務局職員の職氏名

局長 吉岡 定光

説明のため出席した者の職氏名

市副教	市	長	西	嶋	泰	義	教	育	次	長	川	島	ふみえ
総務	務	長	塩	月	厚	信	消	防	長	長	高	橋	忍
財政	務	長	武	田	隆	博	上	浦	振	長	大	鶴	安
企画	部	長	大	鶴	直	己	弥	生	興	長	加	藤	宗
市民	部	長	久	保	成	太	本	匠	興	長	御	手	隆
福祉	部	長	三	原	信	行	直	川	興	長	曾	宮	清
建設	部	長	田	崎		誠	宇	目	興	長	安	藤	美
農林	部	長	菅		俊	邦	鶴	見	振	長	浜	野	弘
上下	部	長	川	人	宣	行	米	水	津	長	高	治	芳
	部	長	河	野	伸	生	蒲	江	振	長	児	玉	一
	部	長	戸	高	公	人			興				和
									局				康

議事日程第2号

平成18年6月11日(月曜日) 午前10時00分 開議

第1 大分県後期高齢者医療広域連合議員の選挙

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 大分県後期高齢者医療広域連合議員の選挙

日程第2 一般質問

午前10時00分 開議

議長(児玉忠義) 本日の平成19年第4回佐伯市議会定例会第8日目は成立いたしました。
直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 大分県後期高齢者医療広域連合議員の選挙

議長(児玉忠義) 日程第1、大分県後期高齢者医療広域連合議員の選挙を行います。

この広域連合議員につきましては、大分県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により本市の議員から2名を選出することになっておりますが、議会構成の変更に伴って委員2名が欠員となり、今回選挙を行うものです。

おはかりいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

大分県後期高齢者医療広域連合議員に浅利美知子さん、児玉忠義、以上の2名を指名いたします。

おはかりいたします。

ただいま、議長において指名いたしました2名を大分県後期高齢者医療広域連合議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました2名が大分県後期高齢者医療広域連合議員に当選しま

した。

ただいま、同広域連合議員に当選しました2名が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知をいたします。

日程第2 一般質問

議長（児玉忠義） 日程第2、一般質問を行います。

通告による質問者の順序を発表いたします。

1番、三浦渉君、2番、戸山盛喜君、3番、玉田茂君、4番、吉良栄三君、5番、和久博至君、6番、河野周一君、7番、矢野精幸君、8番、矢野哲丸君、9番、村松講一君、10番、泥谷和喜君、11番、肥後四々郎君、12番、榎田穂積君、13番、江藤茂君、14番、渡邊邦壽君、15番、井野上準君、16番、下川芳夫君、17番、小野宗司君、18番、寺島孝幸君、19番、河野豊君、20番、高司政文君、21番、後藤幸吉君、22番、土師辰英君、23番、児玉輝彦君、24番、浅利美知子さん、25番、宮脇保芳君、以上の順序で順次質問を許します。

なお、本日の質問者は6番までといたします。

1番、三浦渉君。

1番（三浦渉） 市長、おはようございます。おはようございます。くじを引く度に1番が出て大変恐縮に思っております。南風会の三浦渉でございます。初日、トップを切って質問をしたいと思いますが、初日にいろいろトップが問題があれば最後まで問題があるのでひとつお聞き苦しい点もあろうかと思っておりますけど、ひとつよろしく願いいたします。それでは、通告に基づき一般質問を行います。本日は大きく3点であります。

まずは、17年3月3日、県南市町村合併時に最重要路線となっております県道三重弥生線の道路改良工事の件であります。昨年18年9月27日、主要地方道三重弥生線の整備促進期成会を設立し、その後、一度豊後大野土木事務所と佐伯土木事務所へ陳情の経緯がありますが、本年度、19年度はもう既に始まっておりますが、今後どのように陳情の計画を立てているのか、また戦後初めて大野市と佐伯市が手を結び、一日も早くこの路線の改良をやろうと立ち上がった。その熱気あるうちに方向付けを考えたらどうだろうかというお尋ねをいたします。

2点目でございますが、社会福祉協議会についてでございます。デイサービスの鶴望園の件でございますが、18年8月22日入札が行われております。その入札に先立ち、現地の説明会が行われて、その説明会の日時は、18年8月11日金曜日午後1時から現地に集合し現地説明の出席者、社会福祉法人佐伯市社会福祉協議会、株式会社小野明組、社会福祉法人若葉会、社会福祉法人長陽会、4者と申しますか、4団体と申しますか、いずれにいたしましても社会福祉協議会が参加いたしておることは事実であります。そこで市長、佐伯市の予定価格は7,097万6,200円となっております。佐伯市社会福祉協議会は佐伯市の予定価格より2,130万3,800円も高く入札を行っておりますが、その積算の根拠は何があるのでしょうか。2,100万も高く、入札を無理に落札をしようという理由はあるのか、その高く入札を行うという社会福祉協議会の理事会の議決をした文書があれば公表していただきたい。現在、理事、役員の名簿を見ると会長は元弥生町長の一瀬茂亀会長となっているが、その選任基準とな

っている欄に学識経験者となっているが、どのような点から学識経験者というのか、市長お尋ねをいたします。併せて施設をまた業務を拡大しようということは理事会、役員会に議決を取っておるのか、この点も併せてお尋ねをしておきます。

3点目でございますが、前回まで私が一般質問をやっております。毎回毎回質問を行っておりますが、少し見えにくい点が二、三ありますので今回お尋ねをいたします。まずは、昨年の12月に質問にたった番匠川清流条例の質問に対し、市長は議員御指摘のとおり、河川環境の保全を図ることにより良好な水質及び水量が確保される。市民が安らぎのある生活を資するためにも清流条例の制定は大変有意義なことだと思っております。早急に調査研究を行うと答弁をいただいております。どこまで調査が進んでおるのかお尋ねをいたします。もう1点は、蒲江エコセンターの件でございますが、昨年の9月、議会にて質問を行った時に、確かに5,000万から6,000万の経常経費が掛かっております。エコセンター番匠に合併すれば年間委託費が1,500万から2,000万であがると答弁をいただいておりますが、一日も早くその検討に入ると言いながら、早くも9か月がたち去ろうとしております。どの辺までこの研究調査が進んでいるかお尋ねをいたします。もう1点でございますが、本匠西小学校の校舎の件、防災基地とグラウンドの件でございますが、一日も早く解体し防災基地を兼ねたグラウンドをとということで質問をいたしました。早急に解体し、面積が取れば防災基地に指定はできると思うと答弁をいただいておりますが、この点について、18年2月10日付で請願を受理され議決を見ているところでありますが、その後どうなっておるか、この3点をお尋ねして1回目の質問を終わります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 皆さんおはようございます。トップバッターの三浦議員さんから御質問をいただきました。一つは、県道三重弥生線期成会その後の進展は、2は、社会福祉協議会について、3は、前回までの一般質問についてということでございます。私の方からまず、県道三重弥生線の期成会後の進展はとの御質問に対してお答えを申し上げたいと思っております。先ほど御質問がありました主要地方道三重弥生線は、豊後大野市と佐伯市を結ぶ延長42キロの主要地方道であります。本路線は、両市の産業・経済振興及び観光開発の点からも大きな役割をもち、さらには生活道路として重要な道路でございます。現在、管内では波寄工区、井ノ上工区、因尾工区の3工区、そして豊後大野管内では松尾工区において道路が進められているところであります。その改良率は県の平均より低く、早期整備が待たれるところであります。こういった地域の事情を踏まえ、この路線の整備を促進し、地域発展に寄与することを目的として、昨年の9月に議員がおっしゃいましたように、主要地方道三重弥生線整備促進期成会が結成されたところです。期成会結成後の動きといたしましては、議員が言われました豊後大野市並びに佐伯の両土木事務所に対して要望行動を行うなど、本路線の早期整備に向けた取組を進めてきたところであります。また、別に私の方といたしましては、昨年の11月27日に県に対し、東九州自動車道の追加インターの設置を要望した際にも、県の土木建設部長へ主要地方道三重弥生線を含めた市全体の道路の事業促進について要望行動を行うなど、あらゆる機会をとらえて積極的に取り組んでいるところでございます。そうした中で、詳細につきましては、担当部長より答弁させていただきます。

また、前回までの一般質問についてということでございますが、答えが出てない部分はどうかということで、私の方も一般質問に対する答弁の中で、検討、研究する旨、答弁し

た案件につきましては、昨年の6月の全員協議会で議会からの申入れを受けまして、本年度から報告するというところでしております。対象は、議会の定例会の一般質問といたしまして、今回の報告について、平成18年第2回定例会3月議会から18年第7回定例会12月までの1年分、いわゆる案件として全部で約99件ございます。現在、その報告書の最終調整を行っておりますので、本議会中にお手元に届けたいとしております。その他、質問につきましては担当部長の方から答弁させていただきたいと思っております。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） おはようございます。三浦議員の県道三重弥生線の期成会についての御質問にまずお答えいたします。先ほど市長からも答弁がありましたように、主要地方道三重弥生線整備促進期成会は、本路線の整備を促進し、地域の発展に寄与することを目的として両市の行政、市議会、商工会、地元住民などが連携し、昨年の9月27日、市長先ほど6月と私聞こえたんですけれども、9月27日に設立されたところでございます。昨年の第1回通常総会におきまして、波寄工区、井ノ上工区の早期完成、それから松尾工区の早期着工と完成及びその他未改良区間の早期計画策定と工事着手を関係機関に強く働き掛けるという事業計画が決定されました。この事業計画に基づきまして、本年2月15日に県の豊後大野、佐伯両土木事務所を訪れ、事業促進に向けての要望行動を行ってまいりました。当日は、両市の会員のほぼ全員の方が出席し、要望行動を展開したところです。特に、佐伯土木事務所の要望行動には、本匠道路整備を考える女性の会の会員5名の方も出席をし、関係地区の女性の立場からの要望行動も行ったところであります。これに対して、佐伯土木事務所長からは、因尾工区は早急に路線を決定し新規工区を設定したい。波寄工区は一番狭い箇所の拡幅工事に掛かっている。井ノ上工区については、平成19年度に二つの橋梁上部工を施工し、20年度中には渡れるようにしたい。この路線は主要地方道なので県平均の78%以上の改良率になるよう努めていきたいとの回答がございました。一方、豊後大野土木事務所長からは、松尾工区について、18年度用地取得が終了し、平成19年度から工事着手する予定であること。また、鷲谷地区の災害防除工事は用地買収済みで工事に着工でき、平成19年度完成予定であるが、新たな区間については県も財源が不足しており、アイデアを出しながら事業に取り組んでいくとの回答がございました。今年度につきましても、7月下旬に期成会の総会を開催予定であり、今度とも本期成会による県への要望行動を継続的に実施していきたいと考えております。国や県においても財政状況の厳しいことには変わりはなく、道路特定財源の見直しが議論されていることから、市議会での道路特定財源の確保に関する意見書の採択や他市町村と連携した広域的な道路関係団体を通じて、地方が真に必要な道路関係予算の確保が図られるような国に対する要望行動も同時に行ってまいりたいと考えています。それから、通告書にはございましたけれども、三浦議員の方から御質問が今なかったようでございますが、217号関係はどういたしましょうか。一応通告書に従って答弁したいと思っております。次に、国道217号佐伯弥生バイパスの第2期工区、弥生小田から古市間の状況についてお答えいたします。古市地区につきましては、トンネル明かり部の用地買収もほぼ90%進んだ状況であり、弥生小田地区においても今後用地測量等、詳細な調査に着手したいとのことであります。市としましても県との連携を図りながら、第1期工区の早期完成並びに第2期工区の整備促進について働き掛けていきたいと考えています。最後に、現国道217号中央通り付近の交通事故が多発している原因調査についての御質問ですが、佐伯警察署の見解では、事故の被害者

となった方のほとんどが高齢者であり、横断歩道以外での横断中の事故や運転手の前方不注意など、交通安全に対する認識不足も大きな要因だと言われています。その対策として、横断防止柵を^{まく}設置いたしましたが、沿線が商店街であり、設置に対する理解が得られない箇所があったり、また駐車場の出入り口であるため柵の設置ができないなど、現状では完全な対策とまでは至っておりません。また、事故が夕方以降に多く発生していることから、道路管理者である大分県に道路照明の設置について要望をしているとのお答えでありました。一方、道路管理者である大分県の見解は、事故の原因が道路構造にあれば改善しなければならないが、その特定ができていないとのことであり、現時点では万全な対策を見出していない状況でございます。今後も更に公安委員会、県土木事務所と協力し、事故発生箇所や発生時刻などを検証し、その原因についての解析と対応策の検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） では、社会福祉協議会について、通告書に沿ってお答えをいたします。社会福祉協議会は、行政組織や附属機関ではありませんので、一般質問にはなじまないと考えますが、理事の一員としてかかわっておりますので、会議等の資料を基にお答えしたいと思っております。社会福祉協議会の役員は、法人の定款で定数や選出方法が定められており、理事は学識経験者10名、さらに行政、議会、自治委員会、老人クラブ、ボランティア団体、福祉施設等の代表8名、計18名で構成されております。この理事選任に当たっては、地域代表9名、民生・児童委員代表9名、さらに市内の各協力機関・団体等から選任の計37名で構成する評議委員会で選任する仕組みになっております。会長選任に当たっては、理事の互選により選任すると定められており、他の社会福祉法人より一層公共性、透明性が高いものとなっております。理事会は、地域福祉推進のあり方や社会福祉協議会の経営等について幅広く議論し、方針を決定する機関であります。理事会での決定事項につきましても、評議委員会での議決が必要とされております。また、学識経験者とは社会福祉に関する教育を行う者、研究を行う者、社会福祉事業・社会福祉行政に従事経験を有する者等として聞いております。以上です。

議長（児玉忠義） 総務部長。

総務部長（大鶴直己） 平成18年3月議会の際に、当時の総務部長が防災ヘリ基地の指定について、本匠西小学校の跡地を防災ヘリ基地として条件が整えば、現在指定しております本匠西スポーツ公園からの変更を含めて県とも協議をして検討したいという答弁を確かにいたしております。その後、平成18年、昨年7月21日に大分県防災航空隊に調査を依頼いたしまして、上空調査、飛行機で撮影をしてもらいましたが、その結果、一定の基準を満たせば可能であるという見解をその時にいただきました。しかし、その後、19年度から改良工事が開始されます県道三重弥生線がどうやらグラウンドが経路に入る可能性が強いということの情報が入りまして、そのルートの絡みがありまして、再度現地調査を航空隊にしてもらわなければ最終判断はできないということになりまして、今の状況に至っているところです。早急に県道三重弥生線のルートの絡みと実際に可能であるかというところの現地調査をしていただきながら結論を出すように協議を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 三浦議員ちょっとですね、蒲江エコセンターの件と、それと番匠川の水系の

上流のあれは、今市長が後できちっと80何箇所あるやつの後できちっと出すということではないですか。これ答弁いいですか、それはもう答弁いりませんね。

それでは再質問。三浦議員。

1番（三浦渉） 再質問を行います。県道三重弥生線、川人部長の答弁がありましたけれども、道路で、217号線からいきましょう、217号線の失礼しました。1枚飛ばしておりましたので、通告はしておりましたんですが、私は前回、道路調査を入れたらどうかということであったが、調査も入れずに道路ということは特定できない。これは道路の調査というのは、警察官やこの近所の国交省の職員では、県の職員ではできないわけです。これは国土交通省の本課に専門家がおるわけですから、そういうところに調査を依頼して、道路が悪いから事故が起きるのではないかとということ、白杵の市長は調査をしているよと質問をしたところが、前部長がそういうことを聞いたので、早速そういった方向で動きましょうという答弁をいただいておるわけです。1からおさらいをするようなことをしないで前部長の言ったことを引継いで新しい部長は答弁をしてもらわなければ、我々ずーっと引継いで質問しよるわけですから、もう一度これについては再度国土交通省と県と調査をして商店街があれば道路が悪いのであれば商店街の立退きをお願いしたらいいんじゃないかなどこのように思っております。あなたが一人でどうだこうだという調査をする問題じゃない。市長名でそういった部局を集めて会議を持って、現地の調査をして、それからこうした方がいいんじゃないか、いや駄目だ、いいんだということをやってくださいというお願いをしておるわけでありまして。三重弥生線については、市長も先ほど答弁もありました。あなたの答弁をしていただいたけれども、これについては今後の対策はどうなっておるのかという質問に、過去のことばっかり答弁をして、今後はどうするのか、本匠工区は3工区あってできない。それは土木の所長が1工区でも終わればまた新しい工区を口を立ててもいいということであるならば、豊後大野市と期成会をしておるわけですから、豊後大野市の方からでも方向性はできないのかと、そういったことを聞きたいわけですから、過去のことをだらだらだら説明をしていただいてももう過去のことはどうしようもならないわけです。これから先、あと残りが17キロ、1キロずつして17年、本匠工区は17年1キロ年間しても17年掛かります。そして今、竹田、直入、荻、こういった方は熊本空港に全部、東京に行くのは熊本空港に行っておる。そしてもう来月から大分空港沖縄便はなくなるわけです。7月1日から大分空港の沖縄行きはもう廃止、そういったことで、この路線を一刻も早く開通すれば、沖縄に行くのも熊本空港経由で行かれる。1時間半で熊本に行けるわけですから、いくら津久見線のインターが降りても飛行機が飛ばないわけですから、国東に行っても沖縄に行くのは役をしない。この路線を一刻も早く整備をすることを今日は質問に立っておるわけです。過去の事を聞きよるんじゃないので、もう一度あなたの判断をお尋ねをしたい。

社会福祉協議会については、一般質問となじまない、部長どうということですか。市民の香典返しを1,200万、あるいは自治委員さんから500円ずつお願いしますという、こういったことで手数料もなく取った資金が2,000万、19年度は市長名で議決した予算が2,000万、自治委員がそういったことで集金をしながら集めた資金等が入っておる社会福祉協議会に一般質問がなじまない、という観点からそういうことを言よる。介護保険という国が決めた保険だけでやりよる民間の施設であればそういうことを言えばいいんですけれども、ちょっとその辺について聞きにくいわけでございますけれども。それと、先ほど私が言った鶴望園の

入札に社会福祉法人佐伯市社会福祉協議会というのが9,000何百万で、9,228万円で入札に参加してあるわけですね。じゃあここで大きな赤字が出た場合はどうするのかと。理事会の議決を取って理事会で審議をして市民の代表の市長も理事で入っているが、これで9,228万円で一瀬会長に入札をしてもいいよという指示を出したのか、その辺について聞きたいわけです。そこで大きな赤字が出たら8万何千人にまたかぶせるんですか。勝手に9,228万という数字を一瀬会長が入札したんじゃないんですか。だから私が私物化って書いてるわけです。理事会の中ではそういうことを知らんという理事もありますよ。入札に参加して9,200万円もの入札の札を入れたっていう知らないという理事もありますよ。全員じゃないけど何名かに私は聞いてこうしよるわけです。そういう議事録とかあるんですか、これで大きな赤字が出た場合は、社会福祉協議会が失敗した場合は誰が責任をとるんですか。だから聞きよるわけ。公共性の強いって、あんたもさっき言うたじゃあないですか。市長がトップで理事に入っちゃうじゃないですか、市民代表で、2,000万円も19年度は補助金を出してあるじゃあないですか。地区の自治委員会を使って500円とか集めらしとるじゃあないですか。香典返しも全部入っているじゃあないですか。どうして地域を代表した市議会の議員が質問がなじまないと言う、おかしいじゃあないですか。これ失敗したら誰が責任をとるんですか。一瀬さんがとるんですか。9,200万円という札を入れとるわけです。入札ですから社会福祉協議会に落札する場合もある。その辺について私は議員として質問をしよるわけです。市長これ知っちゃったんですか。これ入札、札を9,228万って社会福祉協議会が、今年の8月の22日に入札に参加して入札箱に入札札を入れた時に、その数字を市長黙認しちゃったんですか。議事録はあるんですか。やはり議事録でそういうものを証明してもらわなければ一瀬会長が、あるいは一人、二人の人間で業務を拡大するために市民に損害・被害を与えた場合は誰が責任をとるんですか。その辺について1点詳しく。それともう1点が、学識経験者、市長がこれは採用って言うのがいいのか、雇用って言うのがいいのか、市長が当分忙しいから一瀬茂亀さんを社会福祉協議会にということで全員協議会に説明があった。こういった方、学識経験者って書いておりますけど、どういう観点から学識経験者って言うのか、人の悪いことをインターネットで書いて飛ばすそういう技術があるから学識経験者って言うのか、どういところ観点から学識経験者と言うのか分からないわけです。人が苦しんで一生懸命頑張って選挙をやりよる時に、インターネットで全国版でそういう人の悪いことをひぼう中傷するような技術があるから学識経験者って言うのか、その辺のところをもうちょっと詳しく学識経験者っていうところを説明をしていただきたい。

それと蒲江エコセンターとか、そういうことについては今議長から後で説明があるということでございますが、本匠の西小学校のグラウンドの件でございますが、ちょっとこれは総務部長、ちょっとねおかしなところがあるから今回あえてね質問をさせていただいた。18年の2月10日、請願を受理してある。防災基地にお願いしたいと、ね、受理してある。そして地域審議会では是非ともこれをやっていただきたいということで、18年の12月14日、地域審議会第1号でこれ上がっている。地域審議会の議決については最優先するというのを全員協議会で市長我々言うてある。最優先、この地域審議会の本匠から上った資料が上ってビックリして請願の1年たった後に請願の答弁を我々に配っている。1年間この請願を何にもしないでむしてあった、請願書をね。そして、地域審議会から資料が出てきてビックリして請願の内容の理由を県道が通るじゃの長々と説明を書いて、その理由書を今年の3月28日です

か、上ってきている。これは市長、小学校を統合した時に耐震の強度がないという教育長から説明をいただいている。それじゃあ危険校舎で危ないということで小学校統合が大変難しかったんですが、やむなく東と西との統合が決定をしたわけです。危険校舎で統合を決定したということは、後片付けまで統合に入っちゃうんじゃないんですか。後片付け、廃校にする学校はどうするんかと、グラウンドはどう使うのかと、ただ子どもだけ引き抜いで、新しい校舎に連れて行けば統合が成立したという行政の考え方はおかしいじゃないですか。そこに企業を何か連れてくるとか、解体してグラウンドを造るとかいうもの、最後の後片付けまでが統合に入っているんじゃないんですか、私はそういう認識をしないと。いつまでもあっちこっちに中学校・小学校が建っているが幽霊屋敷みたいなことで建っているけれども、危険だから早く統合しなさいという武田教育長の説明が何度も何度もあったわけです。危険ということは、中に入るから危険であるのか、近所に行かれないから危険であるのか、耐震の強度がないということの説明の中でやっているわけですから、予算が厳しいとか、計画がどうだとかじゃあなくて、やはり後片付けまできちんとするのが統合の仕事じゃないですか。後はもう誰が入ろうと、草がグラウンドに生えようと、新しい校舎に教育委員会の答申どおりに新しい校舎に子どもを連れて行ったからもうそれで終わりだという考えですか。その辺については、教育長に答弁をもらおうかね。教育長が西に来て何回も何回もそういう話、危険だから、子どもがかわいそうだ、子どもが少ないから危険だという。その二つの両刀でもって説得したわけですから、後片付けまで入れてもらわなければ、子どもだけ連れて行ってもらったんじゃない困るわけで、グラウンドを整備するとか、校舎を壊すとか、あるいは校舎をまだ使えるんじゃないらどうかするとか、使えるはずはないわけですから、もう子どもも入れられないようなものを地域のしに入れていうのは無理ですから。それと県道にかかるといような大鶴総務部長の説明であったが、確かに県道バイパスが変更になってプールと体育館は確かにかかる。それはまあ県の補償費とかいろいろ入ってくるから、また市の考え方の方向性でいいと思いますけれども、小学校の校舎とグラウンドはそういうものにかからないわけですから、プールが全部と体育館がかかるわけですから、それはそれとして、グラウンドと小学校は早く解体してちゃんと最初の目的どおりにやっていただきたい。どうかこの辺のところを私も説明をよくできんが、請願を1年間そのままほっとって、地域審議会の資料が出たらあわてて請願の理由が県道がうんぬんとかいうことを書いてきておる。この芝居は誰がしたのか知らないけれども、こういうものでは納得はできない。当時の総務部の方でやっていると思います。それは資料を追っていけば分かると思いますけれども、地域審議会は15名、その中で1名欠席で14名、全員一致でこれを決議をして市長あてにしている。市長もある面では地域審議会の言うことを優先すると、ある面ではいろいろ因縁を付けて先延ばしすると。それは市長どうか、耳ざわりが悪いと思うんですが、その辺について。じゃあエコセンターと番匠川の清流についてはのちほどまた資料でもらえるということでございます。

一つ落しておりました217号線の小田から古市、これについて調査を19年度は用地の調査に入るといということで、部長先ほどそういうふうにご覧になったんですけども、そういうことでいいんですか、早急に、もうあの臼坪・女島とか市長が力を入れて提案理由で何回も言うておりますけど、用地ができない所は県に行って市長がもう切れって言うたと、小田から古市のできる所をやらなきゃできない所をいつまでもしがらみついでいってどうしようもないわ

けですから、弥生と古市を結ぶこのバイパスに急いで取り掛かるようお願いをしたいなあということでございますので、再度答弁をお願いします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 三浦議員さんから再質問でいろんな角度から御指摘をいただいております。議員も御存じのとおり、合併をいたしましていろんな統合問題、いろいろなっておるわけですが、またできる部分、できない部分、それに一つずつ私ども対応してるわけですが、地域審議会の資料ということで審議会についても最優先の懸案事項として考えていきたいということは地域全体の要望でございます。そうした中でもやはり私どももマル公の中でどういう具合に財源をうまく使っていくのかと、また合併以前からの約束事もありますので、そうしたことを精査しながらやっていきたいと思っております。いろんな詳細にわたっておりますので、つきましては担当部の方より答弁させていただきます。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 三浦議員の再質問でございますが、統合ということで三浦議員がおっしゃったことでございますが、基本的に統合というのは、総合的な見地で学習環境を整えるという条件で統合を進めていったわけでありまして、危険校舎というだけで統合を進めたわけではございません。この時の条件の中で、校舎が危険校舎で三浦議員が御指摘されるとおり、危険校舎であるということ而建て替えるだけの財政力が今現在あるか。それから子どもたちがそれだけ人数が確保できるかというような条件の中で考えていったわけでありまして、少人数で子どもたちが減少する速度が早くなる中で学習環境を整えるということ。それから当然、三浦議員がおっしゃったように校舎自体が耐震度が非常に弱いという条件の中で、少人数で学習効果がそれだけ上がるかということを考えてときに、なかなか少人数では学習効果が上がらない部分が多いということ。そういう学習環境を整えること。また、その当時ちょうど東小学校の校舎が建て替えるというような状況でありました。そういうことを総合的に考えた段階で地域の保護者が統合をせざるを得ないという判断をしたものを教育委員会が受けて、地域に御理解をしていただいていた統合したという状況でありますので、御理解をお願いをしたいと思います。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 防災グラウンドの関係につきましては、先ほど私が申しましたように、もしここが県道三重弥生線のルートっていうことでなければ、かなり可能性があるという航空隊のお話を聞いております。8項目の条件ってというのがここに私手元にあるんですけども、もうクリアできるようなものばかりでございます、私の個人的な判断ですけども。しかし、このやはり県道のルートっていうことになればですね、いろんな周囲の状況とかそういったものが絡んできますので、最終結論はやはりもう1回航空隊の方々に現地に来てもらってそこで判断をしてもらうということが必要じゃあないかと思っておりますので、早急にそれやりたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） まず国道217号、現在の国道217号中央通り付近の事故の原因対策についてお答えいたします。道路調査等を専門機関等に委託して詳しく調べるべきではないかとの御質問でございますけれども、一応先ほど現状ともう差し当たりできる対策等の検討についてお答えいたしました。今後更に道路管理者である大分県を中心といたしまして関

係専門機関、コンサル又は国等を含めながら詳しい対策の検討を大分県に働き掛けていきたいと思っております。それから、県道三重弥生線についてでございますけれども、大分県の中央部におきましては、千歳犬飼バイパス等が昨年完成いたしまして、また現在は三重千歳間の整備が着々と進められております。これらが開通いたしますと豊後大野、それから本匠地区を経由する県道三重弥生線は非常に重要な位置付けになるかと思っております。そういう意味からも県道三重弥生線の早期全線改良が進みますよう今後も大分県並びに関係機関に強く働き掛けていきたいと思っております。三重弥生期成会の力添えをいただきながら佐伯市も関係機関に働き掛けていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。それと、国道217号佐伯弥生バイパスの小田古市間第2工区でございますけれども、ここにつきましては、現在、古市側の用地買収がほぼ80%ぐらい進んでいると聞いております。あと、小田地区側につきましては、今年度用地測量、それから用地買収までいければということで大分県が考えているようでございます。現在どの程度まで進める計画があるかという詳しいところまで大分県からは説明を聞いておりません。一応、今年度用地測量関係を全面的に入っていくと聞いております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） 社会福祉協議会が一般質問になじまないと答弁したことについてですが、先ほども申し上げましたように、社会福祉協議会は一応民間の団体でございます。とは言いましても議員おっしゃったように公共性の高い、市民にかかわりの深い団体でございますので、できるだけこととお話をしているところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。それからデイサービスセンターに社会福祉協議会が参加したことについて、これにつきましては、入札に先立ちまして理事会が開かれ、その中で参加することが決定されております。ただ金額まではですね、入札金額等については、これは事務局の方の裁量で行っております。それから、学識経験者につきましては、先ほど答弁で申し上げましたような理由で選任されておるということでございますのでもう繰り返しません。

議長（児玉忠義） 三浦議員。残り10分ですけど簡潔にお願いします。

1番（三浦渉） 最後、要望しておきます。蒲江エコセンターもう1年近く前から準備をしているということであります。確かに5,000万、6,000万円の経常経費が掛かっておるということは常々答弁で聞いておりますので、よろしくお願ひします。それと清流条例については、市長も前向きに考えると、早くやらなければ同じやるのであれば、その1階の階段の所に九州一とかいうポスターがありますが、何でもやはり九州一になるためには早く職員に研究をさせて、面積だけが九州一ということで書いておるのが知りませんが、今やれば九州ではどこもやってないので、どうせやるのであれば一番先に手を挙げたのがいいかなとお願ひをしておきます。

そして、総務部長、西小学校の解体、これについては既に管財の方で図面はでき上がっておるといように、私は昨年度設計委託はしておる、予算がないから解体ができないのであれば、予算がないからできないとはっきり答弁をしたらいい。そういうふう地域の方に報告しなければいけない。ああ言うたりこう言うたり、ああ言うたりこう言うたりね、設計はできておるけれども予算がないからできないと、市長の了解がとれない、ヒヤリングで了解がとれないとはっきり答弁をしたらいい。ないものをせーと言いよるわけじゃあない。その努力は市長がせないかん。職員がするわけじゃない。やるって言った以上はやってもら

者の皆さんの日常生活は大変と思われます。お年寄りや児童・生徒など交通弱者の足をどう守っていくのか、考え方についてお尋ねをしておきたいというふうに思っています。次4点目ですが、現在されているコミュニティバスや福祉バスの運行回数や通行曜日など充実をして運賃制度を導入し、大分バスに委託したらどうかお伺いをいたします。次に小さな5点目といたしまして、時刻表や路線図などが不備でバスを利用しにくいとの声も耳にします。善後策についてお答えください。次、環境問題の立場からも、ノー・マイカー・デーを検討してはどうかお伺いをします。次の質問に移りますが、先般、佐伯市地域公共交通会議が発足したようですが、利用促進の観点からも大変良いことだと思っています。より良い方向を早急に出すべきだと考えていますが、お答えをさせていただきたいと思っています。次に小さな8点目といたしましてお尋ねをいたします。佐伯市の副市長でありました佐藤卓男氏が4月末日をもって退職をしまして、大分県の人事委員会事務局長として9月1日付で大分県にお帰りになったと風の便りで聞いています。したがって、佐藤卓男前副市長が会長職を務めていました佐伯市地域公共交通会議の会長職が空席になっているのではと思っています。会長の後任並びに他の役員に異動はないのかお知らせください。次に、公共交通と市民生活についての最後の質問といたしましてお尋ねいたします。大分県は本年度の当初予算を4月の知事選挙の関係もあり骨格予算でしたが、選挙後、最初のこの肉付け予算といたしまして、コミュニティバスの運行支援として約7,550万円の予算要望をしていると思っています。佐伯市に対する補助についてはどうなっているのかお尋ねをいたします。時間の関係もございまして、今回はバス関係に絞りましたが、また時期を見まして、この公共交通のことなどについて質問をすることにしたいなあと思っているところがございます。分かりましたか。

次、大きな2点目といたしまして、少子化と医療・福祉対策と題しまして、小さく6点についてお尋ねいたします。私は市議会に席を置く以前から仲間の皆さんと街頭演説や宣伝活動をたまには行ってまいりましたが、勉強不足も手伝ってうまくいかないと反省をしながら今日を向かえています。先日あるお医者さんの指導もいただきながら医療現場と診療報酬、さらに自己負担、弱者や障がい者にやさしい医療、子どもが夢を語れ可能性を引き出せる教育問題などなどについてお医者さんを始め、仲間の皆さんと街頭で訴えさせていただきましたので、今回は先生を始め皆さんと街宣を行い、住民の皆さんからいただいた医療や福祉に関する声をも織り混ぜ簡単に質問をさせていただきたいと思っています。まず最初に、出産祝品・出産祝金制度を復活することは考えられないかをお尋ねをしておきたいと思えます。次、小さな2点目といたしまして、第1子・第2子それぞれ月額5,000円で児童手当を第3子以降の額に増額をするということできないのかお尋ねをしておきたいと思えます。次に3点目ですが、和楽で行っている妊婦教室は少子化が進む中で有効な教室だと思っていますが、活動の状況などについてお尋ねをいたします。次に4点目ですが、九州一広い佐伯市に産婦人科のお医者さんは以前は、大内産婦人科、山野内産婦人科、南海病院などありましたが現在はお医者さんは1人で、助産婦さんが1人しかいません。ちなみに平成17年度の赤ちゃん誕生は525人、平成18年度は少子化が進み合併する以前の旧佐伯市の出産数とあまり変わらず608人の赤ちゃん誕生でした。これでは安心をして赤ちゃんを出産できません。今日までの行動と今後の具体策についてお答えください。1人の先生が500人を超える出産の医療は無理であるとも先生は申しました。だから市外の産婦人科にということにつながっているのが現実ではないでしょうか。次、小さな5点目といたしましてお尋

ねいたします。景気が良くなったとも言われますが、佐伯地方ではその感はしないのではないのでしょうか。少子化といわれる中で共働きの夫婦、そして仕事と育児に精を出す女性、子どもができたなら辞めてとも言われるお母さん、育児休業制度はいまだ定着していない感がいたします。大分県が調査した平成18年度の状況並びに佐伯市ではこのような調査活動を行っているのかについてもお答えをしていただきたいと思います。次、最後の質問といたしまして、蒲江診療所が休診をしてかなりの年月が経過していますが、これまでの若干の経過と今後の考え方についてお答えください。以上、執行部の皆さんの温もりのある答弁を期待しまして、最初の質問を終わります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 戸山議員さんから御質問いただきました中で、たくさんの質問をいただいております。最初の1、公共交通と市民生活についてということで9項目、それから2点目の項目で少子化と医療・福祉対策について6項目にわたり質問を受けていますが、私の方ではその中のうちの4番目に当たります九州一広い佐伯市に産婦人科は一人しかいませんということで、市民の不安は少なくありません。今日まで行動と対策、今後の具体策についてお答え下さいということでございます。この件に申し上げます、3月の全員協議会で地域の医療ということで議員の皆様にも現状でどうあっとんかということも御説明をさせていただいております。そうした際の中に、産婦人科の件についても触れさせていただきましたとおりでございます。現在佐伯市には産婦人科のある病院が1か所、婦人科の診療を行っている医療機関が3か所、助産院が1か所あります。全国的には御存じのとおり、産婦人科医が減少しているようでございます。また、この医師不足は佐伯市にも大きく影響をしている状況でございますが、また一部の診療科目の減少についても出ている状況ですので、私も大分県及び医師会との協議をし、関係機関への要望書の提出・協議を行ってまいりました。また、県の方にも年末にもお伺いし、担当部署とも話し佐伯市における医療の現実、また今後とも離島の問題、そして診療所の問題等を数多くのこうした医療関係がありますので、県を始め関係機関とも協議を行いながら、これについては前向きに取り組むたいと考えております。新聞等でも御覧のとおり、制度が変わっておりまして、そうした中での医者不足ということでございますので、先般大分県市長会を通じ、また九州市長会にもそうした要望を全会一致で採択し、県や国にも働き掛け全国的な地域の医療体系についてということで要望もしてまいっている次第でございます。以上です。

議長（児玉忠義） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） それでは出産祝品・出産祝金についてお答えをいたします。旧佐伯市と旧弥生町においてはアルバムを、他の町村においては祝金を支給しておりました。合併協議の中では、第1子に3万円、第2子に10万円、第3子以降に20万円とすることで調整していましたが、平成17年度から県の補助金がなくなることから廃止となったものであります。平成18年度の出生者数は先ほど議員が言われたように608人でしたが、仮に出産祝金を試算した場合、数千万円の財源が必要となります。補助制度がなく、全額単費で負担するには財政的に大変厳しいと思っております。次に児童手当について、児童手当の増額についてですが、平成19年4月から制度改正により、3歳未満の児童については第1子、第2子すべて1万円に増額されておることは御案内のとおりです。児童手当の額については法に沿った額で支給しており、市単独でこれを3歳以上に拡大した場合には約2億6,000万円の財源

が必要となり、実施することは大変難しいものと思っております。次に、妊婦教室についてでございます。佐伯市では、妊婦教室は6月、9月、12月、3月と年4クール、1クール4回の教室でございます、を実施しており、魅力ある教室をめざして見直しを行いながら運営を行っています。対象者は273名で、参加数は実人員122名、参加率は52.4%となっております。ちなみに平成17年度の参加率は35.1%でありましたので、17.3%の増加となっております。また、終了率も平成18年度には51.6%で、平成17年度は31.8%でありましたので、19.8%の増となっております。内容も妊娠中の母の食生活の改善や母乳育児の推奨等の指導だけでなく、意識して仲間づくりを行い、また保健師や助産師が妊娠中からメンタルサポートを行い、子育て支援につなげていきたいと考えております。育児休業休についてですが、育児休業制度にかかわる県下事業所の実態調査につきましては、大分県が県下1,000事業所を抽出して郵送によりアンケート調査を実施しているところです。この結果は、57.6%の事業所から回答をいただいております、制度の規定を設けている事業所が前年調査より3.3%低下して65.8%で379事業所、このうち、制度利用者がいた事業所は前年調査より3.3%増加の9.3%で111事業所となっております。男性の育児休業者がいた事業所は、前年調査では全くありませんでしたが、二つの事業所が利用していました。この制度についての佐伯市の独自調査は行っておりません。次に、蒲江診療所についてお答えいたします。蒲江診療所は昭和38年3月1日から平成16年4月までの41年間、歴代35名の医師により運営されてまいりました。平成16年4月14日、35代目の医師が亡くなられて休診となり現在に至っております。この間、旧蒲江町の時から医師を探していましたが、医師不足のために見つからなかったと聞いております。今後は蒲江地区民の皆様と協議しながら検討していきたいと考えております。現在、蒲江地区のまちづくり交付金事業の中でも診療所の利活用について検討いたしておりますので、総合的な観点から検討・協議をいたしたいと考えております。以上であります。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） それでは戸山議員の大きな1点目、公共交通と市民生活についての9項目についてのお答えを申し上げたいと思います。まず、土曜・日曜・祝日に路線バスが運行されない地域の解消についてでございますが、この土曜・日曜・祝日の便につきましては、一昨年のダイヤ改正の折に大幅に減便されましたが、昨年、地域からの要望を踏まえ、若干ではありますが復活したという経緯がございます。したがって、市といたしましても地域の需要を把握しバス会社と協議してまいりたいと考えております。次に2点目の、乗客の少ない過疎地域などでの小型バスの運行についてでございますが、御指摘のように車両の大きさを輸送量に見合ったものにするには運行経費のほか、環境面などからも効果的であると考えます。このような観点から、本市も過去、大分バスに対し車両の小型化についての提案もしたこともございます。ただ、同社においては、これらの点は十分に認識しておりますが、何分厳しい財務状況の中で、車両の交換経費の問題があり、現時点では車両の小型化は困難な状況であります。次に3点目の、これ以上バスの減便、休止が進むといわゆる交通弱者の方々の日常生活が大変だということでございますが、確かに自家用車を利用しない方々にとりまして、バスは重要な移動手段となっております。本市としましては、これを維持していくために国・県とともに生活交通路線維持費補助金を交付し、既存のバス路線の維持を図っているところでございます。幸い現時点では、本市内のバス路線について休止・廃止という話は出ておりません。今後ともバス会社との情報交換を継続し、路線の維持

に努めてまいりたいと思います。次に4点目の、現在運行されておりますコミュニティバスや福祉バスを充実し、運賃制度を導入の上、大分バスに委託してはどうかということですが、昨年度策定しました佐伯市地域公共交通計画では、既存の交通施策を有効に活用するという観点から、現行の福祉バスのコミュニティバスとしての再編、あるいは現行のコミュニティバスの改善という方向性を打ち出しております。今後、この方針に沿ってコミュニティバス対策を具体化してまいります。その際、運賃については基本的に有料とし、運行の回数や曜日などはできるだけ利用しやすい形態にしたいと考えております。なお、事業の委託先としましては、バス会社やタクシー会社などが考えられますが、現在の委託先も含めて協議をしてみたいと考えております。次に5点目の、時刻表や路線図等の不備のため、バスを利用しにくいということですが、時刻表や路線図の作成には印刷や配布に相当な経費が必要となり、バス会社もなかなか適切に取り組めないという状況にあります。そこで、公共交通機関の利用促進するための情報提供という立場から、本年度路線図、時刻表等を作成する予算を計上しております。今後、具体的な内容、方法等について事業者と協議をしながら取り組んでまいりたいと考えております。次に6点目の、ノー・マイカー・デーを検討してはどうかということですが、環境保護の観点から、公共交通機関の利用促進することは重要な課題であります。その一環として、ノー・マイカー・デーも意義のある取組であり、まずは市役所から実施することを考えたいと思います。その際、自宅とバス停が離れている場合や時間外勤務で退庁が遅くなった場合など、いろいろな問題が予想されますが、できる範囲から実施を検討していきたいと考えております。次に7点目の、佐伯市地域公共交通会議についてでございますが、この会議は道路運送法等の定めるところによりまして、既存の公共交通機関の再編や新たな交通施策を実施する際に、運行の方法や運賃など地域の実情に即した運送サービスの実現に必要な事項を協議するものであります。この会議で協議が整った事項につきましては、運賃の認可や事務処理について、簡易・迅速な取扱いがなされることとなっております。したがって、今後、新市の個別の交通施策については具体的な合意が形成された都度、地域公共交通会議において御協議いただくことにしておりますので、佐伯市地域公共交通計画に盛り込まれている基本方針を具体化するための案をできるだけ早急に作成し、地域公共交通会議に提案していけるよう努めてまいりたいと思います。次に8点目の、佐伯市地域公共交通会議の佐藤卓男会長の後任や他の委員の異動についてでございますが、この会議の設置要綱第4条では、会長は佐伯市長又はその指名する者が行うと定められております。この規定に基づき市長の指名により佐藤前副市長が会長を務めておりましたけれども、本年4月30日をもって副市長が退任しましたため、現在は空席となっております。この経過を踏まえ、今回の会議までには正式に決定いたします。また、他の委員につきましても人事異動や役職者の交代により4人の方が異動されております。この方々につきましても次回の会議までには後任の方を委嘱することにしております。次に、最後になります9番目の御質問です。佐伯市に対する県からの補助についてでございますが、現在、県の総合交通対策課が要求をしております予算の内容は、昨年度各市が策定をしました地域公共交通計画に盛り込まれている施策のうち、平成19年度に取り組む可能性があるものを対象としております。このうち、本市については福祉バスをコミュニティバスとして再編した場合の経費に対する補助が想定されております。したがって、本市においてこれから福祉バスの再編などについて県の補助基準に合致する形で協議が整えば県

の補助対象となることになります。以上でございます。

議長（児玉忠義） 戸山議員。

42番（戸山盛喜） もう総括的に質問をしていきたいというふうに思っております。まず、市長が答弁をいたしました、以下皆さんが答弁をいたしました、少子化と医療・福祉対策のことについてお尋ねをしたいと思っております。やはり基本的には安心をして暮らせる地域医療を守るためにお医者さんをいかに確保していくのかということが究極の問題であるというふうに思っております。そういった中で、やはりどういったことを考えていけばよいのかといえ、この医療の供給体制をやはり充実させていかなければならないと、そのために先ほど市長もちょっと言っていましたけれども、大分の医大とかですね、そういった中で本当基本的にはその医師の定数を増やすということが、これは基本的にはあるわけでございますから、そういった増員の問題とか、あるいは医大の医学部の方の地域枠の設定なども必要ではないのかなというふうに思うんです。これはもう国の段階になると思いますが、そういったことやさらには現行の育児休業法の問題が先ほども出ていたようにあると思うんですね。先ほど具体的に数字を出して答弁をしていましたが、それも多くは申し上げませんけれども、そういったことなど、あるいは佐伯の場合については、へき地医療の関係はある意味では恵まれているというか、旧町村の場合も国保の関係での診療所がある。あるいはまた診療所があるということで、そういう意味では頑張っているのではないのかなというふうに思うわけです。けれども今後の課題として、そういったお医者さんが不足をしているということからですね、各診療所の関係がどうなのかということが出てくるということが予測をされますので、そういったことなどについてもですね、事前に取り組んでいく必要があるというふうに思っているところであります。そういったことでお尋ねをしておきたいと思っておりますが、この蒲江のことについては、これは16年度までは運営をされていたと。けれども医師不足によってということでありまして、その後約3年ですかね、空席のままになっておるということで、今後蒲江で検討・協議をしていきたいと、蒲江のことについてということですが、具体的には16年から約3年間空白になっていたその間は具体的に市としてですね、取組を若干してきたのかどうなのか、あるいは今後どうするのかという究極の問題があると思っております。先ほど私も質問の中で申し上げましたけれども、蒲江にも大きい病院もあるようでございます。私もそこにも行ってきました。そういったことなどもあると思っておりますが、お尋ねをしておきたいというふうに思っております。

次に、公共交通の関係でございますけれども、これについては今執行部が的確にですね、それなりに御答弁をされていたというふうに感じたところであります。まず1番始めのことについてですが、大体公共交通のことについては大分バスさんに市の方が要望するとかですね、お願いをするというそういった感じになると思うんです基本的には、でありますから、なかなか主体性を持ってということにも若干問題があると思っておりますけれどもね、市民の立場に立って協議をしていただくということを基本に置かざるを得ないというふうに思いますから、その点については押さえておいていただきたいというふうに思っております。さらに、市の執行部といたしましては、佐伯市の地域公共交通地域懇談会というのを今年の1月5日に本匠を皮切りにいたしまして、16、17、18、19、23、24日、25、26と全旧市町村にですね足を向けて皆さんの意見を聞いていらっしゃるというふうに思っておりますから、このことをひとつ率直に大切にですね、今後取り組んでいく必要があるというふうに思ってお

りますので、その点について御答弁をしていただきたいというふうに思っております。小型バスのことでございますけれども、これはですね大分バスの逃げであると思っております。先ほどは経費の関係もあり無理だと、という交換経費のことを言っておりましたけれども、これは大分バスさんが20年、その前からこのことを言っておるんですよ。バスを大型から小型にすると今言った経費が掛かるから駄目ですという言い方をしてるんです。じゃあ、大型バスの耐用年数はどうなのかということにさかのぼる必要があると思うんです。実はこのことについて、約20数年前だったと思うんですが、先ほど申し上げました岸河内線とかですね、黒沢線の廃止の問題が実は出たことがあるんです。これで大分の方の本社の方、あるいは佐伯の大分バス営業所などに地域の皆さんと何とか運動をですね一緒に組みました、それなりに。その中でもそういったことが実は出ていたんです。であるとしたならば、じゃあバスについての対応、今言ったように耐用年数との関係からですね見た場合に、20数年前のバスを今も使っておるのかということになると思うわけですから、そういったことから見たならば、この2番の問題については私は論議をしていく必要があるというふうに思っております。3番目のことについても前向きにしていくということでございまして、今後とも協議をして維持を図っていくということでありますから、更に御努力をしていただきたいと思っております。4番目のことについても改善をしてですね、できるだけそういう協議をして利用しやすいようにしていきたいということでございますから、これも努力をしていただきたいというふうに思っております。5番目の時刻表の関係ですね、これはやっぱり大分バスの問題ですよ。これは路線図とかですね時刻表とかいうのは、これは本当はJRでもそうですが、バス会社の場合でも、これはその会社で作るのが当たり前ですよ。それを何かお金がどうだこうだということで、なかなか取組ができないということでございましたけれども、これについてはですねもう少しやはり大分バスさんに論議をしていく必要があるというふうに思っておりますから、その点についてお尋ねをしておきたいというふうに思っております。大分バスさんについても、実はこの事業の再生計画の2年目となった2007年の3月期の決算がですね、先日出ていたと思いますね。そういった中では当期の準利益というのがかなり出ていたようでございます。金額等は言いません。そういったことを踏まえながら、先ほど印刷にとかですね、そういったことはこれはもう話にならんと思います。それについてもう少しバスの方にも話をさせていただきたいと思っております。マイカー・デーの関係ですが、ノー・マイカーですが、これは検討するというところでございますので、これは一月に1回するのか何箇月に1回するのかですね、そういったことなど具体的なことについて若干検討しているのかどうなのかですね、そのことについてもお伺いをしておきたいというふうに思っております。それと、先ほど7点目でお答えをしていましたように、このことが基本になるというふうに思いますね。ですから、これについてももう少しやはり問題点がある。私も一応目を通しました資料をですね、これはよそでもらったんですけれども、ありますから、これについても吟味をしていく必要があると思いますよ。でありますから、この7点についてももう少しそちらの方でも論議をしていただきたいというふうに思っております。佐藤卓男さんのことはですね市長、これは今副市長のそこは、そこはそうしてこうなってるんですけど、これは条例の問題があると思うので、今回も今までもあとの副市長のことについてちゃあどうなのかということも私は聞いた覚えはないんですけど、ひょっとしたら忘れたんかも分かりませんがね。この問題についてもやはり次回の会議で協議をして決める

と。そして、空席の4名の方についてもこの時にするということでございますが、じゃあ前はいつごろ開いたんですか。ということですね、そういったことを踏まえてお尋ねをしておきたいというふうに思っております。9番目については先ほど御答弁をしておりましたからそのようなことで取り組んでいただきたいと思いますと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） 蒲江診療所の件についてお答えいたします。佐伯市はですね自治医大卒の医師の派遣等も県下で一番多く派遣されております。7人派遣されておうちの4人を佐伯市に派遣していただいておりますし、それから国保の診療所につきましても、県下の診療所の半分以上は佐伯市にあるという形であります。そういう中で、医師不足、それからこの蒲江の地域には別に民間の病院があるということから、なかなか再開ということに至っておりません。そういう中で、この診療所の利活用につきましてですね、総合的にですね、先ほど申しましたように、利活用について総合的にもう根本的に考えていかななくてはならないということで、もう既に始めておりますし、これからも検討を続けていきたいと思っております。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） それでは戸山議員の再質問にお答えいたします。全体的に議員がおっしゃいましたように、大分バスとの協議という部分が中心になってきますけれども、私も基本的には先ほどから申し上げております市の地域公共交通計画というものを作っておりますので、それを中心にしながら事業を展開していきたいというふうに考えております。それで、何点かについてお答えをしたいと思いますけれども、基本としていることは常に言われておりますけれども、市民の目線に立っての考え方、これは当然の事ながら重視をしていきたいし、思っておりますし、バスとの協議も入ってきたいというふうに考えております。それから小型バスの導入の関係でございます。これも私も別の件で大分バスに要望に行った経緯もありますけれども、その中に、時の所長さんがおっしゃったことの中に、現在走っております定期バスを、そのバスそのものを、観光バスに移行させて切り替えて運行する場合もありますし、あるいは1日の運行の中で、例えば本匠線が便が少ないと乗客が少ないということになれば、その後、蒲江線に走ったりということもありますので、一概に小型化も難しいんだというような話もされておりましたけれども、その点もちょっと付け加えておきたいというふうに思います。それから、路線図とか時刻表の関係であります。当然、議員がおっしゃりますように、一応の予算化はしておりますけれども基本的には事業者の問題でありますので、事業者と協議をしながら応分の負担は当然やらしてもらわなければならないというふうに思っております。特に、折込み料の関係が少し負担になるのかなという気になつておりますけれども、そういった分を含めて検討してまいりたいというふうに思います。それから、ノー・マイカー・デーにつきましては、まだ内部の協議も整っておりません。総務の関係部局とも話をしておりませんので、今後の協議になろうかというふうに思います。それから、地域公共交通会議の前の会議ですけれども、私が聞いた話によりますと今年の3月に開催しているということのようであります。以上です。

議長（児玉忠義） 戸山議員。あと残り14分ですので簡潔にお願いします。

42番（戸山盛喜） あの今部長最後のことな3月、もうかなり開いてないわけよ。だから私があえてそのことについて話をしたわけですから、本当は1年有余も全くしてないわけですね。

でありますから、そういったことでどうなのかということをお尋ねをした。3月は去年でしょ。もう1回そこははっきりしてくださいね。というように今答弁をする執行部の方がいつごろ開いたのかがはっきりしない、定かでないということですから、まあ佐藤さんの空席のことについても執行部の方から、市長さんの方からもそういったことは全くなかったわけでございますから、この地域交通のことについては余力は入ってなかったという証左であるような気がしてなりませんので、検討をするということ、具体的にするとする有言実行という立場の中で、今後も取り組んでいただきたいと思いますので、企画商工観光部長さん、ようございますね。そういったことで、市長もちょっともう折返しになりましたから、少し足腰がだるうなかなという気がいたしますけれども、また心機一転をしながら頑張りたいなあとというふうに思っておるところでございます。そういうことで、時間が後10分少々ありますけれども、議長の方から催促をされましたので、この辺で終わりたいというふうに思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） 先ほど公共交通計画を作った日時ですけれども、私の聞いておるのは今年の3月に持ったというふうに聞いております。以上です。

議長（児玉忠義） 以上で、戸山議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後1時00分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に38番、玉田茂君。

38番（玉田茂） 皆さんこんにちは、38番あまべの会所属、玉田茂です。通告に基づいて一般質問をいたします。私は今回、鶴見地区の水関連の課題について2点質問します。まず1点目は、鶴見地区の慢性的な水不足の解消についてであります。鶴見地区は5か所の簡易水道施設と1か所の簡易給水施設で、その水源は19か所と3か所の予備水源があり、地下水、湧水、表流水で鶴見地区民約4,000人の生活と産業を支えている命の源であります。質問の1項目目として、鶴見中央簡易水道事業について伺います。鶴見半島の山は急しゅんで保水能力は弱く、大きな河川もなく渇水時期には慢性的な水不足に悩まされている状況であります。平成6年度には雨量も平年の降水量を下回り、管の漏水と相まって旧佐伯市より大型トラックで1日120トンの補給を数日間行ったことがありました。またある年は、大漁が続き、公設水産市場の使用料が増大して製氷ができなくなり出漁を見合わせ、一般家庭においては断水及び時間給水を余儀なくされたことがありました。またある年は、使用量の増大で水源の深井戸限界まで取水した結果、水源には塩分が混じり使用不能になり苦慮したこともあると聞いております。このような水不足の鶴見地区にあって、昭和49年から7年の歳月を掛け開通した鶴御崎トンネル1,650メートルの鶴見側を掘削中に破砕帯に遭遇をいたしました。大量の土石流が流失いたしました。幸いに人身事故はありませんでしたが、そこからは崩落した現場に行き確認をいたしますと、懐中電灯の光も届かないほどの空洞でありました。そこからは大量の流水がありました。このため、このトンネルに並行するように、これまで水量の多かった大谷川と坪が谷川の水が枯渇した経緯があります。当時、鶴御崎トンネ

ルの湧水は1日1,500トンともいわれ、水不足の鶴見地区にとっては宝の山を掘り当てたようなものでした。早速大分県と協議して車道の下に30センチ径のポラコンという取水管を埋設をするとともに、沖松浦地区の山頂にある旧配水池570トンを廃止をいたしまして、新たに約1,000トンの配水池を造り、吹浦簡易水道を含めた中央簡易水道の水源として大きな役割を果たしてきました。そこで、今後鶴見地区の水不足の解消策についてどのように考えているのかお伺いをいたします。その1として、鶴御崎トンネルの水源の湧水量が年々減少傾向となり、今年2月の湧水期時期には1時間当たり15トン程度、1日にして360トンに減少しています。何か原因があると思われませんが、震度5以上の地震後には時間当たり30トンもの水量になるので、水脈の異変かポラコンの目詰まりではないかと推察をいたします。早急な調査の実施とその改善策をお伺いをいたします。その2として、合併して海・山・川、自然に恵まれた佐伯市といわれておりますが、水に関して見れば鶴見から見たときには、他の地域がうらやましい限りであります。番匠川の豊富な水を鶴見地区へ供給できないものでしょうか。番匠川河口橋を建設し、それに水道管を敷設し鶴見地区住民が安心して生活でき、水産業の発展にも寄与することは計り知れない効果があると思われます。この施策は実施できないものでしょうか、お伺いをいたします。その3として、鶴見地区の目の前には豊後水道の海が広がっております。この海水を利用して淡水化する考えはないか、お伺いをいたします。その4として、中央簡易水道は水源が11か所あり、浄水施設3か所、配水池5か所で大変複雑になっており、漏水箇所の特定もなかなか困難だと聞いております。専門業者へ漏水箇所の調査を依頼して早急な対策は実施できないものでしょうか、お伺いをいたします。質問の2項目目として、大島簡易水道事業について伺います。大島地区は離島であり、潜在的に水不足のため鶴見半島の丹賀浦にある大川ダムとワルサダムを水源として海底送水管2,100メートルによって大島地下地区まで送水をしております。大島地区が使用する水量は確保できるものの水質は表流水をダムに貯水し、ろ過砂でろ過し、さらに次亜塩素を注入する方法であります。質問のその1として、現在、大川ダムとワルサダムを交互に使用しておりますが、水質は異なっているものと思われます。水質を良好に保つべき対策は講じているのかお伺いをいたします。その2として、通年において表流水の水質は変化すると思ひますが、砂でろ過するだけで水質管理は十分であるのか、また砂は定期的に交換・補充はしているのかお伺いをいたします。質問の3項目目として、中越、梶寄、下梶寄の水道事業についてお伺いします。その1として、それぞれ50メートル程度の突き井戸であり、水中ポンプと次亜塩素酸注入ポンプなどの施設ですが、各々水源は1か所であり、故障したときの対策は講じているのかお伺いをいたします。その2として、将来他の水源探査が必要と思ひますが、その対策をお伺いをいたします。

次に、質問の2点目として、梶寄地区に製氷施設の建設はできないかお伺いをいたします。鶴見地区の漁船数は504隻あり、そのうち梶寄地区には70隻の漁船があります。梶寄地区の産業は漁業が主体で、その漁法は一本釣りと定置網漁であり、漁業で生計を立てている漁業者にとって、漁獲物の鮮度保持は魚価を左右する最も大切なことはいまでもありませんが、梶寄地区は製氷施設はなく、鶴見水産基地で製氷したものを東中浦支所の貯水庫に必要最小限運搬をしている現状であります。しかし、大漁時には氷が不足し大島か水産基地に買いに行っており不便を来たしてあるありさまです。製氷施設の建設は、梶寄地区漁民と住民の悲願であり、建設はできないものでしょうか、お伺いをいたします。以上。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 玉田議員さんの御質問にいただきました1、鶴見地区の水不足の解消について、2の製氷施設の建設についての中で、それぞれ個別の質問になっておりますので、私の方から、鶴見中央簡易水道事業について、その中の2番目、番匠川の水を鶴見地区へ供給できないかを伺うと。番匠川河口橋を建設し、それを水道管に敷設できないかということでございます。これにつきましては、番匠川の河口橋、仮称ですけど、建設計画時には関係者機関との協議を行うようにしております。水道管を添架することについては、当初から計画にしております承諾は得ておりますので、河口橋の建設の際は鶴見地区の水道不足に対する抜本的な解決策になると考えております。他ににつきましては、担当部長より御説明申し上げたいと思います。

議長（児玉忠義） 戸高上下水道部長。

上下水道部長（戸高公人） 玉田議員の鶴見地区の水不足について、通告に基づきましてお答えをいたします。1項目目の鶴見中央簡易水道事業についての御質問でございますが、鶴御崎トンネルの水量が年々減少傾向となり、今年2月の渇水期には1時間当たり15トン程度、1日にして360トンに減少していると、地震が起きた直後は1時間当たり30トンもの水量になるが、これは水脈の異変か取水管の詰まりか、調査の実施と改善策を伺うということでございます。鶴御崎トンネルのしゅん工時から比べますと水量は確かに減少していますが、その原因がポラコンといわれます取水管の目詰まりかどうかははっきりしたことは言えません。確かに梅雨時期や雨台風の降雨のあとには通常の倍以上の取水ができております。御質問にあるように、鶴御崎トンネルを挟んで平行に流れる河川の水量も幾分増えているように思えますので、水脈の変化による水量減と思われる。目詰まりが原因で地震後に一時的に水量が増えるとなると濁りが出ると思われますが、その兆候は確認をされていません。いずれにしても主要な水源であることから、一時的にも取水を止めることは困難なため、調査等はできない状態にございます。3点目の海水を淡水化する考えはないのかということでございますが、鶴見地区大島におきまして、淡水化を検討したことがありますが、この淡水化装置の建設に約1億円掛かり、ランニングコストが年間120万円程度掛かるということで、経費の面から断念をした経緯がございます。そうした理由で、今のところ淡水化についての考えは持っておりません。専門業者による漏水箇所の調査と対策を求めるとのことですが、突発的な漏水が発生した場合には、即対応しなければならない地域であるため、直営の調査で行いたいと考えております。漏水調査は特殊な機械や技術が必要であり、また委託料も1キロメートル当たり10万円程度掛かると聞いております。上下水道部では漏水調査基金も取りそろえ、先週は別府市の職員が技術研修にいられておりましたけども、職員の漏水調査技術についても問題はなく、体制ができていますと考えております。なお、恒常的な漏水については、調査計画に基づき調査をしていきます。2項目の大島簡易水道の事業についての御質問でございます。大川ダムとワルサダムを交互に使用しているが水質は異なっていると思う、水質を良好に保つべき対策は講じているのかという御質問ですが、御存じのとおり、大島地区の水源は対岸の丹賀地区にある大川ダムとワルサダムより取水をしております。水質的にはワルサダムの方が濁度が低く良好であります。水質を良好に保つべき対策はということですが、梅雨時期及び台風等の大雨が予想される時期に年2回ほどダムの水を放流して入れ替え、水質を良好に保つべき努力をしております。水質管理は十分か、砂は定期的に交換して

いるかということですが、大島浄水場のろ過池のろ過砂については、ろ過能力が低下したときは砂切りを行い、良好な状態に保っております。また砂切りでろ過砂が減少した分については年度当初に補充をしております。3項目目の中越、梶寄、下梶寄の水道事業についての御質問でございます。おのおの水源は1か所であり、故障したときの対策は講じているのかという御質問ですが、中越地区につきましては、旧中越地区内と小浦中越ふれあいトンネルの二つの水源で賄えるので問題はないと思われませんが、梶寄及び下梶寄地区については水源が1か所であるため、ポンプ等の故障による緊急時には予備のポンプで対応できるようにしております。なお今年度、遠方監視システム整備事業を行う予定で、この3地区も対象にしておりますが、この事業により配水池の水位が下がると異常を察知し、即座に対応できることから、給水不能の非常事態を未然に防ぐことができると期待をしております。他の水源探査の必要性について伺うということでございます。梶寄及び下梶寄地区におきます他の水源探査については、同地区内では地形的に見て無理であろうと考えております。取りあえず、鶴見のこの東部地区につきましては、水量は確保できておりますので、非常時の対応をしっかりとやっていきたいと考えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） しばらくぶりですので、どうぞよろしくお願いたします。それでは玉田議員の御質問のうち、製氷施設を梶寄地区に建設できないかということでございますが、製氷施設の建設についてお答えをいたします。現在、製氷施設は漁協鶴見支店、これは水産基地にございますが、及び大島営業店に設置されております。鶴見支店の製氷施設は、昭和59年に増設され大島営業店を除く鶴見管内の製氷を1か所で行う計画で建設され、現在梶寄営業店の貯氷庫に随時運搬をしております。製氷施設事業につきましては、沿岸漁業経営構造改善事業において漁協が事業主体となり計画はされております。市といたしましては、大分県漁協が事業主体となりますので、漁協内の調整がされれば事業は計画的に実施していきたいと思っております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 玉田議員。

38番（玉田茂） それでは再質問をいたしたいと思っております。今前向きな御答弁を市長から水不足について、番匠川河口橋建設する際には水道管も同時に敷設するという前向きな答弁をいただきました。やはり抜本的な改革の解消の一つというふうにお返事をいたします。次に、それぞれの小さい項目については、部長の方から御答弁をいただきました。しっかりと鶴見の水不足を解消していただきたいと思っております。また、農林水産部長の方から前向きに検討していくという御答弁もいただきました。すばらしい答弁であったというふうに思っております。それで、私の方から一言申し上げたいと思っております。鶴見地区の水不足は、本当に深刻でございます。鶴見の河川は雨が降ったときだけ水が流れ、その他はからからであります。小さな突き井戸とトンネル内の湧水とダムにたまった表流水、鶴見全体の使用量は1日平均2,400トン、最大3,600トンであります。換算しますと、一人当たり1日に600リッターから890リッター程度の使用量となります。一方、計画取水量は2,785トンですから、平均使用量からすると86%、最大使用量では129%になり、計画取水量を超えることとなります。また限界容水量から判断すると1日に5,900トンになります。最大使用時でも61%、何とか賄える数値ですけども、現実的には漏水があったり取水量が減少したりしておりますので、いつ何どき不測の事態が発生するかも分からない。そういう状況でございます。このような水不足の

下、下水道で処理した水を公共施設のトイレの洗浄水にも再利用をしております。今年の4月の11日には、大量の漏水がありまして、東部上下水道分室の職員3人は日夜を問わず対応に追われておりました。また大島簡易水道については、台風の影響で送水管が破損したこともありました。番匠川、堅田川、また久留須川、木立川など、いつも豊富な水が流れている様を見るとき、この水を鶴見地区へ供給することはできないものだろうか。行政として一番大切なことを忘れてはいないのか、自問自答する毎日であります。どうか、佐伯市の温かい対応を期待をいたします。

2点目の製氷施設の建設についてでございますが、1,500万程度の建設費でできるというふうに聞き及んでいます。大分県の沿岸漁業構造改善資金で行うという今お話がありました。その資金であれば佐伯市負担は16%で済みます。金額にして240万程度の負担になると思いますが、どうかですね漁協と前向きな協議をして是非とも梶寄地区に製氷施設を建設をしてもらいたなあとという願いをして終わります。以上で私の一般質問を終わりますが、これから先、佐伯市として水不足については、しっかりと対応していただきたいということをしてきましたら部長の方から確約をしていただきたいと思っております。どうかあれば、はい市長じゃあよろしく。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 玉田議員さんより、水に対しての非常な答えをということでございますが、水というのはやはり生命の源でございます。部長よりも私の方がいいかと思ひまして、特に鶴見地区、水は前佐伯市から供給したこともございます。現在できております新しいトンネルの中に架設管を現在引いております。これは灘地区からですね現在架設管を引いて鶴見の方に配給をしております。これは少しちょっと管が小さいもんですので、先ほど番匠川河口橋、来年、再来年できるもんでございませんで、そうしたのを昨年から実施させていただいております。また、これについて堅田川地区の方で第2配水施設を建設する予定をこの一、二年にやっていきたいと思っております。これができることによりまして、そちらの方の管も随分余裕ができるんじゃないかということで、将来に向けての担当課と灘地区を通る早い時期での送水施設を考えていきたいということを考えております。そうすることによって鶴見地区に吹から一応幹線につながる管が敷設できれば私どもにとりまして同じ佐伯市としての水の供給不足はないという考えをしております。そういうことでよろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 以上で、玉田議員の一般質問を終わります。

次に34番、吉良栄三君。

34番（吉良栄三） 皆さんこんにちは。今日から6月定例会一般質問が始まりました。6月もいよいよ中旬に差し掛かろうとする中、農繁期もピークを迎えようとしていますが、梅雨入りをして一向に雨が降らないといった状況であります。確かおとし、一昨年前も非常に雨が降らなくて農繁期に水がなく田植えができないと、非常に苦慮されたことを覚えております。最近では、環境問題がクローズアップされていますが、先ほどの玉田議員の質問の中にも鶴見地区の湧水問題といった質問も出ておりました。こういった身近なところにも影響が出てきているのかなあと危ぐをすところでもあります。今年も非常に雨が少ないわけですが、無事に田植えができますよう梅雨らしい雨が降ることを願いながら一般質問に入りたいと思っております。34番、吉良です。よろしく申し上げます。今回は家庭ごみの収集について、夕

ウンミーティングについてと題しまして、大きく2点について執行部にお聞きをしたいと思
います。

先ず1項目目の家庭ごみの収集についてであります。現在、佐伯市は行財政改革プランに
基づきましてさまざまな事業等の見直しを行っているところで、家庭ごみ収集の民間委託に
についても検討しているということでもあります。先般開催されました議会の行財政改革調査特
別委員会でも説明がありましたように、平成20年度から地域を4ブロックに分け、ごみの収
集委託業務を民間委託により実施するための検討を行っているとお聞きをしました。そこで
お尋ねをしますが、現況を踏まえて平成20年度からの民間委託実施をすることにより業務の
効率やコスト面でどのような効果を見込んでいるのか、その見通しについてお尋ねをし
ます。また、市民の皆さんがごみを出すとき、現状を見てみますと、ごみ収集箱などのステー
ションがある地域や自宅前にごみを置く地域など、ごみの出し方が地域によって異なってい
るようであります。そこらを踏まえて今後はどのように調整をするのか、現行のままでいく
のか、何らかの統一をするのか、平成20年度に向けたごみ収集業務の見直しの中で、この点
についてどのように考えているのかお聞きをします。次に2点目として、シール制の導入に
ついてお尋ねをします。昨年9月議会にて、佐伯市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の
一部改正として指定ごみ袋の値下げ案が議会にかけられました。結果として賛成少数により
否決をされたわけであります。私も反対をした1人であります。この指定ごみ袋の値下げ案
については当時議会の中で、特に教育民生常任委員会の中でたくさんの議論を行いました。
委員から、行財政改革のさなか、なぜごみ袋だけが値下げなのか1枚10円の値下げの根拠は
何か、値下げをすることで約4,000万円が市の負担となるが、どのようにして補うのか。シ
ール制の方が市の負担は少なく済むのではないかと、などなどたくさんの質疑がありまし
た。執行部の回答として、私の中で特に印象に残っているのは、市長の政治的判断ですので
御理解くださいの一点張りに近い答弁のように聞こえました。ニュアンス的に市長が判断し
たから提案してはならず、市民にとってこれだけの効果があります。佐伯市のために、
佐伯市民のためにといった熱意が答弁が僕には感じられなかった。それも反対した理由の一
つでもあります。改めてこの当時のその時の会議録を読み返してみてもそう感じているとこ
ろです。それからその後、9月の否決後、今年の3月に開催されました議会全員協議会の中
で、シール制の導入について詳細にわたる説明をいただきました。最初に断っておきます。
今回このシール制の導入についての中身については、私は触れないと思っております。当
然、議案として議会に上程されると思っておりますので、議案審議の中で議論をしたいと考
えております。しかし、ただ一つちょっとふに落ちないことがありますので、あえてこの場
でお聞きをしたいと思えます。3月5日に開催された議会全員協議会のシール制の導入につ
いて詳しい説明がありました。その時の質問に議案として、いつ議会に上程するのかと聞い
たと思えます。その時、市長は6月議会までには方向付けをした形で条例を上げなければ6
月には最終的に決定をしないと間に合わないと思っております。さて、この6月議会、
議案として上程されていません。全協での市長の発言はその時はその時ですと言った発言だ
ったと受け止めていいのでしょうか。市長の見解をお尋ねしたいと思えます。そして3点目
として、今のも含めまして、市長の政治姿勢についてお聞きをしたいと思えます。3月の全
協後、今年の4月15日、議会の二つの会派に対してシール制導入について説明及び意見交換
といった、いわゆる勉強会を行ったと聞いております。佐伯市議会は無会派を含めて10会派

ありますが、どの会派とも協議をされたのでしょうか。それとも多数決の原理で議員の過半数以上の賛同を得ればいいから、全議員から理解は得られなくても人数の多い会派から了承を得ればいいと、執行部の考えはどうなのでしょう、お尋ねをします。また市民から意見を聞く機関として、佐伯市廃棄物減量等推進審議会を設置しておりますが、この審議会からシール制導入についての答申が提言があったのでしょうか。そういった審議会の意向を踏まえた上でシール制の提案を考えているのかお聞きをしたいと思います。

次に、大項目の2番として、タウンミーティングについてお聞きをします。西嶋市政の取組として毎年各地域を回ってタウンミーティングを開催し今年で3年目、3巡目を終えたところであります。御苦労様でした。おとし、一昨年の12月議会一般質問で、学校の生徒を対象にしたタウンミーティングを開催してはどうかと提案しましたが、まだ動きはないようです。市長の4年の任期の中で一度くらいは開催してくれるものと信じて、日程の調整中というところで今回は受け止めておきたいと思えます。さて、このタウンミーティングですが、3巡目の今回、高齢化社会というのがテーマで開催したと思っておりますが、これまで夜開催していたのが高齢者が集まりやすい日中の開催だったということでもあります。そこでお尋ねをします。今年で3年目、3巡目の実施ということで主催した執行部にとって、また地域の皆さん、参加した地域の皆様にとってこのタウンミーティングの意義・効果についてどのように評価をしているのでしょうか。受け止めているのでしょうか。また、参加者からたくさんの御意見も出たと思っております。その時に、即答できない意見や答えられなかった質問に対しての返事はどのように対応しているのかお聞かせください。最後としまして、タウンミーティングの今後の取組として何か考えがありましたら、お聞かせいただければと思います。以上で通告による質問は終わります。執行部の明瞭な答弁をよろしくお願ひします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 吉良議員さんの御質問の中で、家庭ごみの収集についてとタウンミーティングについての二つの質問をいただいております。その中で私の方からは、家庭ごみ収集の中のシール制の導入についてということで、先ほど3月の全員協議会の際に、市長は6月議会までに方向付けをした形で条例を上げなければ間に合わないと答えているが、今議会に議案として上程されていないのはどうなっているのかという御質問をいただいております。先ほど3月の全員協議会で御説明申し上げました、これはあくまでも現在ある燃えるごみ袋がですね、10月までしか在庫がないということの中で、これを一つの機会としてやればもうこの時期しかない。もし袋の追加購入になると、袋の製作日数等を勘案した場合、6月議会に方向が決定される必要があるということで、そういう中での6月議会だということをお含みおきいただきたいと思っております。また、一定期間市民に周知する必要もあるとその時に申し上げたと思っております。そのときに、シール制に移行することのメリットについては詳細に御説明申し上げましたが、また地球温暖化対策の推進や将来焼却施設への負担を軽減させるために、市民のごみ分別の徹底を推進し、ごみのリサイクルシステムを構築していく必要があることから、資源ごみ収集についてはこれを無料化する方向で検討したい等説明いたしました。その後も3月27日に開催されました第10回佐伯市産業廃棄物推進審議会においても、シール制に関する方向性及びその考え方について詳細に報告をしております。また、市民の方からもさまざまな意見をお伺いしております。そしてまた、議員各位との十分な意

見交換を行いたいということである中その議案に対する方向性を考えておりますが、何分まだ時間が足らずに、そうした時間的に厳しいものがありましたので、今回本年度の燃えるごみの必要性に対して10月までに在庫がないということでございますので、今回議案を上げるのを延ばしまして、ごみ袋については追加製作のために先日入札したところでございます。また、現在、佐伯市環境基本計画を策定中であります。その中の主要な施策の一つといたしまして、循環型まちづくりの推進を挙げ、ごみの3Rを周知徹底を諮ってまいりたいと考えております。そのためには、先ほど申し上げました資源ごみ収集の無料化も視野に入れた検討を行っていく必要があると思っております。そのことがごみの排出抑制につながり、ごみの処理経費の削減に寄与するものと思っております。以上のような点から、ごみ袋のシール制導入につきましては、ペットボトルの分別収集を開始する来年4月を目途に調査・検討をし始め、しかるべき時点で方向性を決定してまいりたいと思っております。今申し上げましたように、もう少し時間が必要だったということでございます。よろしくお願いいたします。

議長（児玉忠義） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 吉良議員の御質問のうち、会派への説明に関する部分につきましては、私から答弁させていただきます。ごみ袋のシール制移行について3月の全員協議会で一度御説明いたしておりますが、どうしても時間的に制約がある関係上、執行部、議会側の詳細な意見交換ができづらい点もございますので、私個人として各議員と十分意見交換をしたいという考えの下で行ったものであります。たまたまそのような申入れをした時期に会派の集まる機会がありましたことから、できればほかの議員も一緒にとのお誘いがございましたので、市民生活部共々説明をし意見交換を行った次第でございます。したがって、大きな会派に対する説明だけで賛同を得ようといった考えのもとに行った説明会ではございません。その後、皆様とお会いする機会を持ちたかったのですが、タウンミーティング等々でなかなか時間的に余裕がなくお会いする機会がつかれませんでした。今後なるべく早い時期に各議員の皆様方の意見をお聞きする場を持ちたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。先ほど市長の答弁にありましたように、これからは我々地方自治体においても市民・事業者・行政が一体となって環境に配慮した施策を展開していくことが求められていると思います。そういう意味から、ごみのリデュース、リユース、リサイクルについて本年度策定される佐伯市環境基本計画の中に明確に位置付け、市民の御理解をいただきながら積極的にこれを推進してまいりたいと考えておりますので、議員皆様方の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） それでは、吉良議員のごみ収集についての御質問のうち、私の方から、家庭ごみ収集の民間委託に関する問題とシール制と審議会の関係についてお答え申し上げます。まず、家庭ごみの収集を民間委託することにより想定される効果につきましては、収集エリアを4地区に統合することで、車両保有台数の削減が可能となり、人件費や車両関係費等のコストの削減が図られるといった財政面での効果と、地域別に集中した収集を行うことで効率的な収集が実現できるため、ごみが短時間で片付けられ、環境・衛生面での効果が期待できると思っております。また、集積所の形態や排出方法の違いにつきましては、収集作業の効率化を図るためには、集積所における収集ステーション方式を基本にしながら調

整を進めたいと考えておりますが、民間委託と同時にすべての地域においてステーション方式に切り替えることは困難なケースもあるのではないかと考えております。現在、戸別にごみを出している地域につきましては、その地域の実情を十分調査するとともに、住民に無理のない方法を検討し、調整のできたところから順次ステーション方式に変更したいと考えております。次に、3番目の御質問のうち、シール制は審議会の答申に基づく提案なのかと、その部分にお答えを申し上げます。この件につきましては、昨年5月23日に佐伯市廃棄物減量等推進審議会における審議内容に関する報告書が提出され、指定ごみ袋制に関する審議を中心に審議を進めてきた結果を報告されました。その中で、意見として挙げられた有料化の継続はやむを得ないが、手数料については引下げを含めて慎重に検討すること及び今後中間処理施設及び最終処分場の延命化に向けて、分別方法の見直しや排出量抑制の方策について検討することとの報告内容を受けて、ごみ処理手数料を値下げする施策の有効な手段としてシール制の導入の検討を行ってきたものでございます。以上でございます。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） それでは、吉良議員の大きな質問の2点目、タウンミーティングについての3項目についてお答えさせていただきます。タウンミーティングは、市民一人一人が市政に参画する市民との協働によるまちづくりの一環として、平成17年度から実施しており、今回で3回目となります。今回は、高齢化が著しい本市にとってその取組が重要な課題であることから、進みゆく高齢化にどう備えるかという具体的なテーマを設定しました。また、以前から夜の時間帯では参加しにくいとの声があったことから、これらの人たちにも参加できるよう昼間の時間帯での開催としました。なお、高齢化というテーマとは別に、従来と同様、行政全般に関する意見交換の時間も設けることとしました。このような趣向で5月14日から30日に掛けて9地区で開催し、全体で340人の参加がありました。そこで、まず1点目のタウンミーティングの意義・効果についてですが、全体で340人、各地区平均して40人弱という参加人数は必ずしも多い人数ではあるとは言えないと思います。しかし、市としましては、机上の上ではなかなか分からない貴重な御提言等をいただき、非常に意義深いものがあったと考えております。当日、会場でいただきました高齢化に対する御提言のうちのあるものにつきましては、その趣旨を何とか実現できないかと既に関係課と検討を進めております。他方、地域の方々、特に合併で町村長がいなくなった各振興局管内の方々にとりましても市長と率直な意見交換を行い、これを市政に反映させる場があることは非常に意義のあることだと思っております。次に2点目の、当日会場で答えられなかった質問等につきましては、担当課等に持ち帰って検討した上、担当課職員また振興局の職員が訪問するなどしてお答えをしております。最後に、今後の取組についてですが、タウンミーティングは市長が地域の皆様の声を直接お聞きし、これを市政に反映するための手段であり、合併後の行政と地域との距離を解消する優れた意義を持っていることから、引き続き実施していきたいと考えております。その際、開催の日時、場所等につきましては、今回までの3回の事例を踏まえ、市民の皆様がより意見を述べやすい方法を考えていきたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 吉良議員。

34番（吉良栄三） 再質問をさせていただきたいと思っております。まず1点目、家庭ごみの収集民間委託についてのメリットということで部長から説明いただきました。車両だとか人件費のコ

スト削減につながると、地域別の効率も上がるということで答弁をいただきました。この件についてはですね、部長の説明で分かる部分もありましたし、民間委託については、このあとも質問が出ているようでありますので、私はこれ以上この件についてはもうここでとどめておきたいというふうに思っております。また、今度の9月議会にスケジュールを見ますと予算として上程を予定しているというふうなスケジュールになっておりましたので、またそういうところで審議ができるかなあと思っております。その次のですね、ごみの出し方が地域によって違うということでステーション方式にいずれは統一をしたいということでもあります。現況を考えたとき、先般タウンミーティングで話がありましたように、大変佐伯は高齢化が進んでおると、現在29.2%の高齢化ということで、さらに周辺部は旧町村部は更に高齢化が進んでいるという状況であります。全国平均を見ても大分県の平均を見ても佐伯市は高い高齢化率というふうになっております。タウンミーティングでもそのような説明をされていると思います。その中で、今後ステーション方式の方向でということでは話をしておりますが、こういった高齢化が進んでいる。また、独居老人の方が多くなっているというふうな現状が将来的にもあるんじゃないかなあと思っておりますので、そのステーション方式もどういうふうな形でやるのかという協議を今後していくと思っております。その中で、こういった高齢化に対したですね、高齢者の多い、一人暮らしの多い地域に対しての配慮等ですね、今後の審議の中で付け加えていって、より良いサービスができるような方向性を是非示していただきたいなあと思っております。そういったところの協議等を現在されているのか、今後の考えの中で、そういう部分もきちんと審議結論を出していただけるのか、その点についてですね再質問をさせていただきたいと思っております。そして、シール制の導入について、6月に上程されないということで市長の方から答弁をいただきました。その時ですね市長、私当時の会議録を起こしていただいて持っております。市長は先ほど答弁されましたように、その時も同じような答弁を市長されております。10月には燃えるごみの袋がもうこのままでいったら底をつく、また原油価格の移動ですね、今原油が高くなったりしているの、ごみ袋よりもやはりシールの方がそういう部分、コスト面でもいいのではないかと、また、そうすることによって金額を下げれば、やっぱり市民にとってもいいんじゃないかと、そういうふうな詳しい説明をですね、当時全協の時に大変詳しい説明を市長からいただいたと思っております。なのになぜ今回提案しなかったのか。私ですね、今回この質問をするに当たって本当はちょっとこういった質問をするのはどうかなあと、正直考えました。もっとですね市政の前向きな将来的な議論を一般質問でしたいなあと思ってるんですが、どうしてもその前段でつまずいていると、やはりこういうやると言ったのにやらなかった。ということは、もうそういう入口論でつまずいている状況で、やはりそういうことはどうかなあと正直思います。それであえて今回こういう質問をさせていただいてるということで理解をいただきたいと思っております。市長今私がこういうふうに今回質問をして初めて答えを市長の考えを聞かせていただいております。この前、議会開会日にも全協がありました。そういう時に市長、やはりそういったことは前の全協で6月にとっているんだから、そういう部分で今回こうこうこう理由で6月には上程できなかつた、やはりそういった言葉が市長必要じゃあなかつたのかなあと思っております。これも私が質問しなかつたら、もう結局あの時、3月にはそう言ったけど、もう何があつたんか何もなかつたように過ごしてしまったんじゃないかなあ、これはやはり市長の姿勢としては私いかなものかなあと思っております。今回も質問するに当たって事務局に確認をしまし

た。今回の全協でゴミ袋の件について議案が上がってないが、そういった説明はあるんだろうかと、議会事務局に聞いたところ、そういった部分の説明は全協ではないというふうな回答でありましたので、今回質問をさせていただきました。やはりそういった部分で市長がやりますと言ったことに対してなぜしないのか、いろんな調整する部分もあると思います。先ほどの会派の話ではありませんが、市長のそういうふうな姿勢でありますと正直、今回大きな会派と勉強会をしたと、二つの会派と勉強会をしたという中で、ちょっとどうか危ないごがあると、そういうけえ、ほんならちょっと今回見送ろうかと、そういうふうにとったのかなあと正直思うんですよこっちは。私に説明がなかったからどうこうというわけじゃあないんですけど、そういう動きがあったのに対して、今回上程をしてないということに対して、私は市長、そういうやっぱ市長の政治姿勢でいいのかなあと正直思ったんです。その辺をですな市長の方の言い分がありましたら、考えがありましたら是非答弁をいただければと思います。そして、会派の説明については、塩月助役から答弁をいただきました。日程的に、時間的に厳しかったから今回上程しなかったと、全部の会派ともそういった相談ができなかったというふうなことを言われておりますよね。でも3月時点では、6月議会にかけなくちゃあいけない。かけなければ間に合わないっていうふうなことでしたのに、もう結局時間がないから、時間がないからといって、これも何かそのまま見過している。じゃあもうこの4月15日に、これ確か日曜日でした。日曜日にそういった会派との勉強会をして、副市長が2人来て、そして担当職員も来て、担当部長も来て説明会を開く、日曜日にやってるんですよ、日曜日にそういうこともされてるのに、ほかの会派には時間がないからできなかったというふうな答弁、これがじゃあ、時間がないからというのが本当に市民に対して、そういう理由ってというのが成り立つんでしょうか。その辺すごく疑問に思っております。その辺をですな、きちんとやはり是非していただければ、議会から理解をいただいて是非お願いしますというふうな副市長答弁をされましたけど、じゃあ、ああそうりゃあそうじゃあと理解がなかなか難しいんじゃあなかろうかなあとと思います。その点について副市長どうですか、副市長なりの見解があればお聞きをしたいと思います。

また、タウンミーティング、タウンミーティングについて、今回は具体的なテーマを設置して昼に開催したと、高齢者に対してですなやるということで開催したと。340の方が集まったというふうな答弁でした。私ちょっと聞いてみました。3回行ってあります。1回目891名の方が来てあります。2回目が、2巡目ですね、2年目が814人、そして今回の3巡目が340人と半分以下に今回下がっております。私も1回目、2回目、3回目タウンミーティングに参加をさせていただきました。2回目の時にですな、1回目、2回目はそれぞれ市の財政状況だとか今後の市の行財政改革の取組、また各振興局単位での職員配置等の説明があって、また2回目で私大変良かったなあとと思うのが、それぞれ振興局単位の事業、この1年間の事業、またこの1年間こういう予算を付けておりますと、そういった資料があったと思います。あれは大変良かったなあとと思うんですが、今回はそういうのがなかった。どうしてもこの1年、2年、3年目、タウンミーティングに参加してみたときに、一貫性を感じないです正直、何のためにやるんだろうかなあと感じました。一貫性がありませんでした。その時、その時でやるんならその出前講座であり、市長のはがきですか、ああいうので何ら変わりがあらんじゃろうかというふうに感じたわけでありまして。段々なんか回を重ねるごとに何か尻すぼみしてるんじゃあなかろうかなあと思っております。もっとこういったタウンミー

ティングはですね、やっぱり地域の声をたくさん聞こうと、たくさん聞こう、たくさん聞こうというやっぱり執行部の姿勢が私は必要じゃなからうかなあと考えております。高齢者を対象に今回して340人だったと、それが評価をしてるのかしてないかという部分がありますが、せっかくそういう高齢者を対象にタウンミーティングをやろうというのなら、例えば、老人クラブの会員さんに呼び掛けたり、また民生委員さんとか各地域にいますので、後期高齢者医療の説明もありましたので、やっぱりそういった方々に是非参加をしてくださいと、こういうことをテーマにやりますので是非意見をくださいという、やっぱりそういうことはされたんではないでしょうか。ただ漠然と、その会場に行くからタウンミーティングをします。また、もう時間が来たから、もう意見ももうこれで打ち切りたいと思います。何かほんと形式的なタウンミーティングになってしまっているんじゃないかなあと、本当に参加してそういうふうに感じました。その辺をですね、もっと効果のあるものにするためには、やっぱりそういうところの配慮がもっともっていかなくちゃいけないのかなあと考えております。その点について、今後の取組も含めて執行部の見解をお聞かせいただければと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 吉良議員さんから、シール制導入に今議案に上がらなかったと。先ほど申し上げましたように時間がなかったということが一番の大きな理由です。特にあの時の全協の中で、私の方がお話した時に、この件についてのまた質疑とか、いろいろありましたら意見交換をしたいということがあの時に締めたと聞いております。全協以降、そうしたお話が全くなかったわけです、議会から。そうすると議会とのそうした意見交換はどこで行うかと。全協というのは一方的に説明してやるんで、そここのとこの詰めっていうんですかね、議案の不備なところの、そうした交換会を行う必要があるんじゃないかと。そしてまた、こうした問題があればどうするかという、そうした部分を必要と私はみてたわけですが。そうした中で、副市長の方も当時2人の副市長が議会のちょうどいい機会だからそういう話もお伺いしたと。私どもも議案に上げて前回上げてましてですね、ほとんど意見交換がないんで本会議に上げて否決された。本来私は自分が議会が古いときはですね、そうした執行部が上げたのは即否決をせずにもう少し1回見て継続なりしてですね、執行部との意見交流をするということが過去の私は議会経験の中であったわけですが、前回先ほど議員が言われましたように、市長の方針で執行部の説明不足というんですか、そうした部分の否決があったということで、そうした意味では今回は慎重に上げていったということでございます。これについては、またそうした意見交換の場をですね作っていき、皆さんにできるだけ理解をしていただいて、何とぞこの件については御理解を賜っていきたいと考えております。

それからタウンミーティングの件もちょっと言われましたが、昨年タウンミーティングをしたあとですね、今度のタウンミーティングの間に別の形で市長との懇談会っていうのを数回もっております。地域入りまして各団体等ですね、それぞれの団体等、テーマを持った団体2団体それぞれ話し合ってます。それからその間、旧佐伯市内については非常に校区が広いということで、それについても今年度、今年ですか、そうした団体とも話ながら出向きながら話しております。今回各団体等の高齢化についての話し合いについては私の方は振興局に詳細な指示をしておりますので、そうしたことで動員を掛けずに行ったと思っておりますが、地域によっては老人クラブの方が大勢おいでになりまして地域差というのが各

振興局でたようであります。詳細については担当の方から答弁させていただきたいと思
います。以上です。

議長（児玉忠義） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 再質問ですけども、昨年ですね条例否決されて1年をたないうちにあ
えて出すのかという気持ちもあったんですね、6月議会にこの条例を出すという気持ちを全く
持ってない中ですね、腰を据えてですね議員皆さんとお話しをしたいという気持ちである
人に申し入れをしました。そしたらいいよということですね話す中、流れを言えばそうい
うことですね、決して大きな会派をですね、6月議会に出すという気持ちを持ってないも
んですから、会派の賛同を得ようという考えは一切ない中の会派への説明だったわけです。
いろんないい意見も聞きました。またある会派の人からもですねそういう吉良議員の御指摘
のようなですね、大きな会派だけで説明は終わるんかという電話がありまして、説明であ
あそうかそうか分かったということも電話を2人からいただきました。そういうことでは
ね、今後の誤解のないようにですね、会派の会長さんを通じてですねこれからまた話し
の機会を持ちたいと思います。そしてまた、たまたま日曜日やったというのはですね、御手洗
富士夫キヤノン経団連の会長ですね記念植樹と記念碑の除幕式、その日を指定されたも
んです。先ほど答弁したように多い方がいいだろうということで、たまたまそういうこと
になったというだけです。別に大きな会派をですね、繰返しになりますけど、大きい会派に
説明を、賛同得られればいいという感覚で決して動いたものでございませぬので、御理解を
お願いしたいと思ます。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） それでは先ほどの再質問にお答えいたします。ごみ収集ステーション
について、独居老人それから高齢者等の配慮が必要であろうというふうな御指摘でございま
すけれども、実はこの民間委託に対しまして、今事務局の方ですね仕様書の詰めに今入っ
ているところでございます。議員御指摘のとおり、今まで合併以前の旧町村でこういった問
題が実はあるということは承知をいたしております。合併時の調査においてもですね、ごみ
収集ステーションの問題もちょっと議論になっているようでございますので、今後その仕様
書を詰める中で、そういった地域独自のですね事情というのは十分勘案してまいりたいと。
そういったものを踏まえながら今後、時間を掛けて調整していきたいと。そういうふう
に思っております。よろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） それでは吉良議員の再質問にお答えをしたいと思います。全
体的に今後の取組についてということを受け止めておりますけれども、今年度開催した内容
について若干ちょっと触れさせていただきますと、先ほども吉良議員の御意見の中にありま
したけれども、テーマを絞ったということの中で、私どもとしましては一定の共通の課題を認
識できたんじゃないかなというふうに思っております。特に要望だけでなくいろいろな
形の意見もいただきました。健康に留意して介護予防についても十分気をつけていき
たいというような声もあったところであります。総じて高齢者から率直な意見をいただいた
というふうに受け止めております。また、従来のタウンミーティングの形式と違いまして、机
をなくして円形にしながら皆さんで自由な意見を出していただくという部分の工夫もし
てきました。あるいは広報につきましても従来と違って、今回はケーブルテレビに職員が生

出演をしまして御案内をさせていただきました。そのほか、市報による部分、それからテレビによる文字放送、区長さんに案内、地域審議会委員による案内、あるいは防災無線による呼び掛け、そしてまた各振興局によりましては、老人クラブあるいは高齢者教室の方々にも御案内をさせていただきました。そういったことで高齢者につきましては、所期の目的ができたのではなかろうかというふうに思っておりますけれども、言われるとおり広い世代につながってなかったんで参加者が少なかったという部分があるかと思っておりますけれども、その点につきましては、今後の反省をしながら来年につなげていきたいというふうに思っております。

議長（児玉忠義） 吉良議員。

34番（吉良栄三） 市長お尋ねしたいんですが、3月の全協後に市長の先ほどの答弁を聞いていますと、議員が何も聞いてこなかったから提案できなかつた、十分な議論ができなかつたから提案ができなかつたというふうな答弁に聞こえたんですけど、各会派、各会派と言いますけど、全員協議会でもよかったんじゃないですか。全員協議会を開催して、また市長の方から議会に全員協議会を要請してですね、そこでまだ更に深い議論をその納得がいない部分であればしていけばいいんじゃないかなあと思っています。そういうことが市長できたんじゃないんですかね。それがやっぱり時間がなくてできなかつたんでしょうか。そういう解釈になってしまうんですね。そういう市長がそう考えてるからもう時間がない、全協も開けない、もう会派に話をしよう。でも今一納得してもらえないよだからちょっと今回の議案は見送っておこう。さらに先ほど副市長ですね、副市長6月の議会に出すつもりはないというふうな発言をしておりますが、副市長は4月15日に会派との勉強会をしたと、もうその時点で6月に出すつもりはなかつたということですね。そのつもりで会派との話し合いをしたと、市長は3月に6月には出そうというふうな方向性を議会に示した、答弁いただいた。なのにもう4月15日の段階で副市長は6月に出すつもりがなかつたから全会派とは話をしてない。そういうことになりますね。何か市長と副市長、整合性が全くないようなあるんですけど、もうそうやって考えると副市長独断でやってるのかなあと、市長抜きにもう副市長が独断でそうして判断をしてこういうことをやってるのかなと、それが西嶋市政の政治姿勢なのかなと正直疑問に思います。おかしいと思いません。もう質問も最後になるんで、その辺ですね確認の意味でお聞きをしたいと思っております。こういったですね今、全協をしない、時間がない、そういう中で議案を見送ったということでもあります。これがですね、こういったやり方が西嶋市長のずーっと言ってきた政治姿勢、政治的判断、またクリーンな市民にわかりやすい政治というのがこういった手法なんでしょうか。そういうことで受け止めといていいんでしょうか。その部分を最後に、確認の意味でお聞きをしたいと思っております。こういうやり方で、市長は西嶋政治姿勢はこういうやり方をやるんだというふうなことで私は受け止めておいてよいんでしょうか、お尋ねをします。

タウンミーティングの件、タウンミーティングの件についてですが、先ほど部長からたくさん案内をしまして、いろんな各案内をしました。でもその結果340人でしたということでもあります。タウンミーティングの意義はですね、部長言われるようにやはりそこに集まった方が共通な認識ですね、やはり私たちのまちはこういう課題がある。やっぱこういうところを見直さないけん、そういうやはり共通の課題を認識する場であるのかなあと思っています。それが市長の手紙とかとはまた違ったメリット、良さがこのタウンミーティングにある

んじゃなかろうかなと思っております。ですから、その辺ですね先ほどちょっと再質問できなかったのが、参加者からきた意見とか質問に答えられなかった分はどうするかという質問をしたときに、担当職員若しくは振興局職員が訪問をして説明をするというふうな話をしました。先ほど部長が言うように、そういった問題をその会場に来ている人みんなで認識しましょうというふうなニュアンスであれば、できれば私はそういう個人的な訪問じゃなくてやはりその年にもう1回やはりそういうタウンミーティングをですね開催して、こうこうこういう質問があった分に対してこういうふうな対応をしています。こういうふうと考えてますというふうなそういった対応の方がやはり参加された人にも、ああ参加してよかった、ああやっぱ市長が来てくれたと、やっぱそういうふうな思いになるんじゃないかなあと思います。聞かれたことに対して、個別にもう言うんじゃないくて、やはりその集まっている参加された皆さんに対して、やはりこういった質問に対して、市はこういうふう考えてるんだと、やはりそういった姿勢をやはり見せて欲しい。そういうのがやっぱり市民、参加した市民は望んでいるんじゃないかなあと思います。やはりそういった取組を是非していただきたいと思います。時間がないでは済まされないのかなあと思います。もし市長が時間がないのであれば、担当部署また各振興局単位でやっておりますので、振興局が音頭をとって、そうしてまたみんなに集まってもらってそういった深い話をしていくのがやっぱり今後の取組として更に効果があるのかなあと思っております。また、市長の方から、これはですねせっかく市長、各タウンミーティングで各地域へ行っておりますので、もう会場に行っただけでは終わりました。はい帰りますじゃあなくて、やはり行ったらですね、それぞれの地域を是非見ていただきたいと思います。当然、道の駅とかで食事をされたりはそれぞれの地域で食事をしたりはしてるとは思いますが、例えば、今問題の箇所とか事業をしている所とか、そういった所をですね是非地域に来て見ていただくとまだいいんじゃないかなあと思っております。なかなか時間の取れない、時間が厳しい中ではあると思いますが、やはりそういった取組もやはり市民が望んでいるタウンミーティングの市長の姿勢ではなかろうかなあと思っております。今回、高齢者を対象にタウンミーティングを実施したということでもありますので、やはり例えば、各地域にはデイサービスがあって、その様子を見に行くとか、やはりそういったちょっと足を運んでもらえるそういった市政の取組がやはり市民にとってはうれしんじゃないかなあと思うので、そういう市長の動きをやっぱり市民は、それぞれの地域の人たちは望んでいるのかなあと思いますので、その辺もですね是非配慮をしていただいて、時間が厳しい中かもしれませんが、そういった部分の取組も是非お願いしたいなあと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 吉良議員さんよりも先ほど議員の時間が足りなかったと、私再々議会との話しの中で会長会等を集約したですね話の場を持っていただけるようお願いしとることを覚えとると思います。とにかく全員協議会、多くの皆さんが出ます。どうしても意見がですねち密な部分とち密じゃあない部分がございます。そうした各会派で集約した意見をしながらまたそれを全協を開くとかですね、こうした議案については積み重ねが必要だと、前回の6月議会の時のそうした失敗って言うんですか、私の方もそうした委員会にですね、私がおって出ればよかったと、そうしたことがなかったもんですから、そうした委員会に出るべきだったですね。そうしたこともしながらですね慎重に対応していったと。それともう一つはち

ようどこの時期が県会議員の選挙とか、大変申し訳ないんですけど、この議会の議長選とかいろんな各内部があったと思います。そうした中で1会派とかいろんな形ですれば市長が行ってそこで夜何しよるんかとか、いろんな形がありますので、そうしたことについてちょっと私も一步下がったような状態です。特に議会との連携をですね、やっぱりしなければということとは、やっぱり議員さんがやっぱ市民の代表ですので、いろんな意見から集約されたものを持っておるだろうし、また市民からいろいろ伺いまして、そうしたことを十分に踏まえながらやっていきたいということで、議会の返事がなかったから上げなかったんかと、そうした機会をもう少し慎重に対応したということで御理解いただきたいと思っています。

それから先ほどタウンミーティングに行くんだからせっかく現場を見たらどうかということですが、行く時にですね時間があつたならば出て見ております。昨年このタウンミーティング以外にもさっき団体等の二つの会議があつたら、その団体の現場に行きながら、また畑なら畑のハウスに行きながらですね、地域の中で話をさせていただいています。行った時にはまた戻ってくるよりもそこに1時間でもそうした施設を見ることによって有意義だと思っております。そういうことで、私の方とすればいろんな中でまた住民との触れ合いをしながら、また議員さんもこうしたことの団体との話があるといえ言ってくだされば私も時間を付けながらやっていきたいと思っています。またこれ以外に自治委員会等もですね、各振興局管内の自治委員会からも別個に日程的に会合してくれということでもありますので、そうした場面にも私夕方ですけど出席させていきながら意見交換もさせていただいております。だからタウンミーティングだけじゃなくて、そうした地域住民との触れ合いの会合、そしてまた県知事が県民トークという形で来るわけですけど、その時も時間があれば一緒になって県の要望、市の要望ということも対応させていただいている。いろんな角度でやっておるわけですが、そうした中で少しでも住民の意見を聞き取っていきたいと思っています。どうぞよろしくをお願いします。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） 吉良議員の再々質問にお答えいたします。先ほど貴重な御提言をいただきましたので、来年度に向けて課内会議をしながら一つの方向性を見出していききたいというふうに思っております。どうもありがとうございました。

議長（児玉忠義） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 市長と私の性格の違いまで発展したようにも思われますけども、本当性格が違いますし、考え方も違います。ただですね市長が答弁してるようにですね、それは人間ってというのはですね、考え方も同じ人間はいないんですよ。皆ただ協調性だとかね立場とかそういうので意思を一つにしていくものと私は思っておりますので、その分はおいとしてですね。市長は6月に提案する、じゃあ副市長は提案しない考えをもつてる。そういうことじゃないんです。担当課としてはですね、もう市民に迷惑を掛けたくないんで、6月議会もうちに合わないなというスタンスで私も考えておりました。市長はですね、袋の制作日数等にしていますように、袋の制作日数等を勘案した場合、6月議会に方向付けを決定する必要があるということをお含みいただきたいと。要は袋の制作をですね考えた場合に、これは最終リミットかなという考え方を私も担当部もとっておったということで御理解していただければと思います。別に市長が6月に出すや、こっちが出さないちいうことはありませんので。

議長（児玉忠義） 以上で、吉良議員の一般質問を終わります。

皆さん眠かろうと思いますけど、もうひとかた質問していただきたいと思いますので、辛抱して願いたいと思います。

次に26番、和久博至君。

26番（和久博至） 26番議員の和久博至です。先日は父の死去に際し過分なお言葉、あるいは励ましの言葉をいただきましてありがとうございました。また、父の死を契機に頑張りたいと思います。よろしく願いいたします。父が病気になったこと、あるいは死去というような事態を向かえて、まあ死ぬことはないと思っておりました。ところがやはりいなくなる時がくるんだなという非常に寂しい気持ちであります。で、やはりそれを経験しながらやはり福祉、非常にこう寂しい思いをしながら暮らしている人もおられると思うんですね。それについてもう一度どこに問題があるんだろうかということを私は考えてみたいというふうに思いました。そして一つの課題としまして、まずこの民間委託の問題、特に介護保険についてお聞きして、そのことを明らかにできたらと思っております。

第1番として、民間委託の問題について、まず福祉についてお聞きいたします。介護保険が導入されて7年になります。日本全体で平成13年度で2兆1,000億円もの介護保険料が国民から徴収され、国民の負担が増大いたしました。全員から強制的に徴収する保険料であるため、税率アップと同じ状態が生じているわけです。ところが、このシステムが複雑になっているため何が何だか分からないうちに税金を支払っているという状態になっており、国民の不安感だけが増大しております。介護保険において何が問題なのかを明確にするために資料がそろっている佐伯市のデイサービス事業に絞って御質問いたします。介護保険における費用負担の財源は保険料と公費補助であり、負担割合は共に2分の1となっております。半分が公費、半分が保険料というわけです。公費は国が2分の1、県・市が4分の1、保険料は65歳以上の被保険者と40歳から64歳までの被保険者が一定の割合で負担することになっております。平成13年当時は、事業は平成12年から始まったんですけども、平成13年当時は、結局は国が全体の25%、県が12.5%、市が12.5%、65歳以上の第1号被保険者が17%、40歳から64歳までの第2号被保険者が33%負担することになっておりました。ところが、第2号被保険者の介護保険料は医療保険として負担することになるため、自分たちが負担した介護保険料がどのように徴収され、どのように使われていくのか非常に理解しにくい状態に置かれております。この第2号被保険者保険料は、医療保険と同様に社会保険診療報酬支払基金としてプールされ、全国の市町村に一律に交付されることになるわけです。ところが、第1号保険料は使う経路が極めて明確になっております。佐伯市の介護保険特別会計に収入として組入れられ、市内の老人に対して、あるいは特別な障がい者に対して保険給付費として支払われておるわけです。この特別会計にはもう一つ明確な指標があります。佐伯市が負担する12.5%の公費分です。この負担金と事務的経費を合わせた額を佐伯市が負担することになっており、一般会計から介護保険特別会計に繰り入れられる形で処理されております。合併前の最後の年度である平成16年度を例にとれば、18億7,000万円の収入のうち、第1号保険料が4億500万円、一般会計からの繰入金金が4億7,000万円となっております。市民からの直接の血税が介護保険運営費の半分を占めているわけです。旧佐伯市のデイサービス事業は、佐伯市デイサービスセンター楽々園が平成2年4月に設置されたのを皮切りに、鶴望園が平成7年4月、福寿園が平成8年9月、海悠園が平成10年4月に設置され、社会福祉協議会に委託されました。ところが平成11年になって介護保険が導入されるとデイサービスセンター

は赤字になり、理事もその債務を負担することになるといった理由から社会福祉協議会が手を引き、佐伯市の社会福祉法人に委託するという事になったわけです。これらの法人に委託するには、議会の同意が必要ですが、議会では民間委託の是非について議論が分かれ、たびたび審議を中断いたしました。私はその際、民間委託には大反対でしたが、佐伯市の財政が民間委託により健全化されるという理由により強引に議会を通過したのです。その時、民間委託の理由が正しいか否かは後日チェックできるからその時にまた問題にすればいいと私は考えておりました。ところがそこには大きな誤算がありました。介護保険料制度です。介護保険は平成12年度から導入されたのですが、仕組みが複雑でしかも制度自体がころころと変わったため、以前の委託方式と比較することは極めて困難になりました。以前は佐伯市が委託し、そしてその分でやってくれということだったわけですね。ところが今度はそうじゃなくて、払うのが介護保険の方から払われて、佐伯市が直接払うということはないという。だから、どのくらい佐伯市が負担することになっているのかというのが非常に分かりにくい仕組みになっておりました。ところが、最近になって介護保険も制度として安定し、委託されていた当時の資料が明らかになったため、社会福祉協議会当時と比べることが可能となりました。そこでお聞きいたします。民間委託をするメリットは何か、これまでの事業で目的を達成しているのか。お答えいただきたいと思います。また、健康保険ですね、医療保険と介護保険の保険料は現在のままでよいのかお答えください。これは国民健康保険に限りますね。次に、適切な委託料についてお聞きいたします。人件費は1人当たり月収幾らを基準として委託しているのでしょうか。動産や不動産を貸すときはどのような措置をそのときとるのでしょうか。また、委託契約に基づく場合と指定管理者で差があるのか、あるとすれば何かをお答えください。ごみ収集と焼却場について、人件費を福祉と比較したいと思います。以前にもこれについてはお聞きしましたが、別の角度から日を当てたいと思います。1人当たり月収幾らを基準として委託しているのか。蒲江焼却場、エコセンター番匠、ごみ収集に分けて説明してください。民間委託のデメリットは何なのでしょう。お答えください。

次に、上水道水源地と産業廃棄物についてお聞きいたします。前回の一般質問で廣瀬議員が質問し、初めて産業廃棄物処分場が檜野地区の水源地井戸の近くに設置されることを知り、大変に驚きました。業者は単なる木くず処理だと言っておりますが、産業廃棄物の処理に変わりはありません。しかし、水道の水源地近くに産廃処理施設を設置するなど私は言語道断と言わざるを得ません。檜野地区と近く協定を結び、今にも施設設置の許可が出るそうですが、水源確保だけでなくイメージの上からも問題あるように思われます。実際に現場を検証していく中で、見過ごせない行政の怠慢が明らかになっておりますので御質問いたします。処分場に予定している場所については、業者は佐伯市大字上岡字大平40番地のみを処理施設設置の場所としております。しかし、この土地は以前から田や畑として利用されていた所で、里道や水路がこの地区内に多数走っております。この地区では現在上城方面から上岡地区に抜ける農免道路が工事中ですが、40番の土地近くでは六、七メートル道路から高い所を通過しており、この40番の土地に入るには里道と水路を横切らなければなりません。こういうふうになっております。これ字図を色を付けたものですが、ここに道路が通っております。農免道路ができております。そして、ここだけを申請してきてるんです。業者が持っている土地は幾つもあります。この中でここだけを申請してきて、問題はここに入るのにこの里道、水路、ここに囲まれておりますから、どうしてもこの里道、水路の通るときの許可が

いるということになります。そこが恐らくポイントだろうと思っております。40番の土地の近くでは道路から六、七メートル高い所を通っており、この土地に入るには里道を横切らなければなりません。ところが、業者は近くの山を削り、その土砂を約10メートルほど埋立て、里道、水路を不法に潜入しております。つまり、ここの土地、この土地全体を山を削った土砂で約10メートル埋立てているということです。以前は里道、水路は国有地であり、大蔵省が所有し、その管理を県が行っておりました。ところが、地方分権一括法によりこの里道、水路が佐伯市に譲与され、平成15年1月31日にこの大平地区の里道、水路が佐伯市の所有になっております。平成15年7月1日に法定外公共物、つまり里道、水路というのは法定外公共物、つまり道路法等の適用がない法定の外の公共物という位置付けをされておりますが、法定外公共物管理条例が定められ、その規定に従って管理されておることと思っておりますが、どのように措置されたのか疑問が生じております。お答えいただきたいと思っております。里道、水路が埋立てられるとき、佐伯に相談があったのでしょうか。次に、埋立てに対して市はどのような措置をとったのでしょうか。3番目に、なぜ檉野地区を上水道の水源地としたのでしょうか。また、佐伯市の水道水の良さをPRする気はあるのでしょうか。お答えいただきたいと思っております。

最後に、石間埋立てについてお聞きいたします。佐伯港港湾計画の改訂作業に入って2年になります。改訂手続を説明してください。特に佐伯港港湾計画審議会佐伯部会が計画改訂の重要な役割を担っております。いつ開かれるのかを詳細に説明してください。石間埋立地は現在の計画では、250万立方メートルの公共残土の捨て場として位置付けられております。平成5年度に計画が改訂された時には、高速道路の工事残土を投棄するためだと言われておりました。石間埋立てを推進する署名も石間埋立てができなければ高速道路も、また国道217号バイパスもストップし、佐伯の経済に大打撃を与えるというものでした。ところが、もう高速道路の工事は終了を目前にし、佐伯蒲江間の工事残土の処分場所も決まっております。石間に投棄することにはなっておりません。残るは217号バイパスのトンネル工事の残土だけですが、鶴岡トンネルの残土が残っており、昨年9月の質問では1万3,000立方メートルほどが投棄されると答えられましたが、どこに処理するのでしょうか。あとどれくらい残っているのかお答えいただきたいと思っております。以上で最初の質問を終わります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 和久議員さんにおかれましては、一般質問の答弁に入る前には、和久議員さんにおかれましては、お父さんの御逝去に対しまして、この場を借りて謹んでお悔やみ申し上げます。また、議員さんという立場の中で、政治家には空白がないと言われておりますが、喪も明けない中で、佐伯市政のために市議会に対して出席いたしまして、また先ほどから一般質問をいただきましたこととお礼を申し上げます。

では、答弁に入りたいと思っております。和久議員の質問の中で、1、民間委託の問題点について、2、上下水道水源地と産業廃棄物について、3、石間埋立てについてでございますが、その中で私の方から、民間委託の問題点の中でメリットは何かということと、それから民間委託のデメリットということで、その2点についてまず答弁を申し上げたいと思っております。公の施設の管理は地方公共団体が行わない場合、公共団体、公共的団体に限り行うことができるとしていたしましたが、民間でできることは民間で行うという趣旨により、平成15年に地方自治法の一部改正が行われ、従来の管理委託制度が廃止され、これに替わる新たに法

人、その他の団体も含めて公の施設を管理とすることが可能となる指定管理者制度が創設されました。メリットといたしまして、ア、施設を利用する住民の多様なニーズにこたえることができる。イ、民間企業等の有する専門的知識・技術等を活用し、効率的・効果的な運営ができる。ウ、地元の企業等の活力の利用、雇用の創出が図られる。エ、直営に比べて経費面で軽減が図られる等がメリットであると考えております。また、目的の達成については達成しとると考えております。次に、デメリットは何かということですが、民間委託のデメリットには基本的にはないと考えておりますが、あえて挙げるとすれば、サービスの安定的提供のリスク等が考えられます。このことについては委託先を適切に選定し、業務における責任の範囲を明確化することにより、また適切な指示やサポートを行うことにより対応が可能と考えております。他につきましては、担当部長の方から答弁させていただきます。

議長（児玉忠義） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） それでは、国民健康保険税と介護保険料についてお答えをいたします。国民健康保険は、保険税収入と国庫支出金により保険給付費を賄うことを原則とした制度であります。したがって、保険料の水準は基本的には保険者の医療費の水準に応じて決まるものでありますが、加入者の高齢化、それから低所得者の増加等により医療費の水準に応じた保険料収入が確保できていないのが現状であり、保険税の負担が過大にならないよう一般会計からの繰入れや基金の取崩しにより財政の運営を行ってきたところでございます。しかし、このまま医療費が伸び続け高齢化が進みますと、一般会計繰入金が増大し、基金が消失するおそれがあります。このことから現在、平成20年度をめぐりに保険税の税率改正を検討するとともに保険給付費の抑制、収納率の向上等を図るための協議を行っているところであります。介護保険についてお答えします。介護保険におけるサービスは、施設介護サービスから居宅介護サービスへ、さらには介護予防へと移行しつつあります。平成16年4月からは地域密着型サービスが始まりました。このようにきめ細かいサービスの提供ができるようになったこと。また、佐伯市は県下でも高齢化が著しく介護給付費は伸び続けております。一般会計からの繰入れも増大することが予想されます。介護保険制度は3年ごとに見直しが行われておまして、第4期の計画、平成21年度から平成23年度までを平成20年度に策定することとなります。この計画策定の中で、保険料の見直しも検討することとなります。次に、デイサービスセンターの委託料につきまして、デイサービスセンターの委託料につきましては、平成2年4月から平成11年3月までは運営費補助方式の国庫補助制度の補助基準額で委託をしておりました。また、平成11年7月から平成12年3月までは単価に利用者の人数を乗じて算出する事業費補助方式の国庫補助基準により委託しており、人件費の設定はしていません。また、平成12年4月から平成18年8月までの介護保険制度導入後の管理委託及び指定管理者制度においては無償であって、人件費の設定はしていません。動産、不動産については、貸付けているわけではなく、施設、設備、備品等については管理を委託しております。次に、公の施設の管理委託契約は公共団体、公共的団体に限られていたましたが、指定管理者制度が導入されてからは、法人やその他の団体に公の施設の管理運営ができることとなりました。指定管理者制度の導入により、従来の管理委託制度は廃止されました。二つの制度の大きな違いは民間が参入できることになったこととなります。以上です。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） それでは、和久議員の御質問のうち、ごみ収集と焼却場の人件費につ

いてお答えを申し上げます。エコセンター番匠の運転管理業務につきましては、現在JFE環境サービス株式会社に委託をしております。受託者から提出された見積内訳書に記載された基本給に値引き率を乗じまして、1人当たりの給料を計算した場合には、平均月額約23万5,000円となります。一方、収集業務につきましては、佐伯地域、宇目地域、蒲江地域を民間委託しております。現行委託料における1人当たりの基本給は佐伯地域の平均月額は約21万2,000円、宇目地域の平均月額は約18万9,000円で算定されております。また、蒲江地域は収集業務、焼却業務、最終処分場管理業務を同時に委託しております。平均月額基本給は約18万8,000円となっております。いずれにしましても、過去合併以前から継続してきている契約の形態、委託する業務内容や専門性、委託職員の構成等により、それぞれ基本給は異なっております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） この度、和久議員のお父様がお亡くなりになったばかりということで、謹んでお悔やみ申し上げます。

私の方からは、まず和久議員の大きな2番目、里道、水路の管理についての御質問にお答えいたします。議員御承知のように、里道、水路のいわゆる法定外公共物は地方分権一括法の施行に伴い、国有財産譲与申請をし、榎野地域については、平成15年1月に佐伯市の所有となったところでございます。議員御指摘の箇所が業者により埋立てられるとき相談があったのかとの御質問ですが、当初は相談を受けておりませんでした。また、埋立者に対しどのような措置をとったのかの御質問ですが、埋立ての事実を確認したのは、平成17年6月ごろ、榎野地区から寄せられた情報によるものでございます。事実確認をした際、従前の土地形態とは明らかに異なる状況でありましたので、埋立者に対して埋立行為地内に里道、水路が含まれているとの指摘をし、従前の土地形態を確認するための手続である境界確認申請書の提出を指導いたしました。これも受けておりません。平成17年10月、埋立者が産業廃棄物処理施設等設置の事前協議書を大分県に提出し、大分県から土地利用等の規制等について佐伯市に意見を求められ、この中で里道、水路の境界を明示するよう繰り返し意見を述べてまいりました。しかし、里道、水路の境界が不明となっているため、今年度実施予定の国土調査時に誠意を持って境界の確定について協力するよう確約書の提出を受けており、里道、水路は市民共有の財産であるとの認識で適切な管理に努めてまいりたいと思います。

次に大きな3番目、石間埋立てについての御質問にお答えします。まず、佐伯港湾計画の改訂手続についてですが、現在改訂に向けて環境アセスメント調査などの基礎調査を実施しているところでございます。今後、経済調査や関係企業の個別意向調査、市民アンケート調査を進め、幹事会や委員会において検討を重ね、最終的に大分県地方港湾審議会及び国の交通政策審議会港湾分科会の諮問を受け、平成20年代前半の改訂を目指して進めていく予定であると聞いております。また、港湾計画審議会佐伯部会をいつ開催するのかとの御質問ですが、議員が言われているのは、先ほどの幹事会、委員会のことだと思いますけれど、この開催時期については、まだ具体的に決定されていないとのことですが、先ほどお答えしましたように、20年代前半の改訂に至るまで数回開催されることになると考えられます。最後に、国道217号佐伯弥生バイパスの工事残土についての御質問にお答えします。この事業によるトンネル工事残土は、基本的には港湾計画に基づき石間埋立てに用いる計画であります。あとどのくらい残っているかとのことですが、第1期工区の前年度までの分で港に借り

置きしている分が約5万1,000立方メートル、現在施工中の仮称鶴岡トンネルから約1万2,000立方メートル、第2期工区の仮称上岡トンネルから約2万3,000立方メートル、さらに第3期工区の臼坪から駅前間のトンネルから約7万9,000立方メートル、合計約16万5,000立方メートル発生する見込みだと伺っております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 戸高上下水道部長。

上下水道部長（戸高公人） 私の方からは大きな2番目、上水道水源地と産業廃棄物についての中佐伯の水源地についてお答えをいたします。なぜ榎野地区を上水道の水源地にしたのかという御質問ですが、上岡、榎野のこの地域は番匠川の豊富な水量があり、地下水を期待できる地形であり、河口からの距離もあることから、効率良く取水をすれば塩水化のおそれもないということで専門業者により地下水調査を行い、検討する中で水源地としたものであります。2点目、佐伯の水道水の良さをPRする気はあるのかという御質問ですが、和久議員も御存じのとおり、佐伯市の水道はリアス式海岸という特性により、背後に山間部を控えていることから、豊富で良好な水源に恵まれています。溶存物質が少なく体にやさしい上においしい水の条件とされるカルシウム、炭酸水素が多く含まれています。20以下の水がおいしいとされておりますけども、上水道につきましては、地下水であるため冷たくて、塩素消毒のみの良質な水道と言われております。PRということではありますが、市のホームページや市報を通じましてアピールをしていきたいと考えております。今年の12月3日から4日に掛けまして、皇太子殿下も御出席をされ、別府市のビーコンプラザで第1回のアジア太平洋水サミットが開催されると聞いております。このような水問題に対する気運の高まりもございますので、私どもとしましても、こうした機会を利用して水道水に対する理解を深めたいと考えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） そこは今さっき先に第1番の問題についてお聞きしますけれども、そういう答え方をされると全く分からなくなってくるわけですね。つまり、人件費はもう全く分からんのだと。つまり、じゃあ佐伯市が幾ら出すんですかというところがポイントになってくるわけですね。それが分からないで今やっているという状況ですね、私が聞いた限りではそうなりますよね。つまり、人件費っていうのは何かというと、大体これだけの規模のデイスタービスをするのに幾ら掛かるのかという、そこが基本にあるわけでしょう。ところが、そこが天井知らずに増えたときにじゃあどうしますかということになってくるんです。じゃあ私たちは知りませんと、市の執行部はそういう形でいいのかどうかということがポイントになると思います。そこで、これは報告書がいつも出されておりますから、その報告書に従ってお聞きします。これは鶴望園、海悠園、楽々園、それと福寿苑、この三つのデイスタービスセンターの報告書ですね、財務会計に関する報告書になります。それをまとめてみました。主な点だけを言います。大体平成15年、16年、これから17年がもう合併になりますから、この2年について言いますと、鶴望園の収入が1億957万7,810円、そしてその時の人件費が4,557万1,126円、減価償却が301万2,434円、事業活動支出が合わせた事業活動支出が6,557万7,759円、他の会計に繰入れたのが3,900万円、繰越しが9,207万6,533円、これが平成15年度ですね。平成16年度は収入だけを言いますと1億470万9,966円、そして他会計の繰入れが3,400万円、繰越しが9,688万491円。福寿苑、これの収入が平成15年度が9,444万435円、他会計の繰入れが2,500万円、繰越しが6,459万7,332円、平成16年度が収入が1億195万1,829円、他

会計の繰入れが3,700万円、繰越しが7,318万8,053円。海悠園が収入が3,938万4,348円、他会計への繰入れが1,150万、繰越しが2,553万3,741円、16年度が4,218万1,953円、他会計への繰入れが1,400万円、繰越しが2,618万1,155円。楽々園が平成15年度、収入が5,523万2,594円、他会計への繰入金がゼロ、繰越金が2,802万1,294円、平成16年度が収入が5,770万962円、他会計への繰入金が3,000万円、繰越金が1,312万8,668円となっております。問題なのは、私たちがこの委託をする時に何と言われたかということなんですよね、委託をする時にデータを相当に与えられました。そして、今補助を受けているそのお金がですね幾らかと言われたかといいますと、2,450万3,000円だと。つまり、国の事業補助を含めて、これでやりなさいと言われていたということなんですよね。つまり、それから増やせば増やすだけ国の補助がありませんので佐伯市の持出しでやりなさいということですよ、立派なものをしようと思えば、少なくともこの事業でやってくださいと。そして、民間委託をする時に私たちが考えたのが何かといいますと、民間委託というのは非常に効率的だ、さっき言われた市長がですね。正に効率的だということは何かといいますと、この事業費でたくさんの人を集めてくれるだろうということですよ、この事業費です。そして、その時にまた何と言われたか、正にこれが福祉協議会が撤退した理由なんですよね、介護保険になったら大損をするということがまことしやかに言われた。そして、市のデータでもそういうふうになっとなるわけです。市が出してきた資料によりますと、これが市が出してきた資料ですね、デイサービスセンター収支予測というものです。これによりますと、現行利用者で介護保険を想定した場合には、楽々園が227万3,300円の損失をこうむる。赤字をこうむるっていうことですよ。鶴望園が858万4,700円の損害をこうむる。福寿苑が1,697万500円の損害をこうむる。海悠園が1,125万8,590円の赤字となる。4園で合わせて3,908万7,090円の赤字となる。だから、私たちはやっていけないんですと言わせたんですよ。だから、私たちの議員の認識もそうなんです、介護保険になったら大変なことになるんじゃないかなあ、じゃあもうしょうがねえと、社会福祉協議会が撤退するのもしょうがねえ、で民間がうまくやってくれるだろうと、介護保険というのをその時にどうしたかと言いますと、今までは委託契約ですよ、だから2,400万のうちで、余ったお金があったらそれは佐伯市に返すと、もうけた金は出させないというそういう委託だったですよ。ところが、その年に委託する条例を制定する時ですよ、何を更に決めたかといいますと、介護保険料は取ってもよろしいと決めたわけですよ。つまり、こういう形に書いてるわけですよ。第4条で、社会福祉法人長陽会及び社会福祉法人双樹会は前条の規定により委託されたセンターの管理を行うに当たり、その介護報酬の規定により、居宅サービスに要した費用について、居宅要介護被保険者に代わり居宅指定サービス事業者を支払われる金銭及び利用者負担金を自己の収入として収受することができるものとするとしたわけです。正に権利として取っていいですよと言ったわけです。問題なのはここではないんです。取ること自体は正に法律的に正しいという一応この形ではですよ。ところが問題なのは、先ほどのシステムなんです。つまり、介護保険で仮に1億円掛かったとします。そしたら、その12.5%、1,250万円を佐伯市が持出さなければならぬ。そしてさらに、65歳以上のお年寄りが1,700万円払わなきゃならぬとこうなるわけです。これがもし1,000万であったらその10分の1で済むわけです。そういうシステムですよ、直結してるんです。だから今お年寄り、65歳のお年寄りは年金から天引きです。わずか月々3万円しかもらってない人も年金から4,000円ほどの金が天引きされております。本当に苦しい

思いをしてるんですよ。そのお金がどこに行ってるんか、全部介護保険に入っとるんですよ。その介護保険が2,400万でやってくればいいのに1億円掛かった。一生懸命やって業者が1億円掛かってもうけた。幾らもうけてるんですか、他会計への繰入れから繰越金からものすごい額がそこにあるわけでしょ。そのお金が本部の方に行ってるわけでしょ。つまり、今まで2,400万でできてたものが、あるところは1億掛かってるわけですよ、1億になっとる。佐伯市の持出しは幾らになってると思いますか、今の額が佐伯市の持ち出しでしょ。掛ける12.5%が佐伯市の正に一般財源からの持ち出しになります。さらに、17%はお年寄りからの持出しになります。なんでお年寄りがなけなしの金をはたいて何千万ものお金をもうけるところに、そこに差し上げんといけんのですか、しかも社会福祉法人でしょ、もうけることが許されない法人なんですよ、だから税務調査も入っていかないんです。では佐伯市の持出しがお年寄りの分と合わせて幾らになっているのか、1億だったら約3,000万になるわけでしょ。前は幾らですか、2,400万の時は4分の1でしょ。600万円の持出してよかったわけです。ところが、平成12年度に委託して以降は、その持出し額が極端に増えてるってことです。これに対してその報告を受けた時に、佐伯市がこれでいいのかと、当然そこは問わなければならないと思うんですよ。もしそれだったら、これだけのもうけが出るもんだったら佐伯市がやったらそれだけの利益を佐伯市が得てることになるんですよ。しかもこれはひも付きではありません。そこをどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。1番のポイントはそこですので、そこを是非お答えいただきたいと思います。そして先ほどの人件費の点もおかしなことになるんですよ。人件費、前の時には高くつても270万円設定ですよ。ところが、270万円になるとこれ8人でしょ。8人の人を雇って1人270万という算定でやってるんですよ。2,000万ちょっとですよ。ところが、この会計処理見ますと人件費だけで、例えば鶴望園だけで4,500万、4,700万っていう形になっとるんですよ。つまり人件費が2倍に膨らんでるんです。経費が水増しされてるんですよ。さらに減価償却費が300万とこれ何ですか。何かを買ってるってことでしょ。ところが、さっき貸してはおりませんと言いましたけど、ただで使わせているんですよこれ、一銭も掛かっておりませんよ。さらに、300万もの減価償却が出るような物を買ってるってことですよ。そういうことで人集めをする。それは本当にそうか分かりませんよ、架空のものなのか実際にそうなのか、仮に実際だとするとそのような施設を造ることを許容してるんですか。そのようなデイサービスを許容してるんですか。そしてさらに、これ事業活動費として6,500万円掛かってますね。事業活動費2,400万円です。今までやってたところが6,500万円掛かってるってことですよ。ここをチェックしなかったんですか、そこをお聞きしたいと思います。次に、介護保険今のところこれから値上げするんだ、お年寄りが増えるからだ、けどその一番のポイントをきちんとしないで、これから今ね正に民間委託というのがなくなった、指定管理者制度もなくなった、じゃあすべて業者の下でやってます。その時にチェックがないんですよ、できないんですもう、報告書の義務もありません。けど、頑張れば頑張るほど入っていくというそのシステムは変わりません。そこに対してチェックはできないんですか、そこをお聞きしたいと思います。これは介護福祉、介護保険をやる以上、そのチェックがなかったらものすごい額が佐伯市の負担、お年寄りの負担になっていきますよ。それでいいのかどうか、そこをチェックしないで値上げということを踏み切っているのかどうかをお聞きしたいと思います。正にデメリットがそこにあったわけですよ、市長は先ほど何もなかった

と、だけどコントロールできたのにしなかった。そして、これからは全部売ってしまえば正にコントロールできない、それをどのようにしてやるのか。これがもう綱が切れてしまったわけですね、その綱をどのようにして付けていくのか。これが問われていると思いますけども、そこ、もしお答えできましたらお願いいたします。

次に、産業廃棄物、里道、水路の関係についてお聞きいたします。ちょっと間違っているというか、手順がちごうとるように見えるんですよね。まず、里道をどなたかが占拠したらどうしますか。当然撤去、どきなさいと言わんといけませんよ、そしてこれは佐伯市がこうしなさいと言ってるんじゃないんですよ、国の規定ではそうなってるわけです。まず撤去させろと言う、言っても分からなければ撤去、強制的に撤去させなさい。それが基本ですよ、しかも土を埋めてしまってどこに何があるか分からない。道路も何もどこにあるか分からない。じゃあそれを国土調査でやってあげるんですか、佐伯市の金を使ってやってあげるというんですか、そうじゃあないでしょ。まず、これは国からこの里道を譲り受けた時、なぜ譲り受けることができたんですか、生きて道路だから譲り受けることができたんですよ。機能している道路であって初めて譲り受けられるんですよ、もし機能してなければこれは国有財産なんです。だから、この業者がもし売買の手続をしようと思えば、大蔵省に出向かなければいけないんですよ。ところが実際に1月、平成15年の1月31日にこの土地を譲り受けてますね、水路も里道も、ということは生きて、まだ住民が使っている道路だから譲り受けた、そのあと業者がそれを埋めた。それを気付いた段階でもう撤去でしょ。そして、全部もし売ってもらいたければ、すべてその測量した上で、区長及び利害関係者の承諾を取ってそしてこの里道を廃止の手続をしなさいというんじゃないんですか。里道が廃止されて初めて一般財産になります。その時から今度は売ってくれ、買ってくれの話が出てきます。あるいは里道付替えの話がでます。そして、この一つの地番だけで施設の設置をお願いしてますね。ということはこの里道を使わないとできないわけですよ、あるいは水路を使わないとできないわけですよ、その里道、水路を使うのに佐伯市は許可をしますか。勝手に埋めた人間が俺に使わせてくれ、俺に売ってくれと言ったとき、許可を出しますか。こんなことできませんよ。そんなことができるんだったら、これ前例になりますよ。どこでも野でも山でも全部埋めて俺の土地だと言ってしまえば終わりでしょ。その管理をきちんとするかどうかと思うんですよ、もう一度聞きますね。これでいいのかどうか、そしてその作業をつまり里道廃止の手続をきちんと取れと、あるいはその前にこの道路をきちんと土を元に戻して、道路が見えるようにしろと言いますか、そのところを確認したいと思います。

石間の埋立につきまして、もう時間がありませんけども、この前答えたことと違うじゃないですか。その出た土はどこに埋めると言ってるんですか。例えばこれから今、架空の話で今出てきたんですけども、小田に抜ける道路これも今から入る、今上げる必要なんかないじゃあないですか、まだ計画も何も出てないでしょ。そして、僕が行った時はまだそんなのは計画にありませんと言うたんですよ。あそこは2メートル、3メートルの盛土をしていきます。相当に土が要るんです。だから、これがそっくりそのまま石間に行くような表現はしないでください。そこをきちんと説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） 介護保険について大変難しい、どのようにお話をしたらと思うところもあるんですが、介護保険事業につきましてはずいぶん、3年ごとの計画を持って保険料を定

めて動いております。この3年の介護保険計画を立てる際には、3年間の被保険者の数、それからその程度、介護度ですね、そういうものからどれだけのサービス料が必要かということでもってそれを押し量って、それを保険料に割り戻していくという格好で保険料が設定されておるわけです。今、第3期の計画が動いておりますが、これ来年度まで今年を含めて去年・今年・来年度3年間でどのようになるかということ、大体うまくいくのではないかという見通しを立てておりますけども、またこの先ですね、21年からの計画になりますと、医療制度の改革が見込まれておまして、そこでは長期療養病床を大幅に削減しようという動きがございます。それが介護保険の方に負担を課せられてくるというような見通しもあります。そういう中で、この先の計画4期の計画については、サービス料を増やさなくてはならないのではないかということで、先ほどの答弁のように見直しが必要ではなからうかというようなことを申し上げたわけでありまして。そのお話の中で、チェックができなかったのか、チェックはどうするのかというお話でございました。これにつきましては、この私ども佐伯市が保険者としてお金を支出したりしておるわけですが、これが介護保険法の中ではその業者への監査とかそういうものにつきましては、大分県に権限がございます。私どもにはその権限がございません。それから、施設の指定とかそういうことについても県に権限がございます。そういうところでなかなか私どものチェックができないというのも現状にあります。それからサービス料につきましても、先ほど言いましたように計画の中で介護度2とか3とかそういう段階ごとにその人のサービス料というのが決まっておるわけでございますので、マックスというかどこまでも無限にその費用を必要とするわけではないわけですね、それぞれが受けるサービス料は決まっておるわけですから、施設がたくさん増えてもマックスはあるわけでございます。そういうことから、ちょっとお答えになってないかもしれませんが、保険は計画されながら動いているというところでございます。それから他会計への繰入れとか、法人の中での他会計への繰入れとかそういうことにつきましては、法で許されておりますので、こういうことについてもなかなか許されておる範囲で行っておるということで、よろしく願いいたします。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 和久議員再質問の榎野地区での里道の違法埋立てについての再質問にお答えいたします。榎野地区で里道を現状といたしましては、確かに違法で埋め立て、何メートルも高く埋め立てしている状況でございます。これに一番の出発点から考えますと、一応、里道、水路が現状の形でなくなった一番最初の形、これが果たしてどこに原因があるのか、今やってる埋立ての業者になるのか、それとも大分県が現在やっております農免道路の新設工事、平成15年からでございますけれども、これによってあそこの部分を一時期仮設道路として使用した関係もでございます。一応業者さんに言わせますと、その時点から既に幾らか埋まってたんだという意見も聞いております。そういう兼ね合いもありまして、すべてが現在の埋立開発業者さんになるのかどうかという疑問もでございます。一応、そうは言いつても現状こういう形というか違法でやっていることは好ましくありませんので、撤去させるというのが大原則にはなるかと思っておりますけれども、今言ったような事情もございまして、そこは非常に難しいところもあるかと思っております。今後の手続といたしまして、国土調査で境界を確定したあと、あと地元とも調整しながら払下げ申請等の指導をやっていきたいと考えております。あるいは里道としての機能を再確保させるといったそのようなことも考

えていきたいと思ひます。それから217号バイパスの小田・古市間から出てまいりますトンネル工事残土、これについて私先ほど1万2,000立米ほど出てきてそれを大入島の方に持っていく予定と申しました。確かにこの小田・古市間仮称鶴岡トンネルをでしたか、鶴岡トンネルですね。失礼しました、上岡トンネル、仮称上岡トンネルの分になりますけれども、これから1万2,000じゃあなくて2万3,000立方メートルの予定でございます。これにつきましては、これがトンネル残土すべてはございませんで、その半分以上は小田地区側の盛土に流用いたします。利用した残りの部分が2万3,000立方メートル出てくるということで、それを大入島に一応持っていくことに現時点での計画と県から伺っているところでございます。以上でございます。

議長（児玉忠義） 以上で、和久議員の一般質問を終わります。

これより15分間休憩いたします。

午後3時25分 休憩

午後3時40分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に37番、河野周一君。

37番（河野周一） 皆さんこんにちは。大変にお疲れのところを悪いんですが、まだしばらくお付き合いをお願いします。37番議員の河野周一です。今回は2点質問させていただきます。まず、最初に本市の多重債務者救済対策について、そして2番目は、高規格救急車の運用についてを質問させていただきます。

最初に多重債務者の件ですが、全国の多重債務者、消費者金融、いわゆるサラ金の借入れ件数が5件以上の現状は待ったなしと言える。約1,400万人の利用者のうち、少なく見積もって約230万人が多重債務者といわれている。今回政府は、多重債務問題改善プログラムを決定した。債務を整理し、生活を再建するためにはどのような借金がどの程度あるかを明確にし、払過ぎの分の返還を求め、必要ならば法的な債務整理や自己破産などの手続を行い、その上で、返済や生活再建のための低利資金を用意することになる。昨年12月に成立した改正資金運用法、内容は利息制限法の上限金利年15から20%と出資法の上限金利年29.2%の間であいまいに扱われていたグレーゾーンの金利を廃止することで実質的に上限金利を引き下げられた法であります、の完全施行と併せ、向こう3年間対策の車の両輪として各種の施策を実施する。プログラムの中身は、1、相談窓口の整備、強化、2番、セーフティーネット貸し付けの提供、3番が、金融経済教育の強化、4番が、ヤミ金融撲滅のための取締り強化の4本柱である。対策の第一歩は多重債務に苦しんでいる人が問題解決に向けた相談ができる窓口を最も身近な市町村に設置することから始まる。現状では、自治体による格差も大きいことから、プログラムでは既に専任の相談員がいる自治体386市区町村に加え、消費生活センターを設置している市、佐伯市が該当、や人口は人口10万人以上の中核的な市など約550の市区町村に具体的な解決方法の検討、助言ができるよう体制整備を求める。問題解決には法律の専門知識も必要となってくるので、国や地方自治体が一体となった実行が望まれる。過去に他市で強引な取立てに困った債務者が警察に相談しても、借りた金は返すのが当たり前と門前払いされるなどの例があったので、このような問題が起きないように本市の早期実行解決が望まれる。また、税金の滞納や公共の各種手数料、使用料等の支払いに大きく

影響すると思います。そしてですね、質問といたしまして、1番が、本市の多重債務者の実態をどうとらえているかお尋ねします。2番目が、政府が多重債務問題改善プログラムをまとめ、全国主要都市等550の市区町村に担当者を置いた相談窓口を設けることを目指しているが、本市も相談窓口体制の充実を図る必要があるのではないかとお尋ねします。3番目が、改善プログラムの中に、セーフティネット貸付けの提供を上げており、地域ごとに丁寧な相談、アドバイスに基づいた低利の貸付け、顔の見える融資を実施するとしているが、市としての低利融資の実施の考えはないかとお尋ねします。4番目が、広報誌で解決方法や相談会の案内を知らせてはどうだろうか。また、多重債務者救済のための冊子の作成・発行はどうだろうかお尋ねします。

次に2点目ですが、高規格救急車の運用についてです。連日救急車のサイレンを聞かない日がないほど、事故や病気等の搬送利用者が多数出ている状況である。主な要因は佐伯市では、交通事故等はもちろんのこと、65歳以上の高齢化率が29.3%で、高齢者のり患率、病気にかかる率ですね、も非常に高いと思われるからである。また、医師不足、これは全国的で特に佐伯市には産婦人科と脳神経外科の医師がほとんどいない。それで、他市の病院に頻繁に搬送しているとのことである。特に、産婦人科は市内にも産院はあるが万が一の場合は臼杵か三重に直行だそうである。脳神経外科の場合は、大分市だそうである。例えば、救急車で佐伯市内で患者を搬送する場合、市内の病院で手術ができないで大分市に走る場合、約5時間は掛かるとみている。これが遠距離地区だと6時間以上掛かるのではないかと思う。その間、救急車の中ではどういう処置をしているのか。市民の一人としては関心のあるところである。もし万が一の場合は、取り返しのつかないことになり救急体制のあり方が改めて問われるのではなかろうかと思えます。質問に入らせていただきます。1、佐伯市には救急救命士は何人いるのかお尋ねします。それと通告にはありませんが、普通救急車は何台で、高規格救急車は何台かお尋ねします。通告にはありません。2番目が、平成17年度、平成18年度の出動回数は何回か、そしてそのうち、他市の病院に行く回数は何回かお尋ねします。3番目に、高規格救急車は何人乗り込んで、搬送患者に対してどういう処置が可能かまた効果はどうかお尋ねします。以上です。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 河野議員の御質問でございますが、本市の多重債務者の救済対策についてということですが、質問内容を見ますと件数とかそういうちょっと専門的なことですので、これは総務部長に答弁させていただきたいと思えます。

また、高規格救急車の運用についてということで、今御質問の内容を聞いたときに、何人いるかとか、何回出たかということでございますので、これについてはやはり消防長の方の答弁をさせていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） まず、本市の実態についてお答えします。本市の多重債務者の数そのものを把握することは到底困難であります。国の情報によりますと、多重債務者は全国で200万人を超えと言われておりまして、これは総人口比の1.6%に当たります。また、県の男女共同参画プラザ「アイネス」で受け付けている消費生活相談のうち、サラ金・ヤミ金に関する相談は17年度の800件から18年度は1,396件に増加しておりまして、これは消費相談件数の2割近くを占めていることとなります。本市では公聴広報課に消費者相談の窓口を設けて

いますが、ここで受け付けた消費者金融に絡んだ相談は、平成17年度の8件から18年度は20件とやはり増加の傾向にあります。次に、相談窓口体制の充実に関してお答えします。政府の多重債務問題改善プログラムでは、消費者相談窓口があって多重債務問題を扱う担当者がある386の市町村に加え、そのほか既に消費生活センターを設置している122の市、さらにはそれ以外で人口10万人以上の市、39市の合計約550の全国主要都市が相談窓口の整備強化の対象都市として想定されているところです。ちなみに大分県では大分、別府、日田の各市がこの中に含まれています。本市佐伯市は入っていませんが、この550以外の市町村においても多重債務者を発見した場合は、県や相談窓口を設置している他の自治体やカウンセリングを行える機関への適切な紹介・誘導を行うよう求められております。したがって、本市においても先ほどお答えしたとおり、相談そのものは常時受け付けておまして、先方の話を聞いた上で、必要なアドバイスを行ったり、適切な機関を紹介したりしているところです。その結果、スムーズに問題が解決する場合も多く、もっと早く相談にできれば良かったという声が聞かれることもあります。次に、顔の見えるセーフティーネット貸付け、いわゆる多重債務者への低利融資についてお答えします。多重債務改善プログラムでは、顔の見える融資の貸し付け主体として、各地域の非営利機関、例えば生活協同組合、NPO等や民間金融機関、例えば労働金庫、信用金庫、信用組合等が想定されているようです。また、既存の社会福祉協議会による生活福祉資金貸付制度や市の母子寡婦福祉貸付金制度についても受け皿としての活用を今後更に促進するよう求められてくるものと予想されます。いずれにしても多重債務者の対策といたしましては、まず債務の整理が第一と考えるので、市としては多重債務者問題の専門家への紹介・誘導を図っていきたくております。最後に、多重債務問題の広報についてお答えします。広報紙によって解決方法や相談会の案内を知らせてはどうかとの御意見ですが、これまでも行政相談の広報は市報やケーブルテレビの文字放送を通じて頻繁に行っているところです。今後も本問題に関する更なる広報に努めてまいりたいと考えています。冊子についてですが、国の外郭団体等が作成したパンフや冊子等はここにちょっと持って来たんですが、このように各種ございまして、これは必ず市町村・自治体にも配布されております。それらは本庁や振興局の窓口等で市民がいつでも手に取れるように置いております。そういったここにありますような資料をどしどし活用して欲しいという思いがありますので、現在のところ佐伯市単独での制作は考えておりません。以上です。

議長（児玉忠義） 高橋消防長。

消防長（高橋忍） 河野議員の方から質問通告で3点、先ほど追加質問1点ございましたので、4点についてお答えをいたしたいと思っております。まず、追加質問の高規格救急車と普通救急車の配備状況ですけれども、現在佐伯市消防本部で所有をする3台の高規格救急車については本署、宇目分署、蒲江分署それぞれ各1台ずつ配備をしております。普通救急車についても3台所有をしておりますが、本署、西部分署、東部分署それぞれ各1台ずつ配備をしております。次に、救急救命士は何人いるのかとの御質問ですが、佐伯市消防本部には現在16名の救急救命士が勤務をしております。そのうち、薬剤認定救命士が3名、気管挿管の追加講習の終了救命士が9名おります。次に、出場件数についての御質問ですが、平成17年1月から12月の暦年1年間で2,527件、平成18年は2,548件の出場件数となっております。管外の病院に行く回数については、平成17年130件、平成18年155件となっております。次に、救急車の出場体制についての御質問ですが、救急隊は通常3名で出場しますが、患者を救急車内に収容が

困難な場合等必要に応じて4名出場することもあります。救急車内の処置については一般の救急隊の処置はケガや症状に併せた救急処置となります。救急処置についてはさまざまな処置がありますが、例えば、交通事故の場合には出血をしていれば止血の処理をしますし、骨折をしていれば骨折箇所の固定処置を行います。また、自宅で急に倒れた場合は、意識、呼吸、脈拍があるか観察を行い、血圧測定をしたり必要であれば酸素吸入を行い病院に搬送しますが、救急救命士の処置範囲については、AEDによる除細動電気ショック、さらに薬剤を用いた静脈路確保、ラリングアルチューブや気管挿管による気道確保等が行うことが認められております。傷病者を救命をするためには、一つは現場に居合わせた人による迅速な119番通報と速やかな現場における応急手当、次に、救急隊員による高度な応急処置と適切な医療機関への搬送、さらに医療機関での適切な医療処置。この三つの連携プレイは欠かすことのできないものであり、応急手当の重要性はますます高まっていると認識しております。以上です。

議長（児玉忠義） 河野議員。

37番（河野周一） 多重債務の方で再質問をさせていただきます。まず、3番についてですが、低利融資の件ですね、これがですね先ほど社協の生活資金貸付額というふうなことで話があったんですが、このプログラムではですね社協の方の生活資金の貸付けを実施済みというふうに書いているんですね、それでこの先ほど言いましたように、そちらの方で実際にできるのかどうか、ということをお聞きしたいと思います、増額ですね。一応今その5万円をしてますからね、貸付けを。それを増額して、そして実施できるのかどうか、ちょっとお尋ねします。それとですね、県の関係ですけどね、岩手県の件をちょっと話してみますと、有識者会議で今注目されているのが岩手県消費者信用生協のあり方だ。同生協には県内33の市町村が参加し資金、合計約13億円を預託することで県内の金融機関から協調融資を受けて活動していると。家族を連帯保証人として年利9から10%の低利融資を行う。多重債務者に対し相談から法的措置、低利融資までを一環して行うところに地域に密着した自治体ならではの特征があるということを書いています。なぜこういうふうにこれを読んだかといいますと、これはですね、県に対して無料相談会っていうのをお願いしたいわけで、こちらからですね働き掛けていただきたいんですわ。といいますのは、多重債務ですね先進地の岐阜県っていうのがね、多重債務110番を開催するというようなことでね、今現在やっております。無料相談会です。これの働き掛けはできないかどうか、お尋ねします。

ちょっと高規格の方ですが、挿管を先ほどですねいろいろなことをお聞きしました。先ほど挿管っていうことを言われましたが、この佐伯市、耳にしたところが佐伯市とですね宇佐市で挿管がされてないと救急車の中で、ということをお聞きしたんですがね。これがどうしてできないのかということをお聞きしたいんですがね。挿管といいますと、この前も何か中間市ですねいろいろありまして、死亡された方がいたということをお聞きしましたけど、この技術ですかね、教育訓練こういうのがどうして佐伯ではできないのかちょっとこれをひとつお尋ねします。以上です。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 再質問にお答えします。一つは、この緊急小口資金の5万円を増額して新たな制度等ができないのかということですかね、それともう一つは、県が行っております無料相談会を開催するように働き掛けをしたらどうかという2点だと思いますが。先ほど申

上げました生活福祉資金貸付けはどんなものかというこの一覧表を私今手元に持ってるですけれども、この中には厚生資金、福祉資金、住宅資金、就学資金、災害援護資金とかいろいろ種類がございまして、今言ったようなものは額も結構多いんですが、借入れする場合には連帯保証人を3名付けなくちゃいけないとか、民生委員の調査とか、そういった審査が結構厳しいっていうふうになっております。言われております緊急小口資金ってというのは1件5万円ということで緊急に小口資金、これ年3%の率ということで、そういう制度になっているんですが、去年の18年度の実績がここにございまして、今言った制度をすべて合わせて8件でございまして、そのうち緊急小口資金ってというのは1件だけです。知ってる人も少ないっていうのもあるんかも知れませんが、そういったふうに意外と利用者はもうほとんどないということでありまして、こういった制度をまた新たに増額したり、新たに作るということになりますと非常に込み入った研究とか調査が必要かと思っておりますので、可能かどうかちょっと研究させていただきたいと思っております。それから、県の無料相談会についてですけども、これはちょっと私もあんまり詳しくないんですけども、是非県の方に働き掛けて本市でもこういった相談会を開催できるように働き掛けをしていきたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 高橋消防長。

消防長（高橋忍） 再質問で、気管挿管はなぜできないのかという御質問でございます。御質問の中で宇佐市というふうにお話がありましたけども、宇佐市ではなく由布市ということでございます。気管挿管とは、空気の通り道に直接チューブを挿入をして気道を確保する救急処置ということになります。この気管挿管を行える救急救命士は、気管挿管の認定救命士という認定を受けないと気管挿管ができないということになります。救急救命士の中で医学的知識と事故対策を学ぶ座学、人形を使った実技訓練62時間を終了し、更に病院の麻酔科医認定指導の下で30症例以上実習し、認定指導医により認められ大分県メディカルコントロール協議会が認証した者というふうに規定をされております。これまで追加講習は先ほど申し上げましたように9名が既に終了をしておりますけども、管内の病院に実習先が確保できずやむを得ず県内の実習先病院を大分県メディカルコントロール協議会にお願いをしてきましたけども、現時点で実習先病院の都合等もあり、一人も実習ができていない状況になっております。追加講習を終了し、残るは病院実習ということもありますので、これまで管内の病院を中心に私も含めてお願いをしてきましたし、つい最近では受入れの承諾をいただくところまでいきましたけれども、また新たな問題も発生をし、今日現在具体的な実習病院をあるいは実習計画ができていないということでございます。大分県の状況、先ほどお話があったように佐伯市と由布市がまだ気管挿管の認定救命士ができていないということで全体の中では少し比率が低いという状況になっております。気管挿管認定救命士の養成の重要性というものは十分認識をしており、今後とも管外の病院も含め、実習先病院のお願いをしていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 河野議員。

37番（河野周一） これお願いになるんですが、技術訓練ですね救命士のですね、大分市の病院、先ほど言われましたけども、なかなか受入れがないということですね、とにかく管外じゃあなくてまた大分県内でもですね探していただいてですね、是非この技術をですね身に付けていただければいいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 以上で、河野議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時12分 散会

平成 1 9 年 第 4 回

佐伯市議会定例会会議録

第 3 号 6 月 1 2 日

第4回 佐伯市議会定例会会議録（第3号）

平成19年6月12日（火曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1 番	三 浦 涉	2 番	高 橋 香一郎
3 番	川 野 紀久雄	4 番	曾 宮 司 好
8 番	後 藤 幸 吉	9 番	江 藤 茂
10 番	清 家 好 文	11 番	矢 野 精 幸
12 番	矢 野 哲 丸	13 番	河 原 修 仁
14 番	宮 脇 保 芳	15 番	佐 保 曉
16 番	小 野 宗 司	17 番	肥 後 四々郎
18 番	榊 田 穂 積	19 番	村 尾 清 一
20 番	井野上 準	21 番	河 野 豊
22 番	下 川 芳 夫	23 番	柳 井 二 生
24 番	泥 谷 和 喜	25 番	菅 原 忠 己
26 番	和 久 博 至	27 番	日 高 嘉 己
28 番	渡 邊 邦 壽	29 番	染 高 矢 玉 夫
30 番	児 玉 忠 義	31 番	甲 斐 迪 彦
32 番	狩 生 寿 一	33 番	廣 瀨 精一郎
34 番	吉 良 栄 三	35 番	高 司 政 文
36 番	浅 利 美知子	37 番	河 野 周 一
38 番	玉 田 茂	39 番	河 村 松 一
40 番	児 玉 輝 彦	41 番	村 松 田 德
42 番	戸 山 盛 喜	43 番	寺 島 清 幸
44 番	土 師 辰 英		

欠席議員の氏名

な し

出席した事務局職員の職氏名

局長 吉岡 定光

説明のため出席した者の職氏名

市副教	市 育 務 部	長	西 塩 武 大 久 三 田 菅 川 河 戸	嶋 月 田 鶴 保 原 崎 人 野 高	泰 厚 隆 直 成 信 俊 宣 伸 公	義 信 博 己 太 行 誠 邦 行 生 人	教 育 次 防 局	上 浦 振 興 局	弥 生 振 興 局	本 匠 振 興 局	直 川 振 興 局	宇 目 振 興 局	鶴見振興司	米 水 津 振 興 局	蒲 江 振 興 局	長	川 高 大 加 御 手 曾 安 浜 高 児	島 橋 鶴 藤 洗 宮 藤 野 治 玉	ふみえ 忍 信 義 二 清 美 弘 郎 康
-----	---------	---	-----------------------	---------------------	---------------------	-----------------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-------	-------------	-----------	---	-----------------------	---------------------	-----------------------

議事日程第3号

平成19年6月12日(火曜日) 午前10時00分 開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

議長(児玉忠義) 本日の平成19年第4回佐伯市議会定例会第9日目は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(児玉忠義) 日程第1、一般質問を行います。

前日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、矢野精幸君、2番、矢野哲丸君、3番、村松講一君、4番、泥谷和喜君、5番、肥後四々郎君、6番、梶田穂積君、以上の順序で順次質問を許します。

11番、矢野精幸君。

11番(矢野精幸) おはようございます。11番議員、矢野精幸でございます。一般質問の2日目となりました。トップであります。張り切っていきたいと思っております。通告に従いまして質問を行いたいと思っております。新年度に入りまして初の定例会でございます。新執行部の皆さんにはまた1年間お世話になります。よろしく願いいたします。

それでは、質問に入りたいと思っております。今回は、大きく分けまして2点の質問をいたしたいと思っております。まず1点目は、中心市街地の活性化事業の現況と城山の管理についてであります。その前に先の3月議会におきまして、私の一般質問に対しまして、市長の答弁について再度確認をいたしたいと思っております。なお、通告はいたしております。この議事録は私の手元にありますので、既に十数回繰り返し読んでみましたが、市長の答弁の内容が今ひとつ理解に苦しむ点がございました。よって、再度確認の意味でお伺いをしたいと思っております。その1点目は、庁舎の建設に対してであります。この庁舎を現在地から大手前に移転し建設した場合、建設費が割高になると答弁されておりますが、先日執行部より提案されたのが建築費が41億円でありました。中心市街地活性化推進協議会の試算では、約9億円ほど安く積算をしております。どうして割高と言えるのでしょうか、お尋ねをいたします。その2点目は、市長は平成12年に国に中心市街地活性化基本計画を提出している。今後の基本計画はこれの見直しをやるとうことで全く1年や2年でできる話やないわけですと答弁をされております。本当に見直し程度でよいのでしょうか。根本から考えなおさなければいけないのではないのでしょうか。平成12年と言いますとまだ合併もしていないし、全くその合併の話も出ていない時期であります。いろいろな面で市の状況が全く変わってきている現状ではないのでしょうか。市長の見解をお願いいたします。その3点目は、佐伯市は既にコンパクトシティであるかの答弁をされております。中心市街地の提議と混同しているように思われますが、

各々について、その考えを今一度お聞かせ願いたいと思います。

それでは今回の本題に入りたいと思います。都市再生機構について4点ほどお聞きをしたいと思います。その1点目としまして、独立行政法人都市再生機構とはどのような組織なのか詳しくお聞かせ願いたいと思います。2点目としまして、平成16、17、18年度とコンサルタント契約をしていますが、年間の契約料は約700万ほどだと思いますが、またもう一方、人間都市研究所もまちづくり交付金事業にコンサルタントとして契約をしております。ですから、この2社でコンサルタント契約をしているわけでありますので、各々の役割はどのようになっているのか、今一度お聞きし確認をしたいと思います。人間都市研究所の契約期間及び契約料は幾らになっているのかお尋ねをいたしたいと思います。3点目としまして、この都市再生機構は、今ちまたで問題になっています緑資源機構と同じ独立行政法人であります。天下りが随分されているようであります。この会社とはどのような経緯でコンサルタント契約を結んでいるのか、お聞きをしたいと思います。4点目としまして、都市再生機構とは、これからも毎年契約を続行し、事業が完成するまでされるのかお尋ねをいたしたいと思います。次に、城山についてお聞きをいたしたいと思います。まちの中心に緑の自然が今も残され、市民の憩いの場となって親しまれているこの城山は正に佐伯のシンボルといえましょう。宝であります。これを後世に守り継いでいくのも一つの生き方かもしれませんが、このままでは何かもったいないような気がいたします。何かまちづくりにこの城山を生かすことはできないものでしょうか。みんなで知恵を出して考えてみたいものであります。昨年6月の一般質問で私が質問をいたしました。その答弁では、城山の山頂は神社庁が一部所有している旨の答弁がありました。今一度確認の意味でお尋ねをいたしますが、神社庁の所有部分はどこまでがそうなのか、また山頂にあります毛利神社は管理はどこがされているのかお尋ねをいたします。その2点目は、現在、三の丸にあります文化会館の敷地は毛利家のものと聞いております。毛利家とは平成23年3月まで賃貸契約を結んでおりますが、今、年間1,156万1,160円の賃借料を払っていますが、この期限が来ました場合、どのように考えているのかお尋ねをいたしたいと思います。

それでは、大きく分けましての2点目でございます。消防署の移転建設についてであります。先般、防災マップが全戸に配布されましたが、建設場所が非常に不安であり、中心市街地活性化等と矛盾する点があります。建設場所はほぼ確定していますが、市民の代表として議員に在籍したこの時期に、自分なりに果たして正しい決断をしたのだろうかと非常に心配になります。忘れたころにやってくる大きな災害はそう再々起きませんが、地球温暖化が叫ばれ地球規模で水位の上昇が始まり、世界各地で異常気象が発生しています。100年、150年おきにマグニチュード8.0規模で起きる海溝型の東南海地震が30年以内には起こるといわれているこの時期、防災マップではっきり示されている地震による津波災害や浸水などの水害の被害の確立が最も大きい場所を、わざわざ選んで建てる理由が果たして正しいのだろうかとはやはり思うのであります。行政や市民の代表である我々議員が決定すれば、それを否定することなく計画どおりなるわけであります。そうなりますと鶴岡を含む旧市内で最も被害が出るのは消防署予定地になるわけであります。めったに起きない災害に最大限に対処するためには後世に大きな反省を残さないためにも上から見た場所がいいからではなく、水平から見た土地の高さを見て、災害時に被害に遭いにくい場所を選定する必要があるのではないのでしょうか。地元の古市地区では木許功二彦区長が中心になり、自主防災組織を他に先駆け

このたび立ち上げました。先日の水防訓練にも出場され紹介されました。これも長年住んでいる者としてとりまく周囲の環境が、予期せぬ事態が起こることを想定したものと聞いております。それだけ危機を感じているわけであります。もう一つは、中心市街地活性化が叫ばれている中、昨年郊外に大型店が出店をいたしました。そして、公共施設である消防署がまた一つ中心市街地から郊外へと消えていこうとしています。一方では中心市街地活性化を叫びながら、一方では矛盾した方向に走る政策に思えてなりません。建設予定地も既に決まっているようですので今さらと思われませんが、これは人命にかかわる極めて重要な問題なので、あえて今一度お聞きをいたし、確認をしておきたいと思えます。その1としまして、先日各家庭に配られました防災マップを見ますと、この予定地は水害があった場合、最も浸水の激しい場所となっているようであります。大洪水が発生すれば、消防署を助けに行かなければならないような大変な事態になるようであります。笑い話ではすまされない極めて深刻な状態が想定されます。この危険を冒してまでもこの脇津留に移転しなければならない理由を再度御説明願いたいと思えます。その2としまして、現在の消防署から今度新しく開通いたします217号バイパスを通りますと5分足らずで到着すると思われれます。災害時に避難場所としての役割もあろうかと思われれます。そのような時、実際に防災センターとしての機能をするのか心配であります。いかがでありましようかお尋ねをいたします。その3としまして、この公共施設の郊外移転は中心市街地活性化に逆行するもので、全国でその反省の声が高まっております。このコンパクトシティのまちづくりに反したものだと思えます。まちづくりの観点からも果たして正しいと言えるでありましようか、その理由付けをまた再検討することはできないのかお尋ねをいたします。その4としまして、脇津留移転を市民の人たちに聞いてみましたが、私の周りの人たちはこれに深く関心を持っております。ほとんどの人が強く反対をしています。熟慮の末の決断だと思われれますが、今一度市民の生の声を聞いてみてはいかがと思われれます。これについて、どのように考えているのかお聞かせ願いたいと思えます。以上です。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 皆さんおはようございます。2日目のトップバッター矢野議員さんの御質問でございます。1の中心市街地活性化事業の現況と城山の管理について、また2は消防署の移転建設についてでございます。特に、今議員さんから1の3月議会における私の議員さんの質問に対して、市長の答弁について再度確認したいということでございますので、その点について御答弁申し上げたいと思っております。中心市街地活性化事業についての御質問にお答えいたします。まず、大手前に市庁舎を建設した場合、なぜ割高となるのかということでございます。議員が9億円ほど安いと言われる中心市街地活性化推進協議会の試算の内訳が、私どもにとってもちょっと明らかではありませんので、この金額について具体的なことは申し上げられません。ただ、市が言えることは3月5日の全員協議会でも御報告したとおり、大手前は現在の市の庁舎と比べて敷地が狭いこと。仮にここに建設するとした場合には、市庁舎の高層化による建設費の増大や、また交通処理、駐車場などの基盤整備費の増大、さらには現庁舎の解体費が補助対象から外れ、単費扱いとなることなどにより割高になるということです。次に、新基本計画について、平成12年に公表した現在の基本計画を見直すことは当然必要です。さらに、まちづくり三法改正による新たな視点に立って中心市街地活性化策を検討していかなければならないと考えております。次に、コンパクトシティと中心市街地の

相互関係につきましてお答え申し上げたいと思います。まず、コンパクトシティはコミュニティの再生や住みやすいまちづくりという観点から、郊外の開発を抑制して市街地のスケールを自動車ではなく、徒歩や自転車で行き来できる適切な範囲に小さく保とうとするものです。ここでは、市街地のスケールをコンパクトに保つという意味で面積的な要件が問題とされます。これに対し、中心市街地は従来、人・モノ・情報が集積し地域社会の核としてにぎわいの場を形成していたが、近年に至り空洞化が進み、機能的な都市活動に支障が生じている地域を再生・復活しようという観点から生まれた考え方です。ここでは、従来地域社会の核として栄えた地域であるか否かという点を重視しており、必ずしもコンパクトであることなどの面積的な問題と考えているわけではありません。このように両者は視点を異にする考え方であり、本市もその区別は明確に認識しております。その上で申し上げれば、一般にコンパクトシティというコンパクトの範囲としては、公共・公益施設がおおむね半径2キロ内外に配備されている事例が紹介されております。一方、平成12年に公表した本市の中心市街地活性化基本計画のエリアも駅周辺から大手前周辺までおおむね2キロメートル内外となっています。そうすると、先の事例に基づく限り本市の中心市街地は基本的には、コンパクトシティの要請も一応満たしているものと考えています。ただし、これはあくまでもコンパクトシティ自体の考え方に基づくものであり、御指摘のように中心市街地の定義と混同しているものではありませんので、この点誤解のないようお願いいたします。他の要件につきましては担当部長の方、又は消防長よりお答えさせていただきます。以上です。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） おはようございます。それでは、矢野議員の大きな質問の1点目、中心市街地活性化事業の現況と城山の管理についてのうちの都市再生機構についての御質問にお答えをいたします。まず、都市再生機構の組織についてですが、同機構は早期に重点的に取り組むべき都市再生課題に対応するため、平成16年に都市基盤整備公団と地域振興整備公団が統合して設立されました独立行政法人であります。主な業務としましては、都市再生の推進、賃貸住宅の管理等の業務、国家的プロジェクト等への対応となっております。特に都市再生の推進につきましては、都市再生のプロデューサーとして構想企画、諸条件整備等のコーディネート業務やパートナーとしての事業参画を通じ、民間による都市再生を推進し、また地方公共団体との連携により全国都市再生の推進を図ることとされております。次に、都市再生機構と人間都市研究所の役割についてでございますが、都市再生機構に対しましては、大手前の開発計画につきまして、その構想案の作成業務を委託しております。一方、人間都市研究所に対しましては、まちづくりコーディネーターとして大手前に限らず、土井町、新屋敷、新町、船頭町、山際周辺などの各地区について、主に道路整備と併せたまちづくりの基本構想や景観整備計画の策定業務を委託しております。現在、その構想・計画に基づきまして、道路景観整備工事等を実施をしております。契約年次とその契約額は、平成16年度が約580万円、平成17年度が約630万円、平成18年度が約670万円となっております。次に、都市再生機構と業務委託契約を締結するに至った経緯ですが、これは、平成16年度に本市が第1期のまちづくり交付金事業を申請する際に、これに必要となる都市再生整備計画の策定につきまして、同機構の前身であります地域振興整備公団から新制度のノウハウや情報提供など、各種の業務支援を受けたことがきっかけとなっております。最後に、都市再生機構との今後の契約についてでございますが、同機構との契約関係は、平成18年度をも

って終了しており、今後同機構との契約は考えておりません。以上でございます。

議長（児玉忠義） 川島教育次長。

教育次長（川島ふみえ） おはようございます。教育次長の川島です。どうぞよろしくお願ひいたします。では、矢野議員の城山についての御質問にお答えいたします。まず、山頂についてですけれども、城山山頂は、石垣から上の部分が全部宗教法人毛利神社の所有地であります。頂上にあります神社の^{ほこら}祠は、宗教法人毛利神社が直接管理しております。次に、文化会館の敷地についてであります。文化会館の敷地については、平成23年度末、つまり平成24年3月末までの賃貸借契約を毛利家と結んでおります。それ以降の取扱いについては、現在のところ具体的な話はしておりません。しかし、議員のお言葉にもありましたように、三の丸は城下町佐伯のシンボリックな位置にあり、文化行政やまちづくりの上からも中心的な役割を担う大切な場所であります。したがって、将来的に城山の歴史的景観を生かした活用策を検討していきたいと考えております。

議長（児玉忠義） 高橋消防長。

消防長（高橋忍） おはようございます。消防署の移転建設についてと4点御質問をいただいておりますけれども、それぞれ関係がありますけれども4点についてお答えをいたします。まず、脇津留地区に移転をする理由は何か。という御質問ですが、脇津留地区に消防庁舎を移転新築することに至ったこれまでの経過があります。まず一つは、平成13年に当時の佐伯広域消防署建設用地として脇津留地区内を大分県から購入をしていることが1点。二つ目は、脇津留土地区画整理事業の事業計画にも消防庁舎建設予定地が入っており、土地区画整合法上変更が困難であり、関係者にもそのように説明しており、同意を得て区画整理が進められていること。さらに、合併前の当時の広域議会の消防庁舎建設に関する調査特別委員会より、新佐伯市に申し送り事項として最終報告がなされていることなどの事実経過に基づき検討の結果、必要敷地の確保が可能であること。東九州自動車道の佐伯インターに近接し、また国道217号バイパスを有効活用でき、さらに県内消防本部の広域再編を視野に入れたとき、位置的にも県南ブロックの消防施設の拠点として適地であると考え、脇津留地区内を選定したものです。消防庁舎の新築問題は、きのう、今日にわかに発生をした問題ではなく、10年来の懸案事項でした。延び延びになってきた理由は幾つかありますが、場所が二転三転したことも一つの理由です。また、同じ議論をしていく時間的余裕はないというふうに思っておりますし、現在の脇津留地区内がよりベターな場所だと考えております。次に、防災センターとしての機能が果たせるかとの御質問ですが、いわゆる、私どもがこれまで申し上げてきた防災センターとは、新築する消防庁舎の中に、市民の方々に防災に関する知識や技術を体験をしていただきながら防災意識の高揚を図っていただく展示ホール、災害発生時には一時避難所としての機能を兼ね備えた多目的ホールを総称した呼び方です。主な施設としては、体験コーナーとして、各種人形を使って応急処置を行う救急訓練コーナー、訓練用消火器を使っただけの消火シミュレーションコーナー、119番通報訓練コーナー、少人数で防火・防災に関するビデオが見られるビデオシアターなどを計画をしています。展示コーナーとして、防火・防災グッズ展示コーナーと、特に消防歴史展示コーナーを設け、市民の皆さんからの御提供いただいた、佐伯市内の古い消防機器や消防に関する資料展示を考えております。したがって、あくまでも防災機能における消防の任務の遂行という役割であり、その機能が低下するとは考えておりません。次に、中心市街地が空洞化するため再検討できないか

との御質問ですが、これだけ広いと場所の問題や利便性の問題等、さまざまな考え方があります。賛成もあれば反対もあります。消防機能と消防力の強化のため選定した場所であり、場所変更の再検討はありません。なお、御指摘の水害の懸念とその対策については、脇津留地区全体の水害対策として有効な手だてを講ずる必要性は当然検討すべきものと考えております。最後に、移転場所について市民の生の声を聞いてみたらどうかとの御質問ですが、これまで随分協議をしてきましたし、4月15日号の市報でパブリックコメントとして掲載をし、意見を求めており、賛否を数字で問わなければならないとは考えておりません。以上です。

議長（児玉忠義） 矢野議員。

11番（矢野精幸） 再質問をいたします。今、執行部の方の答弁をお聞きしまして、その中でこの中心市街地の活性化事業の基本計画の提案でございますが、これは国に基本計画を提出するわけなんですけれども、先日の3月に市の構想案が我々に提案をされました。あれから既に3か月余りたっておるわけではありますけれども、今また、このその後の進ちょく状況をお聞きしたいと思っております。それとこのですね、国に提出します基本計画でありますけれども、これはもう既に全国で13市提案をし、もう認可を受けております。その中でトップは前回の私一般質問でも話しましたが、青森市と富山市が2月の8日に国の認定を既に受けております。随分早く取り組んで提出をし認可を受けたものだと思っております。その後、5月の28日に11市が認定を受けております。その中で大分県では豊後高田がこの大分県ではトップで受けております。ここに新聞の切り抜きがございますが、これは大分合同新聞で5月の29日にこれが掲載をされております。これは豊後高田市の認定を受けたという記事でありますけれども、この中で私も実は豊後高田に行ってまいりました。先週行って議会事務局を通じまして、向こうの担当の方とお会いしまして、詳細な説明を受けてまいりました。その後、昭和の町を案内をしていただきました。その中で私も感心をすると思いますけれども、この豊後高田の取組の早さには本当に敬意を表するわけでありまして、実はここに豊後高田市から概要版というのをもらってきてます。国に出した基本計画案の冊子は全部で126ページあるそうでありまして。ちなみに、この基本構想を作るに当たりまして、原案は200ページの原案があったそうでありまして。それを集約してまして、126ページにまとめまして国の方に提案をいたしております。それが認可をされたわけでありまして。話によりますと、随分厳しいハードルがあるようでございます。これは驚くことにこの豊後高田はですね、ここに今までの取組の経緯があるんでありますけれども、昨年の18年の8月の22日に中心市街地活性化法が今度改正をされまして、施行されるようになりました。この時に、既にこの日にですね豊後高田は中心市街地活性化基本計画検討委員会というのを設置しております。この日にですね。ちなみに我が佐伯市の場合には、まだこの研究会も立ち上げてないようであります。我々の地元にも全くその話がございません。前回の質問の時に話をいたしましたら、今その研究会の研究をしているという話のようでありましたんで、まだこの研究会も立ち上げておりません。そういうことで、いち早くこの施行の日をにらんで豊後高田は設置をしております。そして、今日まで随分いろんな面で協議をしまいたそうなんです。国の内閣府と常に連絡を取りながらやってきてですね、この5月に認可をされたわけでありまして。同じように他市もですね、先ほど言いましたように青森市、富山市がトップでありましたが、その後の11市はちなみにちょっと読み上げます。岩手県の久慈市、石川県の金沢市、岐阜県の岐阜市、広島県の府中市、山口県の山口

市、香川県の高松市、熊本県の熊本市、熊本県の八代市、大分県の豊後高田ですね、それと長野県の長野市、宮崎県の宮崎市、この11市が今回の28日に認定をされております。当佐伯市の場合は、前回の質問の答弁の中に、今年度の3月の年度末にはこの基本計画の提案をするというような話をしておりましたが、今この進ちょく状況が出た場合に、果たしてこの3月に提案できるんでしょうかね、この辺をあとでちょっとお伺いしたいと思います。それとついででありますんで、豊後高田のことをちょっと紹介させていただきます。これは御存じのように、昭和の町を売出して今大変脚光を浴びております。いろんなメディアに取り上げられて、全国放送を私は何度か見ました。今、年間ですね観光客が、昨年の18年度で27万5,000人の観光客が来たそうであります。今度のこの基本計画は、これを40万人にしようということのようであります。ちなみに、この豊後高田の一番の今回の事業のメインはですね、ちょうど西側と東側に商店街がありますが、あの中に川がございます。桂川ですかね、あの桂川の橋を架け替えようということであります。そして、この橋をちょっと変わった形の橋に、あの豊後高田の昭和の町にふさわしいような橋に架け替えようということであります。というのが、正月ごろにテレビによく出ますけど、ホーランエンヤの船に岸から飛び込んでですね、若者が海に飛び込んで、川ですけど、桂川ですけど、飛び込んで何かいろんなお供え物をもろうということが、よおテレビに出てますが、あの川ですね、あの橋が桂川の桂橋というんですけど、あれを架け替えると大体全体の事業費の半分以上を費やすそうあります。より以上に昭和の町をいい町にしようというようなことあります。ちなみに、全体のですね、この事業のどういう事業費でいくんかなと聞きましたら、大体交付金事業でいくようであります。ということで、大体平成19年から23年の5か年掛けましてこれを完成するというので、あとにもいろいろ、この概要の中にいろいろ載っておりますけど、いろいろ参考になるようであります。それと、先ほどの城山の山頂のお話でございますが、実は私のところですね、ちょっとお手紙をちょうだいいたしました。旧市内のある年配の男性の方からございまして、こういうふうな筆で書いてますけど、内容をちょっと、毛利神社が山頂にございます。この毛利神社が戦前は社があつたんじゃないんですかね、私もよう分らんですけど。今はちょっと石の祠ほこらがおりますけど、もうちょっとみずばらしいといひますか、ざっと簡単な祠ほこらのようであります。これにですね上に屋根を付けたらどうかあと言ふ提案のようであります。これを市がやっていただけないでしょうかと。もし市ができないのでしたら、私が個人でもいいんですかというような話のようであります。ちなみに、これどうして私の方にきたんかなあと思いますと、私たちがやっております中心市街地活性化協議会の中で、地元の案として例のコンパクトシティ構想を打ち出して皆さん方にいろいろとお話をさせてもらっております。これに協賛したといひますか、是非ともコンパクトシティ構想がいいからこれやってほしいという文面でございます。その中に城山も一緒に含んだですね、まちづくりをやってもらいたいということのようであります。その辺のひとつ、お社やしろの件ですが、それもひとつあと答弁をお願いしたいと思います。それからですね、先ほどの都市再生機構のお話でございますが、これまあコンサルタントとして、この都市再生機構と人間都市研究所が佐伯市には2社入ってございます。この中で私どもの今の土井町、新屋敷、船頭町、この今環境整備事業が既に始まっております、今年は船頭町にもう入りまして、今年、来年とこれが着工され完成をされます。この今のこの環境事業のコンサルタントは人間都市研究所がかかわっているようでありまして、私どももこの方とは何度もお会

いし、協議をしまいにしました。前回の市長の答弁の中にですね、今言いましたまちづくりの環境整備事業の中に、土地再生機構がコンサルで入っていると、だからいろんな補助金がもらえたんだという市長の答弁が前回ございました。これはちょっと私は違うんじゃないかなと、先ほど部長の答弁がありましたように、人間都市研究所がこの環境整備事業にかかわっておるようにあります。先ほど部長の答弁の中にありましたように、中心市街地活性化事業の中には大手前地区を中心としたこの事業の中に都市再生機構がコンサルとして入っているようであります。そういうふうに認識していいと思うんですが、その辺もう一度確認したいと思います。

それとですね、これは消防署用地の件であります、今の脇津留に消防長の答弁の中に用地の変更はできないという答弁がございました。この中にちょっと私も今若干かかわっていることがありまして、ちょっと気になることがありますんで、ちょっとお聞きしたいと思うんですが、さっき消防長の話の中に、既に区画整理事業の中で、この消防用地としてその土地を購入していると、確保しているというお話がございました。その答弁がありましたので、あえて私は質問させてもらいますが、この脇津留のですね、脇津留区画整理審議会というのがございます。部長、詳しいことはあとで答弁願います。この中でですね、審議会の役割というのはどういうものかですね、また何のためにこの審議会があるのか、また誰のためにあるのかですね、役割はどのような役割をしてるのかですね、その辺のこの答弁をお願いします。それとまたこの審議会はですね、法的に拘束力をもっていると聞いておりますけど、これで審議され、これは議決された案件につきましては、これは忠実に執行されなきゃいけないあと私ちょっと思うんであります、この区画整理審議会というのは、地権者の代表とかまた学識経験者等を構成員は何人おるか知りませんが、重要な役割を私は担っていると思うんですね。これ土地の地権者が何十人も何百人もいましたら、これを一堂に集めましてみんなの意見を聞くわけにはいきませんので、いわゆるその代表、地権者の代表、またいろんな各方面の代表の方が出席してですね、この委員会のメンバーを構成しておると思うんですが、それで審議されたことというのはかなり重いものがあるかと思うんです。そういうことで、この先ほどの今の質問に対しまして、高橋部長の答弁をひとつお願いしたいと思います。また、この構成員はどういうふうなメンバーでなっているのか、その辺もひとつお願いしたいと思います。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） それでは、矢野議員の再質問にお答えをしたいと思います。特に中心市街地の関係につきましては、その進ちょく状況であるとか、研究会の立ち上げであるとか、年度末までに計画の提案ができるのかというような部分の御質問であったようにありますので、まとめてお答えをさせていただきたいと思っております。現在、この組織づくりに随分時間を要しております。一つは研究会の立ち上げということで、商工会議所と協議をしながら、7月の上旬には立ち上げたいという形で今事務レベルの協議を進めております。と言いますが、この組織の中にまちづくり会社というものが必須条件になっておりまして、その部分との協議が商工会議所との協議に時間を費やしておりまして、なかなかその立ち上げに至っておりません。特に、これは民間の会社でありますので、商工会議所が中心になって立ち上げてもらわなければならないことでもありますけれども、市としても一生懸命勉強しながらやっていきたいというふうに思っております。そういった中で、矢野議員さんにも是非と

もこの研究会あるいは組織等に入ってですね、全面的な御支援もいただきたいなあというふうに思っております。そういったことで、予定としましては、7月の上旬にそういった研究会を立ち上げながら、まちづくり会社がこういった形で設立できるかというふうに変わってくるというふうに思っております。今の時点では、年内には立ち上げたいなあと思いますけれども、事前の研究会の協議いかんによっては時間が早くなったり、遅くなったりするのではなかろうかというふうに思っておりますけれども、いずれにしてもそういった状況で、20年の早々には協議会を立ち上げて計画作りに一歩進みたいというふうに考えております。それからもう1点の都市再生機構と人間都市研究所のかかわりでありますけれども、先ほど、ちょっと若干触れましたけれども、都市再生機構は大手前の計画を中心にやっておりますので、そのほかの新屋敷であるとか、土井町関係につきましては、人間都市が中心になっております。全くその大手前にかかわっていないというわけではありませんが、人間都市研究所も若干まあ御指導もいただくという場面もあっているようであります。以上で、私の方のお答え。

議長（児玉忠義） 川島教育次長。

教育次長（川島ふみえ） 神社の^{ほこら}祠に屋根を付けたらというお話でしたけども、今お声がありましたけども、あそこの部分はですね、毛利神社の所有物になっておりますので、市はタッチすることができません。このお話はですね、毛利神社の方にお伝えしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（児玉忠義） 高橋消防長。

消防長（高橋忍） 矢野議員の再質問、全体としては脇津留土地区画審議会の関係で、その所管の方に譲りたいというふうに思いますけども、恐らく再質問の主旨は、当初、平成13年に消防用地として確保していた脇津留土地区画整理地域内のB7街区から改めてB6街区の一部、それからB1街区に移転をしたと、その関係が背景にあるというふうに考えておりますので、消防に関する部分だけお答えをいたしたいと思っております。先ほど申し上げましたように、当初B7街区で予定をしておりましたけども、防災センターだとか、あるいは附属施設の規模だとか、あるいは全国的な消防庁舎の敷地の広さだとかいうものを参考にしたときに、余りにもその敷地が狭いということの中で、新たにB6街区の一部とB1街区を求めたものであります。そのためには、土地区画整理法により、審議会の同意が必要だということで昨年の4月の11日に審議会を開催をしていただいて、換地変更の理由を説明をし、同意をいただいたということであります。それに伴う土地区画整理法による処理、手続だとか、あるいは消防が一部食い込んでおります当初予定をしておりましたインフォメーションセンターとかというものの関係については、その所管の方にお譲りをしたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） それでは私の方から再質問にお答えいたしたいと思っております。まず、土地区画整理審議会の役割等の御質問でございますが、土地区画整理審議会とは、地方公共団体、国、県等が区画整理事業を行う場合に、事業ごとに設置を義務付けられているものでございます。審議会の役割等については、平成18年、昨年12月議会でもお答えしておりますけれども、区画整理事業に関する事項、換地計画、仮換地の指定及び原価補償金の交付に関する事項について諮問や同意の決議を行う法定機関でございます。当市におきましても、審議会

の同意事項については、審議会の同意の決議により、また諮問事項につきましては、審議会の意見を参考に施工者の市長が最終判断をし事業を行っております。この審議会の構成についての御質問でございますけれども、審議会の人数につきましては、区画整理法の中で、面積によって人数が異なりますけれども、佐伯市の脇津留土地区画整理事業の場合、施工面積が41.3ヘクタールということで、面積が50ヘクタール未満の場合は10人と定められております。この10人の中のさらに内訳でございますけれども、その中から2人を条例で学識経験者と位置付けられておまして、残る8人につきましては、直接の宅地の持主さん、又は借地権者の中から選んでおります。個人的なものはよろしいでしょうか。そんな内容でございます。

議長（児玉忠義） 矢野議員、残りわずかですので簡潔に、オーバーしないようにお願いします。

11番（矢野精幸） 再々質問をしたいと思っております。今、川人部長の答弁の中に、審議会の役割の今お話がございました。これは個人のですね、利益に直接関係する面が多いかと思うんですね、土地の換地等の問題につきましてですね。これはめいめいが勝手言いましたら到底でないですけど換地は実地、実行できませんですね。ですから、やはりいろんな折合いをつけるという意味で、ある意味では仲裁役といいますか、審議会がそういうクッション役になっていると思うんですね。ですから、やはりそれがなおかつ法定に拘束力を持っておるということでありますが、これで議決されたことについては、これは執行せないかんとということのようではありますが、この消防署用地の件でございますが、先の昨年4月ですか、に行われました第20回の脇津留区画整理審議会の議事録をちょっと私も手に入れまして持っておりますが、この中にですね。さっき消防長の話の中に、一部ビクターセンターの中に消防署用地が食い込むと、ちゆうことが今ありました。実際そのようであります。その場合はですね、この食い込むその用地がですね、複数の地権者があったわけなんですね、それを以前ビクターセンターを造るということで飛び換地をされております。というのが、道路を挟んで向こう側の方に換地をされております。これはその皆さんがですね快く同意をしたわけでないんですね。いろんなそんな中に条件が付いてるわけなんですね。その条件が付いた上で飛び換地に了解しておるわけなんですね。そうした場合にはすな、今度今いう、消防署がそこに来るという場合は用地の変更になったわけなんですね、最初はビクターセンターを造るということで換地をされたわけなんですね。しかし今度、その中に消防用地が来るとなれば、今度用地の変更がなされたわけなんですね。ですからその場合は、この審議会の中で、前の地権者の同意をとらないけませんよということが議決をされております。要するに、条件付きでその議決をされたわけなんですね。ですから、私の言いたいのは、その前地権者の皆さんの同意を取っているんですかということなんですね。これを同意を取らなくてですね、これを勝手に市が、市の公共用地になってるんだから、市が消防署に使うんだから、用地を使うぞということでですね、勝手にできるかどうかという問題ですね。これもし、そういうことになった場合に、あとで問題が起こりゃあせんかなあというふうに私は思うんであります。その辺のことをひとつ答弁をお願いしたいと思います。また、最後にですね、時間がございませんので、消防長のさっきの話の中で、用地の変更はもうできませんと、もう確定ですという話がございました。私はやはり今となってこんなことを言うのはどうかと思うんですけど、やはり私の周りの人たちからの話では、あそこはやっぱり水の心配があるから、絶対あそこに

消防署が行っちゃあいかんどということはよう言われるんですね。ですから、私もあえて今回この質問をさせてもらったんですけど。もしですね、これが将来そういうことがあっちゃあいかんのですけど、何かそういう災害があつてですね、消防署が孤立してですね救助に出られないような状況が起こった場合ですな、そういう場合には果たしてこれ誰が責任とるのかなあという感じなんですけど。これはまあ市長が最高の今いう地位にありますから、市長の責任になると思うんですけど、これは市長が在職中なら別として、いつまでも市長がされておりませんがね。そういうことですね、そういうことのアっちゃあいかんのですけど、そうなった場合、どうかなあということで、その辺のひとつ答弁をお願いしたいと思いません。以上です。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 消防署の件で、ここに事故が起きたらということでございますが、それぞれの事故がっているのは、洪水については、脇の場合はポンプアップをしないと、それ以上の災害というのは予想もできない部分がありますが、これは基本的にさっき消防長が言われましたようにですね、基本的には13年、平成13年以前にですねそういう方向のずーっと流れできてるわけです。だから先般も議決をした状況ですし、私どもにすれば、そうした災害が起きないようにですね、あとは最善の努力しかないと思っております。それで責任論を言われるとですね、これは非常に多分難しい話になってくると思っておりますが、それぞれ市長だけの責任か、じゃあ議決先、議員の責任はどうなるんだと、賛成した人の責任はどうなるんだということで、私がいずれにしても議会から否決されればそれでいいのかと。そうした中で経過した中だと思っております。また、さっき言った脇津留の用地については、私ども公共用地ってことで、前の地権者がそこまで制約する部分ではないと思っておりますので、道義的な部分もありますが、用地変更については公共的用地ということで承諾をいただいておりますので、そこまでが審議会が踏み入ってする必要があるのかなという具合に考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） それでは再々質問にお答えいたします。消防署がインフォメーションセンターの方にまで消防署の計画で広がって、インフォメーションセンターの用地まで供用する場合には、飛び換地された地権者の同意がいるんじゃないかという御質問だと思います。この件につきましては、この保留地の換地をするために底地の地権者に公共用地ということで飛び換地をした経緯がございます。その地権者の中に原位置に戻してほしいという申し立てがありましたが、平成14年の区画整理審議会で付されたことになり、また翌年の平成15年に仮換地が完了しております。また、この件につきましては、議員御承知のことと思えますけれども、平成18年の4月の第20回審議会後に底地地権者に説明をし、ほぼ理解をいただいたものと判断しておりますし、同年の8月の第21回審議会においても説明をし、この件の取扱いについて了解をいただいております。現在、インフォメーションセンター用地は、佐伯市が今年の2月28日に取得しておりますし、上記経過の中で考慮しますと、消防署の建設計画のレイアウトが決まり、供用範囲がはっきりした段階で底地地権者に再度説明をし、審議会に報告する必要はあると思えますけれども、これは同意事項とはなっておりません。以上でございます。

議長（児玉忠義） 以上で、矢野精幸議員の一般質問を終わります。

次に、12番、矢野哲丸君。

12番（矢野哲丸） 本日2人目、12番議員の矢野哲丸です。農家の皆様方には田畑の水不足は心配になっていることと存じます。梅雨入りの本格的な雨を期待したいものです。それでは通告に従い一般質問を行います。

農地取得の関係で質問をしますが、都市の人たちが農山漁村を訪れ、農林作業等の体験を楽しんだり、マリーンライフを通じてゆっくりとした休暇を過ごし、心身のリフレッシュを図る農山漁村ツーリズム、いわゆるグリーンツーリズム・ブルーツーリズムが全国的に推進されています。この受入れ側の農山漁村では、訪れる人たちとの交流を通じて農業・林業・水産業の現況や農山漁村の魅力を伝えるとともに、地域の活性化に結び付けています。そうした中で、田舎での定住を希望し移住して来た人もいます。また、Uターン・Jターン・Iターンで定住している人もいます。さらに団塊世代の退職時期となっている現在、田舎暮らしを希望する人も多くなっていますし、さらに空家情報等を発信し定住促進を図っていますが、都会からの定住希望者は家の周りに少しは自分の田畑を所有し、家族で耕作したいと望んでいる人もいます。しかしながら、農地法の縛りがありまして、すぐ家の近くに耕作に適した田畑があり、所有者も売却を希望していても少ない面積ではそれを取得できないことになっています。また市内においても、それぞれの地域により農地取得の下限面積が違ってきます。農村は後継者不足と高齢化で耕作放棄地も多くなっており、大分県の稲作作付面積は1ヘクタール未満の農業者が86%を占め、稲作収入が第1位を占める農家のうち、農産物販売額が100万円以下の割合も同じように86%と大分県の稲を中心とする水田農業は低弱な経営構造となっており、このため経営規模の確保を始めとする大規模稲作農家や大規模の集落営農組織を育成する取組を進めておりますが、この農業政策に反するかもしれませんが、定住促進、荒廃農地の解消に地域の実情を勘案した措置はとれないかということで、次の3点について質問をします。1点目として、市内の地域により農地取得の下限面積が違っていているのですが、どのようになっているのかお尋ねします。2点目として、下限面積が違っていているのはどうしてか、これの統一は図れないのかお尋ねします。3点目として、この統一が図れないというようにあるならば、下限面積をまだ低く設定することはできないのか。以上、3点についてお尋ねします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 矢野議員さんより、農地取得の下限面積についてということですが、議員御質問のとおり、現在は団塊の世代という形で、Iターン・Jターン・Uターンという形でふるさとへ帰るとか、また住みやすい所で、そうした中で過ごしたい。また今現在、グリーンツーリズムや市民農園とか、いろんな中で家庭菜園をしたいということでございます。特に、この問題は農業委員会が主に関知しておりまして、私の方もそうした中で詳細に御答弁を私の方の部長にさせたいと思っております。私どもにしてみても合併をして各地域地域いろいろこの面積に対する基準感覚が違うということで、またそうした詳細説明後に私の方でまた御質問がありましたら御答弁させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 矢野議員の御質問にお答えをいたします。先ほども市長が申しあげましたように、所管は農業委員会になりますが、私どもの部署が一番関係が深いところからお答えを申し上げます。1番目の市内の農地取得の下限面積についてですが、合併前の過去

農業委員会会長による協議の結果並びに県知事の公示によって、平成17年4月1日から、旧宇目町、直川村については50アール、旧佐伯市、弥生町については40アール、旧本匠村は30アール、旧鶴見町、米水津村、蒲江町及び上浦町については20アール、それから旧佐伯市の大入島については10アールと定められております。次に、下限面積の統一は図れないかという御質問でございますが、農地法は農地を取得しようとする者が、取得後に一定の面積以上の耕作の事業用に供する農地を耕作しなければ許可しないという制限を課しております。この制限は、農地法第3条2項5号によって下限面積による制限と定められ、一定規模以上の農業を営む者に対してのみ農地の移転を認めて我が国の農業の構造を改善していこうという政策的な配慮のようでございます。議員の御質問のとおり、I・J・Uターンで農山村部への定住を希望したい人の新規就農への意欲は地域の活性化や本市農業振興を積極的に図るためにも不可欠なものと認識していますが、サラリーマンが新たに農業を始めるため農地を買ったり、また借りたりする場合にも、農家が取得する場合と同様に農地法第3条による農業委員会の許可を受けることが必要であり、その許可要件の一つとして下限面積が定められ、農地取得の経営面積が都道府県では50アールに達しなければ許可されないことになっております。ただし、県知事が農林水産省令で定める別段の面積の基準というのがございますが、別段の面積の基準に従い、県の広域の一部について、基準面積の範囲以内で別段の面積を定めることができるとされております。具体的には、佐伯市及び県下各市町村につきましても同様に、大分県における農地法第3条2項5号の知事が定める面積による取扱いとなっております。佐伯市においては、平野部、山間部、海岸部、それぞれの地域の特性がありまして、農地面積及び営農条件にも格差があるため、下限面積の統一は図れないことを踏まえまして、別段の面積による取扱いとなっておりますが、今後農業委員の皆さんと協議をしてみたいと考えております。また、3点目の下限面積をまだ低くできないかという御質問でございますが、小さな面積で農地を持てるようにしますと、農業経営だけでは自立できず、農業生産の発展と農地の効率的利用ができなくなるため、下限面積の要件により制限がなされております。本市に限らず、農業者の高齢化や都市部への労働力の流出等背景に農業の担い手が不足し、遊休農地が年々増加の傾向にあります。これを防止するためには、前段にも申し上げましたように、新規就農者を確保することが必要であり、下限面積の緩和についても本地域の平均的な農家の耕作面積を考慮した要件があるため、大幅な緩和を行えないのが現状でございます。今後、新規就農しやすい条件づくりを通して、新たな担い手の育成、遊休農地の解消と発生防止、さらには地域の活性化に向けた取組を展開していく中で、下限面積の統一と併せて協議をしてみたいと考えております。なお、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により、ほ場整備をしていない地域内の農用地の売買や賃借等の利用権の設定を行う場合には、こういった下限面積要件は適用されませんので、遊休農地や耕作放棄地の解消策の一つとして進めていきたいと考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 矢野議員。

12番（矢野哲丸） それでは再質問を行います。今、部長の方から答弁があった部分はもう農地法にあるとおりでございます。何も変わったところはありません。農地法3条の2項5号大分県内、県、都道府県50アールというのも決まっております。それにより地域によって知事が特に認めたものということで、この宇目・直川が50アール、佐伯・弥生で40、本匠が30、海岸部で20アール、大入島は10アールという答弁でありましたが、そこ辺がですね、こ

れが統一はできないと、統一はできないということですけど、どうして合併をしておる中で同じ佐伯市の中、統一ができないのかという部分と、弥生なんかは耕地が非常に農家の耕作面積も多いと思うし、農家数も宇目に比べて多いのではないかと思う。そうした中、宇目・直川50アール、弥生・佐伯市、この広い耕地の所が40アールという下限面積になってるということはどうかふに落ちない部分があるわけです。農業委員会がそれで定めたら、そのまま農業委員会の定めのとおりに行くのかという部分もあるし、県知事の公示という部分のそれを、県知事に公示をさせるためには農業委員会の建議という、その部分もあるかと思いますが、この統一が図れないということになるのならば、それぞれを低く、地域の実情にあったような面積に取得面積の下限面積はできないのかということをお尋ねしますが、まず、今、部長の答弁の中では新規就農者とか、反別が多くなければ農業経営ができないとかいう話ですけど、私が最初質問をした部分はそうではなく、他地域、県外から佐伯市内に移住を希望したり、定住を希望する、そういう人たちに対して家の近くに荒廃地がある。その土地を農地を取得できないかという部分で、そんなに5反も4反も必要ではないわけです。都会から来た人が自分の家族で、家族と一緒に田んぼで手植えをしたりとか、そういうようなこと、また畑を作ったりとかいうような、家庭菜園的な畑もあろうかと思いますが、それをその家の近くにある買えれば買える土地を取得できないかということで、この面積を低くできないかという部分を聞いているわけです。ただ農業経営とか新規就農とかそういう意味ではなく、その辺のところの検討は今後できないかという部分であります。本当荒廃している部分がある、耕作放棄をして高齢化で耕作放棄をしているという部分がある。その近くにたまたま都会から定住してきた人があそこの田が空いているけど、自分が作ることができないか。それなら小作でいいではないかという部分もあろうかと思いますが、小作も同じようにこの5反、4反、3反という部分が入ってくるわけですから、小作でも同じ、取得するのも小作も同じで、そんなにたくさん欲しいわけではない。ならば市民、先ほど市長も言われておりましたが市民農園、また直川には亀の甲というのがあるし、その他の方法としてクラインガルテンという部分で家付きの農園とか、そういう部分があろうかと思います。そういうこと、借りるということでなく、この佐伯市に少しでも定住をしてもらおうと、Iターン・Jターン・Uターンという部分で佐伯市に住んでいただく、住んだ人が少しはこの土地で農業をしたいという部分もあると思うんです。家庭菜園的な農業、そういう部分も含めて、ただ山間部だけの話ではなく海岸部でもそう思うし、畑を作ってミカンを植えたりとか、何かそういうかんきつ類を植えて、自分とも畑を持っているんだというような部分、そうした時に海岸部では2反ということになっておりますけど、それほどはないという部分もあろうかと思う。そうした中、荒廃している土地をそのように利用できれば、食糧生産とか自然環境の保全も維持できるというようになってくるかと思えます。そうした中、後継者不足の中、定住促進を図る政策と言うことで耕地を守るべきと思うが、今後そのような定住促進を図る上でのこの見直し、これを進めていくことができるのかどうか、もうとにかくこの農地法で縛られて一切何もできませんというような答弁だったというようにありますんで、その辺のところを再度お尋ねしたいのと、もう一つ、これがどうしてもできない。そんな少しの2アール、3アールぐらいの土地を求めてもそれは無理だというようなことになれば、もう一つの手として、特に佐伯市に定住をする人には少しの農地でも取得ができますよというような情報発信ができる方法として、特区申請はできないか。ここ辺も含めたところで非常

に難しい部分もあるかと思えますけど、答弁をお願いしたいと思います。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 矢野議員の再質問でございますが、先ほどは農地法に基づいた手続上のことで御答弁申し上げましたが、確かに今の農地法でいきますと、なかなか縛りがきついているところがありますので、少ない面積の農地を求めるということは非常に困難な状態になっております。先ほどの再質問の中で、そういった別の面積の統一はできないかということでございますが、合併前からあります旧佐伯からずーっと1市8か町村ありまして、それぞれの耕地面積、それから農業形態いろんな面でまだ違いがありますので、それを一度に同じ統一面積に持っていくのはかなり現状では無理があるんじゃないかなあというふう思っております。それでは全体の面積を低く設定できる方法はないかということでございますが、この辺については、農業委員会の方にもこういった考えを十分伝えて検討していただくように申し添えたいというふうに考えております。それと質問の主旨は都会の方から田舎の方に移り住んで、本格的にはないが農業をやりたいというような主旨だと受けております。現状で農地を利用する方が本格的に農業をするかあるいは趣味程度で農業をするか、その二つでしか今のところはこの農地法の選択はあまりないような現状でございます。それで先ほど言われました本格的に農業をしなくても、また趣味程度よりももうちょっと農業をしたいという方々のこの中間の住民の方がなかなか農地を求めにくいのが現状でございますので、これをどうするかということで、先ほどお話がありましたように、趣味程度の方については市民農園、それからリフレッシュ農園等で野菜等を作っていただく、こういうみちがございます。また、あまり農地を求めなくても農業をしたいという方については、先ほど言われましたように構造改革特区の申請というのがございます。これは大分県では安心院と庄内の方が既にやっておりますが、これが、この構造改革特区をやった結果、効果が非常にあったということで、現在では、この構造改革特区の申請を行わなくてもこれに類した扱いができるように農地法の施行規則が改正されまして、そういった手続も取ればできるようになっておりますので、この辺のところも十分考えながら、今後、農業をやっていく方々にできるだけ農地の提供ができやすいようにするのが必要だと思っております。そう言いましても、農地法の農業委員会等の関係がありますので、そういった関係部署と十分協議をしながら進めていきたいと考えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 矢野議員。

12番（矢野哲丸） 下限面積を低くするということは、さっきから言っているように小規模農家、小規模農家を増やすということではなくて、今部長の方も答弁があったように、高齢化で耕作ができないとなった土地、農業をしていない人でも所有をして耕作ができるようにすればというような気持ちであります。そういう希望をする人が多い。今市民農園とかそういう部分は借地の関係になってきますので、借地ということではなく所有したいということでありますので、その辺のところを含みおいて、あと権限はすべて農業委員会というような感じでありましたが、ここで農業委員会に質問をするというわけにはいきませんので、市長の代わりに部長ということですが、その特区申請等もよろしくお願いをしたいというふうに思うし、今後農業委員会にその旨伝えるということではありますが、お伝えいただいただけでは、とてもじゃないそういう話は進んでいかないと思う。下限面積が絶対動かせないものかどうか、その辺のところも農業委員会と協議をしなければいけないのか、その辺の

ところを最後にですね、下限面積が絶対にこれ以下にはならないというか、許され、どのような手続的なものをすればいいのかというのと、所有の関係でさっき言いましたように、農地保有合理化事業とか、農地流動化対策とか、そういう面では、農業委員会の許可はらないという部分もありますけど、そういう耕作ではないわけですから、少しでも5反が4反になり、4反が3反になり、3反が2反になるというようになっていけば農地も求めやすくなる。実際農業経営をしようという人に対してではなく、その辺のところをもう最後、この下限面積は一切動かさないのか、そういうふうに努力をしていただけるのか、その辺のところを再度答弁をいただいて終わりたいと思います。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 矢野議員の再々質問でございます。先ほどの特区の申請につきましては、これは平成17年9月から、先ほど申しました農地法の施行規則の一部改正がありまして、特区申請をしなくても扱いができるように全国的になっております。それと農業経営基盤強化促進法のこの中で、利用権の設定というのがございます。この利用権設定する場合、これまでにほ場整備等をしていない地域に限りますが、そういった地域であれば、こういった下限面積の適用を受けないというのがありますので、もし佐伯、新しい佐伯に移り住んだ地域がそういった地域でない場合には、この縛りがありませんので、そういった活用も一つはできるんじゃないかと思えます。全体的な下限面積になりますと、これはどうしても農業委員会の所管になりますので、そちらの方で、農業委員さんの方で十分協議をしていただく必要が出てくるかと思えますが、まだほかの方法も場所によっては十分検討できるような今時代になっておりますので、その辺のところも併せて、いろいろと御相談があればお受けしていきたいというふうに思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 以上で、矢野哲丸議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午後1時00分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に39番、村松講一君。

39番（村松講一） 39番、あまべの会、蒲江西野浦出身、村松講一でございます。合併後2年が過ぎ、折り返しました。4月の人事で執行部席の皆さんの顔ぶれも少し変わったようではありますが、空いた席もございます。議会もまた正・副議長以下後期新体制となりました。いよいよ後半戦スタートといったところでありますが、さざ波かコップの中の嵐も忘れる一般質問、熱戦が続く2日目であります。

私は今回、毎度おなじみといったところもありますが、4点について質問をいたします。まず、重要港湾佐伯港の整備についてお聞きいたします。佐伯港は県南地域の物流の拠点及び産業活動の基盤として、港湾機能の整備拡充、船舶の安全性の確保、港湾の環境整備等を図るため外郭施設、圏域施設、水域施設、臨港道路の整備を進めることを目的及び主旨として女島地区ではマイナス14メートル岸壁が国土交通省の直轄工事として整備されており、県事業として海崎地区の小型船だまりの整備促進を図り、また大入島東地区ではマイナス14メートル岸壁整備に伴う泊地航路のしゅんせつ土砂及び高速道関連アクセス道路の建設に伴う

建設残土の処理場として、埋立護岸の整備促進を図る事業を執行の予定で全体計画では、当初800億以上の予算を伴う一大事業計画でありました。というか、計画であります。石間の埋立て問題で先へ進めない状態となっておりますことは市民の皆様の御承知のとおりであります。先日、ある集会で佐伯重工の岩本社長のお話を聞く機会がございました。佐伯重工といえば、倒産いたしました臼杵鉄工佐伯工場を引き継いで、1988年に操業して以来100隻目に当たる記念の船が日本船舶海洋工業界が選ぶシップ・オブ・ザ・イヤー2006という昨年度、1年間全国で建造された中で最も優れた船舶に贈られる賞を受けた佐伯市を代表する全国屈指の造船所であります。その岩本社長の話であります、合併して2年がたちました。何が変わったのでしょうか、何の変化も見られません。佐伯市は今からどうなるのでしょうか、どの方向に進むのでしょうかという大変耳の痛い言葉でありました。責任を感じるところもあり、反省の気持ちで聞いておりました。この場におられる方も同じ気持ちで聞いた方もおられたと思います。今日本では年間輸出入に合わせて9億トンの物資が動いており、そのうち99.7%が船舶で運ばれているとのことであり、正に海洋国日本と呼ばれるゆえんであります。その日本にあって、佐伯港はアジアに近く瀬戸内海の入口に位置し、天然の良港といえる佐伯湾を有する市の利として海上交通の拠点として最もふさわしい条件に恵まれているとのことであり、一日も早い港湾整備を強く望むとのことでありました。何も変わらないというのは、特に港湾整備の遅れを指摘したのかもしれませんが。このことについては、大多数の市民が大変な関心をもって今後の成り行きを見守っているわけであります。私も都合3回目の質問であり、他の議員さんからも毎回のように出ておりますが、塩月副市長が大入島協議会のトップだと聞いております。市長以下執行部の動きは余りにも見えません。県会議員も3人います。我々議会も大多数は港湾事業推進の立場であります。一部島の人たちの反対もありますが、裁判でも法的にはすべてクリアしており、度々の予算返還では、いずれ国や県の予算が付かなく、取れなくなりやしないかと一部心配の向きもあります。今年度事業の見通しなり、市長の積極的な姿勢をお聞かせください。資料についての思いもお聞きいたします。

次に、蒲江地区の小学校統合問題についてお聞きいたします。佐伯市長期総合教育計画に基づき統合を検討した具体的な蒲江地区の小学校統合案が示されました。一つは、現在の9校1分校を1校にする案、もう一つは波当津、名護屋、猪串、蒲江、河内、楠本の6校を蒲江小学校に統合する案、森崎分校を残し、波当津、名護屋、森崎の1、2年生を置くという案であります。上入津、尾浦小を統合、西浦小については道路の整備が完了したあと、蒲江に統合の道筋が見えてきます。複式学級の小学校は認めないという大変に荒っぽい長期総合計画に基づく方針であります。旧蒲江町は市町村合併前、5校の中学校を1校に統合いたしました。合併後2年たちますが、通学費等の負担格差を指摘いたしました、まだ是正され^{うよ}ないままであります。旧蒲江町の中学校統合は昭和30年の町村合併以来、2度、3度と紆余^{きよくせつ}曲折があり、合併前の14年4月統合いたしました。統合後の学校運営面で少人数小学校と人数の多い小学校とでうまくやっけていけるかとか、小さな群れになったり、大きな群れになったりしはしないだろうか心配の向きもありましたが、先生方や保護者の御努力のお陰でしょうか、周囲が心配するほどのこともなく、順調に新しい歴史を作り出していることは誠に喜ばしい限りであります。そして、小規模小学校からの入学生も学業の面では何のその色もないとのことであります。それぞれの小学校、100年を超える歴史を刻み、地域にとって

はなくてはならない教育文化のシンボルであります。中学校はなくなったが、小学校は複式でも分校でも残ってほしい、あってほしいと願うのが校区の人たちの人情であります。若い人が住もうと考えてもまず学校が近くになればその気になりません。子ども連れてUターンしようにもそれが障害となります。蒲江でも合併によって佐伯の中心部に居を構える若い人が多くなりました。一極集中とか地方切り捨てとかを辺地に住む人たちに思わせない、感じさせない血の通う教育行政はないのでしょうか。義務教育はせめて小学校の時ぐらい目の届く、声の聞ける場所で受けさせることはできないのでしょうか。計画の詳細をお聞きいたします。また、近ごろの新聞の報道では、10人以下の小規模校を統合するという有志の統合案が出ております。それを参考にしてそういう考えもないのかお聞きをいたします。

次に、市庁舎、文化会館建設についてお聞きいたします。このことについては、中心市街地活性化策を旧壽屋跡地を中心とする大手前地域に集中できないかと提案を続ける市民団体の積極的な働き掛けで然クローズアップされ、市民が大変関心のあるところであります。私自身、新庁舎を建てるのであればこの場所が適地であるとは思いますが、合併特例債も使えば借金になります。特例債は周辺地域の各種インフラ整備にも使えます。庁舎には特例債だけというわけにはいかず、一般財源も投入しなければなりません。基金を作ってじっくり検討する必要もあると思うが、どのようにお考えですか。40億円以上の金を掛けることに果たして市民の賛成が得られるのかどうか、合併後2年、行財政改革みち半ばであります。今後は人口減も予想され職員の定数も当然減少することを考えれば耐震補強でもして現在の庁舎を維持することを望む市民があることも考えなければならぬと思います。市長、2年足らずで選挙になります。選挙公約、マニフェストに庁舎建築や文化会館建設を大きく掲げて市民の審判に委ねるべきだと思いますが、西嶋市長の思いをお聞きいたします。

続いて、一次産業の振興策についてお聞きいたします。市長の言葉にもあります、一次産業が元気がなければ地域は栄えませんという。県内の漁獲高の半分以上の佐伯市、その中の半分以上の旧蒲江地域、まずは元気で栄えている方かなと思いきや、浦々の小さな小学校はつぶすぞという市長の声、小さな子どもを育てる漁業者はどんな思いで聞くのでしょうか。さて、広瀬知事は2期目の最重要課題に位置付ける農林水産業の再生のため、副知事として農林水産省出身の平野さんという方を起用いたしました。国から人選した理由について、広瀬知事は全国的な視点で県の一次産業振興策を考えることが大切と思い、農水省時代の経験を生かして政策企画の旗振り役を担ってほしいと期待を語っておられます。また、期せずしてか、期を同じくしてか佐伯市にも水産庁から農林水産部に次長兼水産課長として森健二さんという39歳の新進気鋭の若者が出向してまいりました。水産庁は都道府県だけでなく、漁業が盛んな市にも職員を出向させているということでもあります。旧蒲江町の時代、隣の北浦町は水産庁から助役として受け入れ、下水道事業整備や港湾整備や地域内の道路整備等、町民の期待どおりの実績を上げて水産庁に帰りましたが、その後、蒲江・北浦、両町合同で高速道路や国道388号の国への陳情要望活動では、行動を共にし旧交を温める姿を見て感心したものであり、またうらやましくも感じたところでもありました。本市も海岸線270キロ、漁港37、県内漁獲高の半分以上で出向の対象となったということであり、国と市との橋渡し役として大いに期待するところでもあります。もうかる漁業への戦略や魚食の普及等の課題も指摘され、漁業者の働く現場へも足を運んでおられるということも聞いております。県も市もここにきて水産振興にはこの上もない役者がそろったこととなります。国や県

とのつながりを生かして具体的な振興策があればお聞きをいたします。また、日本一の生産地、ヒラメ養殖漁業が佐伯市にはあります。プリについては豊の活きぶりのネーミングで県の旗振りではありましたが、肝心の漁協との連携が今一つとの感がありますので、このことを反省の一つとしながら県産ヒラメの大分ブランド化を進めてはどうかと思うものであります。既に県は取組を始めたと聞いておりますが、市はどのように考えているのかお聞きをいたします。以上。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 村松議員さんの御質問の中で、四つの大きな議案を言われております。それぞれ非常に重要なことですが、佐伯港港湾整備につきまして、まず答弁をさせていただきたいと思っております。村松議員の佐伯港の整備の必要性、重要性をどのように認識しているかという御質問についてお答えいたします。佐伯港は古くから県南地域の物流拠点港として、また外材やチップ等の輸入基地として発展してきました。しかし、今日本地域経済の担い手であるセメント、造船、木材加工等の産業は、国内のみならず海外との競争や産業構造の変化に対応を迫られており、物流コストの削減を図ることが地域経済の浮揚を図る上で急務です。この事業が完成しますと、大型船舶が直接接岸できることにより、大量輸送が可能となり、また石炭等の貨物量の増大など将来の需要に対処できるふ頭用地が確保され、物流の効率化などの効果が期待されております。また、東九州自動車道、津久見・佐伯間は来年春の開通が見込まれ、また佐伯・蒲江間も着工されました。この高速道路と佐伯港が連結されることにより港湾貨物の円滑な輸送が図られ、物流拠点港として、地域地場産業及び臨海部立地企業の産業を活性化させ、県南地域の発展に大きく寄与するものと考えております。そのためにも、大入島東地区埋立護岸事業を早期に再開し、佐伯港港湾事業に係るしゅんせつ土砂と国道217号バイパス工事等により発生する建設残土を処理する用地を確保しなければなりません。また、この埋立地は、将来大入島地区の振興のために有効に活用できるものであります。この港湾事業は、国・県・市が事業を進めており、マイナス14メートル岸壁の工事は国直轄で施工されており、大入島東地区埋立護岸事業は県の施工部分となっております。国直轄で岸壁工事は計画どおり施工されております。大入島東地区埋立護岸整備事業の問題で港湾計画全体が止まるということはないと考えております。ただ、航路のしゅんせつができないとマイナス14メートル岸壁が有効に利用できないなどの影響はあると思っております。今後とも、県や新県議とも協力しながら、市民・住民との対話を進め、事業再開への道筋を切り開いてまいりたいと思っております。

それから、3点目になりますが、村松議員さんから、市庁舎・文化会館建設についてということで質問が出ております。市庁舎・文化会館の質問ですが、私は就任当時から体育館の建設をしており、今年度は市民の安心・安全のために消防庁舎の建設に着手しております。議員御承知のとおり、市庁舎・文化会館の建設については、既に庁舎等建設内部検討委員会等で検討を重ねており、議員各位については全員協議会や地域開発特別委員会を通じ、建設に関する検討結果について御報告してきたところであります。議員のおっしゃるとおり、市民の意思を確認することは、正に私の政治姿勢であります市民に分かりやすい政治の実現のためにも非常に重要なことだとは思っておりますが、庁舎等の建設を合併特例債の期限内に建設する行程を考え、昨年からの検討に着手したところであります。しかしながら、市庁舎や文化会館は市民のコンセンサスの醸成なくして実現はあり得ません。今後あらゆる場で建設

についての論議を深めながら、建設に向けての方向性が出たときには、市民の皆様や審議会の場合やパブリックコメント等を通じて、さまざまな御意見や御提案をいただけるものと考えております。その他につきましては、担当部長より御答弁を申し上げたいと思います。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 村松議員の小規模学校の今後についてという御質問であります。昨年度策定いたしました佐伯市長期総合教育計画には、学校規模の適正化や学校の適正配置の推進といたしまして、小学校は複式によらない最少人数での6学級以上、中学校は3学級以上を標準とするとともに、今後10年間を見通して統廃合を含めた適正化を推進するとしております。先日の全員協議会でもお知らせいたしましたように、蒲江地区には九つの小学校と1分校併せて10小学校がありますが、蒲江小学校1校を除き、全体的に規模が小さく全校児童10人以下の少人数の小学校在3校1分校、また10小学校の中には欠学年も含めて1学年2人以下の学年が26あります。単学級でカウントすれば、全学級数の50%弱に当たります。統合計画の検討に当たっては、蒲江地区のゼロ歳児から就学前までの児童数で、平成25年度までの試算をしましたところ、6年後の平成25年度には、蒲江地区の児童が今より116人も減少するとの結果が出ております。このことを学習面からみますと、少人数であるため家庭的な雰囲気の中で安定した生活ができることや子ども一人一人が教師とかかわる時間が長くなることで疑問や質問に取り組む時間を確保しやすくなるメリットがある反面、少人数であるがために固定化した序列意識ができたり、学習での練り合いの場が保障できなかつたり、体育での集団活動に差し障りが生じたりするデメリットが考えられます。また、複式学級では異学年同士の教え合い、高め合い、助け合いができる反面、一つの学年に100%対応できる学習指導の時間が十分取れないなど、デメリットも考えられます。したがって、総合的に考えますと、効果的な学習を仕組むためには、ある程度の人数が確保され、子ども相互が切磋琢磨する機会を保障することが必要であると考えております。これらを踏まえ、佐伯市教育委員会では、特に学校の小規模化が進行する蒲江地区での小学校統合計画についての決定を判断したものであり、何よりも子どもたちに望ましい学習環境を保障することが責務であると考えております。小学校を統合することで、学校維持費等の削減が予測されますが、地方交付税が減額されることや安全な通学のための支援等財政的な負担は増えることが考えられます。この統合計画が市の財政的な効果や効率から考えられたものではないことを御理解していただきたいと思っております。統合を進めるに当たっては、関係する小学校のPTA会員を始め、地区の皆様方には御理解と御協力をお願いいたしていく所存でございます。よろしくお願いたします。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 村松議員の御質問のうち、一次産業の振興について、御質問が2点ほどございますので、一括してお答えをいたします。合併した佐伯市は269キロメートルの海岸線と37の漁港を抱え、漁業生産量は大分県全体の50%を占めるなど、本市の水産業の動向が地域全体に与える影響は極めて大きいものとなっております。市としては、そうした重要性を踏まえ、平成18年度に水産課を単独の課として創設し、水産振興に重点的に取り組んでいるところであります。今年度においては、マダイ、クルマエビ、アワビ等の放流事業、投石等による増殖場の整備、海岸や海底の清掃による漁場環境の保全、漁業協同組合の経営基盤強化のための財政支援や漁業近代化資金の利子補給、組合員の利便性を目的とした燃油

タンク建設への助成、防波堤や護岸、緑地・広場、集落道、水産飲雑用水施設といった漁港漁村整備の推進等を実施することとしております。他方、現在の水産業を取り巻く状況につきましては、漁獲対象である資源量の著しい減少、国際的な水産物の需給を含めた消費流通構造の急激な変化といった情勢の動向に必ずしも十分な対応ができていたとはいえず、こうした状況を踏まえた新たな施策の展開が必要であると思っております。今後は、これまで以上に漁業者、水産関係団体関係者の方々と密に意見交換を行いながら、国・県と連携を図り必要な施策を講じていきたいと考えております。次に、養殖ヒラメの販売に関連した大分県の実績についてお答えいたします。県は平成17年度に、おおいた農山漁村活性化戦略を策定し、その中に消費者の心をつかむ商品、ものづくりを施策の一つとして位置付けました。これを受け、水産の分野では、浦々で生産される水産物の競争力を強化するため、関あじ・関さばに続くブランド品づくりを行う必要から、今回、養殖ヒラメを対象に対策を講じようとするものであると承知しております。本市といたしましてもヒラメに限らず、市内の漁業者が生産する製品の競争力強化が非常に重要であると考えておりますので、漁業者等関係者の意見を聴取し、状況を踏まえた上で国・県と連携しつつ必要な施策を講じることとしております。

議長（児玉忠義） 村松議員。

39番（村松講一） 再質問をいたします。市長、資料をお出ししております。これは県の土木事務所からいただいた資料であります。16年から18年まで3年間の予算であります。この中にですね、16年度予算8億の離島環境整備事業を16年分で18年度に返納しております。14年分・15年分・16年分合わせますと21億円余りの返還ということになります。この中には国の事業費・予算、県の予算も合わせて入っているわけでありまして、それから市の負担も一部入っているのかなあとと思いますが、これは微々たるものであります。この21億円返還して、素人が心配するのはこういう予算を返還してあと続いていくのかなあとというそういう思いがあります。16年度8億、17年度3億6,000万、それから18年度1億8,000万の予算で年々減少をしております。これをずーっと返すわけです。17年度の3億6,000万も来年になったら返すというはめになりはしないかと、そういう心配をするわけでありまして。大入島の埋立てについては、先ほども申しましたが、法的には全部クリアしてるわけでありまして。皆さんも大多数の方は議会も事業の推進には賛成であります。どうしてもやってほしいと市民も大多数願っておりますし、この場における人たちも大多数はそういう気持ちであります。そういう気持ちが伝わってないなあと、市長の動きを見ますとそういう気がするわけでありまして。この返した金についてはどうにも仕方がないわけなんですけど、次に予算を付けていただくようにどこかでお骨折りいただくわけでありまして。これは県の方が骨折るのか、代議士が骨を折るのか、その辺はお分かりになると思いますが、市長自身もこういうことのないようにひとつ頑張ってもらいたいと私は思います。それから、この21億のですねこの建設費なんですけど、これがいかに大事な金であるか、建設業界は今大変冷え込んでおります。倒産もあっちこちで聞かれます。こういう事業が順調に出ればどんだけの建設業者、従業員、家族また取引先の関係の方が助かるのかなあとという思いはこれはもう誰が考えても分かるわけでありまして。私が別に親族に土建業者があるわけでもありませんし、支援者に強力な土建業者があるわけでもありませんが、市民が等しく考えればそういうことになろうかと思っております。それから、昨年3月の一般質問で、村尾議員が質問をいたしまして、一般質問の中であります

が、村尾さんが各議員佐伯市のため、地域のために出ているのですから必ず取り組みます。皆さんで協力して取り組む姿勢を作ってはどうかという質問に市長が答えております。こうした中でも議員が御提言をいただきまして、この前、前段は建設常任委員会で大入島にわたったという下りもあるわけですが、そのあと、御提言いただきましたように議会にも相談し、また各会長にも御協力仰ぎたいと思っておりますので、今後よろしく願いいたします。議会とも協力して議会ともそういう場を作って何とか解決の方途を探りたいという発言であります。この辺の市長の態度が議会には見えないわけでありまして。私ももそういうことを期待するわけです。市長、県議も3人、新しく生まれた県議もありますし、3人できました。そういう方と一致協力して議会の力も借りながら市長は先頭に立ってやるという気持ちを示してほしいと思います。今のままでいきますと、県が強行執行するのか定かではありませんが、それを待っているような気がいたします。市長、市が何とかして島に渡って副市長がトップであります。島に渡って島の皆さんにお願いをして、我々も行けと言えば代表者を作って行くわけですが、そういうお願いの場を無駄でもいいから何回か作ってほしいと私は思っております。その辺のもう一度市長の気持ちをお聞きいたしたいと思っております。これはこのことについては、皆さん同じ気持ちで何度も質問が出ております。中には反対の方も少しはあるかもしれませんが、これはどこでも何のことでも反対はあるわけでありまして。民主主義の世の中ですから、大多数が多数がよかったらそれで大方いってほしいと思うのが皆さんの意見だろうと思っております。先ほど岩本社長の話もいたしました。これは市長も同じところで多分聞いたと思っております。佐伯重工の「わかなつ」という、こういう船であります。これがシップ・オブ・ザ・イヤーに輝いた。大変名誉のある賞でありますので、造船の方は別に港湾がなくても仕事はできるというような発言もありました。しかし、高速道路ができ番匠川の川が整備されますと勢い港の方に皆さんの関心が向いていきます。佐伯の殿様浦でもつという言葉もありますが、どうかその辺を考えてじっくり、じっくりじゃあない急いで取り組んでほしいんですが、積極的な取組をお願いしたいと思います。

次に、小学校の蒲江の小学校の、これは市長にお聞きいたします。教育長はずっとその席におられるだろうと思うんですが、市長はトップですから、市長の気持ちはどうなのかなあということでお聞きをいたします。これも市長、複式学級を小学校と認めないと、小学校を複式学級では駄目ですよ、複式学級になる学校はつぶしますよと言うんなら、来るべき2年後の選挙の公約に、マニフェストに挙げてほしいと思っております。そういう気持ちはないのかわいか、もうちょっと子どものことを大事に思って、辺地における子どものことを考えたら、こういう大胆な発想は、教育長に言いますが、できないなあと思っております。これ合併の条件でも何もなければいいです。それが急ぎよ合併後1年、2年の間にこういう話に、どうしてこう唐突になるのかなあという思いがいたします。血も涙もないような教育行政ではありはしませんかと言いたくなります。統合してから、先ほど申しましたが、中学校、蒲江翔南中学校は遠い所から近い所から、それぞれに負担金を出したり、それからバス代をいただいたりして調整してるわけですが、これ全地域そうですが、その格差がそのままになってます。昨日も一般質問で出ましたが、公共交通の絡みもありますが、その辺は是正するということが急がっています。こういうものに学校統合に手を付ける前に、財政的に助かるということではありませんという教育長の答弁ですが、そうでなかったら、何でこういうことを急ぐんですか。もっと他にやるべきことが学校教育はあると思っております。財政的に困るといふんな

ら年寄りに金が掛かって、高齢者に金が掛かって困るっというんであれば、その辺を削ってでも子どもにはもっと金を掛けるべきだと私は思います。複式学級が悪いのなら、複式学級を解消するために学校に1人でも教員を派遣をするとか、佐伯市で財政的には大変でしょうが、何人かの教員を雇うとかそういうことも考えてほしいと思います。多分これを聞く蒲江の小学生を持つ父兄、それから該当する波当津から尾浦までの地域の人たちは、市長の答弁や教育長の答弁をかたずをのんで見守っていると私は思っております。そう簡単に机上の計算どおり、このようにいくとは考えておりません。中学校の統合さえ5年も10年も掛かってやっと蒲江翔南中学校は統合にこぎつけたわけです。山や田舎の奥の方のことを言って悪いんですが、川上から川下に下ってくるような、川下の子どもが川上にいくような、そういう簡単な道路ではないんです。その辺も地理的な条件も考えていただきたいと思います。それから市長には先ほど申しましたように、こういうことを重大なことだと思しますので、次の選挙戦のマニフェストに掲げてほしいと思いますよ。それから、個別の問題に入りますが教育長、河内、楠本が蒲江小学校にとなっております。河内小学校の父兄の話聞きますと、西浦でもいいですよという子どももあるんです。トンネルが整備されたら西浦小学校に行くのは2キロで行きます。蒲江だったら4キロほど掛かる所もあるんです。ですから、その辺も考慮して、この辺はもっとじっくり考えてほしいと。楠本がなぜ最初から蒲江なんですか。楠本は校区で言えば旧上入津村です。中学校は上入津中学校の校区でした。それがなぜ蒲江ですか。こういうのを見ますと1校統合を見込んでの案だろうと見えてくるわけです。ちょっと無理がありはしませんかということです。

それと、選挙の話ばかりしているのとありましたが、ヒラメについては部長が申しましたように、県がそういう取組をしているということは私も聞いておまして、期待しております。先ほど申しましたが、豊の活きぶりという名称で出しましたが、ちょっと漁業者とか漁協との連携がうまくいかに尻すぼみの感がいたしますので、そういうことのないようにひとつじっくり取り組んでほしいと思います。時間がなくなりますので、ほかのことはまたあとに回して、答弁をお願いいたします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 村松議員さんから二つほど御質問がございました。一つは、佐伯港湾計画の中で、港湾についてということで、先ほど表を見させていただいてます。これは議員も御存じのとおり、平成14年、15年、16年とこの中に16年の時に工事に取り掛かって中止した経緯がございます。そうした中で、また今年の3月に裁判所でそのことを争われたわけですが、一応結果は出ておりますが、こうした非常に複雑な要素を含んでおりますが、私もできる限り大入島等については話合いを持ったり、また議員の皆さん方も常任委員会ですか、中でも大入島に渡り、村松議員さんも一緒にお見えになって、こういう状況だということで、私もお話を伺っております。非常に難しいという話を私の方にいろいろいただいておりますが、そういうような状況の中ですね、私どもにとりましても地域の住民に対しまして、できるだけそうした話合いをもって御理解を賜りたいと思っております。また、工事につきましては、14、15、16年の状況はそういうことで、17、18年という形ですが、今年度の19年度は県が中止するという事になれば予算的に落ちると思っております。それがこういうような状況で挙げてきとるので、私も先般知事の方にも、大入島については何とか工事の再開と、それに対して、前回の失敗のないような形はとれないかという御相談を申し上げておりま

す。一方の島の皆さんについても御理解いただきたいと思っております。また、もう1点、これも複式学級について選挙を考えてマニフェストをとということで、また先ほどの中にも選挙を考えマニフェストをとということで庁舎のこともありました。また私は選挙を考えてる余裕はございませんし、現在私どもに与えられましたこの4年間の中で行財政改革をし、その行財政改革の効果を発揮し、次の年に向えるということで、大変選挙戦に絡んでいろいろ御指摘いただきましたが、まだそれどころの余裕はございませんので、今まだ与えられた中で真剣に市政のかじ取りをさせていただこうと思っております。よろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 村松議員の再質問でございますが、まず、具体的に後半でお話していただいた分からお答えしたいと思っておりますが、複式学級が悪いのかというふうに問いがありました。私、複式学級が悪いとは思っておりません。複式学級のいわゆる学習効果を考えたときに、複式学級ではなかなかその時の学習力というのが付いていかないのではないかと考えたときに、複式学級でない方がいいのではないかと考えたことでもあります。それから、この原点には小規模校が悪いというふうには考えておりません。小規模校の良さとして、私も分かっているつもりでおります。できるだけ人数は確保しなければいけないという観点で考えておりますので、そこは御理解をさせていただきたいというふうに思います。それから、通学費の格差についてであります。これも新市になりまして、各町村ごとの通学費の援助ということについて考えておりますので、バラバラであると統一されてないということはあるので、これについては早急にプロジェクトチームを作りながら考えていきたいというふうには思っております。それぞれ地域で年数等がいろいろ決められている部分があるので非常に難しい部分があるんですが、できるだけ議員がおっしゃるように同じ佐伯市になった以上、統一できないかということは考えていきたいというふうに思っております。それから、河内、楠本の件について具体的にお話がありました。この案はあくまでも案で示しております。したがって、地域に私ども出向きましてお話を聞く中で、先ほどお話がありましたように、河内が西浦小学校とということも出るかもしれないというふうには考えております。ですから、柔軟な対応ということもありますが、基本的にはあくまでも原案ということで提示させていただいております。したがって、楠本小学校につきましても、地域に出向いたときに具体的にどちらの学校を選択するかということは地域の要望にこたえていきたいというふうに思っています。とにかく、この統合計画を考えてみましたのは、長期総合教育計画の審議会の答申をいただいて考えてきましたが、教育委員会としても、地域は学校中心で反映してきたという歴史的な経緯もあります。そういうことは十分私どももわきままえてあるつもりでございます。地域から学校がなくなるということは非常に寂しいという心情は十分理解しているつもりでおります。その中で、学校というものは大人になるための必要条件として学ぶ場である。それが学校だというふうには考えてみましたら、小さな学校は小さな社会を形成しているんだと。そういう中で、子どもたちがその時点で学ぶことを学ばしてやりたいというふうには考えております。したがって、学習環境が整ったある程度条件を整えることが私どもの責務だというふうには考えております。したがって、村松議員がおっしゃるようなことも十分考えながらこういう案を出していることは教育委員会としても苦渋の選択をして、提案をしているということも御理解させていただきたいというふうに思います。

議長（児玉忠義） 村松議員。

39番（村松講一） 選挙公約をマニフェストについて、市長は誤解されてるのかなと、出なさい。そういう公約を掲げて出なさいというわけではないんです。市庁舎も文化会館も小学校の統合もそれほど大事なことでないですかと私は言ってるわけです。選挙で皆さんの考えを問うほど大事なことで私は思うから、そういうふうに掲げてはどうですかと、出なさいとか、掲げなさいとかそういうわけではないんです。そういう重大なことだと思っておりますので、その辺は御理解をいただきたいと。外野がいろいろありますが、これは取るに足りませんが、そういうことであります。終わります。

議長（児玉忠義） 以上で、村松議員の一般質問を終わります。

次に、24番、泥谷和喜君。

24番（泥谷和喜） 24番議員、泥谷でございます。今回4点ほど質問させていただきます。最初の質問は簡単に質問させていただいて、再質問からいきたいと思います。一つ目はですね、財産の取得が今回議案の86号で上がっております。その件と産婦人科の対策についてお聞きいたします。財産の取得については、買収目的として老人福祉施設用地として貸し付けるためとありますが、買収したあと、なぜ売買しないのかということの不思議がありますので、売買しない理由、それと貸し付けるに当たっての貸付条件をまずお聞きします。産婦人科の状況については、戸山議員の質問である程度分かっておりますので再質問から質問いたします。

2番目に、佐伯デイサービスセンター楽々園・海悠園の指定管理の指定について、この指定管理の契約がまた流れるようですが、今までの契約とどこか変わっているか。変わってる点がありましたら教えていただきたい。

三つ目に、福寿園、鶴望園の改修費。これは3月議会に一般質問で109万5,750円ほど改修費、市が払うようになってるが、これは施設の方の前の施設の方が修理するべきでなかったのかということで、施設との交渉をと言っておりましたので、その結果を教えていただきたい。

四つ目が、217号線の道路改良工事。この工事は今進められておりますが、この工事は計画どおり今行われているかということをお聞きしたかった。以上です。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 泥谷議員さんの御質問の中で、私も同じ質問だなと思っておりました産婦人科の件ですが、答弁的には同じようなことを考えたわけですが、これについては先般、戸山議員にも答弁いたしました。それで、内容的にはほとんど同じですが、その後の構造の中で先般、東京の方の全国市長会、その前に九州市長会という形で緊急決議という形で上げております。産婦人科以外にもいろんなお医者さんが足りないという形で、特に東京での市長会については、その日の前日に緊急案件も変えまして、医者に対する各地域に対する今の派遣制度ですかね、研修医制度、そうした分について、もう少し国が地方との配分をするべきだと、非常に強い形で上げておまして、それが最近新聞の記事で医者に対する研究制度の考え方、また特に議長会の方でも佐伯で先般開かれておまして、県知事の方に児玉議長ほか、皆さん方大分県の議会の方で知事の方にも要請したと。特に地域にとってのお医者ということは必要だと思っておりますので、その点については今後ともやっていきたいと思っております。答弁内容というのは、大体あとは戸山議員と同じでございますので、その点、私の方から答弁させていただきます。あとにつきまして、担当の方から答弁させていただきます。

よろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） それでは、本議会提出議案の財産の取得につきましては、養護老人ホーム敬愛園の建替え用地として、佐伯市土地開発公社から用地を買収しようとするものです。また、買収後は社会福祉法人双樹会に貸し付け、双樹会はこの土地に養護老人ホームを新たに建設しようとするものです。市としましては、この土地の早期買取りを働き掛けてきましたが、双樹会は養護老人ホームは介護保険の対象ではなく、国の措置費により運営され、大きな収益を生むものではありませんので、当初に約4億7,000万円余りの施設整備費を計画しており、これにあわせて土地を買収するのは困難であるとして、この用地の借用を希望してまいりました。協議の結果、10年をめどに双樹会が買い取ることで合意したものです。貸付けの金額は土地の貸付基準により、土地の台帳の価格の100分の1が年額となります。本議会に提出している議案についてでございますので、議案審議の場での慎重審議をいただきたく、この場でのこれ以上の答弁は差し控えさせていただきます。

デイサービスセンター楽々園・海悠園の指定管理者の指定協定につきましては、基本的には協定内容に変更はありません。

デイサービスセンター福寿園、鶴望園の引渡し後に発見された修理が必要な部分につきましては、売渡人の責任において市が修理を行い、修理費用については、引渡し前の指定管理者に対して費用負担を求め納入の意思を確認しております。以上です。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 議員御質問のうち、国道217号佐伯弥生バイパスの整備についての御質問にお答えいたします。国道217号佐伯弥生バイパス鶴望・臼坪間の臼坪トンネルは、昨年8月に貫通式が行われ、脇・高畑間、仮称鶴岡トンネルにおきましては、その第1工区の高畑地区側が既にトンネル掘削工事に入っていることは議員御承知のことと思います。鶴岡トンネルの2工区脇地区側につきましては、着工が遅れておりますが、その理由としては、抗口付近の一部の建物移転補償交渉において契約はいただいたものの、その移転先の決定に不測の時間を要し、土地の明け渡しが遅れたことが大きな理由でございます。先月始めに工事説明会を行いまして、現在は工事用仮設道路の工事に着手しているところです。本格的なトンネル掘削工事は、工事用仮設道路の整備に引き続き行っていくと伺っております。また、脇地区と臼坪地区におきまして、まだ一部用地取得が難航している箇所もございますが、現在、土地収用法に基づく取得も視野に入れながら、極力任意交渉により解決すべく努力を重ねているところでございます。いずれにしましても、脇地区から臼坪地区の第1期工区につきましては、平成20年大分国体までの開通を目標に取り組んでいると伺っているところでございます。以上です。

議長（児玉忠義） 泥谷議員。

24番（泥谷和喜） 再質問に移る前に、1点目と2点目は議案に上がっておりますので、私の議席の隣の議運の委員長から議案に上がってるのはなるべく質疑の方でというきついお達しもありまして、議長からもきつく言われておりますんで、あまりその中身深くは触れないようにしないと議長からストップを掛けると言われておりますんで、なるべくストップの掛からん程度でいきたいと思っております。まず、1番目ですが、市長今行革をですね企業感覚で進めて市の財政を立て直すのにかなり苦労しているようにありますが、市民から嫌われるような行

革もやっておるようですが、それは私なりにかなり高く評価しておる一人です。市長は、企業感覚でやっとなんで市民から嫌われる行革も、その何年か先に市の財政が立て直れば良いという感覚でやってるように私も思っとなんで、なかなかこれは言いにくいんですが、今回この貸付条件ですね、10年間で100分の1、9,000万の100分の1ですから年間90万ですかね、貸付金が、月にしますと7万5,000円、地代がそういうふうになるわけなんです、貸付が100分の1そういうふうになっている。財政に聞いたらそういう財団法人に貸すときは、そういうふうが決まるとという話なんです、市はですねいろいろな事業を今までやってきたのに起債を起こしていますね。その返還金に金利が付きます。その金利が一番安いので1.75なんです。市がお金を借りて事業をやって、借金を作って返還してる金に金利が1.75付けてお返ししてるのに、市が9,000万で土地を買って貸すのに1%で貸しますか、これ市長が企業感覚でこの行革をやっておるあなたの考えかなと、私はちょっとおかしんで、ちょっとその点について市長、企業感覚でこういう行革をやってたら、こういうのはっきり言って0.75、年間67万5,000円の赤字を打つわけなんです。10年間で675万円、これ開発公社から土地を買って貸すというところまではまあそうかなあという話なんです、この貸付条件の中の家賃っていうんか地代っていうんですか、これはちょっと市民がこれ納得できるかなと思うんです。そういうふうが決まるとからという、ただそれだけで。市が借金をしとる金利よりも安いお金で10年間も貸しますか。その点について、今後その質疑がありますんで、質疑の時に詳しくいろいろ中身には聞きますけども、この点について市長はこれでいいって思って貸し付けるんですか。その点ちょっとあとでお聞かせください。それとですね、月に7万5,000円ぐらいで貸すんだったら私はこの産婦人科のことを出しましたけども、今佐伯市産婦人科大変な問題になっとなし、全国的にこの産婦人科の問題っちは大変な問題なんです。7万5,000円で貸すぐらいでだしたらですね、その土地を差し上げますから産婦人科を造りませんかぐらいの思い切った呼び掛けをしたらどうかという私は思うんですけど、それだけで、それの方が市民今から将来考えたときに、市民としては喜ぶんじゃないかなあと思うんです。その点市長、そういう思い切った発想もするという考えはないかなあと思うんです。ただ先生がいなくて、いろいろそういうのではなくて、来る条件を佐伯市が付けたらどうですかね。その老人ホームにこういう安い家賃で貸すぐらいなら、思い切って今から生まれる子どものために9,000万を佐伯市が投げ打つ覚悟も必要じゃあないですか。そのぐらいの思い切った世間にアピールするような発想。全国的に福祉、福祉と言って、老人と言ってても、そういうのじゃなくて、子どもを若いお母さん方が安心して子どもが産めるような、そういう状況を作る佐伯市も考えるべきじゃあないですかね。ここ、こういう簡単なことで貸すようになっとなら、私もちょっとそのくらいだしたらあそこに産婦人科の大きいのもただで土地やってでも造ってもろうた方が、そりゃ佐伯市のためになるんじゃないかと思ったから一言市長の考え聞かせてください。

それとですね、2番目のデイサービスの契約は変わってないということですが、うちの和久会長が前回質問しましたけども、福祉関係、デイサービス関係、それにその前の私も質問しましたけども、委託しとった分かなりの利益を上げとるわけなんです、そして今回も上げとるんですが、それが全くそのままの契約で、またそのまま移行するということはちょっと我々の前回指摘したのがいかされてないようにありますんで、そのところは部長の判断

では返答はできないでしょうけども、言っときます。これだけ福祉、今、コムスンとかああいうところがそういう問題が起きとる中で、利益がこれだけ決算書の上で上がとる。それにもってきて今回全く同じ形で契約するということはちょっと考えられない。それをどうしようともう今、今日返答はいりません。ね、返答をもらっても結局前向きな返答はないでしょうから、一応これは市民の皆さん、これテレビ見てますんで、それで市民の皆さんがああそうか、いいって言うんならいいですよ。そういうことです。

3番目に聞きます。3番目のこれ109万5,750円、この改修費、この改修費相手が払ってくれるという話しですよ。これも払ってくれると言ったら払ってもらわなきゃ。これ何か月掛かりますか。これ私3月に質問して、もう6月ですよ、この段階でまだそういう話ですよ。じゃあなくて、ちゃんと払ってもらわないとこれ、市民の一般会計から出とるんじゃないの。ちゃんと払ってもらわなきゃいけないでしょ。それとこれとほかにまだ修理代が1,000万ほどばたばた掛かってますね、その買った業者の方は、この点について、それだけ掛かるだけの、それだけ傷んでいた施設だったかなと思とるわけなんです。ですから、そののところももう一度調べて相手から請求されとるんでしょ。1,000万ほど掛かるととるけど、言われとるでしょ。それはもうまだそこまでの段階でしょうから、私がここを突っ込んで言いませんけど、一応そのところは調査してちゃんと前の人たちがそこまで傷めとったんならそれだけの請求は市がしなければいけないと思うんですよ。そのところを部長、お願いしときます。

4番目の工事ですね部長、部長トンネルのところの工事でちょっと遅れとると言っとるけど、もう一つ工事がストップしとる箇所がありますよね。それ県から報告受けとりますか。その受けとるか受けとらないかでいいです。その217の道路の所の工事1個ストップもう1個なるととるんですわ、このトンネルじゃあなくて。工事の関係、工事の関係でストップが1個掛かるととると、それとこの217の工事は市は何ぼか負担があるんですかね、そのところをちょっとお願いします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 泥谷議員さんの中で、老人福祉施設と産婦人科対策ということで、産婦人科に対してそれだけの対策をしたらどうかということで、これ行政の中ですね1個事例がありましてね、確か三重県だったかな尾鷲市産婦人科医が大体2,000万の報酬だけど5,000万で来ていただいたんですよ。その方、1年で帰られました。産婦人科非常に大変で三交代制をとらんといけない。ほとんど体をこわした状態で、そうしたこともあります。私どもも産婦人科についてはいろんな角度です、やっぱり誘致に向けて、もし必要ないろんな条件があった場合ですね、来られる方が。条件の中で話合いをして、議会の方にも必要とあれば相談してですね、そういう誘致している気持ちですか、お願いをしようという心掛けしています。それから先ほど、まあ月1%でいいかということで、年100分の1ということでありますんで、これについてはまた、議案の中でですねやると思いますが、やはりその条件がいろいろあると思うんですよ。さっき言った介護保険でない措置費の関係という形であつとるし、もしこの老人ホームがされないというになれば、市としてはどっかに造らなければいけないと。全額今度市が持たなければいけないと建設費から、そうした部分もあると思います。また、これについては十分論議をしていただきたいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） 御指摘いただいた修理の部分ですが、最初に修理をいたしましたところで、少し部品がそろわずにですね、ボイラーの関係ですが、手間取っている部分があるようです。そういう部分で先方からは丸々買い換えた場合の金額というようなことが提示されておるようでありますが、私どもは売買契約に沿ってですね、私どもの責任でなすべきところはなして対処していきたいと思っております。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 217号バイパスの特に脇地区側でどうして遅れているのかということでございますけれども、私で聞いている範囲では、用地補償関係でしか聞いておりません。それとあと、市の負担率はどれくらいかということでございますが、私手元に資料を持ち合わせておりまけんけれども、道路事業の種別によって違うようであります。10分の1とか20分の1とか、ちょっと資料を持ち合わせなくて申し訳ないんですが、調べた上でいつか機会にしたいと思っております。

議長（児玉忠義） 泥谷議員。

24番（泥谷和喜） 市長、その老人ホーム、そこ駄目なら市が建てなきゃ、あれそうなるとるんですか。それはその今しとる人が建てるんじゃないんですか。どっちなんですかね。今市長は市が建てなけりゃあいけない、場所が変われば市が建てなけりゃあいけないと言ったけど、あそこは今弥生のあそこに来るところはあれは今しとる人たちが場所はどっか自分たちで選んで探してでも建てるんでしょ。市が建てるんじゃないでしょ。違うんでしょ。だから、今市長のその答弁であそこ場所が変われば市が建てなければいけないと言ったけど、いやそれじゃあないと思うんですよ。だから私はあそこの場所を、いいんですよ。今回開発公社から買って貸すのはいいんですよ。ただこの市が借りて払う金利よりも安い率で賃借するのかなという、ただそれが私、市長が今まで企業感覚で行革やる私はそれにいいなあと思って評価は高くしとったんだけど、ここに来てちょっと市長が考えとることと違うかなと思ったから、それを質問したんで。市長これ金利以上のもので貸すようにするとすれば、また私もそれでいいんですが。ちょっとそこんどこなんですよ。

ちょっと先に部長いきます。部長、あそこの217のですね、今トンネル掘る前に旧道の所高架今上げて道路上げてきてますね。工事であれの所で、横の壁をどっと上げたら黒くなると思うんですよ。あの部分の工事が17年と18年かな、16年の9月の落札と17年の9月の落札、2回にわたって工事をやとるんですが、その塀がですね、今回ちょっと倒れとるんですよ、片一方が36センチ、ひどい所で36センチ傾いとるんですよ。そして20センチ片一方、上りも下りもです、壁部分が20センチと36センチ傾いとるんですよ。それで今度取った業者がその傾きがあるからということで、次の工事に移る前に県土木に行ったら、1か月ちょっとストップが今掛かるとる状態なんですよ。で、私も県土木に行ってちょっと調べて見ました。で、県土木に行ってそれだけの傾きがあるんだけど、それは設計ミスか業者ミスか検査ミスなのか、もう検査終わってますからね、2年分。だから、その三つのうちのどれかで今工事がストップなるとるんですかということと土木に行って聞きましたら、どのミスか分かりませんという言い方です。そのどのミスか分からなくて工事がストップ掛かるとる状態で、でもってこういう壁とかいうのは工事の段階で許容範囲というのがあるんですよ。何センチまでは傾いてもいいという。その許容範囲も幾らですかということも県土木に行って聞きましたら、若い工事の関係の組が出てきて、許容範囲はございませんと答えました。だから、

許容範囲がないんだったらそのまま工事続けられるんじゃないかと聞いたら、そのまま黙って終わりました。今の段階では調査中ですという県の土木の答えでございます。ということはこれもし工事もう一遍やり直すようになると、これ何か月も遅れる訳なんですよ。だから、県の方は今ストップ掛かってそういう状態っていうのも市にはまだ報告今ないというから、ないんでしょうけど。だから、私この工事の進ちょく状況をちょっとまあ聞いたのも、この地区の方々が土地を提供した人とか、そういう人たちが、私は何月、何年まで終わると言いよるからしとんだけど、これ遅れるようなことはないでしょうねという話を聞いたからちょっと私も調べたら今工事がストップされとると。で、先ほど部長がおっしゃったトンネルの工事の仮設道路を今やっとする段階だと言ってましたね。これおもしろいんですよ、今この上がっとする、今造っとする、倒れとる道路の今土を盛っとするでしょ。その上を今もう仮設道路を造っとする。この塀で工事がストップになっとするのに、仮設道路は上に造っとするんですよ。だから、このこの工事はどうなっとするのかなと、工事はストップなっとするけども、仮設道路はもうダンプが通るように道路をセメンはって造って行って、そのままこれどうなっとするのかなという不思議さもありますし、このままいけばまた工事、国道ですからね。これちょっとした農道とかいうんなら、まあそれぐらいはいいで済むんでしょうけども、ちょっとそここのところが私、今部長、まだ県から報告ないから部長も答えられないんでしょうけども、こういうところも部長ちょっと県の方、土木の方に行って調査してですね、ちゃんとしとかなないと先々工事が遅れたりするとまた地域の皆さんにも迷惑掛りますんで、そここのところ、これまあ市の土木の関係じゃあないんですが、県の関係になるんでしょうけど、地域の方々とそのあとの入札して取った業者が1か月ほど工事をストップされて困っとする状態も起きてますんで、そここのところをまあ部長、今度県の土木の方に行って調べて早急に対処していただくようお願いしてください。それであと、市長の方がお答えがあれば、なければ終わろうと思ひよったけど。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 先ほどから議案の件ですが、これについてはですね、老人ホームの中でもよく言われるのが、軽費老人ホームとか、有料老人ホームとかあります。この場合は養護老人施設と言って、昔で言えば身寄りのない方、また生活保護の方、そうした方が佐伯市にですね、保護するという目的で造った老人ホームです。これについては全国、公営で直接やったり、それを運営するときには補助金を出したりして、いわゆる介護保険と全く違う老人ホームということで考えていただきたいと思います。もしこれが建設できずに佐伯市に対してもう返すということになれば、佐伯市で独自に建設したりしてこれを運営しなければいけないというふうに思ってます。返してくれば、この会の方がですね、運営することによって私どもは非常にコスト的にもですね、非常に助かってるという点でございます。そうした中での考え方の中で、先の議案に上がってくると思いますが、100分の1という特殊な形での対応をさせていただいてるということでございます。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） もう一度お答えしたいと思います。先ほど私の方から217号バイパスの事業に対する市の負担率は手元に資料がない、10分の1とか20分の1というケースがあると申しましたけれども、ここの217号バイパスにつきましては、国道のバイパス事業ということで、市の負担はございません。それと、ただ今泥谷議員からこの工事に対する状況が説明

ございましたけれども、これにつきましては私、今日初めてお伺いしました。この状況につきましては、佐伯土木事務所に今後私といたしましても調査なり確認していきたいと思えます。以上でございます。

議長（児玉忠義） 以上で、泥谷議員の一般質問を終わります。

次に、17番、肥後四々郎君。

17番（肥後四々郎） 17番議員、あまべの会、肥後四々郎です。恐らく1番疲れがたまっていると思いますけど、わずかな時間で終わる予定です。お付合いのほどよろしく願いいたします。ただ1点のみですね、健康づくり推進について市長の考えをお伺いいたします。市民が充実した生活を送るためには、お一人お一人が健康であることが私は基本だと思っております。その中でですね、平成18年5月に策定された市長の写真が載ってますけど、さ～いきいき健康21っていうふうな、これは国から県からの段階的に下りてきたものを市が健康づくりのために作られておるわけですけど、これを作られて1年たちますけど、5年計画の1年目ですから、即効果はあると思いませんけど、現状をどのようにとらえておられるか、お答え願いたいと思えます。2番目に、予算の時からですね医療費の問題で、国保の問題とかいろんな問題が挙っておりますけど、動向を見てみますと、もう本市挙げて健康づくりしなければこれ大変なことになるなあとというふうな状況は議員諸氏もまた執行部の皆様も確認のとおりですけど、健康づくりを推進する意味合いにおいて、市長のお考えをお伺いします。また、この冊子の中にですね、こういうふうに書かれている。市長の具体的にですね、健康づくりに対して、1に運動、2に食事をしっかり、それから喫煙じゃないんです、禁煙するという意味で、しっかり禁煙する。最後に薬って、要するに生活習慣病を抑止しましょう。その最後にですね、市民総ぐるみの健康づくりを推進してまいりますっていうふうにはっきり明言されております。これをするとすればですね、私は過去も言っておりますけど、縦割りの行政ではできないだろうと思えます。各部各課の認識が一つになって健康づくりが進められるのが当然だろうと思えます。それにつきましては、市長のお考えをお伺いいたします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 肥後議員の健康づくり推進についてでございます。非常に簡素明確でこの本をそのまま言えば答弁ということでございますが、私もこうした健康づくりというのは非常に重要だと。特に今回、タウンミーティングをですね、高齢者、住みゆく高齢者という形で高齢者の方々に寝たきりにならないようにと、どうすればよいかという予防介護の関係もですねしながら今回タウンミーティングをさせていただきました。特に、各地域におきまして、老人クラブの補助金の問題や自分たちでやっとなる軽スポーツの問題とか、いろんな角度から出てきております。私どもにとりまして、これから進む高齢化社会っていうことに対して、やはり元気でいつまでも、若さを保っていただきたいと思っております。そうした中で、肥後議員さんからの御質問の中で、三つの提言をいただいております。この詳細について担当部の方でありますが、私の気持ちとすれば、こうした中で、やはりこれだけ広範囲になりますと、自助・共助・公助という形の中で、縦割りでなくてそうした観点にもったですねプロジェクトの考え方が必要ではないかと。公助というのはさっき言った中で、こん中で1って言えば1と2はですね、要するにこれは自助だと思えます。3から最後に薬ということになってますが、これについては要するに公助か共助か、お医者さんが言うか行政が手助けするかと、やはり基本は1、2ということが基本ではないかと思っております。そうしたことを

考えながら健康づくりに対して、いろんな地域における健康づくりもありますし、仕事をしながら健康づくりする人がある、スポーツをしながらする人がある。そうしたことについて、私たちも一体となって考えていきたいと思えます。あとはちょっと詳細的な質問でございますので、担当部長の方から御答弁させていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長（児玉忠義） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） 御質問のさ～いきいき健康21は、期間が平成18年から平成22年の5年間の健康づくり計画です。市民一人一人が生きがいを持ち、健康で人生を満喫できるまちを目指して七つの基本目標と行動目標を掲げ、さまざまな場面において市民への啓発を行ってまいりました。特に、優先的に取り組む領域として、血管の損傷を防ごう、がんを防ごう、心の健康を保とう、歯の健康を進めようの四つの領域に取り組んできました。例えば、血管の損傷を防ごうの領域では、運動指導としてW A Y W A Y教室を実施しましたが、結果として、平均体重減少3.3キログラム、最高体重減少8.7キログラムでした。また、腹囲^{そうかい}においては平均3.6センチメートルの減少が見られました。参加者は運動の爽快感とともに達成感、成果を感じて運動習慣を身につけられたのでないかと思えます。全体としては、平成18年度には老成人の健康教育は691回、延べ参加者数9,904人であり、健康相談は1,557回、延べ相談者数2万367人となっています。母子の健康指導は延べ5,238人となっています。運動・栄養・禁煙については、市民に浸透しつつあるとの手ごたえは感じておりますが、関係団体の協力を得ながら、市民総ぐるみの健康づくりを更に推進していきたいと思えます。今年度は、さ～いきいき健康21計画のダイジェスト版を作成し、市民への啓発を行う予定です。また、平成22年の数値目標、具体的に日常生活における歩数を8,500歩にする等、設定していますので、平成22年には評価のための大規模な調査を計画しております。議員の言われるように、国保の医療費や介護保険の動向を考えた場合、健康づくりの推進は大変重要だと認識しております。さ～いきいき健康21の推進とともに、平成18年度から大分県保険者協議会のモデル事業を実施しており、健康運動普及推進員や食生活改善推進員等の地域のリーダーの育成を図り、地域での健康づくりに力を入れております。また、医療制度改革の一環として、平成20年度から特定健診・特定保健指導が医療保険者の義務と位置付けられ、老人保健法が廃止され、健康増進法の見直しが行われます。今年度から国民健康保険係に保健師を配置し、特定健診・特定保健指導の準備体制を整備し、各課を越えた検討会を開催し、現在、新たな枠組みの中で、どのように健康づくりを推進していくか、また健康づくり計画の見直し等についても検討しております。健康づくりの推進のためには、議員の言われるとおり、各部各課の認識を一つにして実施していく必要があると思われます。特定健診等の施行により、なお一層の各部各課とのより密接な連携が必要になると思われます。現在、高齢者の介護予防対策については、保険課介護保険係、高齢者福祉課、健康増進課等で5係協議会を開催し協議を行っておりますし、母子保健事業に関しては、佐伯子ども家庭支援ネットワークなどで子育て支援課や教育委員会や学校現場、県民保健福祉センター等との連携を取りながら進めております。これからも必要に応じ、各部各課の枠を越えて連携して健康づくりの推進を考えていきたいと思っております。

議長（児玉忠義） 肥後議員。

17番（肥後四々郎） それでは、再質問をさせていただきます。質問というよりもですね、一つ

は提言で、こういうふうな健康づくりのまちづくりをしませんかっていうふうなことが主になるうかと思えますけど、是非御理解願いたいと思います。私は今、市長もですね、担当部長も申されましたように、今の時期からすると、これを柱にしてまちづくりをする時期じゃないんだらうかというふうに考えております。健康なくしてですね何にもできない状況ができてつづつあります。また、佐伯市ですね現状を見ると、先般来から出ております高齢化率、年をとることがですね決して悪いことじゃあない。元気であることが一番だろうと思う。そういう中で、29.2%ですね。これ大分県の平均よりも8年早く進んでおると、これはもうどうしようもないことで、どういう生き方をするかということが大切だろうと思います。それで旧市内とですね、旧弥生町が20%台の後半ですね、ほかはですねほとんど40%近い30%台です。一つ提言としてですね、私が申し上げたいのは、今まで、今部長のお話の中でありました、要するに福祉保健部としてですね、こういうふうな考えをしとるんだということを各課の連携をどういうふうにとるかということが、今回、これからの視点だろうと思うんですけど、私は社会体育だとかですね、教育部門、また産業部門ですね、それから教育部門でも公民館っていうふうなことで委託されて公民館長が今頑張っておられますけど、そういうふうなことだとか、特に目を民間の方々が、私もその一人かも分かりませんが、要するに歩いて健康を保とうということで、佐伯の中でですね恐らくこの不特定多数の方で数は読めませんが、約2,000人ぐらいかな。クラブを組織して健康を守りながら各地域を歩こうっていうふうな運動をされてる方もいらっしゃると思います。それと一番ですね、先般来って言うんか、これは17年の9月に私質問しとるんですけど、生涯現役っていう言葉を皆さんなじみの言葉だろうと思うんですけど、なぜ福祉だけの部でなくて、教育委員会も絡めたり、河野部長、農林水産部辺りもかんだりですね、当然福祉の関連もかんでですね、1本化しないかということ。特に好きなことは生涯現役で、私もそうなりたいなというふうに思っておるんですけど、生きがい産業の発掘だとかですね、これ道の駅だとか直売所だとか設置しているところはですね、非常にこういうふうな活動が激しく、病気をする間がないほど忙しいっていうふうな状況が今生まれております。そういうふうなことからするとですね、生涯現役づくりもしていかないかんのじゃないだらうかと。こういうふうなことをつなぎ合わせると、市が一つは健康づくりのまちづくりということで、柱を1本にですね、市長の政治の柱にしてもいいんじゃないんだらうかというふうに感じております。しかしながら、現実に今部長が思いを言っていただき、過去ですね実績も示していただきました。これは佐伯市のホームページから見た資料なんですけど、審議会調書ってというのが載ってますね。ホームページに載ってんです。それでいつ審議会が何回行われたかっていうことがあるんです。委員さんが19人いらっしゃいます。昨年の17年ですから、去年、おとしです。7月20日に設置されております。19人の委員さんがおって、これ読み上げます。市民の健康づくりのために企画及び立案に関することを研究しましょうよ。市民の健康づくりのために啓発・広報しましょう。保健活動、地区組織の育成をしましょう。各種団体と総合連携して、いろいろ調整しましょう。こういうふうな4点から5点にわたって目標を定めておるんですけど、残念ながら昨夜の夜中ですから、もうあれから会議はなかったと思いますけど、開催はないんですね、部長。私はないことを責めようと思いません。しかし、せっかくですね19人の方々が審議委員となられておったら、市長が言われる市民の声を聞こうと思ったら、こういうことを大事にしていきたいと思います。今何が困っておるかなということを知りながら、これがで

きてこないかんと思うんですね。だけど、やっぱりこれは保健師さんを中心に頑張って、1年間掛けて作り上げとるわけですから、相当中身の濃いもんだろうと思うんですけど。しかしながら、1点を見ますとこういうふうに会議をしてなかったりですね、聞く気持ちはあったんでしょけど、時間がなかったんかも分かりません。そういうふうに理解をしていただきたいと思います。今後はですね、せっかく委員さんになられて了承いただいたわけですから、是非ですね、お知恵をですね拝借すべきだろうと思います。それともう1点、そういうふうな事業を展開するのでですね、決して悪いことばかりではない。介護予防に関しましてはですね、かなり切り込んで実施しております、細かくですね。しかしながら、残念ながら参加人員を見ますと、決して8万市民の中でこの割合だと言うとやっぱり少ないんですね。そこでこれが提言です。自治会がありますけど、自治会の方々の私はお知恵を借る時期じゃあないだろうか。これはお互いにですね、この町に住みながら、顔を合わせて生活していくためにですね、市民協力型の地区組織の育成も必要じゃあないんだろうかと、これには地区の役員さんももちろんそうですけど、地域にボランティアとして頑張っておられる方々がいらっしやいます。一つ言いますと、一番身近なものが食生活改善グループ、食推っていうグループですね。今佐伯市に252人いらっしやいますけど、そういうふうな方々がこれ一つの例です。ほかにも幾らもありますけど、そういうふうな方々、今部長からもお話がありましたけど、健康推進何とか言いましたね。はい、委員さんもですね是非ですね、活用していただきたいと思うと同時に、地域に大変御苦労かも分かりませんが、まちづくりの一環として、こういうふうな組織づくりも必要になっていうふうに思います。先般来、直接市とは関係ありませんけど、福祉協議会が地区社協っていうふうなものを設置してくださいって各旧町村部もしくは佐伯市もあるんですね、旧佐伯市もあるかも分かりませんが設置しております。そういう方々と連携しながらですね、組織だっていったら案外先が見えてくるかなというふうに思います。いろんな施策をしてもですね、我々も一人かも分かりませんが、なかなか乗りにくいというところがありますけど、いかにそういうふうなものに乗っていただくかということですね、これは執行部の知恵だろうと思います。是非そこらを考えていただきたいと思います。状況によたらですね、健康づくりをされとる、全然ないわけじゃあないですね。旧市内の方もグループが何人かずついらっしやいます、鶴岡どとかね。そして、和楽の会議室、有料のところを何か使われて一生懸命やられておりますけど、そういうふうな方々の支援をすとかですね、抜本的にそういうふうなグループを一回調べてみたらいいかなあと思うんですけど、是非ですね、地域挙げて本当にやる気ですね健康づくりしませんと、これに財政くわれるかなというふうに思うんです。なられた方は私も含めてですね、要するに健康を害してる人たちが保険を使うなという訳じゃあないんですけど、今から増やさない方策を絶対今考えてないとですね、西嶋市政に大きなヒビが入っております。これはすぐできることではありません。今年度研究して来年度からやるかです、やっぱり長い時間のスタンスですね、効果が即上がるわけじゃあありませんから、政治としてあんまり喜んで飛びつくことじゃあないかも分かりませんが、やっぱり市民の市長の座右の銘、選挙のですね公約の中で安心・安全っていうようなこともありますけど、そのことも含めまして、どうですか、地区の方々のお知恵を借りながら、まちづくりの一環として健康づくり推進委員の設置など考えはないかですね。市長か、部長か、どちらでもいいです。はっきりもらえれば一番ありがたい。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 肥後議員の再々質問に、最後はまちづくり健康推進委員ですか、の考え方と。非常にいろんな中で必要な部分もあると思います。それぞれのどういう部署になるかというよりも、まず今一番大事なのは各関連部署をですねやっぱり整理しなければいけないと。今回特にタウンミーティングをした場合、これは米水津の例ですけど、あそこに温水プールがあると、そうしてプールに入っているいろいろすると非常にまあお年寄りの方、皆さんの方、腰痛があっても無理がないとかですね。それから、私は肥後議員がよく御参加していただいておりますウォーキングなんかもね、それなんかも非常に素晴らしい健康づくりだし、これもまたさっき言った地域別じゃあなくて全体でですね、そうしたものがやっぱり連携してですね、動くのも各振興局単位じゃなくても、こうした組織をうまく使うとかですね、いろんな形で健康ができると思っております。これはまちづくり健康推進っていうのはどういう形になるのか、これはもう作るとすれば、先ほど言いました中で自治委員会とか、食推員というのはこれはまあ福祉の関係がありますので、地区社協というのは旧佐伯市内には全部ありまして、今振興局単位で作っておると思っております。また、外部団体でもいいし、いろんな中ですね連携することは必要だと思っております。そうした中で今年の11月ですかね、宇目の方で、大分県のウォークの大会があるとかですね、そんなのを見ながら全体を見たときに、それぞれの趣味がいろいろあるもんですから、いろんな中でのまちづくりに対して、それについては、もう少し担当部とどういう形があるのか、何でもかんでも作っても実行できなければいけませんので、それについては少し検討させていただきたいと思っております。

議長（児玉忠義） 肥後議員。

17番（肥後四々郎） そうですね、この場ですぐですね返事ができるような簡単なもんじゃあないと思えますんで、慎重にですね協議していただいて、どういう形であろうとですね、やっぱり健康づくりは必ず推進していただきたいと思っております。現状でですね保健部の方でやろうとすると保健師さん、有能な保健師さんがですね、佐伯は他市よりも若干多いというふうなことを言ってますけど、決してこれだけ分散しておると私個人では多いとは思いません。有能な方がですね、かなりクラスの高い保健師さんがこの佐伯市の中にはいらっしゃいますんで、部長もですね直接お話することも機会もあろうかと思っております。是非話を聞いていただきたいと思っております。それとですね、先ほどあんまりウォーキングのことを引っ張るとウォーキングの質問になるから遠慮しとったんですけど、市長の方からですね、そういうふうな話がありました。コマースシャルの一部もありますけど、今度東九州自動車道を何とかして歩いてみませんかというふうな段取りをする一人にもなっております、また市長の方にも相談にまいりたいと思っておりますけど、やっぱり自分の体調に合わせてですね、やっぱり本来のあり方、いろんなこの壇上の中にもですねよく顔を見られる方がいらっしゃいます。健康づくりで歩いてる方会いますけど、指導をされる方々を地域につくるとか、そういうふうな方々を講師で呼んでですね講演会するとかですね、いろんな方法もあろうかと思っております。どちらにしても要望になりますけど、本当に真剣にですね取り組んでいただきたい。こういうふうな思い、要望に代えて終わります。ありがとうございました。

議長（児玉忠義） 以上で、肥後議員の一般質問を終わります。

これより15分間休憩いたします。

午後2時50分 休憩

午後 3 時 05 分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に18番、梶田穂積君。

18番（梶田穂積） 18番、あまべの会所属、梶田穂積です。本日の最後となりました。昨日6名、今日6名と大変お疲れ様でございます。もう少しお付き合いをお願いします。通告に基づき、一般質問を行います。今日は、1点目が行財政改革関連について、2点目が、東九州自動車道関連について、3点目が、ボランティア活動についてであります。まず、行財政改革についてでありますけれども、新庁舎建設あるいは文化会館建設等が合併特例債の活用という名の下に論議されておりますけれども、こういう大きな箱物建設と言いますか、これが財政にとっては硬直化の原因になるということがいわれておりますし、これを更に進めることにならないかということでもあります。今後、市の発展を図るためには財政の厳しい中でもいろいろな基盤整備事業、これをまあ確実に実施すること。これは欠かせないことでもあります。安心して市民から財政を任せられる、信頼を得るためにも健全な財政運営を望むものであります。合併特例債使用期限、私は通告では、平成25年度末ということにしておりますけれども、平成27年度末、今訂正したいと思っておりますが、その際の本市の財政指数、これを想定を示してほしいということでもあります。1点目が、予想される経常収支比率であります。2点目が、実質公債比率であります。これにつきましては、先般17年度については大分合同新聞によりますと、本市はワースト10には入っていないということでもありますけれども、これらの比率と、3点目が、予想される市債の残高、これは例年700億円を超える市債の残高がありますけれども、こういう大きな箱物をしたあとの市債がどれくらいになるものかと、これは夕張市の場合は、全国的にいろいろ参考にされておりますけれども、標準の財政収入の約14倍、財政規模が違うから比較になりませんが、630億円の負債総額ということに夕張市の場合はなっておりました。4点目が、市債の依存度、これは歳入歳出全体から見たパーセント。それと5点目が、財政調整基金の額とパーセント、財政調整基金は予想されるものは、今まで示されたものは、もう数年にしてゼロということでもありますけれども、17年度の場合は一応30億円でしたか、実質現在はゼロだと思っておりますけれども、18年度、19年度で財政調整基金は合併特例債を活用してそれぞれ40億円でしたか、積み立てるという内容でありましたけれども、これが実際の予想される額が幾らになるかと。6点目が、ラスパイレス指数であります。大変難しい計算でしょうけれども、希望的なものでも結構ですし、一応のめどがないとやはり大きなものをする場合には、これくらいの計算はやっぱり立てておく必要があるんじゃないだろうかということでもあります。

大きな2点目が、東九州自動車道関連についてであります。このことにつきましては、過去何回も一般質問等で取り上げましたけれども、来年の春には東九州自動車道、津久見・佐伯間の開通が確実となり、佐伯市全体のまちづくりや活性化に希望が持てることになりました。これに関連し、佐伯市として具体的にまちづくりを推進していく政策というものが具体的にどのようなものがあるかということでもあります。2点目が、事実上着工した蒲江・佐伯県境間、佐伯県境間が事実上着工したことによって地元でも希望があります追加インターに関してですね、設置を正式に表明して地元の期待にこたえてほしいというものであります。これは、過去着工しないと国の方にも要望ができないというふうなことを聞いておりましたの

で、このことに関してどういうふうに思っているかということでもあります。3点目が、19年度の予算で74億円の金額が佐伯県境間に付いて、予算が付いているというふうに聞いておりますけれども、その際に予想される佐伯・蒲江間、蒲江・県境間でそれぞれ土地の所有者との契約予定パーセントというものを目標にしていると思っておりますけれども、大体どれくらいになるかということでもあります。これは、やはり着工したことで追加インターを正式に要望するという際に、このことがかなりのパーセントを占めるんじゃないかと思っておりますし、現在の予算、これは地権者との話が順調にいけば予算的には青天井ということでもあります。そのことは、これは政治の世界一寸先は闇と言われるように、この東九州自動車道が一時期凍結されておりました。あの時点は我々から見て、これは将来どうなるんじゃないかということが予想されましたけれども、またまたどういう事態が起こるかも知れません。早くこういうことについては、担当者あるいは県・国との話において早急な契約関係との話を進めてほしいという要望もあります。希望であります。

3点目が、ボランティア活動についてであります。佐伯市全体でかなりのボランティア団体があるかと思っておりますが、これは行政の中で、行政がなかなか手を出しにくい、あるいはそれを全部行政の予算でやると大変な額になると、そこでこの潤滑油的にボランティア活動というものが重要だと思っております。そのことに関連して、佐伯市として把握しているボランティア団体の数、これを示してほしい。それと2点目は、予算関係で、合併当初のボランティア関係に対する予算と19年度の予算額、これを示してほしいということでもあります。以上3点、よろしくをお願いします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 榊田議員さんから三つの大きな質問を受けております。行財政改革関係について、2番目が、東九州自動車道関連について、3番目が、ボランティア活動についてということでございますが、私の方から東九州自動車道関連についての中で、1の東九州自動車道は来年春、津久見・佐伯間の開通が確実となり、佐伯全体のまちづくりや活性化に希望を持てることになった。これに関連し、佐伯市として具体的にまちづくりを推進していく政策・計画はあるかということでお答えを申し上げたいと思っております。本市のまちづくりにつきましては、一般質問に対する答弁はもとより、多種多様な場でさまざまな形で申し上げてまいりました。私の描くまちづくりの基本的理念を一言で言えば、本市に住むすべての住民が将来に夢と希望を持って、心豊かに生活することのできる安全・安心なまちづくりです。また、本市が目指す将来的な都市像のイメージとは、健康と環境、持続可能な社会に配慮したライフスタイルを意味する、いわゆるロハスの考え方を背景に、本市の風土・景観を構成する最も重要かつ基本的な要素である山・川・海をベースとした全国に誇れる自然環境都市・いやしのまちを目指したいと思っております。このうち、特に東九州自動車道の開通と関連で、議員が指摘される今後の地場浮揚策につきましては、申し上げれば、基本的に山・川・海の恵みを始めとする豊富な地域資源を徹底的に磨きを掛け、さまざまな形で付加価値を付けるとともに、あらゆる手段で情報発信し、交流人口を拡大することによって、関連する産業を興し、これを核として景気浮揚を目指します。この観点からも自然環境の恩恵を最も直接に受ける第一次産業の振興はもとより、各種ツーリズムやコミュニティビジネスなど、地域資源を活用した事業展開を積極的に支援、推進します。また、食の拠点施設を整備することなどにより、本市の新鮮で豊富な食材を総合的に活用して食観光を推進するとともに、広

域にわたる観光スポット等を結合した周遊観光ルートをより一層充実したものとし、広域観光を推進したいと思っております。これらの諸施策を推進するに際しましては、東九州自動車道の開通は、一大起爆剤となります。最大限の活用を進めてまいりたいと思っております。以上が、本市のまちづくりの主要ポイントの一端を申し上げましたが、その全体像は、現在作業を進めております佐伯市の新市の総合計画によって、明確に提示をしたいと思っております。その他につきましては、関係部長等で答弁させていただきます。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 議員御質問のうち、東九州自動車道関連の追加インター設置並びに平成19年度の事業概要についての御質問にお答えします。まず、正式のインターチェンジにつきましては、東九州自動車道佐伯管内38キロメートルの区間内に、門前地区の佐伯インターチェンジ、蒲江の森崎地区に仮称ですが、蒲江インターチェンジの2か所が決定されております。しかし、管内の交通網や地域住民の利便性や将来の活性化にかんがみ、更に追加インターの設置を大分県に要望しているところでございます。議員御質問につきましては、主に波当津地区の追加インターのことと思いますが、当地区の追加インターにつきましては、大分県も強く必要性を感じており、国への許可申請に向けて検討を行っているとのことであります。現時点では、県としても公表するに至っていませんが、今後、国への連結許可申請の手続きが行われ、公表されるものと思っております。次に、19年度70億円を超える予算で、佐伯・蒲江間、蒲江・県境間、それぞれの契約予定割合との御質問ですが、事業費として、全体事業費約74億円のうち、佐伯・蒲江間は55.4%の41億円、蒲江・県境間は44.6%の33億円の見込みとなっております。全体事業費の内訳としましては、用地費に約17億円、設計費に約14億円、工事費に約43億円が見込まれております。さらにこのうち、用地費の約17億円の内訳といたしましては、佐伯・蒲江間に約13億円、蒲江・県境間が約4億円となっております。また、用地買収の進ちょく見込みについてであります。現在、用地測量等を実施し、精査を行っているところであり、正確な進ちょく率は明示できませんが、佐伯・蒲江間は昨年度末より、蒲江・県境間は一昨年度末より、それぞれ用地買収に着手しているところであります。今年度は、用地買収を全面展開する予定となっており、用地取得の状況を見ながら随時工事に着手し、更なる事業の推進に努めることと聞いておりますので、佐伯市としましては、今後とも地元の御理解・御協力をいただきながら、早期供用に向け事業を推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） それでは行財政改革の関連についての御質問にお答えしたいと思います。文化会館や新庁舎の建設に関しましては、先ほど村松議員の御質問に対して市長がお答えしましたように、これらが市民の芸術文化活動の拠点として、また行政の中心的施設として必要不可欠な施設でありますことから、いずれも建替え時期が到来した場合、建設しないというわけには到底いかず、近い将来における極めて大きな課題であることは確かであります。そこで、こういった事業を実施する場合、平成26年度までを期限とする合併特例債を活用するかどうかはその建設時期を決定する重要な判断要素になることは既に御案内のとおりであります。今のところ、建物の耐用年数を考えた場合、さらには財政負担の面からもあくまで、この合併特例債を活用した事業実施が望ましく、長い目で見ても得策であろうかと考えております。ただ、御指摘のとおり、こういった大きな箱物建設は、その後の将来

にわたって財政上のリスクを伴う要素は十分にあり、そういった意味からも、こうした事業を実施するに当たっては入念な調査・検討に基づく慎重な判断が必要であろうかと思えます。各種の基盤整備事業の実施と併せて全体的に検証しながら、できるだけ負担軽減が図れるよう、しっかりと見極めていく所存であります。そこで財政面ですが、現在のところ平成18年度の決算の状況がまとめ次第、これらを分析し、平成21年度までとされている第一次行財政改革推進プランの進ちょく状況について入念な検証を行い、さらにはこの期間を対象に定めた中期的財政収支の試算の数値の修正をかけながら、これからも行財政改革を更に推し進め、着実に成果を上げられるように努力していきたいと考えております。さて、こういった状況の中で、平成27年度末における6項目の財政指数の想定数値を示してほしいということですが、実は現段階で今から約9年後の平成27年度末の財政指数の想定は極めて困難であります。なぜかと申しますと、御承知のように国による交付税法、地方税法、補助金制度、そのほか、少子高齢化に伴う国の諸施策の方針がなかなか見通せないばかりか、もろもろの制度が猫の目のごとく変化していく中において、本市の公共施設整備計画等の事業の実施状況、行財政改革の成果の量など、さまざまな要素により9年後のこれら指数の数値の想定は推測の域を超えて非常に困難であるからであります。大変申し訳ございませんが、数値の提示は希望値っていうことであればともかくですが、できません。どうぞ御理解をお願いいたします。ただ、仮に今後、平成26年度までのいずれかの時期にそういった大型プロジェクトを実行するということになると、先般も御報告いたしましたように、平成22年から25年に掛けては、これまで建設してきた大型施設の市債償還のピークを迎えますし、本市の財政事情は依然厳しい状況が続いていくことは間違いございません。したがって、さまざまな意味で常に財政状況の把握が必要不可欠であることは当然のことです。そのためにも今でき得ることは、将来に向けて常に一層の財政縮減を図っていく努力を怠らないことであろうかと思えます。特に、経常収支比率の動向には目を光らせておかなければなりません。そういった部分を十分に認識しながら、引き続き今後も可能な限り安定した財政の運営に努めていく必要があるかと認識しております。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） それでは梶田議員の大きな3点目の三つにつきましてお答えをしたいと思います。まず1点目が、ボランティア活動についての把握している団体数、それから2点目が、合併当初の予算額、3点目が、平成19年度の予算額についてでございます。まず、1点目のボランティア団体の数ですが、本市にはさまざまな分野に数多くの団体が活動しており、そのすべてを把握することは困難であります。そのうち、平成19年3月31日時点で佐伯市社会福祉協議会に登録されておりますグループは86団体、1,925人となっております。また、個人ボランティアの登録者数は28人となっております。これらのうち40団体が集合しまして、佐伯市ボランティア連絡協議会を結成しております。また、本市ではNPO相互の交流と市からの情報の提供を行うため、昨年7月に、まちづくり交流倶楽部を立ち上げました。ここには、本日現在25の団体と4人の個人が登録をしております。なお、本市におきましては、特定非営利活動促進法の規定に基づき法人化しております団体は18団体となっております。次に、2点目、3点目のボランティア団体に関連する予算の額ですが、冒頭に申し上げましたように、本市には数多くの団体があることなどから、これらに関連する予算額のすべてを把握することはできておりません。ちなみに、本市におきましては、平成18

年4月にNPO等の活動の支援、育成を重要な任務の一つとして企画課の中に、男女共同参画・市民協働係を新設いたしました。この係の予算について申し上げます、NPOに関連する講演会や研修会、その他の経費は、平成18年度は48万9,000円、平成19年度は61万8,000円となっております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 梶田議員。

18番（梶田穂積） まず、行財政改革関連ですが、答弁では指数が示せないということでありませぬけれども、これは予想される指数で結構であります。あるいはまた、こういう指数が望ましいということでも結構であります。それはまあおのちほどいいですから、示してほしい。どこの自治体もそうでありませぬけれども、財政は事実が分かれば逆算して立て直しとか手を打つことが幾らでもできるというふうに私は思っております。もし、この指数が、示される指数が希望的なものであれば、それに向かって毎年の財政運営というものができるわけありますから、これは包み隠さず示してほしいということでありませぬ。財政運営は、ただ単に予算編成をして財政が破綻したということではなく、そこにはいろいろな原因が含まれております。私たちが夕張市のことをいつも言うのは、財政運営の中で隠された部分が多かった。第三セクターとか一般の予算でない部分についての特別会計での隠し事とか、あるいはまた短期の借入れによってその操作をしていったというものであります。何も隠すことはありません。悪ければ悪いような状態を市民に全部開示して、そこから出発すれば私はそう財政については難しいことではないと考えております。そういう意味も含めて、断り書きをかけて難しい計算でしょうが、出してほしいということをお願いしておりますので、是非ともこれはお願いしたいと思っております。

東九州自動車道関連についてでありますけれども、再三今まで質問をしてきました。今日の答弁では、県に要望している。国とも相談しながら検討するという答弁のようでありませぬので、是非ともそういう方向でやっていただきたいし、佐伯の総合運動公園についても、佐伯の方から要望が出されておりました。その点も含めて今後積極的に取り組んでいくかどうか、そのこともひとつお答えをいただきたいと思っております。

ボランティア活動でありますけれども、把握の困難性は私も分かります。しかし、これは一つの市政の潤滑油という場面もありますので、是非ともこのボランティア活動についての理解・支援は怠りなくやっていただきたいと思っております。いろいろなグループがあることも承知しておりますけれども、私が聞いた限りでの各地で花づくり等をやっておりますけれども、当初の予算、合併当初の予算から見て、花づくりについても半減になったということが言われておりました、これじゃあ花もそのまま植えられないなあと、自分たちが手出しをしてやっている部分もありますけれども、これじゃあ足りない。そうしたらサニーハウスという施設がありますけれども、福祉施設であります。この施設はむしろ行政が支援しながら運営を助けているという部分もありますけれども、そこから大量の花の苗をいただいたということもお聞きしましたので、そういうこと、これいいか悪いか分かりませぬけれども、そういうことでもありますので、行政としてこういう潤滑油については枯渇することのないように何とか工面をしてあげたらいいんじゃないかということでもありますので、御答弁をお願いします。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 先ほど、御指摘の6項目の指数の想定はできないとお答えいたしましたし

た。大変示せなくて申し訳なく思っております。ただこういった大型プロジェクトに取り組んだ場合でも健全な財政状況を保っていくことは私たちの責務であるというふうに考えております。指数には必ず保っていかなければならない指数、理想的な理想値というのがございますので、その点についてお答えを簡単にしたいと思います。まず、経常収支比率ですが、平成17年度の決算が92.3でございました。理想値とされておりますのは75から80ポイントとされておりますが、ここまでいくのはなかなか大変ですが、できたら80台でいきたい。これは十分可能であると私は考えております。それから2番目の実質公債比率は、17年度決算14.3でございました。18を超えますと非常に危険数値ということになりますので、この18以内には必ず保っていきたいということで、できたら15前後でいきたいなあというふうに考えております。それから市債残高ですが、これはもう減ればいいんですが、今17年度決算で717億普通会計でございます。これは1人当たりに計算しますと86万ほどになるということで、全国平均が46万、県の平均が52万円ということでございまして、非常に市債残高はほかに比べて非常に高い、少しでも減らしていかなければいけないという状況です。これはもうここがピークということでいきたいなあ、そういうふうに考えております。市債の依存度ですが、17年度決算は16.2でございます。これももちろん低いほどいいでございますが、なかなかそうはいかないと思っておりますので、この程度を保っていければというふうに考えております。5番目の財政調整基金ですが、決算では30億になります。実は財政調整基金というのは、標準財政規模の5%ぐらいが大体適当だと言われておりまして、これで計算しますと標準財政規模が245億ですので、その5%になりますと十二、三億でいいわけです。この財調に関しましては、佐伯市は保有してる額が多いんでございますが、これもあくまで5%というのは、この程度で持っとけば何とかなるだろうという数値でございますので、先ほどの御意見にございましたように、枯渇するというおそれもありますので、この5%だけは必ず保持していくということが必要かと思っております。それから、ラスパイレス指数ですが、決算では95.9になっております。これは理想値は95とされてますので、もうほぼそれに近づいておりますので、ここに保っていければというふうに考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 追加インターについての再質問でございますけれども、先ほど申しましたように、波当津地区の追加インターにつきましては、国への許可申請に向けて検討を行っており、今後国・県の連結許可申請の手続が行われ、近い将来には公表されるものと思っております。また、佐伯・蒲江間の総合運動公園付近の追加インターにつきましては、大分県でその追加インターを設置ということで検討をお願いしているところであります。国土交通省と協力しながら、早期用地取得を第一に努力してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） それでは、梶田議員の再質問にお答えしたいと思います。ボランティア活動の支援につきましては、議員御指摘のとおり、私どもも十分わかまえておりますけれども、すべての団体に公費をとる部分にはなかなかいかないのが現状でございます。非常に財政的に厳しい状況であるということは十分御承知のことと思っておりますけれども、市長が常に言うておりますように、自助・共助・公助の精神でもって一つにはやってほしいなあというふうに思っております。まず自分たちでできることは自分たちでという考えでも

ってやってほしいと思いますけれども、そういった中で昨年度より旧町村を対象にしたパワーアップ事業を推進をしております。1 振興局300万円で300万円の8 振興局ということで2,400万を予算措置をしておりますけれども、この事業は振興局管内の住民が地域において長年培われた特性を生かし、安心して活気に満ち、地域に誇りを持って暮らせるよう支援するための経費ということでございまして、それぞれの振興局単位に団体の育成事業に使っているようにあります。当然、蒲江地区においても花づくり事業の申請が出ているようでありますけれども、是非そういった形の事業も活用してほしいなあというふうに思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 梶田議員。

18番（梶田穂積） これもう要望であります。財政関係について、希望的なものの数字も挙げていただきました。厳しいことはもう私たちも百も承知であります。やはり厳しいことが分かれば、先ほどから申し上げておりますように、逆算すれば幾らでも計算できるし、その運営は優秀な財政担当者も多いわけですから、是非ともしっかりとした運営をお願いしておきたいと思っております。

東九州自動車道関係については、具体的に示されるという、追加インターについては示されるということのようであります。是非ともこれも早急をお願いして地元を安心させていただきたいというふうに思っております。

最後のボランティア活動についてはですね、これはやっぱりサニーハウスという福祉施設の方から大きな苗を、大きな数字をいただいたということで、ちょっとまあ我々から見てもはずかしいかなという気がしましたんで、そういうことを具体的に申し上げましたけれども、実態を把握していただいて、何とか今後の施策、花づくりも含めてですね、運営をしていただきたいということを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（児玉忠義） 以上で、梶田議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 3 時47分 散会

平成 1 9 年 第 4 回

佐伯市議会定例会会議録

第 4 号 6 月 1 3 日

第4回 佐伯市議会定例会会議録（第4号）

平成19年6月13日（水曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1番	三浦	浦	涉	3番	川野	紀久雄
4番	曾宮	司	好	8番	後藤	幸吉
9番	江藤	茂		10番	清家	好文
11番	矢野	精	幸	12番	矢野	哲丸
13番	河原	修	仁	14番	宮脇	保芳
15番	佐保	曉		16番	小野	宗司
17番	肥後	四々郎		18番	榊田	穂積
19番	村尾	清	一	20番	井野上	準
21番	河野	豊		22番	下川	夫喜
23番	柳井	二生		24番	泥谷	和喜
25番	菅原	忠		26番	和久	博至
27番	日高	嘉己		28番	渡邊	邦壽
29番	日染	矢玉	夫彦	30番	児玉	忠義
31番	甲斐	迪彦		32番	狩生	寿一
33番	廣瀬	精一郎		34番	吉良	栄三
35番	高司	政文		36番	浅利	美知子
37番	河野	周一		38番	玉田	茂彦
39番	村松	周一		40番	児玉	輝彦
41番	松田	清徳		42番	戸山	盛喜
43番	寺島	孝幸		44番	土師	辰英

欠席議員の氏名

2番 高橋 香一郎

出席した事務局職員の職氏名

局長 吉岡 定光

説明のため出席した者の職氏名

市副教総財企市福建農上	市 務 部	長	西 嶋 泰 義	教 育 次	長	川 島 ふみえ
副 教 総 財 企 市 福 建 農 上	市 務 部	長	西 嶋 泰 義	消 防 局	長	川 島 忍
副 教 総 財 企 市 福 建 農 上	市 務 部	長	西 嶋 泰 義	上 浦 振 興 局	長	川 島 安
副 教 総 財 企 市 福 建 農 上	市 務 部	長	西 嶋 泰 義	弥 生 振 興 局	長	川 島 宗
副 教 総 財 企 市 福 建 農 上	市 務 部	長	西 嶋 泰 義	本 匠 振 興 局	長	川 島 義
副 教 総 財 企 市 福 建 農 上	市 務 部	長	西 嶋 泰 義	直 川 振 興 局	長	川 島 二
副 教 総 財 企 市 福 建 農 上	市 務 部	長	西 嶋 泰 義	宇 目 振 興 局	長	川 島 清
副 教 総 財 企 市 福 建 農 上	市 務 部	長	西 嶋 泰 義	鶴 見 振 興 局	長	川 島 美
副 教 総 財 企 市 福 建 農 上	市 務 部	長	西 嶋 泰 義	米 水 津 振 興 局	長	川 島 弘
副 教 総 財 企 市 福 建 農 上	市 務 部	長	西 嶋 泰 義	蒲 江 振 興 局	長	川 島 芳
副 教 総 財 企 市 福 建 農 上	市 務 部	長	西 嶋 泰 義			川 島 一
副 教 総 財 企 市 福 建 農 上	市 務 部	長	西 嶋 泰 義			川 島 和
副 教 総 財 企 市 福 建 農 上	市 務 部	長	西 嶋 泰 義			川 島 康

議事日程第4号

平成19年6月13日(水曜日) 午前10時00分 開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

議長(児玉忠義) おはようございます。本日の平成19年第4回佐伯市議会定例会第10日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(児玉忠義) 日程第1、一般質問を行います。

前日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、江藤茂君、2番、渡邊邦壽君、3番、井野上準君、4番、下川芳夫君、5番、小野宗司君、以上の順序で順次質問を許します。

9番、江藤茂君。

9番(江藤茂) おはようございます。9番議員の江藤でございます。雨が降らずに田植えが遅れている農家や簡易水道の水源が十分賄えるだけの雨が早く降ってほしいものだと思います。今日にも雨が降ることを願いつつ、一般質問を始めたいと思います。

私は今回は、50歳から65歳までの中高年の就業対策と高齢者の生きがい対策についての二つであります。この問題について、市の施策のあり方、今後の考え方をお尋ねいたします。まず最初に、中高年の人たちの就業対策について、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。50歳を過ぎてからの再就職については非常に厳しく、若者に比べてその就業の機会は極めて少ないものであります。また、年金の満額支給が65歳からへと移行する中で、一方、企業の定年延長は65歳への移行はほとんど実行されずに市役所を始めとして、ほとんどの企業は60歳前の肩叩きを行い、若者への労働力の移行が行われているのが現状であります。再就職の厳しいこれらの知識と経験豊富な中高年の就業対策について、どのように考えているのかお尋ねをいたします。また、行政の更なる民間委託等で活用できる部分はないのかお考えをお聞かせください。

次に として、高齢者の生きがい対策についてお尋ねをいたします。小さな として、豊かな経験と知識を持つ高齢者の人々と地域の小・中学校とのかかわり合いは、どのように考えているのでしょうか。大規模校では、地域社会との関係は希薄なものとなりがちです。でも、小規模な小・中学校ならこそできる関係があると思っております。地域社会全体で子どもたちをはぐくみ、育てていくことこそ大事だと思っております。今、実践をされておるいろいろな事例や今後どのような施策を取り入れていくつもりなのか、考えがあればお聞かせください。次に、小さな として、昨日の肥後議員の健康づくり推進についてと同じような

質問になりますが、お尋ねをいたします。高齢者の生きがい、健康対策として、この広い佐伯市では当然のことながら海岸部と山間部、あるいは旧佐伯市内とではその取り組み方は当然のことながら違うと思われませんが、それぞれの地域での特性を生かした施策はどのように考え、行っているのか。それぞれの地区で実践していることと、今後どのような施策を取り入れていくつもりなのか、お尋ねをいたします。以上で、簡単ではありますが私の質問を終わらせていただきます。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 皆さんおはようございます。今日のトップバッターでございます。江藤議員の質問、中高年者の就業対策についてということでございますので、私なりの見解をちょっと申し述べたいと思っております。日本の景気は戦後最長となっているようではございますが、残念ながらこの佐伯市においては実感できる状況ではございません。江藤議員御質問の中高年齢者は、現在の労働環境にあってもリストラ等により失職し、再就職先を求めておられます方が多数おられることも承知をしております。この方々の就業対策につきましての就職あっせん事業は、職業安定法の中で公共職業安定所の専権事項となっており、日々その業務に当たっていただいております。特に、昭和46年、高年齢者の雇用の安定等に関する法律が制定され、国を挙げての取組が進められているわけですが、依然として高年齢者の労働環境は厳しい限りであります。佐伯市内での支援策といたしましては、年齢により異なりますが、55歳までは公共職業安定所の就業あっせんとは県立高等技術専門学校での技術習得の指導、55歳を超える方の就職サポート事業として、これは60歳になるわけですが、シルバー人材センターの事業がございます。こうした状況でございますが、詳細については担当部長の方から御答弁をさせていただき、また高年齢者対策等についても担当の方から御答弁させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） おはようございます。それでは江藤議員の1点目の中高年、50歳から65歳までの者の就業対策につきましてお答えいたします。労働行政におきましては、雇用対策として職業安定法の中で就職あっせん事業は公共職業安定所の所管となっております、日々その業務に当たられているようです。中高年の就業対策につきましては、年齢により支援対策が異なります。まず、55歳までは特段の就業支援策というものはありません。公共職業安定所での一般就業あっせんということになります。しかしながら、求職者と求人者のアンマッチは否めません。技術習得の面では、大分県佐伯高等技術専門学校で情報ビジネス科、機械加工科、建築科の三科目の技術習得が可能となっておりますが、50歳を超える方の受講状況では、機械加工科に1名、建築科に6名のみであります。また、いわゆる団塊の世代を対象としました大分県シルバー連合会主催の就職サポート事業での研修があります。昨年度は2級ヘルパー講習、これは和楽で開催しておりますけれどもこれに15名。水産加工講習、これは米水津の水産加工組合で開催をしておりますが、これに5名。それに造園講習、これは市内で開催しております、この講習に13名などです。佐伯市シルバー人材センターでの独自講習事業として、パート、就職等に役立つようにと開催されましたパソコン教室に20名、介護講習に30名、接遇講習に30名、網戸張替え講習に6名の方々が受講されております。この二つの事業は、シルバー会員以外の方を対象とした事業であります。さらに教育委員会では、生涯学習の一環として趣味や就職に役立つワード、エクセルのパソコン教室

や手芸教室を開催をしております。次に、行政の民間委託等で活用できる部分はないのかについてでございますが、既に相当数の業務にわたって民間委託を進めているところでございます。例えば、庁舎の清掃であるとか、夜間の管理委託業務などであります。また、草刈り作業等におきましても外部委託となっております。今後も可能な限り配慮してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 川島教育次長。

教育次長（川島ふみえ） では2番目の高齢者対策についてお答えいたします。豊かな経験や知識を持っている方々のお力を貸していただくことは子どもたちにとっても意味深いことだと考えております。小・中学校とのかかわりについては、学校教育の多様化や活性化を図るために幅広い経験を持ち、優れた知識や技術等を有する社会人を活用する特別非常勤講師派遣制度があり、豊かな経験や知識を持つ地域の高齢者が、小・中学生とかかわりを持つことができる機会の一つとなっております。19年度は小学校が5校、中学校が2校この制度を活用し、講師の派遣申請を行っております。特別非常勤講師は、免許状を持たなくても全教科の領域の一部、総合的な学習の時間の一部、道徳の一部、小学校のクラブ活動において授業を補助的に担当することができます。小学校では書写、読み聞かせ、学校農園など、また中学校では美術、技術家庭での木工などにおいて、地域の方々に講師をお願いし、この中で活躍されている高齢者の方がおられます。また、このほかにも佐伯市で進めています特色ある学校づくりサポート事業の中で、地域的人材活用の一環として、学習サポーターや総合的な学習の中での講師をお願いしております。今後も引き続き地域の方々の優れた知識や技術等を活用させていただいて、幅広く充実した学習活動を展開していきたいと考えております。また、議員のお言葉にもありましたけれども、佐伯市健康づくり計画にもありますように、健康で自立した生活を長く過ごすことは極めて大切なことです。そのお手伝いをすることも教育委員会の責務だと考えております。合併以前に各市町村で取り組んでまいりました高齢者を対象とした生涯学習は、それぞれの歴史と伝統を持ち、社会教育指導員を中心とした指導運営体制のもと、それぞれの地域性を生かした取組がなされてきました。そのため、合併後につきましても、これまでの運営体制をほぼ継承する形で事業を行ってまいりました。高齢者教室の数は、旧佐伯市内が10学級、高齢者を含め、広く成人を対象とした事業として実施している鶴見を除く各振興局に1学級、計17学級があります。現在約1,900名の皆さんが趣味学習や課題学習のほか、幼稚園、小・中学校との交流や地域行事への参加など、各学級の特色に応じた行事にも積極的に参加されています。各振興局内におきましては、組織改編に伴い、今年度から社会教育指導員から地区公民館長へと指導運営体制が移行されましたが、実施している内容につきましては大きな変更はございません。高齢化社会が進行する中、学習内容の充実が重要課題の一つとしてとらえておりますので、福祉部局とも連携を図りながら、より多くの皆さんに学んでいただけるよう、魅力ある学級運営の充実に向けて今後も取り組んでまいりたいと考えております。

議長（児玉忠義） 江藤議員。

9番（江藤茂） それでは、再質問をいたしたいと思っております。昨日の肥後議員の高齢者対策を答弁を聞いておきまして、肥後議員も言われておりましたけれども、縦割り行政というものが非常に高齢者の問題についてですね、私は問題点があるんじゃないかなあというふうに思っております。それで再質問ですが、最初の50代から中高年の就業対策についてなんです

が、明治以降この地域社会がですね、ずーっと存続してきている中で、行政というものは日々進化しながら発展してきたわけでございますけども、市長今のですね地域社会のあり方、いわゆる限界集落とか自治体はここは一つになったんですが、限界自治体というような問題の中でですね言われていることが、集落において子どもたちの声が聞こえなくなった。あるいは若者の姿が見えなくなった中でもですね、やはり高齢者の皆さん方はやっぱりそこに住まわれて、元気である間はやっぱりそこに住むんですよね。今行政が、この明治以降、地域社会のあり方として、考えられなかったような状況の中にありながらですね、行政の住民に対する行政のあり方というのはほとんど変わってない。いわゆる拡大してきたやつをですね、今合併して小さい方向にというような形に私は進んでるだけではないかなというふうに思っております。私、これは提案なんですけど、地域社会がそういうふうな状況の中でですね、やはり知識と経験を持った50代から65ぐらいまでの方をですね、旧佐伯市や弥生振興局には余り必要ないかと思うんですが、いわゆる合併周辺地域の山間部とかですね、海岸部等においてですね、そういう知識と経験の豊富な50代の男女にかかわらずですね、いわゆる生活支援員っていうんですか、生活相談員といいますか、そういうふうな方をですね臨時採用していただいてですね、地域住民100人から200人ぐらいを核としてですね、1週間に1回ぐらい、その職員の臨時職員の方がですね、やっぱり尋ねて歩くぐらいのことをしてあげないとですね、何のための合併だったのかという地域の住民の人たちの声があるのではなからうかというふうに思っております。かつては郵便局の職員さんが、顔見知りの方が毎日のように回ってこられる。あるいは農協の職員さんが、農林業、水産、第一産業盛んな時はですね、農協や漁協の職員さん、顔見知りの人がよく回ってきておったのが、今やですね、そういう人たちもほとんど顔の知らない人たちが来られるというようなことで、役場の方も合併してですね、知らない地域の職員さんが勤務すると、非常にいろんなことがあって、役場にじゃあ困ったら相談に来らいいじゃあねえかと言われるとは思いますが、じゃあ実際に交通手段がですね、高齢者の方で車に乗りきる御夫婦、あるいは1人の方は、私はそりゃ十分役場に相談とかいろんなことで行けると思うんですが、しかしながら、その手段のない人、そういう人たちはですね、私は大変実のところ地域社会のほんの集落の中だけの生活をですね余儀なくされておる。それは健康であるから住んでおるんだらうけども、そういう人たちを地域のサテライトと言ったらおかしんですが、そういうところの住民に十分ケアできるですね人を50代から60代前半の地域をよく知っている人をですね、私は重要、雇用と言ったら、臨時か嘱託で採用してですね、1週間に1回ぐらいはそういう人たちを回ってですね、来るのを待つのではなくて、そういう人たちが住民の、市長がよく安心・安全なまちづくりと言いますが、田舎に住んでる方はですね、本当に自分がそういうふうな状況にあるのかなあというふうに思っておると思うんですね。そういうふうな体制を私はとればですね、もう少し行政のですね縮小をしてもですね、されていっても、行政改革を進めていっても、地域住民の皆様方は安心して暮らせるかなあと、都会に行っておる息子や娘さんがですね、その生活指導員あるいは相談員の方に電話すればですね、自分の親のことをちょっと尋ねたら、その人がですね、あーお宅のばあちゃんはどうこう元気ですよと、毎日ゲートボール行ってますよというようなね、ぐらいのことができるぐらいの、本当に都会に行ってる人たちがこの地域に残してる親のことをですね、安心して佐伯市に任せられるというような体制を早急につくるべきではなからうかというふうに思いますが、いかがでありますでしょうか。そのことにつ

いて市長のどういうふうな、そういうね本当に行政の手の届かない所に住んでおられる人たちをどういうふうにするのか、考え方をですね、そういう50代のリタイアした人たちをですね、私は再雇用なりしてやっていったらどうかなあというふうに思いますので、御答弁を願います。

次に、高齢者対策のうち、小・中学校との関連について質問をもう一度したいと思います。先週もですねNHKの大分版のニュースで直川小学校の芋植え体験を地域の人たちと連携してですね、放送されておりました。もっとですね大規模校ならこれは当然のことながら、地域社会との関係は希薄になっていくと思うんですけども、地域社会全体でですね、子どもたちをはぐくみ育てるという考え方からいけばですね、もう少し豊かなですね、知識と経験をたくさん持っている高齢者に活躍してもらえるようなね、やっぱり社会を構築しなきゃいけないというふうに思うんですよね。高齢者にしてみれば、例えば、自分たちの存在がですね、地域の社会に役立っているというような、思えるようなですね社会の構築を築くことが大事だと思うんです。学校とのかかわり合い、そういう部分から見てですね、学校とのかかわり合いというのを見ればですね、例えば、学校の花壇の手入れをですね1週間に1回、放課後ですね必ずするとかですね、あるいは給食の野菜の食材をですね、高齢者の方がですね、1か月か2か月前に大体食材が分かりますので、すべての賄うだけの努力をしてみるとかですね。いわゆる社会から必要だとされてるということがですね、高齢者にとっては一番重要なことだと思うんです。社会から必要にされてないというふうにもし高齢者の方が思うんだったら、やはりすぐ病気になるし、いろんな部分で弊害が出てくると思うんです。ところがそういうふうには社会から、いわゆる必要とされているんだということですね、やはり高齢者からしてみればですね、地域の学校づくりに自分たちが役立っているんだというふうなことであれば私は幾らでもですね、協力をしてもらえんと思います。そのような観点からですね、もう少し学校からですね地域に呼び掛けをしてみる考えはですね、あるのかないか、お考えをですね聞かせていただきたいと思います。次に、高齢者の生きがい、健康対策、2番目のことになるんですが、これは私は市長提案なんです、このことについてもちょっと答弁をしていただきたいんですけども、これは社会教育と関係なくなっちゃう話なんであれなんです、これだけ広い佐伯市で、市長はよく昨日の答弁の中でも、自然環境都市づくりを進めると、食と観光の推進をするんだとよく言われます。私は高齢者の生きがい対策としてですね、実は例え高齢者であってもですね、やはり人から頼りにされるか、あるいはですね、お金になるということになればかなり積極的にですね、さっきの学校教育に話も関連するんですが、高齢者の方がですね生きがいをもってくると思うんです。今行政が進めている社会教育の中で、いわゆるこうしたら健康になりますよと、だからしなさいよって言うんだけども、それではなかなかねやっぱり前に進まないんですね、参加しようとしなないんですよ。これ市長に私提案なんです、佐伯市非常に長い海岸線を持っております。海岸地域にも各部落を通じてですね、各地域を通じてかなりの高齢者の方、元気な高齢者の方がおられると思います。海岸の漂着ごみですね、これは地元の人たちに関係なく毎日毎日波が打ち寄せてですね、沖合にあるものが流れついてくるわけなんです、これらのごみをですね、私は地域の人たちに、例えば海岸部であれば、そのごみを拾って集めていただいたら、1週間に1回か2回ですね集めていただいたら、極端な話1トン集めていただいたら1万円ぐらいでそのごみを買取りますよというぐらいのことをすればですね、やっぱり毎

週ボランティアでやってくださいって言ったらこれ絶対長続きしないんですよ。よう、今日もちょうとごみ拾い行こうかと、海岸またちょっと汚れちよる、ビニール、プラスチックが流れ着いちよるからごみ拾い行こうやと。拾って帰ったら、集めとけばそれがいわゆる老人会の資金源になるとかですね、それぐらいのことに私はお金を出してもいいと思うんですよ。この今、海をもの凄く大事にしようしようってみんなが言う。言いながらですね、ごみを集めてもらうのはボランティアだということではですね、なかなかこれはその人たちの原因でそのごみが出たんならいいんですが、全く自分たちの意思に関係なくごみが流れ着いてくる。そのごみをじゃあボランティアでと、地域の人たちで清掃してくださいと言ってもこれは大変なことだと思うんですね。だったらお金を、集めていただければお金を差し上げます。差し上げると言ったら悪いけど、一部の費用にしてくださいよということで、例えば1トンに1万円出せばですね、1,000トン集めたら1,000万円なんですよ。2万円払ったって2,000万円、それぐらいの予算化を思い切ってやればね、海岸のごみは私はまたたくまになくなるんじゃないかなあというふうに思うんですよ。それだけ環境にもですね非常にいいことだと思うし、そういうふうな考え方は考えられないかですね、市長に答弁願いたいと思います。それから山間部の方、もちろん今度は海岸がないんで、高齢者の生きがい対策、健康づくりという観点から見るとですね、農林水産部長、これは商工観光課になるんかしらんけど、例えば弥生の道の駅、それから直川のまるごと市場ね、それから宇目の道の駅等あるんですが、これらの農産物の生産はかなり普通の若い人でなくやっぱり高齢者の方もかなり生産者がおられるように見受けております、60歳超えたですね。この人たちに私はまだまだもっとですね、生産者組合の勉強会とか研修会とかしてるんかどうかわからないんですが、もう少し情報を、今度こういう野菜も今新しいのが出てるよとか、そういうふうなものをどんどん提供して行ってですね、もう少し生産を拡大していくと。そしてその拡大された生産がですね、いわゆるこの地域で消費があふれるということになれば、例えばよその地域に大分なら大分のどこかのスーパー、ここの地場のスーパーなんかも大分に出てるんで、そういう所のある店と協定を結んでですね、宇目の方から直川・本匠・弥生の分を全部集めてですね、そちらに持って行くっていうぐらいの私は努力もしていいんじゃないかなあ、そういうふうなことをすることによって、とにかくお金になるということになれば、お年寄りでも幾らでも実はするんですよ。1日2,000円になるということになったら一生懸命なってやりますので、そういうふうな部分で農林水産部長、山間部の方のですね、高齢者対策として、いかがに考えておられるのか、ほかにいい考えがあれば聞かせていただきたいというふうに思っております。以上で再質問を終わります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 江藤議員の再質問に御答弁申し上げたいと思います。通告ではそこまでの用意をしておりませんでした。高齢者に対するそうした一つの提案ということでございますが、私どももいろんな仕事の方がたくさんおると思います。それは議員がおっしゃる弥生・佐伯を除いた以外っていうことですが、やっぱり市内においても佐伯においても弥生においてもそうした地域はたくさんあるものと思ってます。また、先ほどの中、住民ケアとしての、そうした雇用ができないか、またそうしたのに行政として出せないかという、この考え方はですね、今行政としても抱えてるんが、いろんなところで事例が今出ております。これ一つは地域通貨ということですね、先般でも夕張市の中で出たときにお年寄りが多い、そこ

に対して雪が降って除雪ができない。そのためにはじゃあどうするかと言ったら、そうした地域通貨を発行しながらそれを金銭に換えて、そこの自助と共助ですね、やっていく。そしてそれに公助がどうかかわってくるかと、このごみの収集にもそういうようなことが当てはまるのではないかと考えています。地域通貨というのは、地域だけで使えるお金ということになりますので、そうした運用は考えるものかなあと、今質問を聞きながら思ったわけですが、こうしたのも私どももちょっと研究材料として今取り組んでみたい一つでございますので、そうした観点での考え方もあるのではないかと。また、行政が直接そういう形の雇用ということになると、嘱託となるとですねいろんな諸問題等もあると思いますが、そうした部分がどういう形でクリアできるのか見てみる必要もあると考えています。特に、これからの行政といたしましても人件費の削減ということで振興局の対応、本庁の対応ということもこれからの行革の中でも取り組んでいかなければならないと考えております。いろんな総合的な中での検討ということで答弁させていただきたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 川島教育次長。

教育次長（川島ふみえ） 高齢者だけではありませんけども、肉体的な病気への対策だけではなく、生きがいを持って人生を送る。そのことが本当の意味での健康づくりだと考えております。自分の存在が社会に役立っている。それはもう本当に人間として大変な喜びであろうかと思っております。それはもう高齢者だけではありません。小さな子どもからお年寄りまでみんなそれは同じ願いだと思います。先ほど議員さんがおっしゃいました学校へのボランティア活動ですけども、現在でもですねいろんな学校でその取組は行っております。大変ですね、子どもたちにとってもですね、高齢者の方が花壇のお世話をされたりとかですね、木を切ったりとかされる姿を見るということは、またそれは高齢者のためでもありますし、子どもがその後ろ姿を見るということのも大変意味深いことだと思っております。それがまた裏返して高齢者の生きがいということになれば、本当にこれは大変うれしいことだと思っております。この事業につきましては、また広くですね、もっともっと広く地域に呼び掛けてそういう機会をいっぱい作るようにこちらの方も努力していきたいと考えております。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） それでは江藤議員の再質問にお答えしたいと思います。先ほど御提案のありました高齢者の知識をあるいは経験を持った方々、50代から60代の方々に生活の支援員であるとか、生活の相談員として委嘱はできないかというような御提案でありますけど、現在私どもの方で総合計画を作成中であります。その施策の大綱の中に八つの柱がございますけども、その一つとして、保健医療と福祉の充実という柱がありますけども、その分野の中で議員御提案のありましたそういった施策についても十分検討させていただきたいというふうに思っております。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 江藤議員の御質問で、一次産業から見た高齢者対策ということのようでございますが、現状では江藤議員も御存じだと思いますが、新佐伯市の管内に各直販所、それから道の駅、いろんな販売所がございます。その販売所に出す方々はそれぞれの生産組合を作っておられますし、かなりの数の加工グループもございます。こういった方々に参加される方は、先ほど江藤議員が言われましたように、やはり生きがいを持って生産活動に励んでおられます。そういう方々については、やはり健康な状態も続いておりますし、や

る気も十分ありますので、一次産業から見たそういった高齢者づくりについては、非常に重要であるというふうに考えておりますし、先ほどちょっと御提案がありました新しい生産の品種とかそういったことの指導もいいんじゃないかということでありましたので、その点は私どもも十分考えていきたいと思っております。それから販路についてはこういった生産組合の方というのは、やはりほとんどが直販所、道の駅に出す、そういった規模で生産をされておりますので、それを大々的に取りまとめて遠方の方に出すというのはちょっと難しいことあるかと思いますが、この辺のところはそれぞれの組合の中で、いろいろ協議されていると思っております。また、海岸部においては、私も昨年米水津にいましたが、水産加工の方としてもかなり人手が必要なこともありますし、その地域では高齢者の方も重要な労働力となっております。その方々については、またそこで健康な状態で過ごしておりますので、私どもの方も一次産業として皆さん方が健康で生産をし、それがなおかつ収入につながるということが励みになるということで、できるだけその辺のところも支援をしていきたいというふうに考えております。

議長（児玉忠義） 江藤議員。

9番（江藤茂） 御答弁ありがとうございました。最後にお願いをしてお話を終わりたいと思っております。とにかく明治以降ですね、これほど急激な社会変化がですね、地域社会の中で起きてるといのは今現在初めてなんですね。明治以降ずーっといわゆる集落が存続してきたといのは、やはりお年寄りがあり若者がおり子どもがおりですね、それでずーっと今まで百何十年というものが明治以降ですね続いてきたわけですね。それが今完全にいびつな形で子どもたちがいない、若者がいない、残っているのは高齢者だけなんです。それを振興局長さん辺りも、私はどのようにしてからあの10軒、20軒で住んでおられる集落の人たちがですね、1軒欠け2軒欠けして、最後は恐らく健康でおりさえすればですね、1軒か2軒になっても必ずそういう人たちは住み続けるんですね。その人たちに対して行政が今何をしてやらないけんかということ。それは、今までの行政のあり方では考えられない状態なんですよ。だから、それに対応した行政の組織のあり方というものを作っていくかきいけな。だけど、今までの考え方は大きくなった組織をいわゆる行政改革という名の下にですね、小さくすることしか私は努力をしてないんじゃないかというふうに見受けられます。あと20年先、30年先、振興局長さん考えてみてください。どれだけの集落が残りますか。周辺地域の合併されましたけれども、恐らく30年先にはほとんどの集落が壊滅の状態になるんじゃないですか。それをただ手をこまねいて行政のそこに住んでおられる人たちにですね、手を差し伸べないといのは私は理不尽ではなかろうかと、同じ佐伯市民であるならばやはり市内におる人と同じようにそういう所に住んでいる人たちにもですね、安心と安全なまちづくりを目指すというのであれば、ある程度のセーフティネットを構築すべきではなかろうかというふうに思っておりますので、いわゆるここにおられる執行部の皆さん方がですね、いい知恵を出し合って、そういう社会を行政を作っていたきたいというふうにお願いを申し上げます、私の質問を終わります。

議長（児玉忠義） 以上で、江藤議員の一般質問を終わります。

次に、28番、渡邊邦壽君。

28番（渡邊邦壽） 28番、あまべの会、渡邊邦壽であります。通告に基づき質問をいたします。よろしく申し上げます。まず最初にお伺いしたいのは、最近特に、何かと話題となって聞こ

えてくる地域医療の現状についてであります。本件について、私は先般3月の予算特別委員会において佐伯市内の脳疾患系関係の救急体制また産婦人科の現状についてもお尋ねをしたところであります。その後、御承知のように新聞紙上等でも地域医療の危機として、全国はもとより大分県内でも小児科・産婦人科を中心に医師不足が深刻化し、別大都市圏、つまり別府大分以外の地域医療の衰退の危機に立たされた中には内科医の医師不足により救急告知医療施設、つまり救急病院を撤回して救急患者をどこに搬送するか大きな問題となっていくことなどが報じられております。また一方では、深刻な少子化の中で、過去最低と言われた合計特殊出生率、若干改善されたとはいえ、まだまだ全国ベースで1.32という数値が示す中で、子どもを産み・育てる環境整備の遅れ、また妊婦の定期健診やお産が自分の地域自治体でできない。言い替えれば子どもも産めない地域となるのか、また生まれてくる子どもをどう健やかに育てていくか、あるいは小児科医療の充実も大きな課題とされております。社会保障制度の整備が進められている中で、何より今求められているのは、住民の生命と健康の維持であり、どこに住んでいても必要な医療サービスが安心して受けられる体制整備が行政の果たす大きな責務の一つであろうかと思っております。この問題はより深刻化するとされ、市長の言われる安心・元気・飛躍をキーワードとする新佐伯市の創造にも大きな障害となってくる可能性が十分考えられるのではないのでしょうか。よって、本件について次の質問をいたします。私どもにとって医療現場は大変難しい、非常に理解し難い点が多いのですが、今言われている医師不足に伴う地域医療の危機と言われる原因は何なんでしょうか。制度上の問題などがあると聞いております。分かる範囲内でひとつ分かりやすくお答えを願いたいと思っております。2点目、人口10万人当たりの医療施設の従事、つまりお医者さんの数値、大分県は全国平均を上回っていると聞いております。全国平均、大分県、あるいは県下の市だけでも結構ですので、その数値をお聞かせください。次に、3点目通告いたしました救急対応の現状につきましては、先日の河野周一議員と重複しますので、本件の回答は要りません。次に4点目、このような地域医療の問題について、市は県当局あるいは医師会等々の協議連絡体制、これはどう対応しているのかお聞きかせください。最後5点目ですが、佐伯市における地域医療の問題点あるいは今後の取組について包括的にお聞かせいただきたいと思っております。

次に大きな2点目の質問ですが、ますます大衆化する海上レジャーを背景として、プレジャーボートの増加に伴う条例制定への考えについて伺います。現在、市長は地域支援を最大限に生かした食と観光のまちづくり、提案・実行され、私どもも今後大いに期待される所でございます。申すまでもなく、新佐伯市は西部に位置する豊かな森林資源を有する山間部地域、番匠川下流域の平野部を中心に発展した市街地、東部沿岸域は豊後水道に面し、四国を望む南北270キロ、美しいリアス式海岸は天然の豊富な水産資源を有し、日豊海岸国立公園にも指定されております。この中でも今後益々多くの交流人口を期待されるものとして、マリナーレジャーが上げられると思っております。特に蒲江・米水津・鶴見一帯に点在する磯釣りのポイントは九州のメッカとして知られ、現在でも多くの釣り客が訪れています。いよいよ東九州自動車道の開通が1年後に迫り、今後の受入れ態勢など当然その対応策も考えているとは思われますが、今後この豊かな海で生活をし、都市と漁村の交流を促進するため、漁村体験や交流事業も実施し、活性化を図らなければなりません。ただそのためには、漁業者、遊漁者、釣り客、ボート利用者などの皆さんが、それぞれの最低のマナーやルールを守ることが最低の条件であると思っております。そこで来るべきツーリズム時代に備え、次の御提案及び質

問をいたします。まず1点目ですが、このような背景の中で全国にプレジャーボートの隻数が増加し、それに伴い海難事故やボートの不法係留、無秩序の航行による漁業者とのトラブル、あるいは災害時などに備えた適切な係留措置の不備などが発生しております。この際、プレジャーボート条例の制定のお考えはないのでしょうか。まず伺います。これは海洋レジャーの大衆化、多様化を背景として、規制ではなくあくまで事前に事故を防ぎ海をみんなのものとして利活用する目的であるからであります。2点目に、次に佐伯市管内の漁港、港湾の数をお知らせください。また、これに係留している漁船数、それから遊漁船の登録隻数、その他プレジャーボート一括で結構ですので、この隻数もお願いをいたします。3点目、またこのプレジャーボートの係留についての漁港、港湾の利用あるいは管理の形態、指導等々がどうなっているのかお伺いいたしたいと思えます。最後、4点目でありましたが、遊漁船及びプレジャーボートの関する管理監督の担当部署、ここはどこになるのかお伺いをいたしたいと思えます。以上で、第1回目の質問といたします。よろしくお願いいたします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 渡邊議員の御質問の中で、地域医療の現状について、それから2番目に、プレジャーボートの条例制定の検討についてでございますが、その中から、私の方は医療の関係の中で、医療現場は大変難しく理解しがたい点が多いので、今言われている医師不足に伴う地域医療の危機と言われる原因は何かということでございます。その質問につきまして、平成16年度にスタートいたしました新医師臨床研修制度により、免許を取得した医師の臨床研修が努力義務から義務へと変わりました。それまで一般的だった大学での研修が新制度下では、条件の良い大都市や民間の指定研修病院に集中することになったと。これにより、医師の大学離れが進み、そうした結果、大学本体の医師の不足から、今までの地方への病院へ派遣していた医師を大学に引き上げる事態が発生していることから、医師の不足が大きな要因となっているようです。次に、4番目と5番目の質問ですが、県・医師会等へのアプローチと今後の取組についてということでございます。先日も戸山・泥谷議員にもこの点は申し述べておりますが、特に地方の医師不足は一部診療科目の減少など深刻な問題となっていることから、大分県との協議や医大へのお願い、また地元医療機関へ要望提出など行ってまいりました。個々の医療機関の運営に関する問題であります。市の取組といたしましては、大分県を始め、関係機関との連携を密にし、地域医療の危機的な状況を招かないように更なる対策を心掛けてまいりたいと思っております。あとにつきましては、担当部長の方から答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（児玉忠義） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） それでは、人口10万人当たりの医療施設従事医師数についてお答えをいたします。平成16年大分県公衆衛生年鑑の数値では、全国平均は201.0人です。大分県は26.9人で全国で15番目に位置しております。また、大分県下の市町村の数値については、本調査の数値が合併前の16年の数値であるため、現在の市町村に当てはめて申し上げます。高い順にですね、由布市1,132.3人、別府市367.0人、中津市212.2人、大分市202.8人、豊後大野市182.9人、佐伯市179.8人で6番目となっております。次に、竹田市168.6人、宇佐市166.7人、日田市163.2人、豊後高田市149.5人、杵築市141.3人、臼杵市141.0人、国東市137.1人、津久見市123.3人、日出町110.2人、それから玖珠町97.8人、姫島村77.8人、九重町53.6人となっております。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 渡邊議員の御質問のうちの、プレジャーボート条例制定の検討について4点御質問をいただいておりますので、お答えいたします。まず、プレジャーボートの現状について御説明をいたします。佐伯市管内の漁港は37港、港湾は3港あり、その中に係留している漁船は2,489隻、遊漁船登録は129隻、プレジャーボートは港湾区域を除く箇所には1,173隻あります。これらの利用及び管理の形態でございますが、利用している漁船・船舶及びその活動の支障にならない範囲でプレジャーボートの係留について、地元漁業者等と調整をとり係留しているものと伺っております。遊漁船、プレジャーボートに関する指導、管理監督の担当部署につきましては、漁港は佐伯市水産課及び大分県漁港漁村整備課、港湾は佐伯土木事務所が行い、安全指導につきましては佐伯海上保安署が行っております。なお、プレジャーボート等の海難事故について、佐伯海上保安署に問い合わせましたところ、ここ数年は0件とのことでした。また、不法係留や漁業者とのトラブルにつきましても、大分県漁業協同組合の県漁協の各支店からは報告はないと伺っております。海洋性レジャーの大衆化を背景とした今後の対応策でございますが、本市では、平成18年度に大入島食彩館、海人夏館前の漁港の係留施設等組み合わせた佐伯大入島海の駅を国土交通省に登録したところであり、日豊海岸国立公園内に269キロメートルの海岸線を持つ佐伯市に海から簡単にアクセスできる海の駅が誕生いたしました。そのほかにも、今後蒲江管内から同様の施設整備希望が上がるなど、海洋性レジャーへの関心が高まってきております。佐伯市といたしましては、こうした情勢の変化を理解し、引き続き漁業者との調整等を踏まえた協力をしていきたいと思っておりますが、プレジャーボートに関しましては、現時点における状況を総合的に判断するところ、早急にプレジャーボート条例を制定する必要はないものと考えております。以上であります。

議長（児玉忠義） 渡邊議員。

28番（渡邊邦壽） それでは再質問をさせていただきます。菅部長、先ほど10万人当たりのお医者さんの数値をありがとうございました。中津が意外に大きいのに、大分市・別府市かなと思いましたが、若干違っておりました。特に由布市の場合には、医大の関係であろうと思っておりますので、これでいいかなというふうに思います。ありがとうございました。それは地域医療の件でございます。今回の定例会において本件に関して、私を含む5名の質問者が質問に立っております。これらの状況から判断して、いかにこの問題が地域にとって深刻であり、重要かつ早期の解決とまではいかないにしても、納得がいく取組の実践が求められていることの表れだというふうに思います。先ほど諸々の説明をお受けいたしました。しかしながら、医療制度の仕組み、あるいは制度が難しいということがあるにしても、もう一つ私は具体性が欠けるといって、市民の安全・安心には一抹の不安が残ってなりません。こういった事項については一般的にですが、自治体が強力なリーダーシップを発揮している地域ほど成果が上がっているというふうに聞いております。例えば、御承知とは思いますが、各地では試行錯誤、悪戦苦闘しながらいろいろな取組をされております。東北地方では、県が指導して自治体病院の機能再編を促進し、地元の大学、医学部とも連携して魅力ある医師臨床研修を実施して研修医を集めると、あるいは県下でございますが、先般、中津が深刻化するこの地域医療問題に対し、早速地域医療対策局、これを設置して人員を配置して真っ正面から取り組むということは御承知と思っております。また、例の竹田市ではありますが、緊急医療

体制確保、これを全市一帯で取り組んで、市議会が議決書の提案、あるいは自治会は署名活動、また市出身者のお医者さんへの協力要請、あるいはヘリコプターの活用など、あらゆる可能性を見出しながら実践行動を起こしております。つまり今起きている、また今度想定される問題課題の適切な把握、その置かれた課題に対して、何を誰がどのように具体的なアクションをとるのか、その成果として何が得られるのか、答えられるのか、大変言葉が悪いんですが、途中経過でも結構ですし、計画中でも結構です。是非私どもに本件におけるもう少し前向きな具体的なアクションプログラムを担当部長である菅部長にひとつもう一回念押しで取組をお聞かせ願いたい。それから次に、救急救命の件ですが、現場は大変御苦労されておると思います。高規格救急車の配置あるいは救急救命士の配属、技術向上訓練など、関係整備の充実もさることながら、肝心の搬送先、あるいは体制がままならない状態にあれば苦労も水の泡となりかねません。心肺停止の場合、大体8分から10分で1割の救命のチャンスしかないというのを消防署で聞いた記憶があります。この点、市内での搬送先などの確保、あるいは救急体制の改善などどうとらえ、どう取り組んでいくのか、この際参考に是非現場の御意見として聞かせればと思います。

次に、第2点目のプレジャーボートの関係ですが、必要ないと一遍で言われましたんで、本当に必要ないんであろうかと、今私も何箇所かずーっと見てまいりました。実際に慣習的な特段のルールや指導もなく慣習的な状況下に置かれている実態ということが現実であります。先ほど伺いましたように、漁港の第一種、第四種まで37か所、これに2,500隻もの漁船があります。そのうちの数の半分以上が約1,200隻がプレジャーボートであります。またこれはあとで気が付いたことですが、中川河口との河川関係の係留船がこの中に参入されているかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。これ参入されてなければもし分かりましたら、御報告をお願いしたいと思います。私、冒頭申し上げてましたように、食と観光のまちづくり、都市と漁村の交流促進などで漁村地域の活性化、来るべきツーリズム時代に備え、今何らかのルールやマナーづくりを行って、ただ単にボートの操船、あるいは海上法規の知識と運用だけでなく、お互いを海を共有するものとして、漁業者にとっては生産の場であり、生活の基盤であります。そうして遊漁者にとっては自然に親しんでもらい、明日の活力を生む健全なレクリエーションの場であります。相手を理解する基本的な知識の習得、つまり区画漁業権や協同漁業権、遊漁場の制限事項等々もあります。楽しい釣りのためのルールとマナーづくりであります。先日ですか、三浦議員も言われましたように、九州一佐伯というふうに言っております。このような取組もどこよりも先行して環境の整備をどこよりも早く実現し、安心して安全な、そして健全で健康的な佐伯市であることを示してこそ、九州一佐伯ということではないでしょうか。今一度、担当部長できましたら前向きな姿勢の御見解をお伺いしたいんですが、いかがでございましょうか。以上、再質問を終わります。

議長（児玉忠義） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） ではお答えします。医療の分野というのは市町村にとっては大変難しい分野、なかなかその経験等々の範囲がありますので、難しい分野ではありますが、とにかく情報を集めること。それから医療機関、それから所管しております県へのお願い、そういうことにつきましてですね、市長・副市長みずからが出向いてお話をしたりということを実際に行っております。少々いい兆候もあるわけですがけれども、なかなか具体的には微妙な問題がございまして、なかなかこうした場でお話することはなかなか難しい状況にあります

が、とにかく努力はいたしておりますので、今後も尽くしてまいりたいと思います。

議長（児玉忠義） 高橋消防長。

消防長（高橋忍） 渡邊議員の方から、救急救命について搬送先などの確保、救急体制の改善等をどのようにとらえているのかと、現場の意見をと、こういう再質問でございました。第1回目の御質問の省略がありましたので、その時間も含めて少し時間をいただきたいというふうに思います。昨年の救急の出場件数が2,548件、事故種別の出場件数が急病が1,469件、全体の57%で最も多く、次いで転院搬送が413件、この二つを合わせますと全体の7割以上を占めているという状況になっております。疾病分類は脳疾患が一番多く、急病にかかる疾病のうち、2割以上が脳疾患ということになります。医師不足に悩む脳疾患が一番多いために、やむを得ず管外搬送が増えつつあるという現状でもあります。管外搬送が増えますと、救命率にも大きく影響してきますし、大分・別府という遠隔地のため、その間はこの管内が大変手薄になるということになります。限られた人数の中で3時間以上2名の隊員が管外搬送により拘束をされると、したがって、実質現場では人員減の状態です。災害に対応しているという状況になっております。同様、救急車も不足をしてくるために患者の発生時、通常5分、6分で現場に到着できるのが、直近の救急隊を出場させても必要以上の時間が掛かっているというのが現状でもあります。例えば、西部救急隊が管外搬送に出場すると。そのときに切畑地区で急病人が発生をしたと、当然本署救急隊あるいは宇目救急隊が出場するわけですが、西部救急隊が出場すれば二、三分で行けるとところが10分掛かると、こういう状況になっておりますし、これは海岸部でも、あるいは旧佐伯市でも同様のケースが今たくさん起きてます。助かる命は必ず助けたいと。その使命感とある種アイデンティティーを持ちながら命と向き合っている救急隊員にとって、ままたまらない救急体制の現状と、そして思い描くべき救急体制の理想の挟間の中である種ジレンマともどかしさを感じながら救急業務に対応しているというのが実態だろうというふうに思っております。一昨日の河野議員の御質問にもお答えをいたしましたけども、救命は時間との戦いであり、救命の連鎖と、つまり傷病者を救命するために一つはまず市民による早い通報、早い応急措置と、それから二つ目は、救急隊員による高度な応急処置と適切な医療機関への搬送、さらに医師による早い救命医療と。この連携プレイが必要不可欠であり、救急救命とはつまるところこの連携プレイがどのような現状にあり、そしてどのように充実をしていくかということに尽きるだろうというふうに思っております。全国的には救急隊員が通報を受けて現場に到着するまでに平均7分弱というふうに言われております。この管内では、場所によればもっと時間が掛かります。救命に必要と言われる5分以内に現場に到着をすることは困難な地域もたくさんあります。しかし、救命に必要な5分間という時間を現場に居合わせた人たちの早い応急手当により、その時間を引き延ばすということは可能です。救急隊員が現場に到着をしたときに、応急手当が実施をされているというケースは必ずしも多くないというふうに聞いております。手をこまねいては救命のチャンスは遠ざかります。早期の人工呼吸、心臓マッサージ、AEDの有効活用の重要性をまず訴えておきたいと思います。二つ目は、救急隊員による高度な応急処置と適切な医療機関への搬送と医師による早い救命医療の重要性です。特に現実を申し上げますが、心肺停止患者は早い救命医療が必要なために、救急隊は患者を現場から最も近い医療機関へ搬送することがベストというふうに考えておりますけども、直近の医療機関の医療事情から受入れできなかつたり、あるいは転院搬送をしているという実情がありま

す。とりわけ市内医療機関での脳外科不足による管外搬送の増大も大きな悩みであり、重い課題だというふうに受止めております。外的な要因となる医療機関の事情、特に先ほど市長の方からもお話がありましたように、新医師臨床研修制度などに対する対応については、1人消防だけで対処できる問題ではないため、全市的・全県的対応が喫緊の課題であるというふうに考えてございます。内部努力として、国の基準である救急3名出場を消防隊も同時出場できるPA出場、あるいは救急隊4名出場は可能かどうか今出場体制の見直しを検討しております。救命士を含む救急隊4名出場であれば、直近の医療機関へ心肺停止患者を搬送しても救急隊員によるサポートで医療機関の医師不足が少しでも解消でき、医師による応急的な救命措置を実施したあと、二次医療機関へ搬送することも可能になります。さまざまな問題を抱えながら、あるいは救急救命士の資格取得者の養成の必要性和重要性もあります。さらに救急救命士の処置範囲の拡大という問題もあります。さまざまな課題を抱えながらも現場の声という御質問でございますので、24時間絶え間なく命と向き合い、命を守るという崇高な使命感を持ち、救急救命に携わっている救急隊の実情のあるいは活動というものの一端を報告させていただきました。少しでも関心を持っていただければ大変ありがたいと思えますし、このような発言の場を与えていただきましたことに感謝を申し上げたいと思えます。ありがとうございました。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 渡邊議員の再質問でございますが、先ほど御質問をいただきました河口付近のプレジャーボートの係留の数字が入ってるかどうかということでございますが、これは大変申し訳ありませんが、先ほど申し上げました数字には入っておりません。よろしくお願ひいたします。再質問にありましたように、条例化についてでございますが、渡邊議員がいろんなトラブルを事前に予防するために条例制定をというそういったお気持ちは非常に私も理解はできます。現状では、こういった方の佐伯管内において特にトラブルというふうな報告もないようなことで推移をしてきておりますが、先ほども議員も言われましたように、来年の春に高速道が佐伯まで開通しますと、これはまた海岸部の釣り客等もかなり増えてくるものと思われまます。そういったことに対応するためには、私どもとしましても、当面は釣り客に対してのルールやマナー、そういった啓発を進めるとともに、漁港、港湾、河口付近のプレジャーボートの数の的確な把握をまずする必要がありますというふうに考えております。こういった状況変化を見ながら将来的には条例制定が必要かどうか、その時点でままた的確に判断する時期が来るかと思っておりますので、こういった今先ほど河口付近のプレジャーボートの数が入ってないと申し上げましたが、私どもも年々変化するこういった状況には的確に調査をして対応しながら今後の条例制定が必要かどうかについて十分判断をしていかなければいけないと思っておりますので、当面はこういった啓発等でトラブルが起きないように、そういった面で進めてまいりたいと思えます。ちなみに、全国的な例を見ますと、県では岩手県とか千葉県等は県の条例でやっているようでございますが、現状ではまだ市のレベルまでという確認はできておりません。そういった全国的な状況もございまして、当面はまず啓発等でトラブル防止を進めていきたいというふうに考えております。

議長（児玉忠義） 渡邊議員。

28番（渡邊邦壽） 予想以上の救急現場、大変参考になりました。ありがとうございました。隊員にはくれぐもよろしくお伝えください。ちょっと2分間ください。合併が2年、行財政改

革これもまだまだ市長途中であるということではありますが、関係者の努力、何よりも住民の理解と協力の中で一定の道筋が見えてきたというふうに理解をしております。しかしながら一方では、老後の年金の不安であるとか、あるいは負担する住民税、これが老年者控除の廃止あるいは公的年金等の控除の縮小で、住民税、国保負担、介護保険料の三重苦というようなことも強いられて、また診療報酬改定のリハビリの日数制限、あるいは介護保険の下、リハビリ難民と言われる言葉も生まれてきているような現状、障害者自立支援法の制定に伴う児童福祉法の改正で自己負担の大幅な改正という改革・改正、こういう名の下に社会保障の制度が不安というよりも、むしろ不満というような形にきているのが現状ではないかというふうに思っております。加えて地域医療がこのような状況を迎えた今日、不安感を更に助長する要因と言われるような重大な課題が生じております。今正に全国的にお医者さんの確保競争と言っても過言でもないようなことが起きております。大分県が佐伯市が遅れを取るとは地域の医療が危機を迎えることは明白であります。市長大変でしょうが、先頭に立って住民が安心して生活が送れる地域医療の確立を是非今一度お願いして、もう一応これは要望に変えます。ありがとうございました。

議長（児玉忠義） 以上で、渡邊議員の一般質問を終わります。

次に、20番、井野上準君。

20番（井野上準） 皆さんこんにちは。20番議員の井野上準でございます。今回は少し思考を変えまして、少々辛口の一般質問といたしたいと思っております。執行部の皆様、辛口と言ってもです、激辛ではございません。ピリ辛程度でございますので、安心をして前向きな答弁をどうかよろしくお願いいたします。

まず、大きな1点目でございます。公共施設の備品の入札についてお伺いいたします。平成18年から19年6月までに公共施設の備品購入の入札が5回行われました。本匠小学校・幼稚園、落札額1,155万円、上野小学校、落札額1,123万5,000円、佐伯教育市民ホールまな美、落札額976万5,000円、佐伯市総合体育館、落札額1,858万5,000円、木立小学校・幼稚園は三つに分けての入札でした。木立小学校一般備品、落札額1,428万円、木立小学校・幼稚園ユニット家具落札額1,984万5,000円、木立幼稚園一般備品、落札額103万5,300円です。これは全部指名競争入札であり、木立幼稚園ユニット家具等を除き5か所ともです、同じ業者が落札をしています。合計金額が6,441万5,000円です。佐伯市の業者で入札をしていることは大変良いことなんですけど、しかし、いつも同じ業者の落札では少々納得がいきません。例えば、佐伯教育市民ホールまな美は、全体総価格のうち、約62%ほどがメーカー指定です。木立小学校一般備品についても10社の入札、131品目のうち45品目がメーカー指定となっています。同等品をなぜ認めないのでしょうか。また文具一つ一つの価格からすれば業者にとって1,000万以上の金額というのは大変大きなものです。今後、消防署建設、庁舎建設、文化会館等出てくると思います。入札のやり方を検討する必要があるのではないのでしょうか。そこで小さな1点目の質問ですが、建設物の平面図が決定したら業者へ告示し、備品等の提案書を募集したらいかがでしょうか。小さな2点目としまして、備品を特定する場合は根拠を示す必要があるのではないかと。小さな3点目としまして、備品の種類が多い場合、又は金額が多額になる場合は、複数に分けて入札したらいかがでしょうか。小さな4点目として、備品購入の窓口の一本化はできないのでしょうか。

続きまして、大きな2点目でございます。建築確認申請についてお伺いいたします。建築

確認とは、皆さんが建築物を新築・増築するときには建築基準法という建築物の最低限の基準を定めた法律を守らなければなりません。この法律では、建築物の工事を始める前、工事途中で特に重要と指定した工程、そして工事が完了したときの三つのポイントで建築基準関係規定に適合しているかどうかを都道府県や市町村の建築主事又は指定確認検査機関がチェックすることを定めています。この中で、工事を始める前にチェックを受けるために必要な手続きが建築確認申請です。建築確認申請は、その計画の内容、建築物の用途、構造、規模、敷地位置、形態等について図面、構造計算書等を用いてチェックを行い、及び良好な市街地環境を確保することを目的としています。確認申請に要する期間は木造の2階建ての住宅では7日以内、構造計算が必要となる木造3階建て住宅や鉄骨造、鉄筋コンクリート造の場合は21日以内に確認済書を発行、なお確認申請提出前に事前協議が必要な場合は、プラス一、二週間の時間を要する場合があります。平成9年、権限委譲により大きな市においては市役所でも申請できるようになりました。現在、佐伯市の窓口は市役所、大分県建築住宅センター、民間企業のERIとなっております。平成11年度の申請件数は252件です。平成18年度は260件、また平成18年度の申請手数料は779万2,900円です。新年度予算では979万3,000円となっております。この申請手数料は市の収入となります。そこで小さな1点目の質問ですが、建築確認申請は市役所建築住宅課の建築指導係4名で現在対応していますが、年間約260件ぐらいが妥当な件数と考えているのかお伺いいたします。小さな2点目としまして、この申請手数料が市の収入になるのなら、もっと件数を増やす方法を考えてみてはいかがでしょうか。小さな3点目としまして、申請書を提出して審査に大変な時間を要すると聞いていますが、もう少し早く申請許可を下ろすことはできないのでしょうか。小さな4点目としまして、建築確認申請の専門職を置くことはできないのでしょうか。以上です。執行部の答弁をよろしくお願いします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 井野上議員さんの公共施設の備品入札について、また建築確認申請についての御質問ですが、私の方からは、公共施設の備品入札についての御質問、それとまた現況と全般的な考えを申し上げたいと思っております。地方自治法234条で、同法施行令167条及び佐伯市契約規則の規定に基づき、佐伯市が財産の買入れを行う場合、その予定価格が80万円を超える場合には、指名競争入札によって物品購入契約が締結されています。御質問の市内各学校、佐伯市総合体育館及び教育市民ホールまな美の物品購入に当たっては、それぞれ、その物品納入が可能と思われる業者10社前後を選定し、指名競争入札によって適法に契約が締結されています。このうち、5か所の物品購入契約について同一業者が落札したことについては、入札手続等が適法に行われている以上、また市が行う契約事務の執行が公正をもって第一主義とし、機会均等の理念に最も適合し、かつ経済性を確保しなければならないという観点からも基本的には問題はないと考えています。現在、学校備品の購入に際して、学校側から商品名、メーカー、型番などを指定した要望書を提出してもらい、華美なもの等を除き、これを商品決定の基本として同等品を数点指定した上で仕様書の作成を行い入札を実施しています。ただし、同等品がないもの、又は特にその商品に限定した理由があるものについては一品の指定としているものもあります。商品の選定において建物等の設計コンセプトやそのデザインと調和した備品の選定や教育的要素を加味した選定が必要となる場合があります。上堅田小学校、本匠小学校のこの備品購入前までは、今までは全品が一品指定だった

んです過去がズーっと。それではちょっといけないということで、業者の受注機会を拡大するために、私の方から同等品の指定を指示してきました。指示した結果が逆に今のようになれば、同等品を拡大したのがこういう結果だったかということとはちょっと分かりませんが、そうした同等品の選定については、その基準や同等品の線引きが一定でないことから事務作業としては非常に時間と手間が掛かりますが、上野小学校の物品購入以後は、総合体育館の物品購入も含めて可能な限り同等品の指定を積極的に行っているところでございます。議員の御理解をよろしくお願い申し上げます。具体的な質問については、また総務部長等に答弁させます。また何かございましたら、答弁させていただきたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 続きまして、具体的質問の1点目、備品等の提案書を募集したらどうかとの御質問についてお答えいたします。備品等の提案書を募集する方式は、建築物の設計者選定などに用いられるコンペ方式に類似した手法になると考えられます。業者側には、納入物品やその製品の仲介業者やメーカーを任意に選択できるという効果がある一方、提案書の作成という点では非常に大きな負担が掛かってまいります。発注者側は、平面図を告示するだけではなく、建物と調和した色、材質、寸法、機能などの諸条件を詳細にわたって文章表記等によって示さなければならなくなりまして、提案書の提示を受けるための詳細な与条件作成の負担が大きくなります。また、採用された提案書は、原則として変更ができなくなり、発注者や利用者の要望が反映されにくいという点や選定にかかる期間が通常の指名競争入札に比べると長期化する点、選定委員会などを新たに設置する必要がある点などのデメリットが考えられます。このような理由から、現時点では備品等の提案書を募集する方式を採用することは適当ではないと考えております。2点目に、備品を特定する場合は、根拠を示す必要があるのではないかということについてです。これについては御指摘のとおり、仕様書等において必ずその根拠を示すように改めたいと思っております。3点目の備品の種類が多い場合、又は金額が多額になる場合の入札の分割についてお答えします。地元業者の育成、受注機会の確保といった観点から、分離発注、分割発注を行うことはあり得ることと考えていますが、一方で入札方式の根本的な根拠である競争原理の原則に反する点、分割することによる事務やコストの増大、分割単位の設定をどうするかという問題などを総合的に考える必要があるかと思っております。また、随意契約をするための分割発注や議決が必要とされている一定金額以上の物品購入などに関しましては、分割して契約することに合理的な理由がなくて、結果的に契約金額を下げるための分割となる場合には、法令の規定の趣旨に反する脱法行為となるため、特に注意をする必要があります。これらの観点を勘案した上で、可能なものについては入札の分割を考えてまいりたいと思っております。最後に、備品購入の窓口一本化についてですが、すべての備品購入に関して、窓口を一本化するのには合理的でないと考えます。一定以上の金額にかかわる物品購入の契約に関しては、窓口を一本化している自治体も確かにあるようです。合併以後、一定以上の金額にかかわる物品購入の契約等に関しましては、専門の担当部署を設置するべきではないかということは既に懸案事項として挙げられております。工事請負契約等だけではなく、物品購入等についても市としてのルールづくりが必要な時期にきているものと考えておりますので、行財政改革に関連する機構改革も含め、先進事例などを参考にしながら早速調査してみたいと思っております。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 議員御質問のうち、建築確認についての御質問にお答えします。まず、建築確認申請の担当職員数と処理件数の妥当性についてお答えします。現在、当市の建築住宅課建築審査係は係長を含め4人の職員が配置されています。この係は、確認申請審査業務以外にも完了検査及び中間検査並びに確認申請等に関する相談の受付、仮使用の承認及び建築主事に対する報告の受理等の事務を行っております。平成18年度実績で指定確認検査機関のうち、大分県建築住宅センターでは、佐伯市管内の確認申請を70件処理していますが、その大部分が審査期間を長く要しない一戸建ての住宅に係る案件であります。また、日本ERIに関しては43件の確認申請を処理しています。これは昨年度コスモタウンの建設に伴い一時的に増加したものであります。平成18年度の260件という佐伯市での確認申請受理件数につきましては、確かに指定確認検査機関がなかった当時の確認件数と比較した場合、減少しております。しかし、主に一戸建て住宅等の審査時間をあまり要しない案件の申請が指定確認検査機関に移行したことにより、佐伯市が受け付ける確認申請は、3件に1件が審査期間を長く要する特殊建築物や構造審査を必要とする建築物の案件となっており、指定確認検査機関がなかった当時と比較して、確認審査業務の事務量が確認申請件数に比例して減少するというにはなっておりません。また、指定確認検査機関がなかった平成10年以前までは、完了検査及び中間検査がなかったこともあり、逆に現在の事務量は当時と比較して増大している状況でございます。一昨年の構造計算偽装事件の発覚を受けて、昨年2月1日付けで国土交通省より建築行政の的確な執行体制の確保について都道府県知事及び各特定行政庁あてに通達が出され、さらに今月20日施行の改正建築基準法により事務量の大幅な増加が見込まれております。このことから、4人の職員配置につきましては、現在人員配置について調整を行っているところであります。次に、受理件数を増やすことについてですが、現在制度上、建築主は確認申請を佐伯市の建築主事、指定確認検査機関のどちらに申請を出してもよいことになっておりますので、確認受理件数を積極的に増やすということは、許認可事務でもあり難しいと思います。また、確認申請の審査をもう少し早くできないのかという御指摘でございますが、現在、建築審査係においては、すべての案件について法定期間内に審査を完了しております。審査期間につきましては、正確かつ迅速な業務に努めておりますが、申請の集中する時期は審査に法定期間を要する場合もございます。この審査期間の7日と21日という日数については、建築基準法が公布された昭和25年から一度の改正も行われておりません。審査項目が増え、その内容が高度化した現在の確認申請制度において、その審査の正確性を保ちながら法定期間を遵守するということは建築主事にとっても最大限の努力を必要としてきたところであります。また、一昨年の耐震偽装事件を受けて、昨年改正された建築基準法が先ほど申しましたように、今月20日に施行されます。これからは、この改正建築基準法により確認申請の審査項目が更に増え、審査期間も従来21日とされていた確認申請においては、35日にまで延長されます。確かに法定期間よりも早く審査を望む建築士の方もいますが、そういう方には、なるべく余裕をもって申請をするよう指導をしております。市としましては、申請者の方が安心して建築ができるよう、審査の正確さを確保し、今後とも審査期間を短縮するよう努力を行っていきたいと考えております。最後に、確認申請審査の専門職員の配置についてですが、現在、建築住宅課建築審査係に確認検査を主に行う建築技術職員4人を配置し、確認審査、中間検査及び完了検査並びに報告の受理及び仮使用の承認等の事務を行っております。これらの事務は建築主事の専権事務であり、その性格上、不

可分の事務であります。行政改革を推進している中、事務の効率化という観点からも確認申請の審査だけを行う職員を配置するという事は現在考えておりません。以上でございます。

議長（児玉忠義） 井野上議員。

20番（井野上準） それでは、順を追って再質問をいたしたいと思っております。まず、公共施設の備品の入札についてなんですけど、例えば学校の備品の同等品についてはですね、教育委員会の担当課の職員が三つほど同等品を探して決めているわけですが、この同等品のですね、品目が一つしかない場合は仕方がないんですメーカーが、しかし、ほかにある場合はですね、同等品として目指すということで同等品をやはり二つないし三つ挙げるのが妥当ではないかなあと考えております。そして、この同等品についてですね、職員が探すのに大変な苦勞をしていると聞いております。特に今度の人事があつて新しい職員に課が変わつてですね、これに何日も費やすというふうな状況だと聞いておりますけど、やはりこの同等品についてはメーカーが一番詳しいわけですが、業者がですね。だから業者に定価とメーカーを入れた提案書といひますか、そういったものを一応出してもらつて、それを参考にして、例えば、小学校の備品に関してはですね、そういった業者から出た同等品を参考にして同等品を決めた方がいいんじゃないでしょうか。素人が決めると言つたら悪いんですけど、いろいろなカタログ等を決めて職員がやるよりは、やはり業者が一番詳しいので業者が出た資料を基に同等品を職員が決めるといふシステムを作つたらいかがでしょうか。また、そうすることによつてですね、業者に対しても平等になるし、また辞退届などですね途中で出さなくても済むんじゃないかなあと思つております。それから、2点目のメーカー指定をしたときには根拠を示す必要があると先ほど部長が言ひました。例えば、佐伯の教育市民ホールまな美の入札の件ですが、会議用のテーブルが75台、スタッキングチェアが150脚、そして台車が5台といふこの三つですね3点、一番金額が張る60%ぐらゐを占める金額があるわけなんですけど、この一番金額が張る部分がメーカー指定になつてゐるんです。これはおかしいんじゃないでしょうか。先ほど言つたようにメーカーが1社しかないといふのなら分かるんですけど、ほとんどこの3点が金額が一番大きい部分がやはりメーカー指定になつてゐるといふのは何か裏があるんじゃないかなあと一般の方、誰しもがですね疑う訳じゃあないんですけど、そういうふうにと考えると申ひます。もし根拠をですね示すべきと先ほど言ひましたけど、根拠があればどうして決めたのか、根拠を教へてください。これは職員がですね指定を申ひしているはずですが、まな美の件はですね。だから、根拠があれば根拠を教へていただきたいと思ひます。それから、木立小学校の例へば備品の入札は131品目と大変多いわけですが。こういった多い品目とか先ほど言ひましたように、金額が張る場合、例へば1,000万超すような金額であればですね、文具店にしてみれば、個人の文具店などは特にですね1年間の売上げ以上の金額を私はあるんじゃないかなあと思つて申ひます。だから、どの辺を平等にといふ考へて申ひいるのかよく分からないんですけど、入札の案内を出しただけで平等と考へて申ひいるのかですね、先ほど答弁で可能なものについては分割等を考へて申ひいた言ひましたけど、是非金額が張るようなときにはですね、分割にする方法を前向きに検討していただきたいと思ひます。それから、窓口の件なんですけど、今回私も一般質問をするに当たりですね、あっちこっち飛び回りました。まずですね学校関係の一般備品は教育委員会なんですよ。それから総合体育館の一般備品は体育保健課、そして教育市民ホールは総務課と全部別々なんですよ。この

別々にしていればですね、やはり無駄が多くてですね、大変非効率ではないかなと私は思っております。そして今回のようにですね、入札が5か所あって、3か所か4か所目のときにいつも同じ業者が入札をしていると、そしてまた5か所目ももしかしたら同じ業者になるんじゃないかなあというふうなですね、懸念は市の方にはなかったのでしょうか。その辺、答弁があればお願いいたしたいと思います。

続きまして、建築確認申請の件なんですけど、年間約260件ということで、昨年まで6名体制でやっていたのが4名ということで2名減っております。260件件数ということは単純計算してですね、6名の時が43件から4名になって65件ということなんですけど、この許可申請を出すのに大変時間が掛かっていると設計士の方、10人が10人口をそろえて言うわけなんですけど、人数が減ってですね本当に大丈夫なのか、処理できるのか再度確認をいたしたいと思います。それから、設計士に聞きますと当然ですね、この申請手数料というのは市の収入になります。そして、佐伯市で申請を受けた場合が一番安いわけなんですよ。そしておまけに大分まで行かなくて、近くに佐伯の市役所に窓口があるのなら、何とか佐伯市の方で申請を受けたいという設計士の方がほとんどでございます。しかし、なぜ佐伯で申請を受けないのかと言いますと、この一番大きな問題が申請書を出して申請許可が下りるまでの期間が非常に掛かるとというのが1点と、もう1点は、とにかくチェックが厳し過ぎて書類が大変だということです。ある設計士に聞きますと、大分のですね、例えば建築住宅センターの方に申請書を9時に持って行った場合に、早ければ11時には許可が下りるわけなんですよ。遅くとも12時までには許可が下りて片昼で帰って来ることができます。しかし、佐伯の場合ですね、許可申請を出して1週間掛かって許可が下りるのかなあと思ったら訂正がたくさん出て、その訂正をするのに設計士も非常に時間が掛かって、また次の日出したらまた2日ほど掛かって、合計申請するのに7日間掛かるとというのがですね通常のようなようです。ほとんどの方がこう言います。木造建築の場合は7日間という期限があるにしてもですね、この辺もう少しですね、例えば期限を切って4日間ですみますよとかいうふうなことをですね担当課で今まで協議をしたことがあるのでしょうか。また、協議をしていい方向にいくような話合いができていいのかお伺いいたします。この申請書を出して許可がおりるまでというのは設計士にとっては、昨日、今日始まったことではないんですよ。何年も前から案件であってですね、これが全然進歩してない。これすごい時間が掛かるとということで設計士は大分の方に申請書を持って行ってのわけです。どんどんどんどん大分の方に持って行けば、当然佐伯の手数料収入も少なくなるわけなんですけど、それでもいいんでしょうか。答弁あればお願いいたしたいと思います。それから申請料はですね、佐伯に出しても大分の例えば住宅建築センターに出しても基本料金というのは決まっているわけなんですけど、大分に出した場合は、中間検査と完了検査2回きますので、1回の交通費と人件費が1万5,000円ということで、3万円高くなるわけです。多分民間企業のE R Iの場合は、また検査に来たときには当然高くなるんじゃないかなあと思っておりますけど。最近家を建てるですね若い人っていうのは、大分の方に住宅の見学会に休みたんびに行って、そして何々ホームとか、何々ハウスという所をですね大分で契約するわけなんですよ。そして、そのハウスメーカーの方は大分で申請書を取って佐伯に建てる時も、大工さんからクロス屋さんから左官から全部佐伯以外の業者が来てやるわけなんですよ。そうした場合、佐伯にですねお金がほとんど落ちないんですよ。この建築申請を佐伯で取らないがためにですね、そういったですね、悪い相乗効果を生

んでいると。これは大変な市にとってもマイナスじゃあないかなあと、その辺まで考える必要があるんじゃないかなあと考えております。そこで再度言いますけど、この専属のですね職員を1名置いた場合にどれぐらいのですね処理ができ、また職員の人件費等ですね計算してみた事があるのかお伺いいたします。大分の住宅建築センターに問い合わせたところ、あそこは年間2,500件の申請書を扱っております。これは申請の許可と検査と事務等ありますけど、これ12名体制でやってるわけなんです。この12名体制で2,500件扱ってるということは、1人頭と言ったら悪いんですけど、1人当たりの件数にすればですね約208件くらい扱ってるんですよ。その中に事務の方がいるということなんで、これ以上の件数を1人の方が扱ってるということは佐伯もやはり専属のですね、やはり職員を置いてみるべきではないかなと考えております。それから、申請手数料が今年度予算はですね昨年に比べて979万3,000円と200万ほど高くなっております。この200万高くなってるといのはですね、件数を多く見ているということじゃあないんですよ。件数は昨年と同じ260件しか見ていないんですけど、手数料条例の一部改正によってですね加算額が増えてるだけなんです。先ほど部長の答弁でありましたように、大分の建築住宅センターでは、受付が70件ほどあったと、そしてE R Iでは四十数件あったと言っていました。43件ですか、これは佐伯から全部逃げてるっついたら悪いんですけど、流れているということなんです。市の収入を上げるためにもですね本当に市は対策を真剣に考えているのか、その辺答弁ありましたら、よろしくお伺いいたします。以上です。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 再質問にお答えします。ちょっと質問の項目が多かったので、順番どおりには答えられないかもしれませんが、また御指摘いただきたいと思っております。まず1点目の、同等品の品目を挙げるべきだと、職員が実際にそれを品目を決めるのに苦勞をしている。業者に同等品の選定を決めさせたらどうかという点がございました。その点につきましてですが、まな美の備品購入に当たりましては、同等品の候補、同等品規格確認表という書類によって、それを業者側に提出してもらいまして、その適否を市が判断して同等品の認定をするという手法によって同等品の選定を行っております。市が同等品を例示した上でさらに業者側に同等品規格確認表という書類を提出していただく場合もあります。これらの手法を用いて地元業者の発注機会の拡充に努めているところでございますので、御理解を願いたいと思っております。それから、金額を張るものに限ってメーカー指定になっていると、根拠をきっちり示すべきではないかという御質問についてですが、実は先ほども言われましたまな美の50品目のうち、メーカー指定をしたのは会議室用テーブル、それからイス及びその台車の確かに3品目のみでございます。それが金額で62%にあがっているということでございますが、この3品目は確かに総額に占める割合は大きいんですが、極めて頻繁に使われ、相当な時間を要する会議等において使用頻度が非常に高く、購入備品の中で特に座り心地とか、収納性とか軽さですね、軽量性、それからデザイン性など、その機能に配慮する必要があるためにこれらの点に非常に優れていた商品メーカー指定したものでございます。なお、テーブルとイスにつきましては、それぞれ別々のメーカー指定となっております。補足して申し上げますと、国や県の備品購入においては、どちらかと言いますとメーカー指定の流れにあるというふうに伺っております。これは、事務用品等の性能や単価について各メーカーごとに差がございまして、同等品としての位置付けが大変難しくなっていることが原因ではない

かと思われま。しかし、本市におきましては同等品の指定を可能な限り行っておりますので、御理解をいただきたいと思。それから、金額が張るようなものは極力分割して欲しいということでございますが、これは先ほど私の答弁で申し上げましたように、ちょっとまあ言葉がきついでございますが、脱法行為になる可能性もありますので、その辺を勘案した上で可能なものについては、入札の分割を極力考えてまいりたいというふうに考えております。それから、扱う所が別々になっていると、一つの部署で対応できないかということでございますが、これにつきましては、先ほど答弁しましたけども、一定以上の金額にかかわる物品購入の契約に関しては、窓口を一本化している自治体も確かにございます。例えば、札幌市ですけれども契約管理課というのを設置しております、ただし、これは500万円以上のものを対象とすると、それ以下のものはそれぞれの部署で対応してもらおうと、そのような形でやっております。このことについては、先ほども申し上げましたように、こういった先進事例を参考にしながら調査・研究を始めなきゃいけないんじゃないかというふうに考えております。それから最後に、五つのケースで同じ店になるということは想定しなかったのかということにつきましてですが、これにつきましては、まさかそういうことになるとはという気持ちでございます。以上です。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 建築確認申請についての事務処理は、すべての案件において法定期間での審査期間いっぱいまで要しているわけではございません。申請の内容によっては早く審査が完了するものもあれば、審査期間いっぱいまで掛かるものもござ。一応、現状では職員、係、担当職員4人で対応しております。4人でそれぞれ、基礎工事、意匠、それから構造計算等専門職員を置いてお。ほぼ全員で1件当たりの審査をやっております。それから、民間指定確認検査機関についてでございますが、この民間につきましては、扱う案件を任意に設定できます。大分県建築住宅センターのように、住宅のみしか審査をしないということもできるわけでございます。そうした上でも住宅を専門に審査する職員をたくさん配置し、民間機関はですね。審査期間の短縮を図り、特定行政庁にないサービスを申請者にも提供するよう努力をしている状況でございます。それから、申請書、各建築士さん等で申請書が出てくるわけでございますけれども、申請書の書式に不備がある場合や申請内容が建築基準関係規定を満足していない場合、審査完了後補正をしていただき、それが適正になるまでは確認処分は当然のことながらできません。迅速に建築士の方が対応して下さる場合はすぐに確認処分ができるわけでございますけれども、中には建築士さんの補正に時間が掛かる場合もかなりござ。その場合は審査終了から確認までの時間が掛かっているという状況でございます。市といたしましては、あくまでも建築主さんが安心して安全な建築物ができるよう的確に審査するのが行政の役割だと思っております。それから、建築申請を多く受付けて収入増につなげるべきでないかという御意見でございますけれども、この建築確認申請の受け付け処理につきましては、行政側の立場でいきますと、収入増を目的としてのPRをすべきことではなくて、あくまでも許認可事務だということでござ。専属職員を配置すべきではないかということでござ。先ほども申しましたように、行政改革を推進という中で、極力現状の人員体制を進めていこうと考えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 井野上議員。

20番（井野上準） 再々質問というよりもちょっと要望になると思うんですけど、可能な限りですね、何度も言いますが、同等品を認めて欲しいと思います。またですね、窓口が教育委員会や体育保健課、そして総務課といろいろな窓口があるわけなんで、そういった窓口の方の話し合いというのをですね、是非持っていただきたいなあと思います。そうすることによって、備品入札の方向性というか、新しい入札のやり方などですね、出てくるんじゃないかなあと思っております。是非、これはやっていただきたいと思います。

それから、建築確認申請の件なんですけど、とにかく一番の問題は期間が掛かると言うことと、チェックが厳しいということです。このチェックが厳しすぎて悪いということはないわけなんですけど、以前は振興局担当ということで、県の土木事務所の方が窓口で、県の場合は転々転勤等ありまして、逃げるわけじゃあないんですけど、転勤があって人も替わるといふようなこともありますけど、市の職員の場合はですね、技術職ということではなかなかこれ異動といってもですね、なかなか難しいもんがあると思いますので、そういった人材の育成、ちょっと違うかも分かりませんが、人材の育成ということですね、やっぱり要所要所、押さえるところは押さえなければいけないけど、手抜きをするわけじゃあないんですけど、ここまで小さく見なくてもいいんじゃないかという部分のですね判断というのをやはり上の方が下の方に伝えていくというか、そういった指導の方法をですね今後考えていただきたいなあと思います。それから、期間がですね、今度3階建ての木造住宅や鉄筋コンクリートなどの場合は、条例改正により21日の期限から35日でしたかね。ちょっと長くなるわけなんですけど、やはり設計士の方もこれが21日から逆に35日になって長くなれば、また申請が長くなるんじゃないかなあという不安もあるんじゃないかなあと思っております。業者の場合は期限を切ってますね、何日までに申請書を作りますというふうな期限を切ってやってるという面がですね、非常にいいんじゃないかなあと思っております。市の場合もできることなら、いつまでに申請書を作りますというふうな期限を切った申請書の対応をしていけば佐伯から逃げる数も減るんじゃないかなあと思っております。

議長（児玉忠義） 以上で、井野上議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩をいたします。午後は1時10分から会議を開きます。

午後0時10分 休憩

午後1時10分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、22番、下川芳夫君。

22番（下川芳夫） 22番議員、自民党会派の下川芳夫でございます。去年の12月議会にて質問をさせていただきました市の花・木・鳥・魚につきましては、今年の4月に花はヤマザクラ、木はカシ、鳥はメジロ、魚は川がアユで海がアジと制定され、しかも予算が組まれ、今年度中にはできることと思っておりますが、肝心の市民憲章ですが議論はされてはいるとは思いますが、何も説明がなされてはおりません。どうか早めに制定の方向でお願いいたします。

今回は、バイオディーゼル燃料についてと地場企業育成についてと題しまして二つ質問をいたします。まず、第1の質問であります。バイオディーゼル燃料についてを質問いたします。このバイオディーゼル燃料はおおいた菜の花エコプロジェクトの一環として休耕田の利用や河川敷を利用し、菜の花の栽培を手掛け菜種油を抽出し、学校給食などに使用しており

ます。その後に出た廃食油を廃食油精製プラントで精製し、バイオディーゼル燃料を作り出し公用車に使用しているとのこと。また、このバイオディーゼル燃料の性能は軽油と比べますと黒煙濃度で66.7%、CO₂で11.1%、イオウ酸化物で99.1%、チッソ酸化物で7.4%の削減率であり、有害物質が非常に少なく、環境に優しい燃料であるということです。また、この燃料は菜の花の廃食油ばかりでなく、一般家庭やレストランなどの事業者から出される廃食油も使用できるとのことです。正に大変いいことづくめであります。さて、ごみの資源化を叫ばれている現在、この再生利用もごみの資源化の一つではないでしょうか。しかし、少しばかりの燃料では価値がありません。清掃課で使用しているごみ収集車全部に使用できる燃料を作り出さなければ意味がありません。市民総意でもって取り組むべき事業であると思います。そこで質問に入ります。市ではこのことをどのようにとらえ、また市全体で取り組む考えがあるのかどうかお尋ねいたします。

次に、地場企業育成についてを質問いたします。市民の方からこの佐伯は元気がない、活気がないとよく言われます。佐伯市を元気あるまちにするにはどのようにしたらよいのでしょうか。遅きに期している感がありますが、市全体で考えるべき時期ではないでしょうか。バブルの時のような好景気は二度と来ないのです。ですから、物質面からではなくて、精神面での元気を取り戻さなければならないのです。精神面というと根性とか我慢をするということではなくて、小さなことでも我々ができることから始めれば良いかと思えます。そして、身近な問題を拾い出し、この佐伯を九州一の美しいまちにするとか、環境に優しいまちづくりをするとかの問題を強い意志を持って取り組めばよいかと思えます。しかし、精神面ばかり強調するのではなく、現実的に活気あるまちにするには若者の定住が一番であるとは誰もが思うに違いありません。若者に定住してもらうためには、働く場所の確保が重要であります。それには企業が元気でなければいけません。しかし、地場の建設業は公共工事の縮小で元気がなく、企業誘致をしてもなかなか来てくれず、企業誘致ができてスーパーなどの商業関係ばかりで雇用形態はパートが主流であり、正規雇用にはなかなかなりにくく雇用の安定が図れず、若者の就職先が見つからないのが現状であります。ところで、地場企業の中には、大手企業の景気回復の波に乗り、ようやく景気が上向いてきている企業があるものの、まだまだ足腰がしっかり地に着くまでには至っていないようであり、新規雇用をしたくとも二の足を踏むようであります。そこで質問をいたします。企業誘致の助成金の中に、新規雇用者の助成がありますが、これを地場企業の新規雇用者にも採用してもらえないのでしょうか。そしてそのほかにも、行政として後押しができることがないのでしょうか。お尋ねいたします。さらに、地場企業の代表である造船業に関して質問をいたします。造船マン育成のために、大分地域造船技術センターを設立して訓練校を養成してもらっていますが、年に40名くらいしか入学できないようであります。ただ、造船業は景気に左右されやすく、そして好不況の波が大きく、従業員の雇用には大変難しいようであります。しかし、今は好況の波が押し寄せて来ているようで仕事量は大変多く、造船マンの確保に苦慮しているようであります。そして、造船技術センターを卒業した造船マンの定着率は去年の実績で34名中、離職したものは、わずか2名で94%以上の定着率であります。ほかの業種より定着率が数段良く、若者の定住に対して最適であると考えます。そこで質問をいたします。今現在の造船技術センターでの養成期間は4月から6月まで年1回であります。9月から11月までもう1回増やし、年2回の訓練を後押しできないのかお尋ねいたします。以上。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 下川議員さんより二つの御質問をいただいております。バイオディーゼル燃料についてと地場企業育成についてでございます。そのうち、私の方から2番目にありました地場企業育成についてに答弁を申し上げます。最初に、地場企業の新規雇用に係る助成金ですが、佐伯市工場設置促進条例では、佐伯市内に製造業の用に供する建物及び機械・設備等の新設又は増設を行った企業に対して、固定資産税の助成、都市計画税の助成、投資額の助成、新規雇用者の助成、工場用地の助成を現在行っているところでございます。本助成は、誘致企業に限定されるものではありません。地場の企業についても条例の要件に該当する新・増設であれば助成金の支給の対象となるものであります。次に、大分地域造船技術センターの研修を年2回実施してもらえないかとの御質問ですが、同センターは佐伯市、臼杵市の造船業及び造船関連業が会員となり設立したものです。佐伯市としては商工振興課が事務局を担当しておりますが、研修の内容、回数等については会員企業の中で総会において決定されれば2回の実施も可能だと思っております。佐伯市として、そういう中で市としての直接の回答は市としての回答はできないと思っておりますので、その点お含みおきいただきたいと。また、佐伯市の基幹産業であります造船業の振興に対する同センターについては、引き続き支援を行っていきたいと考えております。あとについては、担当部長より答弁させていただきます。よろしく。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 下川議員の御質問のバイオディーゼル燃料について、市全体で取り組む考えがあるかとのことでございますが、お答えをいたします。バイオディーゼルとは、軽油の代替燃料で、ディーゼルエンジンを有する車両、船舶、農耕機具等に使用されております。石油燃料の代替燃料として使用することにより、環境問題やエネルギーの高い海外依存度率等さまざまな問題の解決策として現在世界中で注目を浴びております。バイオエタノールも既に御存じのことと思いますが、サトウキビやトウモロコシなど、植物を使って作られるエタノールの中で、環境に優しい新型燃料と言われております。今やブラジルを始め、アメリカ、ヨーロッパでも需要が高まっております。併せて食用油脂は人類が生きていく上、なくてはならない食品の一つです。揚げ物や食品加工品としても幅広く使用され、料理に使われた油は廃食油として排出され、回収すれば資源として再利用されます。このように、地域資源の再利用として廃食油のリサイクルについても大きな効果となります。また、県下では現在バイオディーゼルに直接取り組んでいる行政機関は佐伯市だけで、あと民間が4団体取組をされており、今後取組もうと考えている行政機関、民間団体が急激に増えているのが現状でございます。このように、世界的なエネルギー革命が始まっているなか、本市が取り組んでいるバイオディーゼルの重要性については十分認識しているところでございます。3年間の実験事業の経験と一応の成果を基に、20年度以降の取組を更に充実させなければなりません。今年度庁内の関係課を交えた内部検討委員会を早急に立ち上げ、今後の佐伯市バイオディーゼルの方向性を確たるものに位置付けてまいります。また、将来佐伯市の地域資源循環型社会の構築を目指した一プロジェクトととらえ、今後市民全員で参加できるようなものに作り上げていかなければならないと考えているところでございます。

議長（児玉忠義） 下川議員。

22番（下川芳夫） それでは再質問をさせていただきます。順番がちょっと入れ替わったので、

先に市長の方にお尋ねいたします。今、補助金ですね、するのを新增設であればという限定で言いましたですね、ですから新增設とするとですね、なかなか一般企業ではねならないんですよ。ですから新增設じゃあなくてもですね、今ある機械のそれぞれの各工場ですね、新規雇用したという企業はね多々あると思うんですよ。それを市の方でどうにかできないかという私の質問なんですわ。それはどうなのかももう一度お答え願いたいと思います。実はですね、私も造船業の出身でございまして、好不況の波が大変多いんですよ。ですからですね、今10年前の不況の時に、30代、40代の方がリストラにあいまして、それでもってちょうどエアポケットのようにですね、今働き手の50代の組たちが40代、50代の組がですね、いないわけなんですよ。ですから造船マンをですね早急にもうつくらなければいけないと言うたら語弊がありますが、養成をしなければいけないときなんですよ。それがやっぱ先ほども申したように、造船の定着率ですか、訓練された方の定着率がものすごくいいのもってですね、ですから市の方でもやっぱ人が若い人がいなければですね、市の活性化っち言うのは絶対あり得ないと私は思ってますからね。そういう定着率のいい業種にですね、もうちょっと力を入れて欲しいと私は考えております。それとですね、昨日ケーブルテレビを見ていましたらね、企業者とですね高校の校長先生ですか、それとハローワークと行政とでお話をしてるようなテレビが映ってましたけど、高校生たちは地場の佐伯市ですね、佐伯市で就職をしたいという話がありましたのでね、そういう方たちにもですね、行政として何かサポートができないかどうか。そしてまたですね、どういうことを話し合ったのかですね、私ニュースしか見てなかったもんですからね、急きょこれを今日申し出してお聞きしたいと思います。

次に、バイオディーゼルなんですけど、部長の前向きな答弁いただきましたので、さらにですね具体的に今度はお聞きしたいと思います。このことはですね、市民の協力なしにですね運営ができないもんですからね、何か市としてスローガンっち言いますか、市民に対してアピールするようですねものをしましてですね、私は考えているのは今国際的に地球温暖化防止ですよ。それを市民の方にですね声高らかにですね訴えて、そして先ほども申したように、CO₂の削減ができるもんですからね、してもらいたいと思うんですよ。市民の方にどうやってこちらの方に顔を向けさせるっち言いますか、関心を持ってもらうかということですねお願いしたいんですよ、まず第1点ですね。2点目はですね、これがうまくいけばですね、回収方法があると思うんですよ、回収方法もですね今事業者の方に聞きましたら、週1回ですね大分の方から回収に来てるそうなんです。けどもう市でこういうことを取り組むならば協力しますという答えを得てますのでですね、ですから市の方で回収方法をきちっと構築してやってもらいたいと思っております。3つ目はですね、このバイオディーゼル燃料の装置がね、どの程度の能力があるのかが問題ですよ。ですからその能力もですね教えてもらいたいと思います。それからですね、これを作るのにコストが、普通一般に軽油で買うよりもコストが掛かり過ぎるっちいうこともですねちょっと違和感がありますのでね、そのコストもですね、どのぐらいのコストが掛かるのかお聞きしたいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） それでは下川議員の再質問にお答えしたいと思います。まず始めに、佐伯市の工場設置促進条例の概要につきまして、簡単に紹介させていただきたいと思

います。まず、この条例の目的は、市内に工場を設置したものに助成金の交付を行うことで、工場設置を促進し、工業の振興と雇用機会の増大を図るということを目的にしております。その中の定義として、先ほど市長が触れましたけれども、佐伯市内に工場の新設、これ移設を含むわけでありまして、又は増設をすることをいうという定義になっております。それから助成金の種類・金額等につきましては、新規雇用者の助成ということで、この枠がありますけれども限度額が設定されておりますので、この条例につきましては、今年の3月に一部改正をしておりますので、現段階ではこれを準拠していきたいというふうに考えております。それから、そのほかの、先ほど地元就職促進のための求人確保の件でお話がありましたけれども、これは6月の1日に市内の企業、学校、それから団体等20団体ほどが参加をしまして、市内の就職状況をそれぞれの立場で紹介をいただきました。その後、市長の方から若者をですね地域で受け入れて、そして地域で育成してほしいという旨の要望をしたところであります。以上でございます。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 下川議員の再質問で4点ほどいただきました。一番最初のバイオディーゼル燃料の普及について、市民へのアピールはどうするのかということでございます。もちろん市民にアピールをして、この事業の協力をいただくことがこれはもう最も重要なことだと思っております。ただこの事業については、今までのような環境美化とか、公害防止のように地元で即そのまま結果が出るということではなくて、なかなか地球規模の状態でありますので、なかなかその成果が見えにくいところがあって、協力もなかなか進みにくいところもこれはまああると思っておりますが、そういったことを含めても今佐伯市が取り組んでいるのが、地球温暖化防止の一躍を担っているというそういう位置付けでアピールはしていきたいと思っております。それと、市民生活部の方で現在、自然と共生した快適なまちづくりということを目的に、佐伯市環境基本計画というのを今策定中でございますので、そういった中でも、この辺のところは十分考慮していきたいというふうに考えております。それから2番目の回収方法についてでございますが、現在は学校給食の廃食油を主に私どもの職員で回収してる、そこにとどまっております。この辺のところについては、もうちょっと一般市民の家庭までとか、あるいは議員が言われたようにレストラン関係の業者までとか、そういったように、どういうふうに拡大するか、それについても今年度は検討委員会を設けて、その辺のところの体制も十分協議をしていきたいというふうに考えております。それから、3番目の精製装置の能力でございますが、これは今、弥生の西部清掃センターにありますのは1日に100リットルの精製能力でございます。これを365日フル稼働させたとした場合には約3万6,000リットルはできるんですが、そこまではなかなか難しいと思っておりますが、現在直営の清掃車、収集車が11台ございます。これは昨年までの統計によりますと年間6万リットル燃料を使う予定ですので、このフル稼働させてももうこれに使用ばちょっと足りないような状況になるかと思っております。それから4番目のバイオディーゼルのコストでございますが、今精製しているものを私どもの人件費、それから原料費、いろんなものを勘案して試算したところによりますと、大体1リットル当たりで100円程度かなというふうな感じでございます。今、直近の市の軽油の購入価格が113円となっておりますので、13円くらいの開きかなというところでございます。

議長（児玉忠義） 下川議員。

22番（下川芳夫） 再々質問をいたしたいと思います。私の考えているバイオディーゼル関係ですけどね部長。環境にやさしいまちづくり宣言をしたらどうかっという考えなんですわ。して昨日ですね、インターネットで調べてもらいましたら、大分県下ではまだしてる所もなさそうで、全国的にもまだ少しらしんですよ。そしてこの前ニュースでもって京都市ではですね、京都市ではしてるらしいんですよ。そして、京都ではね数億円のお金を掛けてですねバイオディーゼル精製機ですか、プラントを造ってですね市営のバスに全部に、全部っというかちょっとそこんところまで確認できてませんけどね、使用してるらしいんですよ。やっぱ京都は何年か前の京都議定書じゃないですけど、地球温暖化の防止への発祥した地でありますからね、そういうふうにしてるんでしょうけど、私は佐伯市もですねそのようにね、全国に対してアピール、こういう地球にやさしいまちづくりをしてるんだというアピールをですね全国にすれば、この波及効果でもって観光もですね成り立っていくんじゃないかと思うんですよ。やっぱこういういいことはですね、全国の人が見てくれておりますのでね、あー佐伯はそういうところなんだ、じゃ一度行ってみようかというような考えを持ってくれる方も多いかと思うんですよ。ですから、この環境にやさしいまちづくり宣言をですね、是非条例化するまでにですねもってってもらいたいと思いますけど、その点だけお願いします。

してもう1点、三原部長ですね。あのですねさっきも言ったようにね、あのですね新增設じゃあないと助成ができないと、その点が引っ掛かるんですね、私は新增設じゃあなくてもですね、仕事が忙しくなればですね雇用してくれると思うんですよ。雇用するだけでも雇用に対してやっぱ何ちゅうんだ、行政としてですね、後押しできないかちゅうことをですね聞いておるんですわ。ですから、その点をですねもう一度ですねお願いしたいと思います。市の活性化のためにはね、若い組たち、せっかく高校生たちが佐伯市に残りたいと言ってるんですからね。やっぱ企業でも雇いたいんでしょうけど、雇えない事情、雇えない事情って言ったらかしいんですけど、行政がちょっと後押しすればですね、雇ってもらえるちゅう可能性も出てくるもんでからね、そこんところをもう一度お聞かせ願いたいと思います。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 下川議員の再々質問は非常に大きい問題でございますが、佐伯市の環境にやさしいまちづくり宣言、これをどういうふうに考えるかということでございますが、当面は先ほど申しましたように、環境基本計画、この策定がございます。この中でその辺の意義は十分表していきたいということになると思います。それと私どもとしては、先ほど申し上げましたように、やはり佐伯市が扱っておりますバイオディーゼル燃料というのは、世界的に見れば微々、ささいなことかも知れませんが、これは大きな意義を持っておりますので、こういったことを市報あるいはケーブルテレビ、まずそういったメディアを通じて市民の方に十分PRして御理解をいただくように、まずそれから進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 三原企画商工観光部長。

企画商工観光部長（三原信行） はい、それでは下川議員の再々質問にお答えしたいと思います。現状では、先ほど申し上げましたとおり、市の工場促進条例が設置をされておりますので、そのほかの助成の方法はないものか、国・県の状況もちょっと調べてみたいというふうに思います。

議長（児玉忠義） 以上で、下川議員の一般質問を終わります。

次に、16番、小野宗司君。

16番（小野宗司） 皆さんお疲れさまでございます。16番の小野でございます。今日もラストバッターとなりました。眠くなる話かもしれませんが、終わりまでお付合いをよろしく願いいたします。

さて私、平成17年、18年この6月の定例会では教育に関連する質問をいたしました。そこで十分な満足いく答弁をいただけていないという意識がございますので、関連して今日はもう一度この点について御質問させていただきたいというふうに思っております。その質問の要旨というのは、佐伯市の中学3年生、高校に進学する際、特にこれは成績優秀者に顕著な例として見受けられるわけですが、佐伯市内の高校ではなく、特に大分市内の高校にその進学先を求めている。これは将来を担う佐伯市の人材という意味では、非常に損失だというふうに考えております。その意味では何とかこれに歯止めをかけるべきだと。特に心配されるのは、来年いよいよ高校改革プランの前期の目玉であります通学区分の撤廃、すなわち全県一区が始まります。このことによって流出に更に拍車がかかるのではないかとというふうに思っております。そのためには、それを阻止するためには、歯止めをかけるためには佐伯市内に中学3年生が、あるいは保護者が満足するような高校を造る必要がある。なければ造る必要がある。その意味で市立高校の設置というものを提案をさせていただきましたが、視野にも掛けてもらえませんでした。そこで翌年、18年の6月の定例会では、なぜでは佐伯市内の高校ではなくて大分市内の高校を選ぶのかということについて少し掘り下げて質問をさせていただきました。それは特に進学校であれば、その出口補償、すなわち進学率の高さ、それに魅力を感じているのだということでもあります。更に言えば、その高校の実績に基づいて大学から当てられる指定校枠、これの数の多さに魅力を感じているのだということでもあります。それを可能にしているのはもちろん、入学する生徒の質の高さもございますけども、それより教える側の指導力、これの質が高いのだということです。加えて、その生徒たちが更に学校以外で学びたいという意志がある。それを満足するその二次的ないわゆる学習環境がそばにあるということです。それは進学塾であり、大手の予備校であるわけです。残念ながら佐伯にはそれがございません。高校の先生の質の格差、それは高校の努力によっていずれ縮まってくるでしょう。しかし、高校の努力だけではこの二次的な学習環境というものは構築できないのであります。大分市では、この二次的な環境、つまり予備校あるいは進学塾をうまく使い、ここで得た学力と学校で得た学力、これの相乗効果で進学の実績がなお上がってきているわけでありまして。非常に効果があるというふうに言われております。であれば、佐伯市にその環境がないのであればその間隙、つまり隙間を埋めるのは行政の仕事だと私は思います。その意味で大手予備校が行っているサテライト、つまり衛星通信の教育、これを佐伯市の遊んでいる施設で放課後の佐伯市に在住する高校生、希望する高校生にそこら辺のいわゆる教室というものを与えたらどうかという質問をさせていただきました。それに対する答弁として、佐伯市内の私の塾が私塾、私塾がそれをやったけどうまくいかなかった、経営的にという答弁をいただきました。明日を佐伯市の明日を担う人材、それに投資するという話をしてるんで、私塾の経営の話と混同するという極めて不可解な答弁をいただいたわけでありまして。加えて佐伯市は今、財政が疲弊してる。そのようなところに金は掛けられないという答弁も加えていただきました。佐伯市の明日を担うのは人材であります。その

人材をつくるのは教育、この教育に投資することこそ私は費用対効果という意味でもばく大な利益があとになって還元するものだというふうに考えております。その例として、米百俵という話をさせていただきました。簡単に繰り返しますけども、戊辰戦争の際、越後長岡藩、これは官軍方に滅ぼされた、そこで地区は非常に疲弊をします。その惨状を見かねた師範であった三根山藩から支援物資として米100俵が送り届けられる。当時、長岡藩の大参事でありました小林虎三郎、これはその米を藩民に配ることをいたしませんでした。それは一時的に飢えをしのぐだけの話、将来の長岡藩をつくるものには役立たないということで、その米を売りその米を売った代金を元手に日本初の国漢学校を造ることになります。そして、その国漢学校から長岡藩のみならず日本全国に秀逸な人材を輩出することになります。実はこの話をしたのは佐伯市にも同じような例が実はあるのです。明治12年に教育令というものが発布されました。それによって学制が廃止された。それまでは国が画一的な教育をしていたわけですが、その教育令の発布によりまして地方自治体に学校経営というのが委ねられるようになったわけであります。当然、自治体は学校の経営に不慣れでありますからうまくいきません。併せて明治10年の西南の役で九州のあらゆる自治体というのは経済が疲弊をしておりました。それがマイナスの相乗効果となりまして幾つもの学校が廃校の危機に陥ります。私どものまちの三の丸の下にあります佐伯小学校、それも当時廃校の危機に陥ったわけであります。そこで当時の学務員の皆様が、その窮状を旧藩主である毛利家へ訴えます。そして毛利家は、明治14年に当時の金1,000円を寄附するという申し出をするわけです。加えて翌年の15年から向こう5年間にわたり、月35円の寄附をするという申し出もしました。このことにより佐伯小学校は廃校の危機、これを免れて現在あるわけです。その間、優秀な人材は輩出し続けております。なぜこの話をしたかと言いますと、今佐伯管内にあります県立の高校、これが閉校の危機に直面をしているということであります。大分県教委は18年から21年度に掛けまして、高校改革プランというものを策定し今実行をしております。冒頭申しました全県一区はその前期の目玉になっております。さらに22年から26年に掛けて後期の改革プラン、これが実行されます。その当初、22年当初、第四学区であるこの佐伯地区の高校の再編統合というものが進められる。その中で実は再編統合する中で、佐伯市を三つある高校を一つにするという案が今浮上してるわけです。つまり、総合選択制の高校になるという。そうなりますと伝統あるそれぞれの高校の名前がなくなります。これは唯々しき問題です。特に、佐伯市にあります普通科の拠点校、これがその中に取り組みれますと人材の流出、これは止められないことになるわけであります。佐伯市にとって唯々しきこれは問題である。これは止めなければならない。なぜ県教委はこれをするかという、その主因は少子化による児童数の減少であります。先ほど申しました普通科の拠点校8クラスから7クラス、6クラスとクラスが減っております。自然減によるクラスあるいは学校の縮小という。これはやむを得ない。しかし、二次的な要因によって生徒数が減少すること。これは止めなければならないわけです。その意味で先ほど提案した行政にお願いした分、真剣に考えていただかなければなりません。佐伯市の明日を担うのは子どもたちです。この子どもたちに投資するのは佐伯市として当たり前なことだと私は考えております。そこで、改めてサテライトの導入というものを検討していただきたいと思っております。これはあくまでも手段であります。これに替わる人材の流出を止める抑制案というものがあれば提案をしていただきたい。逆に教えていただきたい。そして、それが佐伯市のいわゆる高校の実績、それを伴ってはね

返る案があれば是非その案を実行していただきたい。ないのであれば私の提案というものを真剣に考えていただきたいというふうに思います。その件を踏まえてこの答弁をお願いします。それと、この人材流出に関して、市長答弁として、このような答弁がなされました。全県一区になっても今と同じような人間は確かに出ていくだろうと。しかし、大多数は佐伯市内にここにとどまってくれるという話です。つまり、これは人材の流出を容認した発言と私は受止めております。そこで、では大多数の生徒がとどまるという根拠、これは当然おありになり発言したものであるというふうに思いますので、その根拠をお示ししていただきたいというふうに思います。さて今、高等学校のお話をしました。しかし、佐伯市は冒頭申しましたように、混沌とした先が見えない時代の中、あるいは経済が疲弊してる中で、明日を担うやっぱり若者、子どもの教育に力を注がなければならないと私自身は思っております。佐伯市が置かれている地理的環境、近隣に100万都市があるわけではありません。空港にもほど遠い、いわゆる閉鎖的な地理環境にある。そういう中で明日高速道路ができようとしております。遅れている港湾の開発もいずれなされるでしょう。しかし、その高速道路、あるいは港湾というものは佐伯市の100年の大計をつかさどるものでは決してないのです。高速道路を佐伯市民のためにどう使うか、あるいは高速道路と港湾をどう関連付けて市民の利益に資するのか。これを考えるのは、明日を担う子どもたちの知恵であるわけです。その意味では、子どもたちに投資をしなければならない。つまり、佐伯が目指すべきは教育立市に今すぐシフトしていくこと。これが私は喫緊の課題だというふうに考えております。そこでそのためには、100年の礎を築くためには義務教育の現場について活性化策、これが必要です。そこで今日は教えられる側と教える側、これを活性するための二つの提案をこれからいいたいというふうに思います。教育委員会は、この度、佐伯市長期総合教育計画というものを立てました。それをめくって見ますと、非常に魅力のある言葉が並んでおりました。特にこれは親もそう、教育委員会もそうです。この究極の目的というものは、子どもが自立する。生きる力をはぐくむ。そして自立する力をはぐくんで実際自分の口を自分で養う。そういった子どもに育てることが究極の目的。これは教育委員会も同じだろうというふうに思います。その生きる力を教育委員会はどのように分析している。生きる力というのはすなわち、確かな学力と豊かな人間性と健康な体と体力だと。しかし、そこでとどまってはいかんのです。長期総合計画の中にはその先をうたい込まなければならない。つまりそれは、ではそれぞれのその力はどこではぐくまれるんかという、その位置関係を明確にしなければなりません。つまりこうです。健康な体・体力は家庭ではぐくまれる。豊かな人間性、これは地域ではぐくまれるんだ。そして確かな学力は学校で第一義としてはぐくまれる。ここを明確にうたわなければならない。これが不明確になっているから三つの力を学校に押し付けられるような形になっている。学校でそれに対応できないからいろんな事件、現象が起きているのは御承知のとおりであります。その上で、確かな学力は学校で培う。では確かな学力とは何かということ。そこまでを含めてうたい込まなければならないというふうに思っております。確かな学力というのは見える学力と見えない学力だ。見える学力というのは知識の量というものを数値ができる。つまり試験で測定できる力だ。偏差値がそうだ。見えない力というのは、判断力あるいは段取りを付ける力、想像力あるいは企画力、つまり自分がこうしたい、自分の個性を伸ばしたい、課題を見つけたときに課題を克服するその克服する段階の中で得る力というのが生きる力。つまり見えない力なんです。しかし、見える力と見えない力、これは相

反するものではなく多分に密接不可分な関係にある。見える力、言い換えれば基礎的学力です。この学力があってこそ見えない力がはぐくまれる。そしてこの基礎的な学力、これを教えるのが私は学校だというふうに思っております。ところが、今の学校、特に戦後の詰め込み教育の反省でゆとり教育というのが生まれました。特にゆとり教育ができるその前提に立っているのは詰め込み教育の弊害があったわけですが、それが余りにも強烈に学校にイメージにあったために横流れのあしき平等主義、これに学校が陥ってしまった。代表的なのは運動会で横並びでゴールする、テープを切る、これを学校が容認してることです。しかし、これでは生きる力は、自立する力は育たないのです。つまり、学校として考えなきゃならないことは、この生きる力、基礎的学力というものは競争原理の中でこそ、初めてはぐくまれるということであるわけです。今ニート、フリーター、これが社会的な大きな現象になっております。少子化で日本の国内労働力が決定的に不足する中で大変な問題になっている。これの体質的な原因になっているのが実はこの部分であるわけです。したがって学校は特に、教育委員会はこの競争原理というものをやはり自分の中で認めなければならない。適切な競争原理ですが。そしてフリーター、ニートこれを出してる背景、それは学ぶこと、生きることに對して目的を見失っている。つまり、子どもたちにその勇気と動機付を与えること。これが子どもたちを活性化する第一の方法です。その意味で一つ提案をいたします。是非佐伯市として頑張った子どもには表彰をする条例を早急に作成をしていただきたい。つまり、児童・生徒表彰条例の策定です。これは今幾つかの自治体でやられているいわゆる子ほめ条例ではありません。この子ほめ条例は幾つもの賞を設け、児童1人に必ずその賞が行き渡るようにしております。しかしこれは、先ほど言った運動会の同時ゴールと全く何ら変わることはありません。これでは生きる力は育ちません。佐伯市がやる条例、知・徳・体に特化して頑張った子どもには表彰する。その条例でなくてはならないのです。もう少し具体的にイメージをしていただきたい。佐伯市には戦前毛利賞という賞がございました。これは行政が与えた賞ではなく、毛利が財団法人をこさえ、義務教育、つまりその当時は高等尋常教育だったわけですが、この6年間で頑張った子どもに6年になったとき、学年からただ1人に与えられた賞であります。名前ではありません。この考え方を今の時代継承していただきたいというふうに思ってます。このことによって初めて子どもが勉強をする。あるいは学ぶことに對して勇気が、あるいはモチベーションが高まるんだというふうに思います。その意味で是非検討していただきたいというふうに思いますので、この点についてお尋ねをいたします。さて今、教える側の改革案、仕組みについて申しました。今度は教えられる、今度は今の先のはいわゆる児童、児童を活性化する案でしたが、今度は先生、教えられる側、これを活性化する。いわゆる仕組みと言いますか、これについて提案をしていきたいというふうに思います。昨年、教育基本法が改正をされました。その改正をされた教育基本法の中で、改めて教育関連に関する三法というものが今国会で審議をされております。それは学校5日制を見直す学校教育法であり、教育委員会の権限を見直す地方教育行政法であり、もう一つ、教職員の免許をこれを見直す教職員の免許法の改正であります。日本は先進国の中でも教育に掛ける国家予算は最も少ない国であります。その中で、最も均一的な教育これを子どもに届けてるのも日本であります。それは学習指導要領に基づいて全国どこに行っても同じような教科書で同じような内容のことが同じ質を持った先生で教えられている。ところが、公教育の現場においてこの学力に差が出てきた。それは何に基づく差か、それは教える側の指導力、

つまり先生の質の差だと言われております。安倍内閣は今公教育の再生とうたっておりますが、正にこの部分、先生の質を今より高めると、これが主たる目的であるわけです。しかし、今提案されているその再生案、免許更新というのは10年間に一度、さらに期間を満了する前に30時間の講義を受ける程度のもの、これでは活性化いたしません。佐伯市は教育立市にシフト変更する。教育立市の礎をつくるのであれば、教師の質を高めるということはまず第一にやらないといけないことです。そしてそのためには、この免許法の改正を待つのではなくみずから活性化に富む、この改革案をしなければならない。その改革案というのが今から提案する特別免許状授与方式であります。今義務教育の現場、学校の現場は普通免許を持った先生で構成されております。ところが、この特別免許状授与方式にしますと学識経験のある方、あるいは教育に関して私見のある方、そういう有能な方を免許がない方でも教諭あるいは臨時講師として採用できるわけです。つまり、新たな風をその学校という閉鎖された社会の中に吹き込むことによって必ず活性化することになります。是非これをやっていただきたい。ただし、これをやるためには特区申請をしていただかなければならない。改めて教育特区の申請をしていただきたい。幾つかの自治体では複数の教育特区の申請をして認められておりますし、一つの特区申請があったからといって次の特区申請に時間が掛かるというわけではありません。是非このことは実行していただきたいというふうに思います。何にしても佐伯市の将来をつかさどるのは子どもです。この子どもに投資をしなくて何に投資をするのか、その意味で私の提案、非常に佐伯市の明日にかかわる提案だというふうに思っております。重ねて申しますが、答弁を求めます。求めますが、前回、前々回にいただいたような答弁であれば意味がないというふうに思っております。逆に私が言った提案より優れた提案があれば私に教えていただきたい。私はそれに納得するというふうに思います。それがなければ今日の私の提案、十分に熟考した上で、時間もあつたはずでありますんで、答弁をお願いしたいというふうに思います。まず1回目の質問を終わります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 小野議員さんより、教育立市の下地づくりということで、これは専門的なことですが、私の所見的なものを申し上げたいと思います。小野議員御指摘の教育立市の下地づくりについては、21世紀の佐伯市を担う創造性豊かな人間を育成するため、市としてもしっかりとした教育ビジョンが求められていると認識しております。御案内のとおり、新市の基本目標は豊かな自然のなかで人々が連携し、潤いと活力に満ちたふれあい都市であります。この基本目標を実施していくために教育分野での理念や施策を長期ビジョンのもとで策定しましたのが、先ほど議員が言われました佐伯市長期総合教育計画、さいき“まなび”プラン2007であります。計画では、今後10年間を見通した教育のデザインする内容になっております。議員御指摘の教育立市のビジョンが示されているものと考えておりますが、そのところは先ほど等の御意見がございましたが、特にこの点につきましては、教育行政の施策についてでございますので、専門的な見地から教育委員会にこの答弁をお願いしておりますので、教育委員会の方より答弁させていただきます。よろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 小野議員からの御質問でございます。小野議員のお話の中に教育に対して投資すべきだということにつきましては、私も同感でございます。教育委員会も鋭意努力をしてるところであります。まず、質問の高校進学に関することについてであります。一部

中学生の市外への進学が人材流出であるという考え方もありますが、反面、子どもたちの可能性を開花させるためにも積極的に外に向かわせることが必要な側面もあると考えております。このことが将来、佐伯市にとって有形・無形の地域貢献に帰していくという考え方もあるのではないかと考えております。平成20年度より通学区が全県1区となり、各高等学校の裁量が重視される入試制度になります。その一方で、県教育委員会の高校再編方針により、県内どこでも同じように充実した教育環境で学習できるよう、現通学区内に特色ある拠点づくりを進めているところであります。また、その中で中学・高等学校の連携を強化し進路指導を充実させ、各学校が生徒・保護者等に対して取組や特色について積極的に情報提供を行い、選ばれるための学校づくりについても取組を進めているところであります。このように地域の高校をより充実させることで、県全体としての学力向上やキャリア教育の充実を図ろうとしております。このような取組の中で、進学面におきましても佐伯鶴城高校がこれまで2年間、地域で目指す進学力向上推進事業の進学指導重点校として指定され、進学に向けて積極的な取組を行ってきました。今年の春の大学入試では、国公立大学の合格者が取組初年度の2年前に比較し、64名から98名と34名増加しており、着実に成果を上げています。この事業は、引き続き本年度から3年間継続されることになっております。このようなことから、今後もこれまで程度の市外への通学者はあるとは思われるものの、本市における進学希望生徒数の大半は現在の通学区域内に進学していくのではないかと考えております。次に、再度の御提案のサテライト講座であります。まずは、衛星通信を使った講座の良さと課題について考えを述べたいと思います。良さとしては、予習・復習などの学習習慣が定着している生徒には学力向上に効果的である。地方にいても中央の著名な予備校講師による進学のための学習ができるといったものが考えられます。しかし、本来、生徒と先生との双方向のやりとりがあって学習が成立すると考えれば、現実にはFAXでの方法に限られるため、一方通行でリアルタイムに対応できないとか、リアルタイムの講義内容はVTR等で録画できないシステムと聞いていますので、反復学習が困難であるといった学習方法上の課題があります。また、受信設備の初期費用で約200万円、講座受講料として1講座年間80万円、夏季等の集中講座が20万円と聞いていますので、仮に3教科で3学年分の講座を組み、集中講座を3教科組むとすれば、合計780万円の受講料が必要で、さらに教科指導をする専任スタッフを雇用するとなると2名で200万円程度の人件費が別に必要になります。つまり、総額1,000万円の維持・運営費が必要となってきます。高校生がサテライト講座が本当に必要としているのか、費用対効果が十分見込めるものなのかということについては、大きな課題や疑問が残ります。国の動向といたしましても、衛星通信を使ったものから、インターネットを通じた情報提供のあり方へと転換しつつあります。サテライト講座の良さは認識しておりますが、基本的には自学自習をサポートする手段であるとの考え方から、受益者負担が適切であると考えております。市費負担での講座の開設には厳しい財政状況の中で非常に困難であると考えざるを得ません。続きまして、知・徳・体に優れる児童・生徒を表彰するという御提案であります。議員御指摘のように、生きる力をはぐくみ、児童・生徒がよりたくましく成長するためには確かな学力、豊かな人間性、健康と体力の三つの要素がバランスよく育成され、またその中で議員御指摘のとおり、お互いが切磋琢磨し、認め合い、響きあいながら成長していくことが重要と考えております。本市でも、豊かな人間性は人権や道徳、総合的な学習の時間等の中で、健康と体力については、体力アップの活動等をとおして児童・生徒

一人一人の生きる力をはぐくんでいるところであります。特に、確かな学力の向上については、学力向上支援事業や小・中一貫教育をとおして指導法の工夫改善による目に見える学力の向上だけでなく、小・中の連続性や一貫性を踏まえた生徒指導の推進や感性の教育等、目に見えない学力の向上も目指しているところであります。議員御提案の表彰についてであります。議員御提案の表彰については、児童・生徒のやる気を喚起し、生きる力をはぐくむ手だての一つであろうかと思っておりますが、今、学校現場では全教科・領域等をとおして児童・生徒に自身と誇りを持たせるよう、地域の方々の協力も外部講師や学習サポーターとしてお借りし、児童・生徒のやる気とともにやれる気を喚起するよう工夫して取り組んでおります。したがって、素晴らしい行いを素晴らしいとチャンスを逃さずにほめ、認めることは大切なことであると思っておりますが、現在の取組をより一層充実させ、生きて働く力を備えた、たくましい児童・生徒の育成や自分自身をかけがえのない存在と感じる自尊感情の育成を図ることを重視して取り組んでおりますので、特段、条例制定等については現在考えておりません。最後に、御提案の特別免許状授与制度であります。この制度は、教員免許状を有しないが優れた知識経験等を有する社会人を学校現場に迎え入れるためのものであります。教員免許状を授与する権限は、本来県教育委員会にありますが、教育特区の認定を受けることで市町村教育委員会が地域の特性を生かして教育を行うため、教育上特別のニーズがあると認める場合には、その道のプロと呼ばれる社会人に対して一生涯有効な特別免許状を授与することが可能になるというものであります。現在、教育特区を受けて特別免許状を授与している市町村は全国で五つほどありますが、主に株式会社による高等学校を設立した上で、専門的知識、経験等を有する社会人を教員として雇用しております。例えば、熊本県南阿蘇村では、株式会社による通信制高校を設置することにより、地域の不登校生徒や高校中退者等のニーズにこたえるため、教育特区での特別免許状授与制度を活用し、農林業従事者を教員として雇用し、農業体験学習やボランティア活動を取り入れた特色ある教育を実施していると聞いております。大分県教育委員会では、現在4名の社会人に対して特別免許状を授与しておりますが、免許所有者が極端に少ない私立高校の看護科の教員確保のニーズにこたえるための措置に限っております。県費負担する公立の小・中学校に対しては、教員1人当たりの年間約800万円となる教員の雇用計画や財政上の課題等の理由により、特別免許状の授与はしていないと聞いております。政府の構造改革特別区域推進本部では、教育特区を認定された自治体の取組に対して、評価委員会で検証を行っておりますが、市町村教育委員会による特別免許状授与では、教員の水準等の維持・確保、人物、学力、実務等を審査する教育職員検定の客観性・公平性、特定の分野に特化した知識・技能は有するが、教員としての指導力や教科の全体的な知識を備えているかどうかの判断基準など、実際の運用に当たっては解決すべき問題点も多いとされております。佐伯市で教育特区を検討する場合には、特別免許状を授与してまで社会人を雇用するニーズがあるかどうかの研究はもとより、こうした諸課題の課題が先決であると考えております。現段階では、本市では単独で採用する市費負担教員の導入は厳しい財政状況の中で非常に困難であると考えざるを得ません。その道のプロと言われる地域人材の活用については、現状の学習サポーターや特別非常勤制度で対応していきたいと考えております。議員御指摘のように、教員の活性化や意識改革については、佐伯市長期総合教育計画に基づき、教職員評価システムの充実や小・中一貫教育の推進を柱にしながら、今後も推進していく所存であります。議員におかれましては、今後ともさまざまな角度から建設的な御意

見をいただければありがたいと考えております。よろしく願いいたします。

議長（児玉忠義） 小野議員。

16番（小野宗司） はい、私に負けないぐらい時間を使っていただきましてありがとうございました。結局、言わんとするところは、私が言わんとするところは、佐伯市の将来、未来を誰が担うのか、皆さん方が好きな言葉、今も出ましたが費用対効果、子どもに掛ける、投資するこれは将来的にどれほどの効果があるものかこれは皆さんお分かりだろうと思います。その意味で1,000万だからできないというのでは何とも情けない。将来をどのように考えているのか。これは佐伯市の将来にとって非常に無責任な発言であり、あるいはまた佐伯市の子どもの資質を養う上では非常に不誠実な発言だというふうに私は思います。さて教育長、答弁いただきましたので教育長にお尋ねをいたしますが、先般、小学校6年生、中学校3年生を対象に数学・算数、国語、その3教科、全国学力テストが行われました。これは毎年4月の第4週の火曜日にやるというふうに決定をされているわけですが、この結果というのは9月に出ます。国から都道府県あるいは市町村、学校に伝えられる。ただし、一般に公開するかどうかというのはそれぞれの判断に委ねられております。佐伯市がこれをどのように取り扱うのかここで聞くことはありませんが、この結果の公表につきましては、いわゆる西中国、九州、主要14都市では非常にまちまちな対応を今考えております。今の段階でその中の5都市、これが公開をするそうです。一つの都市は福岡で未公開だそうです。公開をしません。あとの8都市これは未だに迷っている。いち早く公開をしないと決めたのは大分市、その理由はこれを公開することによって学校の序列化が起きると、その危ぐが。それともう一つは今回はデータを取るだけで公表をするという必要性を認めてないということでありますが、それに反して保護者はすべからず公開して欲しいというふうに思っております。このギャップをどのようにお感じなのかということだろうと思います。さて教育長、この学力テストこれは生徒の学力の偏在を要し、いわゆるデータとして調べるとというのが第一義であります。それより国として大きいテストに関して目的があるのを御存じでしょうか。これはですね、教えられる側の学力ではなくて教える側の指導力がこの学力テストによって図られているということです。つまり、それほど公の教育について学力の課せがついている。それ故に免許更新制というのが出てきているわけです。そしてさっき言いましたように免許更新制では、国の言う免許更新制では教師の質は上がりません。それはなぜか、それは単に30時間程度の講義を受けたところで資質が上がるわけがないからです。教育立市を目指します佐伯市としては、この学校現場の先生の教育力・指導力をアップさせることがこれは絶対的に必要なことであります。そのためにはこの教員免許を更新を待つのではなく、特区を申請して新たな風を吹き込むこと以外には私はないというふうに感じております。これにはもう一つ大きい意味があります。特区を採用して先生を増やすということ。これは当然市費になるわけですが、もう一つ大きい意味があるんです。単にそれだけではない、何か。この4月から佐伯市は四つの学校で小・中一貫校が始まりました。特に特科されるのは英語の授業ですね、小学校1年から英語活動の時間、5年から英語科という教科が新たに生まれる。そして兼務制をとり中学校の先生が小学校に乗り入れができるようになった。更に言えば技能科の先生、図画工作あるいは美術の先生で3人の非常勤の講師を採用されるということで必ず何年かすれば結果が出てきます。来るでしょう。そうしたときに例えば近接する通学区分の違う所に住む児童あるいはその保護者があの学校に行きたいからと言って佐伯市に願い出たとき

に、学校選択制を未だ認めていない佐伯市はそれは受け付けられないこととなります。佐伯市では23年にこの選択制、学校選択制の導入の是非を決定するというふうに長期総合計画の中ではうたわれておりますが、その間、そういった子どもあるいは保護者の願いというものを担保するために、この先生方採用して特区に負けないような教育を施す。そのことによって教育を受ける権利あるいは機会均等、あるいは教育の公平性というのは私は担保されるというふうに思っております。そこにももう一つこの特区採用により免許を持たない先生を採用することに大きな意味があるわけです。さて市長、先日私あの佐伯市の普通科のいわゆる進学校の関係者の方と私的な時間を使ってあくまでも個人的な意見交換をいたしました。ここは断っておきますが、あくまでも責任のない個人的な意見交換です。その場で私はその関係者にこのように問いました。あなたの学校で純粋に学校の授業だけで生徒が一生懸命勉強したときに、国公立の大学ならどこを通す自信がありますか、このように問いました。するとすかさず答えられました。県内の国立大学だったら通す自信があります。しかし、それ以上の偏差値を持った学校になると塾あるいはそういった二次的ないわゆる補助的な勉強をしなければ少し難しいでしょうねというふうに言われました。同じ質問を同じ私的な時間を使って今度は大分市内の進学校の関係者にお伺いをいたしました。同じ質問です。その時の答えは、県内の国立大学それはあくまでも標準的です。当然、入って当然です。当然それより高い偏差値の学校を目指していますと。どここの学校ということは特定はいたしませんでしたが、この差、この差が実は保護者に敏感に響いているわけです。この差ゆえに実は大分市内の学校に選択肢を求めているわけです。そしてこれはさっき言ったように、先生の指導力の差があるかもしれない。そこで言われたのは、うちの学校の周りにはやはりそういった大手予備校であり進学塾これがある。それを有効に使っていると、それも一つの要因でしょうねということであります。佐伯市にはそれがない。それがないのであれば、そしてそれが効果があるのならなぜ佐伯市としてそれをやらないのか、1,000万でできないんですか。それは将来子どもを担うあるいは将来を担う人的な資源を流出する、とどめるときにそれほど高額なものなんでしょうか。もっと言えば、お金のことが理由になるのでしょうか。そのことを踏まえた上でもう一度答弁をいただきたい。先ほどと同じ答弁なら要りません。それは答弁書の中にも書かれておりません。教育長が将来をもっている教育のビジョン、その中にこそ私はその答えがある。あるいは市長が思っているまちづくりの中にこそその答えは私は隠されていると思う。それを是非ひもとして今日ここでお答えいただきたいというふうに思います。同じ答弁ならくどいようですが要りません。さて市長、私は度々教育委員会あるいは一般の行政、それはあるところで符号してるというふうに言っております。二、三回言っております。それは何か、一般行政の究極の目的はどのように市民にとって住みよいまちづくりにするかというまちづくりです。そしてまちづくりの根幹を担うのが教育、いわゆる人であるわけです。その意味で教育委員会と一般行政はそこで符号しているわけです。なぜそこをくどく言うかという、非常にこれは同じ要素がそれに絡み合っているわけです。先ほど教育の目的というのは、子どもを自立させることだと言いました。行政も今、親という国から自立することが望まれている、求められているわけでありまして。地方分権正にそう、この合併もそう、親が子どもを国の場合ですが見る、それだけの財政的な余裕がなくなったから、何とかお前もう自立してくれよというのが、隠すところのない私はこの合併であり、地方分権だというふうに思っております。ところが地方分権、つまり税源が移譲されるとなり

ますと子どもの方がそれを受けきれない、つまり自立できないわけです。なぜか、煩雑な事務それに対応する人材がないからです。ここが一番のネックだと言われている。つまり行政が自立するためには、先ほどの生きる力と同じように、行政にも生きる力が同じくいる。その中身は何か、それは確かな学力を持った子ども、もっと置き換えれば職員と言ってもいいのかもしれない。それと豊かな人間性それは地域と融合、交わるための豊かな人間性、それと借金をゼロにして健康な体、体力にすること。これが自立するための条件、そしてその中の根幹というものは確かな学力を持った人材ということ。それを育てること、これが自立、行政の自立につながるわけですし望まれている。その確かな人材、学力を持った子どもたちを育てるために何のためらい、ちゅうちょがあるのか。教育長お金の問題ですか、なぜそこでお金が出てくる。1億だろうがやらなきゃならないものはやらなきゃならない、それが佐伯市でしょ。これ以上激高はいたしません、この点に関して答弁があればお尋ねをいたします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 小野議員の再質問の中で、私に対して行政と教育のかかわり合いということでございます。特にその中で、費用対効果と言われたということで1,000万円の対応ということですが、このサテライト、私はこうした中でサテライトの効果というのは、小野議員は非常に絶賛していると思いますが、今いろんな中で、答弁の中にございましたように、インターネットの問題、特にこれは子どもが市として今基本的にやっていかなければならないのが小学校、中学校は行政の市の対応です。県の対応は高校という形で私は別れとんじじゃないかと。鶴城高校が佐伯市にあります。豊南高校もあります。鶴岡高校もあります。それぞれの三つの高校の公立高校に文理大附属高校というのがあります。それぞれの高校はそれぞれの高校としての特色を持った形でやっていかなければ、先ほど議員言われますように、普通高校が全県一区になるということでございますが、ちょうど私が市P連の会長をしておりました平成5年、6年の時に、大分市で合選の廃止という問題で大きく騒動しました。議員の言われるように学力差ということで相当騒動したんですが、結果的には今、上野・舞鶴というのは非常にそうした中で県下でも進学校としてやっております。またその時も普通科高校一本にということであったわけですけど、当時としては一本でなくてもう少し段階をみろうということで、先ほど冒頭の答弁の中に高校生がいなくなるんじゃないかということをおっしゃっておりますが、そういう状況では私はないと思っております。費用対効果ということではなくて、例えばサテライトが議員の言われるように本当に素晴らしいものかということについては、私はまだ熟知しておりませんが、教育というのはそこにおけるやっぱり教育の手段だと思っております。同じ答弁ということではなくて、私もそうした中でPTAの中で高校の再編成ということを経験した一員として、議員の言われる人材というのは確かにお金では用ができません。では今佐伯におる人が佐伯におるからそれだけの教育ができてないかと、私ははっきり言って大学行っておりません。大学へ行ってないとさっき言った大分県の国立ぐらいは誰でも行くんだぞと、九州管内の大分県の国立ぐらいは標準だぞと言うと、何かこう私たちは大学行ってませんもんですから、ちょっと違和感感じるんですけど、私は学校だけじゃなくて、やっぱり社会出た教育も必要だと思うんです。だから、それは個人におけるやはりその復習であり学習だと思っております。それはやはり自助努力が必要だと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 小野議員の再質問であります。基本的に小野議員と考え方は私も同感であります。生きる力をはぐくむためにどうしていくかということでもあります。それから今、重点的に質問されてる学力を高めることの重要性ということも十分認識しているつもりでありますし、そのために今、教育委員会としても努力をしているつもりでございます。そのことは御理解していただきたいというふうに思います。さて、特にまあ1,000万円がどうだという御指摘がありました。私は教育にかかるのに小野議員がおっしゃるように1,000万円が多いというふうに考えてはおりません。ただこれが今現在、本当に効果があるのか、ニーズがあるのかということを考えていったときに、現状でそれに教育費を考えることはどうなのかということ御答弁をさせていただいたわけでございます。したがって、先ほどから質問にあるように学力を高めるということで教師の指導力の工夫・改善ということ、指導力を高めるといことは、議員指摘のとおり重要なことだということに私も考えております。したがって、昨年から実施しております学力向上支援事業にありましても、この事業を実施しながら今自分の指導法がどういうふうにあるかということ振り返られるような形で教師に研修していただくようお願いをしております。そういうことでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（児玉忠義） 小野議員。

16番（小野宗司） かいつまんで。市長その私サテライトを絶賛しているわけではありません。誤解のないように。それが一つ的手段ですよ、有効な手段と私として思いますという意味で提言してるつもりであります。それに変わる案があるなら是非その案を私自身に教えていただきたい。その絶賛するということに思います。さて、なぜ私がその人材の流出というものをここまでこだわって言うかということ、また別の角度から申しますが、今地方と市長、中央非常に経済の格差があると、これ問題になっておりまして、全国の市長会でも非常に大きなテーマとしてとらえられてるんじゃないかというふうに思います。この格差を埋めるために、実は自民党の議員の中では地方共同税、これは法人2税ですね、事業税・住民税これ最大な格差は都市部で6.5地方とあるということで、これを何とかしようと、この配分の割振りを考えようと、そして面積と地方交付税と同じように人口、この割合で配分しようというような今研究をされています。もう一つ、今世間で非常に話題になっているふるさと納税ですね、納税制度、つまり育った所から出た場所。例えば、そこで都市部で出た、その都市部で払う住民税の一部を自分の出身地に納税しましょうと。確かにこれは受益の負担との関係で非常に問題がある。住民税というものはその住んでいる自治体からサービスを受ける代わりに税金として払う分ですから、いわゆる受益のないとこになぜ負担するかという問題と税務上の問題があるわけですが、いずれこの問題非常な論議になる。仮にですよ、仮の話で恐縮ですが、これがそのまま法制化され、ふるさと納税制度が認められたときに、一番多感な愛郷心の育つ高校時代あるいは今県立の中・高一貫校を出た。中学受験として中学生の間でももう出ていく時代になっているわけですが、その多感なときに佐伯地区からよそに出た子どもたちが大人になって果たしてよそで暮らしたときに、この佐伯市にその1割を払ってくれるんでしょうか。愛郷心はどこで育つんですか、原始的な話をしております。やはり18歳まではここで過ごさせる。そのためには教育施設がいるということ、これが根本原理なんです。これが今危うくなっているではありませんかと、そうであれば行政としてここを何と

か手当てする必要があるんではありませんかという意味で言っております。何も大学を出る、あるいは高校がうんぬんとそういうことを言ってるわけではない。やはり地域の財産というのは人材、子どもたちなんです。その子どもたちに愛郷心が育つ一番大事なときに都市部に出る。それは佐伯市としていかなものですかと言っております。その点、今日の答弁非常に私は将来の佐伯市にとって不誠実な答弁だというふうに思います。あるいはまた責任のない答弁だというふうに思います。願わくば今日皆さん方からいただいた答弁は、私の第1回の質問の時にこのくらいの答弁をいただきたかった。そうすれば今日3回目、更に突っ込んだ質問ができたというふうに思います。そのことは非常に残念です。そのことを申し上げまして終わります。

議長（児玉忠義） 以上で、小野議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後2時37分 散会

平成19年 第4回

佐伯市議会定例会会議録

第5号 6月14日

第4回 佐伯市議会定例会会議録（第5号）

平成19年6月14日（木曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1 番	三 浦 涉	2 番	高 橋 香一郎
3 番	川 野 紀久雄	4 番	曾 宮 司 好
8 番	後 藤 幸 吉	9 番	江 藤 茂
10 番	清 家 好 文	11 番	矢 野 精 幸
12 番	矢 野 哲 丸	13 番	河 原 修 仁
14 番	宮 脇 保 芳	15 番	佐 保 曉
16 番	小 野 宗 司	17 番	肥 後 四々郎
18 番	榊 田 穂 積	19 番	村 尾 清 一
20 番	井野上 準	21 番	河 野 豊
22 番	下 川 芳 夫	23 番	柳 井 二 生
24 番	泥 谷 和 喜	25 番	菅 原 忠 己
26 番	和 久 博 至	27 番	日 高 嘉 己
28 番	渡 邊 邦 壽	29 番	染 高 矢 玉 夫
30 番	児 玉 忠 義	31 番	甲 斐 迪 彦
32 番	狩 生 寿 一	33 番	廣 瀬 精一郎
34 番	吉 良 栄 三	35 番	高 司 政 文
36 番	浅 利 美知子	37 番	河 野 周 一
38 番	玉 田 茂	39 番	河 村 松 一
40 番	児 玉 輝 彦	41 番	村 松 田 德
42 番	戸 山 盛 喜	43 番	寺 島 孝 幸
44 番	土 師 辰 英		

欠席議員の氏名

な し

出席した事務局職員の職氏名

局長 吉岡 定光

説明のため出席した者の職氏名

市副教	市 育 務 部	長	西 塩 武 大 久 三 田 菅 川 河 戸	嶋 月 田 鶴 保 原 崎 人 野 高	泰 厚 隆 直 成 信 俊 宣 伸 公	義 信 博 己 太 行 誠 邦 行 生 人	教 育 次 防 局	上 浦 振 興 局	弥 生 振 興 局	直 川 振 興 局	宇 目 振 興 局	鶴見振興司	米 水 津 振 興 局	蒲 江 振 興 局	長	長	川 高 大 加 御 手 曾 安 浜 高 児	島 橋 鶴 藤 洗 宮 藤 野 治 玉	ふみえ 忍 信 義 二 清 美 弘 郎 康
-----	---------	---	-----------------------	---------------------	---------------------	-----------------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-------	-------------	-----------	---	---	-----------------------	---------------------	-----------------------

議事日程第5号

平成19年6月14日(木曜日) 午前10時00分 開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

議長(児玉忠義) 本日の平成19年第4回佐伯市議会定例会第11日目は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(児玉忠義) 日程第1、一般質問を行います。

前日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、寺島孝幸君、2番、河野豊君、3番、高司政文君、4番、後藤幸吉君、5番、土師辰英君、以上の順序で順次質問を許します。

43番、寺島孝幸君。

43番(寺島孝幸) 皆さんおはようございます。43番議員の寺島孝幸でございます。いよいよ一般質問も後半戦ということに入りまして、今日5人の質問者がありますけども、トップバッターを務めさせていただくことになりました。今回私は大きく3点についてお伺いをしていきたいというふうに思います。1点目は、佐伯市の道路整備計画について、2点目は、佐伯市の医療体制について、3点目は、河川愛護デーの取組についてお伺いをいたしたいというふうに思いますので、執行部の皆さんの前向きな御答弁をよろしくお願ひしたいと思ひます。

早速、1点目の道路整備計画についてお伺いをしていきたいというふうに思ひますが、小さく5点についてお伺ひしていきたいというふうに思ひます。まず小さな1点目ですけども、この問題については、一般質問でなぜというような感じをお受けかと思ひますけども、東九州自動車道の進ちょく状況、開通は何月何日になるのかということ、これまでいろんな所です、いろんな方が発言しているのにまちまちな状況でありましたし、平成20年の春とか、あるいは国体前の9月とか、以前は19年度末というようなことで、この自動車道の開通時期を示されておりましたが、一体いつなのかははっきりした日程を示していただきたいということでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。小さな2点目は、217号バイパス脇・臼坪間の進ちょく状況と開通予定ということで、これも泥谷議員の質問で答弁があったと思ひますけども、よろしくお願ひしたいと思ひます。また、国道10号線から小田・脇間の工事計画、それから臼坪・駅前間の工事計画、開通予定を示していただきたいというふうに思ひます。3点目が、豊後水道交流ふれあいトンネル橋梁整備事業の進ちょく状況と今後の計画を示していただきたい。また、この事業は蛇崎門前線の橋梁、新稲垣橋とどちらを先にするか優先順位を佐伯市として明確に示すようにと、これまでの経過をお聞ひしていま

すが、市としてどのように、これまで協議を進めてきたのか、今のままではどちらも進まない状況で、佐伯市にとってよくないと思いますが、市長の御見解をお聞かせいただきたいと思います。4点目が、農免道路、櫻野上城線の進ちょく状況と開通予定について示していただきたいと。それから三浦議員の質問でもございましたが、よろしく願います。5点目が、県道佐伯弥生線と現在の工事中の217号バイパスの交差点、鶴岡高校前より新たな都市計画道路、藤原高畑線が約150メートルほど進められて、そのことで一部佐伯弥生線はガードレールとポールにより遮断され、現在新たな藤原高畑線が使用されていますが、この道路は鶴岡高校前の交差点から約100メートルの所から急カーブして、また佐伯弥生線に急カーブで接続し、すぐ10メートルぐらい先に交差点があるというようなことで、非常にこの間の交通は危険な状況になっています。今年の4月末には、スーパーマルミヤとアタックスの出店で交通量もそのため大変多くなっておりまして、事故も多くなったと聞いております。佐伯市としてこのような状況をどのようにとらえているのかお伺いいたします。また、佐伯弥生線の一部遮断し、急カーブの道路をこのメイン道路として使用している理由をお聞かせいただきたい。それと今後の計画、いつまでこのような状況を続けていくのか示していただきたいというふうに思います。

次に大きな2点目の、佐伯の医療体制についてということでお伺いします。これは昨日も渡邊議員さんなり、あるいはそのほか、これまで4名の方が関連の御質問をしておりますので、ダブる点がございますが、よろしく願いたいと思います。小さな1点目として、県内各地域においても医療不足という状況から、救急指定病院を辞退するという病院が増えていくというニュースを見聞きしますが、佐伯市における医療体制についてお伺いいたします。5年前の状況と現状についてどのようになっているのか、現状を佐伯市としてどのようにとらえ対応しようと考えているのかお伺いいたします。小さな2点目として、佐伯市として市民の安全・安心を守るということでの医療体制の充実に向けた今後の対策・計画があれば示していただきたいというふうに思います。

大きな3点目として、河川愛護デーの取組についてということでお伺いいたします。小さな1点目として、毎年7月の第1日曜日を河川愛護デーとして河川の清掃活動を佐伯市全域で取り組んでいると思っておりますけれども、今年の河川愛護デーの取組についてどのようなことを計画しているのか示していただきたい。2点目として、地区住民で対応できない粗大ごみ等が河川内に見かけられます。市として、また河川管理者、関係機関に働き掛け、粗大ごみの撤去をしてもらいたいが、御見解をお伺いいたします。以上で質問を終わります。よろしく願います。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 皆さんおはようございます。一般質問も4日目になりまして、今日は寺島議員さんがトップバッターということでございます。道路整備計画についてということで、当局が直接タッチしてない部分がありまして、その中では国や県、また西日本高速への問い合わせの中での御答弁になると思っておりますので、その点よろしく願ひ申し上げたいと思います。その中で最初に質問がございました。東九州自動車道の進ちょく状況ということと開通日についてお答えを申し上げたいと思っております。まず、津久見・佐伯間、約13キロメートルにつきましては、西日本高速道路株式会社が施工しており、暫定2車線整備の通行有料区間であります。現在の進ちょく率は約80%に至っております。用地につきましては、2件

未契約状態ですが諸手続を終えて現在土地収用委員会での審理に入っております。この区間は山岳路線でトンネルが4か所、橋梁が17か所あり、全体の7割が構造物となっており、現在も8か所で工事が進められております。トンネルにつきましては、津久見トンネルが完成していますが、最も長い尺間山トンネル、これは仮称だと思えますけど、2,600メートルは3月28日に貫通、残りの西の内トンネルと床木トンネルは9月ごろの貫通を目指しているとのことであります。その後、舗装工事を始め照明施設や植栽工事など行って完成となりますが、西日本高速道路株式会社としては、大分国体前の9月を完成予定としていましたが、前倒しして来年の春の開通日を目指して工事を進めております。開通の年月日につきましては、大変厳しい工事の工程と伺っており、現時点での進ちょく状況から、明確な日時を決定することは困難だとのことでございます。佐伯市といたしましても1日でも早い開通ができるよう西日本高速道路株式会社と連携しながら工事を進ちょくしてまいりたいと思っております。他につまきして担当部の部長より答弁させていただきたいと思えます。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 道路整備計画についての御質問のうち、東九州自動車道につきましては市長から答弁がありましたので、私の方からは、それ以外の道路整備計画についての御質問と河川愛護デーの取組についての御質問にお答えいたします。まず、国道217号佐伯弥生バイパスの進ちょく状況と開通予定についての御質問にお答えします。脇・臼坪間第1期工区につきましては、泥谷議員の質問でもお答えしましたように、これから仮称鶴岡トンネルの脇側の工事に入っていく、平成20年度の大分国体までの開通を目標に取り組んでいるところです。また、国道10号から小田・古市間の第2期工区につきましては、古市地区側の用地取得が三浦議員からの御質問で約80%進んでいるとお答えしましたが、現在までに約90%の進ちょく状況であるとのことでございます。小田地区側につきましては、今後用地測量等の詳細な調査に着手するとのことであります。さらに臼坪・駅前間の第3期工区につきましては、現在施工中の第1期工区及び小田・古市間の第2期工区の進ちょく状況を見ながら着手時期を検討し、早期全線供用に向け努力していきたいとの回答を得ているところでございます。次に、豊後水道交流ふれあいトンネル橋梁整備事業についてですが、事業主体である大分県によると、現在本事業関連で国土交通省が行っている番匠川高潮対策事業に合わせ、県道梶寄浦佐伯線の改良工事を合併施工により実施しているところです。番匠川河口橋や新稲垣橋のような大型事業をどちらが先か、またいつから着手するかについては現在施工中の国道217号佐伯弥生バイパスを始めとする東九州自動車道関連事業や他事業の進ちょく状況を見極めながら、大分県とも協議を重ねる中で事業実施の順位並びに時期について慎重に考えていきたいと思っております。次に、農免農道、檜野から上城間の進ちょく状況と開通予定についてお答えいたします。この事業は県営農免農道整備事業として、平成4年度から実施しており、市道檜野1号線を起点とし、県道赤木吹原佐伯線に連絡する全幅7メートル、延長1,856メートルの2車線道路として開設を進めております。総事業費は約22億円で、平成18年度末の進ちょく率は事業費ベースで約88%となっております。今年度トンネル部の舗装や設備工事を始め、上城側の県道交差点改良工事などを行い、平成20年3月末の供用開始を予定していると聞いております。次に、鶴岡高校前の県道佐伯弥生線と国道217号佐伯弥生バイパス交差点付近の急カーブに対する御質問ですが、本工事は国道217号佐伯弥生バイパスが新設されるに当たり、県道佐伯弥生線と平面交差になるため、交差点改良に合わせ追加買

収をしないよう、都市計画決定された藤原高畑線の一部区間を共同施行し、暫定的に県道とタッチさせた線形としているところです。急カーブの道路をメイン道路としている理由は、供用されれば交通量が著しく多くなると考えられる国道217号佐伯弥生バイパスとの交差点をより安全に、さらに手戻り工事等が発生しないよう完成形としたものです。また、今後の計画についても都市計画決定に基づき、都市計画道路藤原高畑線の事業化をしたいと考えておりますが、現時点で事業化の具体的時期について、明言できない状況でございます。現在実施中の事業や他事業等の進ちょく状況を見極めながら都市計画道路藤原高畑線の整備の実施時期を検討していきたいと考えています。当面、急カーブで市道との交差点の見通しが良くないとの要望を地元から受け、信号機の設置について公安委員会に既に要望しているところだと聞いております。市におきましても公安委員会と大分県と協議しながら今後の安全策を考えていきたいと思っております。

次に、河川愛護デーの取組に対する御質問にお答えします。河川愛護デーは、佐伯市川を守り水辺に親しむ会の主催で実施しているところです。昨年度の総会で、市民総ぐるみで河川及びその周辺環境の美化に努めるよう、佐伯支部のほか各振興局ごとに支部を結成する組織改正を行いました。今年は、5月25日に佐伯市川を守り水辺に親しむ会の本部総会が開催され、7月1日の日曜日を基準に河川愛護デー美化活動を実施することとなりました。中央会場は7月1日、午前8時半より池船スポーツ公園で開会式を開催し、その後清掃活動を行う予定でございます。また、同日、旧佐伯市管内である佐伯支部全地域において各自治会ごとに清掃作業を実施する予定です。振興局ごとに設置されました各支部におきましては、6月から11月の間に各支部ごとに実施する予定です。今年で20回目を迎え、参加者も昨年の7,200人に比べ、今年は全支部で1万4,000人の参加が見込まれるなど、佐伯市の一大行事として定着しており、新佐伯市民総参加による河川愛護や官民一体となった快適な水辺環境の創出に取り組んでいきたいと思っております。最後に、河川内にある粗大ごみに対する御質問にお答えします。市としましては、粗大ごみ等について全体的に把握できておりませんので、是非情報等をいただきたいと思いますと思っておりますが、河川管理者にお願いをして、県管理河川、国管理河川につきましても、それぞれの管理者にお願いをして撤去してもらうよう働き掛けていきたいと思っております。市管理河川でそのような事例がございましたら、情報をいただく中で、市の方で対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） それでは医療体制について、佐伯県民保健福祉センターのセンター報を基にお答えいたします。平成14年4月1日現在の管内の医療施設の状況につきましては、病院9施設1,262床、診療所60施設223床、歯科診療所29施設となっております。平成18年4月1日現在では、病院9施設1,287床、診療所58施設174床、歯科診療所30施設となっております。病院が26床、歯科診療所1施設の増、診療所2施設49床の減となっております。また、医療機関従事者の状況を見ますと、平成14年12月31日現在の総数は1,294人、医師143人・歯科医師41人・薬剤師107人・保健師42人・助産師11人・看護師519人・准看護師349人・歯科衛生士51人・歯科技工士30人となっており、平成18年12月31日現在の総数は1,492人、医師147人・歯科医師42人・保健師41人・助産師10人・看護師612人・准看護師433人・歯科衛生士56人・歯科技工士31人で194人の増、医師4人・歯科医師1人・薬剤師13人・保健師は1人減・助産師も1人減です。看護師93人・准看護師84人・歯科衛生士4人・歯科技工士1

人増となっています。全体的には5年前に比べて施設・従事者ともに増加しているようでございます。ただ、診療科目等、脳外科・産婦人科等の内容については統計資料がございませんので把握できないのが現状であります。地域医療の医師不足と言われる中、佐伯市の医療機関は頑張ってくれていることに感謝を申し上げたいと思います。今後は、大分県・医師会並びに医療機関等の関係機関と連携を密にし、市民の安全・安心のため、脳外科や産婦人科のように不足している診療の改善が図られるよう努力してまいりたいと考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 寺島議員。

43番（寺島孝幸） 再質問を行っていきたいというふうに思います。まず、道路整備計画の関係で、小さな1点目の東九州自動車道の進ちょく状況、開通の時期ということで市長の方から御答弁いただきました。9月の予定だったが前倒しで来年、20年の春というようなこととございました。これまでもいろいろ開通時期がいろんなところですね、国会議員の方も言われたこともあるんですけども、いろいろ移動してきた。今の時期の中でもう来年の春で間違いないのかどうなのか。春と言えば大体3、4、5、3か月間ぐらいの大体時期を言うと思いますけども、大体どの辺になるのか、20年度内になるのか、21年になるのか、そこら辺についての御見解、大体の御見解がございましたら、御答弁いただきたいというふうに思います。それと2点目の217号バイパスの関係、昨日の答弁でもございましたけども、この217号バイパス第1期工事の関係が、この20年国体までの開通予定ということで、当初はですね私たちに説明があったのは、大体東九州自動車道の開通時期と併せて開通すると、そうでなければやっぱりバイパスとしてのですね、アクセス道路というようなことでの機能をやっぱり果たせないというような状況があったと思います。そういうような説明を受けてですねこれまで取り組んできたというふうに思いますけども、そこらのですね一番そういうことでセットとしてですね、やっぱり開通させていくということで、なぜ努力していただけなかったのか、努力はするけどもいろんな要因でそういうことになってきたのかなというふうに思いますけども、その一番大きな要因とされるのが何なのか、そこら辺についてもう一度ですね明確にいただきたい。そしてまた、国体9月までには開通だろうというふうに思いますけども、そういうことでいいのかどうなのか、再度念を押ささせていただきたいというふうに思います。それとあと、臼坪・駅前間のこれ第3期工事になるんですかね、この関係については今のところ全く予定が立っていないような答弁でございましたけども、これもやはり当初は全線をですね、この東九州自動車道と同じような感じで開通するというような話であったんじゃないかなあというふうに思いますけども、そこらがもうちょっとやっぱりこう引っ込んでだいぶトーンが下がってきておるんじゃないかなあというふうに思います。ここらについても早期にやっぱり着工して具体的なですね、いつからいつまでの期間で行っていくんだというようなことをですね、市としても関係機関に働き掛けながら、具体的なですね取組に是非のせていただきたいというふうに思いますので、この辺についてはもう要望にしておきたいというふうに思います。それから3点目のですね、豊後水道交流ふれあいトンネル橋梁整備事業の関係です。これは東九州自動車道、それから217号のこの事業状況を見ながら県と協議をしていくというようなことで、大変まあ私たち議員からすればですね、非常にまあ取組が遅いなあというふうな気持ちがございます。もうちょっとやっぱり、これ早く具体的にですね取り組んでいく必要があるんじゃないかなあというふうに思いますけども、これまで

やっぱり、市長も言われておりました新稲垣橋ですね、蛇崎門前線これと河口橋、このふれあいトンネルとの関係、ここはやっぱり多額な経費が掛かるということでどちらを先にやるのか、佐伯市としてやっぱり優先順位を示せということでなければ、県としても佐伯市の方針が固まらなければ具体的な作業は進められないんだというようなことで、これまで述べられていたというふうに思いますが、是非佐伯市としてですね、もう早くやっぱり河口橋をですね私は早期に取り組んでもらいたい。昨日のやっぱり鶴見地域ですね、やっぱり水対策、飲料水対策これ含めてですね、やっぱり早く河口橋を開通させて、そして水道管をやっぱり引いていくということで安心、そしてまた安全なですね、そういう市民生活がどこの地域でもおられるというような体制をですね、早くやっぱり佐伯市として取り組んでいくべきじゃあないかなというふうに思いますし、そのためにはやっぱり河口橋をですね、早期にやっぱり工事着工をできるような市長のやっぱり判断、政治判断というものをですねやっぱりしていくべきじゃないかなあと。今のままでいくとですね、この東九州道、それから217事業ですがね進む中で終わらなければ何か具体的な取組に入れないというような感じの答弁でございましたんで、早急にですねそういった形でやっぱり打ち出さなければこの事業が両方とも進んでいかないんじゃないかなあと、佐伯市にとってマイナスじゃあないかなというふうに思いますので、是非市長のそこらの具体的なですね、御見解をいただきたいなというふうに思います。それから5点目の佐伯弥生線と現在の工事中の217号バイパス、この急カーブした道路、これいつまでこういう状況で使用していくのかということで、あまりはっきりした答えはございませんでしたが、この今の217号バイパスが完成時期というような感じで受止めたんですけども、やはり完成して、そして早期にやっぱり藤原高畑線もですね着工していかなければ完成になりませんし、完成をしたらもともとの計画どおりのですね、佐伯弥生線はそのまま真っすぐ抜けるような道路にするのか、元の状況に戻していくのか、そしてまた高畑藤原線はまたカーブで接続するというのをやっぱりのけて藤原に接続するような格好にするのか。大体当初の計画ではあそこの217と弥生線、そしてまた、この高畑藤原線というのが5差路になるという計画でありましたんで、そういう格好になるのかどうか、そこらについて最終的にどういう格好にするということで計画してるのかどうか、それをはっきりですね明確に示して欲しいというふうに思います。それと今の交通安全対策としてですね、やっぱり鶴岡地区の交通安全協会、あるいは朝ですね、毎朝交通指導で立ておられる指導員の方、そうした人たちに対してのですね意見等をですね聞いて参考にしていって気持ちはあるのかどうか、是非そうした人たちへのですね意見を聞いて、より良い交通安全に対するの対策をですね組んでいただきたいなというふうに思いますんで、そこらについての御見解をいただきたいというふうに思います。

あと、河川愛護デーの関係ですけども、今年もですね7月の1日第1日曜に旧佐伯市は取り組んでいく。そして振興局の関係については6月から7月に掛けて、それぞれ振興局ごとに行うというようなことでもございました。中身についてはですねこれまでと同じようにやっぱりごみ拾いだけが主流になるのかなというふうに思いますし、河川の草・木をですね除去するということまではしないというのが基本的な方針だろうと思いますけども、それで今年もいくのかどうか。そしてそうなればですね、今城南中学の所ですね、ずーと城南中学側、あれ中江川になるんですか、川から一段降りた所に遊歩道でわざわざですね石組みの遊歩道を造っておりますけども、その辺についてかなりまあ草が生えて遊歩道としての

すねやっぱり役目を果たしていないような状況がありますんで、この辺について草刈りをするのかどうなのか、上の方の植栽をしておる植木、桜並木そこらについては草刈り、除草作業をですねしておるんですけども、遊歩道の関係については中の河川に降りた中の草取り等はですねされていないというような、活用されていない、しにくいような状況になっておりますんで、そこらについて今後どうするのか、そこらについての見解をお聞かせいただきたい。それと粗大ごみの関係ですけども、非常に私も周辺住民の方からです御意見いただきまして、川の中も見させていただきました。かなり何年も前からです放置されちよると言うか、そういうような状況で粗大ごみがあります。豊南高校の所からずっと番匠体育館あの付近までですみずーっと私も見せていただきました。まずやっぱり、自転車、それから車のタイヤ・ホイール、それからビニールパイプちゅいうかね、水道のビニールパイプみたいなそんなのとか、傘とか、それとかボートのもう沈んだやつとかです、そんなのまでありましたんで、こんなのはです市民のこういった河川愛護デーというときにです、そういう物までです清掃できるような状況じゃあございません。やはり市としてそうした市民に河川の愛護を呼び掛けるのであればです、まずやっぱりこういった物を撤去してきれいにする。きれいになった所にはなかなかごみも捨てにくいというような状況があると思います。そうしたことをまず、やっぱり行政としてです早急に取り組んでいただいて、関係者、管理者にそういうことを強く働き掛けていただきたいなというふうに思いますんで、この辺についての御見解をいただきたいなというふうに思います。

あと、大きな2番目の医療の関係ですけども、これもまあこれまで4名の方が関連の質問をしておりますんで、重複するということがあります。しかしまあ、西日本新聞にです、5月28日の新聞に掲載されておりますこの文書をちょっと御紹介していきたい。竹田市の竹田医師会病院が6月1日から救急告示医療機関、救急病院の指定を辞退することが分かった。常勤内科医の辞職に伴い、救急病院として対応できないことが理由、豊後大野市の公立おがた総合病院でも常勤内科医が相次ぎ退職する予定だが、後任の確保のめどがたっていない。途中抜かしますけども、県や竹田医師会などによると、内科医4人のうち、大分大学医学部が派遣していた2人を含め3人が5月末までに退職する。竹田市などは同大医学部に医師派遣の継続を要請したが、大学病院も人が足りず派遣することができないということで断られたと。退職した医師を補充できず診療科の休診や入院の受入れを停止した県内の病院は少なくない。今年4月から中津市の市立中津市民病院が産科を休診、津久見市の津久見中央病院が小児科で入院の受入れができなくなった。公立おがた総合病院では8月末までに大分大学医学部から派遣された常勤内科医3人が退職する見通しで9月以降の体制が見えない状況だ。県内の医師は約2,900人、厚生労働省の2004年の調査では、人口10万人当たりの医者数238.5人、県内はです。全国平均の211.7人を上回っている。なぜ地域病院で医師が不足するのか、これは先日の市長の答弁でございましたけども、背景には医師免許を取得した医師が研修先を自由に選ぶことができる新医師臨床研修制度、これが04年度に導入されたことがある。従来、医学部の医局が研修医を育て、研修終了後に地域の医療機関に派遣してきた。しかし、新制度の導入で研修医は待遇が良く、多くの症例に接することができる都市部の病院や大規模病院に集中、多くの地方の大学病院は定員割れとなっている。このため大学側が地域病院へ派遣していた医師を引き上げる例も目立っている。県は昨年12月医師求人情報提供サービスドクターバンク大分を設立、現在3人の登録があり、地域医療機関へのあつ

せんを働き掛けている。また、本年度中に県の防災ヘリに高規格救急車並みの機材を積み込み、大分県立病院の医師が同乗する体制づくりを進めているが、根本的な解決にはほど遠い。県医務課は医師確保に努力しているが難しい。地域病院での医師の技術向上支援や二、三年交代で地域病院に勤務するシステムなどが必要と国レベルでの支援を求めている。というような、途中割愛しましたが、こういうような記事が載っておりました。やっぱり佐伯の医療体制も先ほど答弁ありましたが、実際にはそんなに全体的なですね体制については不足していない。むしろ増加しているというような面がありましたし、しかしまあ、そうした科についてはですね、非常に極端に病院閉鎖とか、もう科をやめるとか、そういうような状況に追い込まれているのが、これはもう佐伯市だけじゃあないんですね。ほかの最近合同新聞でもかなり何回も載せられております。県としても拠点病院への集約化とか重点化、こうしたものも取り組んでいくような体制もですねありますけども、やはり日本全体としてはかなりまあOECDの加盟国のほかのですね国から比べればかなり医者数が少ないということを言われております。実際に合同新聞に出ておりますけども、そうしたやっぱり、これは2004年のですねこういった医療制度の変更、改革によってこうした今の状態をですね、出てきておるといふふうに私は受止めておりますんで、是非まあこれは佐伯市だけで取り組んでもですね非常にまあ難しい問題があるかと思っておりますんで、是非まあこういった大分県の中でも、地域の自治体がですね連携してやっぱり県に要請を出すとか、大分県としてやっぱり国にですねそういった制度改正、不備な制度、地域格差が生まれていくようなこういった制度をですね是非改善してもらいたいというふうな要請をですね、取組をですね強化してもらいたいというふうに思っておりますんで、その辺についての御見解いただけましたら、よろしくお願ひしたいというふうに思います。以上です。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 寺島議員さんの再質問ですが、担当課と思ったんですが、私の方から主なもんだけに答弁させていただきたいと思っております。最初にありました東九州自動車道の進ちょく状況ということで、最初に答弁申し上げましたように、2件の未契約のところがあると。こういう状態ですので諸手続を踏まえて現在土地収用委員会でも審議に入っていると。これが裁判が長引けばどうなるか分からないと、そういう形の中ではっきりした日付、月日が出せない。ただ春までにはやろうという方向でいっとるといふことで御理解賜りたいと思っております。次に、特に市長の考えということですが、河口橋について、これも私も非常に頭を打ってるんが河口橋の架かる灘地区が一昨年事故があって死亡されたと、あの改良工事がどうしても重複になるんで、河口工事が入ればあの工事は県は重複工事ということでなかなか進めるのは難しいんじゃないかと、またあそこには高潮対策事業というのが入っておりまして、そういう工事がなければまた高潮対策もできないのではないかと、そうした詰めをやってかないと私がここでどうしなさい、こうしなさいと言ってもやっぱり国と県との協議がいると思っております。そうしたことについては積極的に現在も一部しておりますが、そうした条件も整理しながらやっていかないとということも思っております。非常にそこだけやればということであれば簡単にできるわけですけど、そうした絡みがあるということもございますので、特に上流側は宅地防災事業として非常に立派な道路ができておりますが、ちょうどあの間がそうしたこともございましたので、そうした内部的な詰めもいるかなと思っております。

それから先ほど、このもう一件が医療についてですが、先般、戸山・泥谷議員の時も答弁申し上げましたように、大分県市長会として県また国に要望書を出しておりますし、九州市長会としてもそれに提案を取り上げるように要望という形で上げております。そして全国市長会ではこれ緊急決議という形で厚生省また内閣、それについての制度のあり方、地域における医療体制という形で全国的な展開でやらせていただいております。私ども一自治体だけでは大変でございますし、また地方六団体という形で先般佐伯市で大分県議長会がございました時に、その時の議案を見玉議長から見せていただきました時に、この件についても議会としても、市だけじゃなくて議会も一体となってやりましょうということの意思確認をしておりますので、あと先般も自治委員会の皆さんもお見えになりまして、こうしたことについても自分たちもやりたいということをお伺いしております。これは一自治体や一議会では問題なく大変な問題だという具合に私も認識しております。また、皆さん方についてもそうした点について御協力を賜りたいと思っております。あとは担当部長の方が再質問にお答えさせていただきますきたいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） まず寺島議員の再質問のうち、県道佐伯弥生線、それと都市計画道路藤原高畑線についての答弁からまずいたします。まず、藤原高畑線がいつごろ予定が今後あるかということにつきまして、これ都市計画道路藤原高畑線でありますので、この事業をするとなれば佐伯市の事業となります。現在市の方におきましては事務レベルでは大分県と協議をしている最中ございまして、現在市でやっております主な事業、都市計画道路臼坪女島線と市道も臼坪女島線でございますが、その事業を目玉として現在やっております。この事業の進ちょくがある程度めどがつかましたら、今度藤原高畑線の方の事業に掛かっていくかどうかについて県と詰めているところでございます。これが事業着手が現実いたしますと、藤原高畑線の完成が少しでも早くなるかと思っております。この藤原高畑線が完成しましたら、県道佐伯弥生線これについては交通量がかなり減るものと思っております。国道217号バイパス等交差点付近が5差路になるのではなかろうかという御質問でございますが、確かに旧佐伯弥生線、それと藤原高畑線が完成しましても5差路の形態は基本的には変わらないと思います。一応交差点改良をする中で少しでも安全な交差点設計に努めていきたいと思っております。

あと河川愛護につきましては、あくまでもボランティア活動ということでございまして、地域住民の方のボランティア作業、危険な作業とならない程度の作業でお願いしたいと思います。そういった意味で基本的には清掃はごみ拾いということにしておりますけれども、地域の事情によりましては、草刈り又は小さな木の伐採までやっている状況ではございます。あくまでも草とか木の伐採について市の方から強制的なお願いしてるわけではございませんので、ケガとかしない程度、協力できる範囲はお願いしたいなと思っております。あと中江川の遊歩道、これに草がかなり生えているということでございますが、これにつきましては、市と県で現地も調査しながら対応策を考えていきたいとは思っています。河川愛護デーの際に、ボランティアで草刈り等できる範囲はお願いしていきたいなと思っております。あと粗大ごみにつきましては、自転車とか傘・ビニールパイプ、多くあるとこのことでございますので、具体的にどういう場所にあるかもお聞きした上で具体的な大分県との対策、又は市の管理河川については市の方の対策を考えていきたいと思っております。情報提供はあとでもお

願いたいと思います。以上でございます。

議長（児玉忠義） 寺島議員。

43番（寺島孝幸） 東九州自動車道の関係、市長の方からそういうことで答弁いただきまして、問題点もはっきりしましたし、できるだけ市民にとってですね、早いですね開通を期待しておきたいというふうに思います。今後の取組もよろしく願いたいと思います。

あと、医療の佐伯の医療体制の関係、これも積極的に取り組んでいくということの答弁でございました。なかなか佐伯市独自の取組では難しい点がございまして、是非そういったことで、よろしく関係市とも協議しながらですね、取り組んでいただきたいというふうに思います。

それと河川愛護デーの関係、非常にまあ潮が引いたときに河川の上からでも見ればですね、すぐごみが、粗大ごみについては見えますので、是非市の方も目でですね、見て見えるような状況にありますから、是非調査をして早急にそうした除去をお願いしたいというふうに思います。今後も市民に対してもそういう河川愛護を呼び掛けるという啓蒙活動も大事だと思いますし、自治体みずからがやっぱりそうした体制を作っていくということで、市民もそうした啓蒙活動がより効果的になるかというふうに思いますので、よろしく取組み方を願って質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（児玉忠義） 以上で、寺島議員の一般質問を終わります。

次に、21番、河野豊君。

21番（河野豊） 21番議員の河野豊でございます。通告に従い、早速質問に入りたいと思います。まず、今回2点大きく質問を取り上げておりますが、1点目、佐伯市と旧藩主毛利家との現在のかかわりについて、小さく五つに分けて通告しておりますので、伺っていききたいと思います。まず1点目は、三の丸にあります文化会館について、この文化会館は昭和45年に建設され、以来この文化会館の底地は借地としてですね毛利家から借地料を払って借りておるというふうに聞いております。途中いろんな形で状況が変わったりとかそういうことも聞いておりますが、当初よりこの場所は毛利家の土地ということで借地料を払っていると、そのまず借地料と毛利家が所有権を有しておるんであろうその範囲をですね、お伺いしたい。これがまず1点目でございます。2点目は、これもまあ初歩的な質問ですが、三の丸 櫓門^{やぐら}を含め、佐伯鶴屋城址^{じょうし}全般の所有権はどこが有しておるのか。これを伺いたい。なお、小さな三つ目でございますが、毛利家の墓所、これは南郡の方、旧南郡の方等も馴染みがあるかないか分かりませんが、大概知ってると思いますので詳しくは言いませんが、養賢寺の裏山に大変立派な墓所がございます。これは史跡としての存在なのか、また現在も墓として使用されておるのか。これも史跡としての存在ならば所有権はどこにあるのか。この辺を伺いたいと思います。それと小さな4点目でございますが、これもまあ私の聞き間違い、あるいは判断間違いかもしれませんが、通告にもう既に上げておりますので、そのままストレートに聞きますが、かつて城山は毛利家より寄贈されたと聞いております。それについては永代使用料といった形で、どういう根拠かは定かではありませんが、私の聞き間違いならあとで否定していただければいいと思いますが、永代使用料として月50万、年間600万を毛利家に支払っていると、そういったようなことを以前聞いた覚えがありますので、この辺のところのお伺いをしたいなあと。また、ただし書きにもありますように、杉、そういった立木もですね以前は森林組合に頼んで毛利家が切っておったというようないきさつ等も聞いております

が、現在こういった立木もどこの所有になっておるのか、当然まあ佐伯市の所有であろうと思いますが、そこら辺もはっきりとお伺いしておきたいと思います。最後の5点目でございますが、現在、毛利家の資料、これを市は寄託を受け、大変立派な冊子に目録としてまとめております。これについては先般、以前にも私は質問に取り上げた中で、買取り交渉中というようなことで聞いております。どうなっておりますかというようなことを聞いたと思いますが、これについても経過及びこれからの展望をお聞かせ願えればと思います。これも実はただし書きをしておりますが、資料として佐伯文庫というのもこの一般質問の席で何度か取り上げました。現在こういった書籍についてもどこに所有権があるのか。これはもちろん、昭和50年に寄附された。要するに古文書とかですね、そんなんと一緒に現在の池彦の敷地内にありました毛利藩の蔵にありましたこういった書籍、それから古文書等は昭和50年の時に寄附されたという記述があって、そういった研究等もですねその時代からやってきると、当然寄附されたわけだから、今あるそういったもんについては所有権は佐伯市にあるんであろうと思いますが、ただ佐伯文庫は大変有名な文庫でありまして、全国にというか、現実には内閣府あるいは宮内庁にかなりの本が収蔵されております。そういったもんに対する所有権を、要するに内閣あるいは宮内庁と互角に所有権をやってもね、これはまあある意味マスコミのいい話題になるのではないかと、佐伯を売り込むには。最もおもしろいあれかなと、そう思っておりますので、その辺の大きな意味の所有権を聞いておるわけでございます。以上、佐伯市と旧毛利藩については5点ほど聞いております。答弁をお願いしたいと思います。

大きな二つ目の質問でございますが、職員共済会について、これも実は3月定例会の折に、私は市からこの共済会に年間1億5,000万近い補助金が出ておる。その使い道をお伺いいたしました。それに対しては、いろんな大まかな答弁をいただいております。ただし、この答弁において納得できない部分がありますので、再度しつこいようですが、お伺いしていきたいと思っております。答弁の中にですね、資金のそういった共済会の補助金の支給使途の中に、春祭りあるいは年末チャリティーショー、退職者を送る会等の福利厚生事業に約1,500万使うと、それと結婚・出産・葬祭等に対する給付事業に約1,200万円、事務局費として1,300万円と、こういうふうな形で答弁しております。約4,500万ぐらいの共済会の事業の資金使途。でそういった答弁を伺っておりますが、まず、春祭り、チャリティーショー、これは疑問と思うのがですね、予算にも計上されておるし、少ない予算でやっておると、随分市の職員たちは縁の下力持ちとして頑張っておるなど。このように敬服しておったわけでございますが、ある意味、そういったものに1,500万のお金が使われておるといったような形になるとですね、市民の皆さんはほとんどこういった祭りには手弁当で、あるいはボランティアでですね参加しております。そして祭りを盛り上げてくれております。市の職員は手当を付けて参加をしてるのか、そういったふうにも取れるわけでございます。その辺の使途の内容を再度詳しくお伺いしたいと思います。さらに2点目でございますが、共済会事務を佐伯市職員労働組合、要するに市職労へ委託をしております。こういうふうに先の質問でも承っておりますが、この委託金、要するに事務を市職労に委託するのであれば、当然委託金という形でしとるんであろうと、これがその事務局費の1,300万とどういう絡みをしとるのか、そこら辺をですね再度委託金幾ら、そういった意味で聞かせていただければと思っております。なお3点目でございますが、職員の福利厚生を目的とした共済会でございます。こ

れは当然我々も理解できます。結婚したり出産したりですね、そういったものに共済会の金が使われる。また一般会計から補助金が出てそういうものに使われると。これは当然だと思えます。ただしですね、一般企業にしてもですね、この福利厚生こういった事務は当然総務部辺りで、事務の中でやる仕事ですよ。そういったものを要するに行政事務ですよ、これをなぜ事務を市職労に委託せなならん。そこのところをお伺いしたいと。先般聞いた時にですね、共済会の最高責任者、市職労の最高責任者は委員長というそうですが、どちらも同一人物ですね。なおかつ事務委託を受けておる書記長、この辺も同一人物。総務部に席はあるそうです。ただしデスクはないと。これ先の質問の時にも少しだけ触れましたが、やみ専従あるいはこれは完ぺきに兼任ということでしたんでね。そういうもんにもつながるであろうし、なおかつそういった事務費等が1,300万、こういった形で使われておるのか、裏金、ちまたで随分問題になりました。そういったものにも結び付いていくんではないかなと。これは私の個人的な考えですから、その辺のところを再度お聞かせ願いたいと思います。総務部長大変答えにくい質問ではあろうと思いますが、軽くジャブを打ちましたんで、カウンターはストレートで短くお願いしたいと思います。以上で、質問を終わります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 河野議員さんから二つの質問が出ております。佐伯市と旧藩主毛利家との現在のかかわりあいについて、また職員共済会についてということでございます。これについて内容を見ましたときに非常に詳細なもんですので、私の方から職員共済会について全体的な考え方だけを答弁。詳細については担当部長から答弁させていただきたいと思います。佐伯市職員共済会は、地方公務員法第42条の地方公共団体は、職員の保健、元気回復、その他、厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。という条文の趣旨に沿って、職員に対する厚生制度の充実を図るため設置された組織です。本条では、職員の厚生制度に関する計画を任命権者が適正な状態で定め実施し、経費も地方公共団体で負担することを原則としていますが、レクリエーション事業を職員団体と共催することや互助会に助成金を出して冠婚葬祭にかかわる給付を行わせること。団体生命保険料の徴収や出納機関が行う等の便宜を図ること。職員の自発的なサークル活動に助成や施設を無償貸与するなどの便宜を与えること。あるいは職員食堂の経営や職員の生活協同組合に対する便宜の供与等、それぞれ自治体の実情に応じた方法をとることはさしつかえないものとしております。議員が言った趣旨と同じようなこと。佐伯市職員共済会は、このような背景の下、職員に対する厚生事業を効率よく行うため、旧佐伯市と職員組合との協議を経て成立したものと認識しています。ちなみに会員は市長を含む三役、また教育長、職員全員で職員組合執行委員長が理事長を務め、市長、副市長、教育長が顧問となっております。予算は会員から給料の月額1000分の4を会費として徴収し、それと同額を市が補助金として支出することを基本としていましたが、現在は行財政改革の観点から市の負担額を減額し、1000分の3を補助しております。なお、18年度当初予算ベースでの福利厚生事業の本市の公費負担割合は43.1%で、大分県平均の48.4%、全国平均の43.7%、これを下回っているような現状です。詳細につきましては、部長より答弁させていただきます。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） それでは、職員共済会についてのところの質問項目について、それぞれお答えいたします。まず、春祭り、チャリティーショーについてですが、ただ今市長から説

明がありましたように、職員互助会としての性格を持つ共済会では、冠婚葬祭に伴う給付事業、資金貸付事業、文化・体育・レクリエーション事業等を主な事業として行っております。春祭りやチャリティーショーへの参加については、直接職員の福利厚生につながるものではありませんが、市を挙げての行事であるため、職員共済会としても参加することが大切であるとの判断から、文化・体育・レクリエーション事業の一環として例年、積極的に取り組んでいるところであります。これにつきましては、職員は共済会会員として参加していますので、共済会の予算で踊り等の指導料、道具・衣装の費用等を負担し、勤務時間終了後に練習を行っております。イベント実施に掛かる市の予算とは関連いたしません。したがって、そういった意味で共済会といたしましては、手弁当で参加しているものというふうに考えます。次に、共済会事務を労働組合へ委託しているとのことですが、ただいま申し上げますとおり、職員の厚生事務は、職員の会費と市の補助金により共済会という組織の事務局で実施しているものであり、決して組合に委託しているというものではございません。また、共済会予算の事務局費等は事務局費812万円と財政安定化積立金500万円で、その事務局費の内訳は、人件費が584万、備品・需用費ほかで228万円となっております。最後の御質問も組合の委託に関してでございますが、同じく組合に委託しているというものではございませんので、御理解のほどお願いいたします。

議長（児玉忠義） 川島教育次長。

教育次長（川島ふみえ） 河野豊議員の御質問のうち、1番の佐伯市と旧藩主毛利家との現在のかかわりについて、御質問にお答えしたいと思います。まず、佐伯文化会館敷地料についてですけれども、会館の建設に際し、昭和45年2月16日、毛利高棟氏と賃貸借契約を締結しております。その時の対象借地は三の丸のみで、貸付期間は60年間、貸付料は年額120万円を10年間据え置き、その後の借地料は協議の上、決定するとしておりました。この契約に基づき10年後の昭和55年4月1日に契約内容の一部を改正しております。借地料は291万円に改定するとともに、借地料はその後3年ごとに改定し、消費者物価指数の上昇率を乗じた額を加算することとなりました。その上限は7%です。昭和57年5月8日に毛利高棟氏より城山の頂上部分、石垣の上の部分ですけれども、それから通称二の丸、三の丸、その他一部の飛地を除いた城山の寄附を受けることになりました。それに伴い賃貸借契約を改定いたしましたけれども、貸付物件に新たに通称二の丸、それと翠明台が追加されました。新しい契約には、賃貸借契約の期間を昭和57年4月1日から30年間、これが平成24年3月31日までとすること。借地料年額926万6,000円とすること。このうち600万円については30年間支払うものとする。残りの326万6,000円については、昭和60年4月1日に、それ以前3年の消費者物価指数に基づく物価上昇率を乗じた額、ただしこれ上限を20%としております。とそれに120万円を加算すること。それ以降、昭和87年3月31日、これが平成24年3月31日のことですが、それまでは前記の金額に物価上昇率、これも上限率20%です。これを掛けたものを加算することなどが盛り込まれました。したがって、この寄附は負担付寄附として当時の議会の議決を得ております。以後、この条項に基づき借地料のうち定額の600万円を除いた額は物価上昇率で改定してまいりましたが、物価下落により、平成12年4月1日の改定以来、556万1,160円で据え置きになっております。合計して年額1,156万1,160円を借地料として支払っております。以上が今日までの経過であります。次に、佐伯城址全般の所有権についてですけれども、頂上部分いわゆる石垣の上ですけれども、これは毛利神社の所有地、そして三の丸は毛利

家の所有地となっております。これ以外の区域で一部毛利家の飛地がございますが、それを除いた城山すべて佐伯市の所有となっております。三の丸 櫓門^{やぐら}も昭和50年に毛利高棟氏から旧佐伯市へ寄贈いただいております。次に、毛利家の墓所についてですが、歴代藩主及びその家族が埋葬されておまして、毛利家個人の墓所として菩提寺である養賢寺によって管理されております。次に、先ほどおっしゃいました永代使用料600万円ということですが、先ほどの経過の中で申し上げましたように、城山の寄附を受けるに当たり、賃貸借契約を新たにした時点で600万円を30年間支払うという内容が盛り込まれました。これによって、本契約時から30年後の平成23年度末まで毛利家へ毎年支払うものであります。なお、現在では文化会館用地、頂上部分、そして一部の毛利家の飛地を除いた城山の全区域が佐伯市の所有地となっており、この区域内にある杉等の木立もすべて佐伯市の所有物であります。最後の毛利家資料についてですが、平成元年3月に毛利家との間に寄託の仮契約を締結し、現在佐伯文化会館収蔵庫で保管しております。寄託資料の詳細については、議員もおっしゃいましたように、平成10年度から12年度に掛けて予備調査、13年、14年度に国庫補助を受け専門調査を実施し報告書を作成いたしました。仮契約では遺品の引渡し完了し遺品の内容を確認したのち、本契約を締結するという事になっております。既に専門調査も終了し、資料の詳細が確認できましたので、現在契約案を毛利家側に提示し、寄託の本契約に移行していただくようお願いしているところであります。現段階では購入等の話し合いは行っておりません。文化会館の建設等と総合的に考えていかなければならないと考えております。また、佐伯文庫についてですが、佐伯文庫として保存されております書籍については、昭和50年4月に毛利家から寄贈をいただいております。現在佐伯市の所有となっております。お話にありました国の図書館の方に寄贈された物については、所有権が国の方になっておりますので、また違った形で関係をつくっていかねばならないと思っております。

議長（児玉忠義） 河野議員。

21番（河野豊） 再質問をさせていただきます。まず順番で、佐伯市と旧毛利藩のかかわりについて川島次長の方から答弁いただきました。この議会で初めてじゃあないですかね、女性がこの執行部の席に座るっちは、私同級生で大変こうやりとりで少し戸惑う部分もありますが、男女共同参画の最たるトップをいくということで、おめでとうございます本当。明快な答弁。ただ一つですね、毛利家の墓については、これ現在も使用されておるのか史跡としての存在なのかと聞いておるわけですね、この点が若干さっき答弁の中で、所有は要するに養賢寺が管理しとるということですね、そういうふうに答弁していただきましたけど、要するにあそこはですね、これはすばらしい墓所ですよ、観光にも結び付くような墓所ですよ。前は入れてくれてたんですよ。ところが今はある程度制限しとるですね。まして管理っちは、しばらく行ってないんで分からないけどですね、前は立派な門があつたんですよ、そういった形で管理も行き届いておつたんですが、その辺の所有はねどこにあるのか。現在も使われてるんじゃないと思うんですよ。今の東京におる方が亡くなった人があそここの墓に入るわけじゃないでしょ。確か幕末までの墓でしょあれは。そういった意味であつたのは史跡としての存在なのかということ聞いておるわけですね、そういった意味で所有権が養賢寺にあるのか、要するに佐伯市が毛利藩から寄贈を受けたわけですよ城山全体を、城山の一画に位置するですよ、それはどこに所有権があるのか、そこを聞いたかつたんで分かれ

ばもう一度答えて欲しいなあと。それとさっきほかの件については、600万は永代使用料ではなく24年までの使用料というか、そういった契約の中で払ってきたということで理解しました。この件については24年で切れると。ところがですね、毛利家にしてもですね24年のときにですねこれが全部今1,156万1,160円ほど毛利家に要するにお金がいきよるわけですね。これが一気に24年になったらゼロ円になるわけですよある意味、そういったことが毛利家の思惑としてね、これテレビ見とったら困るけどね毛利の殿様が現在の、どういうふうこれから先の展開でねどういうふうになっていくのか、その辺も気になるところで、その辺のところを要するに、あと5年先ですからね今考えておくべきではないかなと私は思うから、この辺のところの所有権をいろいろ聞いておるわけで、そこら辺を踏まえて先を読んで、毛利家としては当然、1,156万もの金が入ってきたのが24年を境に一銭も入らんという形になったときに、今寄託しとる、寄託を受けとる資料とかね、そういった物はじゃあこれから先、佐伯文庫にしる所有権を主張してね、今までと同じように1,150万、1,200万ほどのお金をくださいというような形にならんとも限らんですよ。これは随分先になって、ましてや50年先、100年先になったときにね、これ所有権の問題ちゅうのは大きく変わってくると思うんで、その辺のところを踏まえてこれは確たるものはないと思うけど、できれば見解を伺っておきたいなと。これから検討していく答弁でもいいけどね、そういったところを気にしてこれ聞いておるわけです。それとこれはですね、文庫の書籍の所有権についてもね、私がなぜこんなことを聞くかって言ったらね、佐伯市の文化財行政そのものがですね、ものすごく後手後手ですよね立ち後れている。と私は思うとるんですよ。例えばですね、こういった文庫もねある意味所有権、堂々と主張してもいいと思うんです私は。例えば、さっき内閣とかね宮内庁にあるやつはもともと江戸幕府に献上したやつですね、それを明治維新そういうふう引継がれていっとるわけだけど、もともとは佐伯藩領民の年貢とかねそういったものを糧に八代当主が集めたものじゃからですね、こら佐伯市民にも権利があると思うんですよ。献上したから所有権は宮内庁ですよとかね、宮内庁だって江戸幕府から献上されたわけじゃあないわけね、時代の流れでそうっておるわけで、これはある意味物議を醸す意味で、そういった意味で所有権を主張してもいいんじゃないかというニュアンスで聞いておるんでね、ただこれに関連してですね、例えば、北の零年という映画がありましたね。これにですね佐伯藩の^{やはす}矢筈の紋が使われておるわけですね、こういったものにねやっぱり佐伯の文化課辺りが一番に気が付いて、これはクレームを付けるべきです。矢筈の紋^{やはす}というのは佐伯藩独特の日本全国1か所しかないわけです。こういったのがね、北の零年のあの映画の中に使われておるわけです。映画とか音楽とかいうのは著作権というのをものすごく主張しますよね、これを私は電話で抗議をしたですけどね、誰か佐伯のかかわる人がスタッフおらんかなと思って聞いたけど、なかったですね。いろんな意味でそういった観点からですね、向こうもある程度言い訳しよったですけどね、ただこういうものを主張して正当性があるのかどうかはそりゃ分からんけどですね。せめてやっぱり佐伯のそういった文化財とかそういうものに、行政マンとしてかかわるとるんであればですね、そういうものには抗議するぐらいの気概を持って佐伯の文化財行政というのを進めて欲しい。調べたりなんたりするのはね、学芸員でいいんですよ、行政マンとの役割ちゅうのはね、行政に携わっているあなた方の役割というのは違うはずですよ。佐伯文庫を集めて研究するのはこれは学芸員でいい。全国にちらばとるそういったものを集めて、あるいは内閣にけんか売ってでもね本来はうちの

もんですよっち言うて、けんか売るぐらいの気持ちで集めて持って帰るぐらいのことを、これはかなわんまでもするぐらいの気概でやるのが行政マンと、私はそれが行政マンの仕事じゃあないかなと思ってますのでね。これに対してはどのような見解があるか、まあ川島さん答えられたら教えてください。

それとですね、職員共済会について、これもまた市長、これは私がこういうことを聞いて大きくはね、なぜこの共済会事務を組合員に任せとるかとかね、そういった混同しとるんかという意味で聞いとるつもりです。だから委託はしておりませんという答弁でしたけどね、事実上はそういう形になつとるでしょある意味。比較するとですね、やっぱりこれ既得権とかそういった問題になるんだろうけどね、これは言えん部分があるかもしれんけど。前回質問した時にですね、市民の反応ちゅうかですねそれはもう私が思う以上にですね反応がありました。是非そういった意味で全国的に今言うやみ専従とかですね、裏金づくりとかいった形がクローズアップされとるんで、そういった意味で市民も関心があるんかかもしれんしと思いつつですね、また今回質問に挙げただけね。これ、この場で金額的なものをどういった使われ方かといった形でるこ説明を受けてもですね、あまり納得できるものではなからうという予測は立っておりますけどね、ある意味住民監査請求辺りをねさせてもらうのが本当はいいのかなと思いつつこうしております。できるだけそういうことは無駄な時間を費やさせるんでねしたくはないけど、まあ明瞭な要するに総務課にねこの事務をする、共済会事務を執るべきデスクをねやっぱり置くべきと私は思っております。別館に要するに事務局費として要するに人件費が584万とかいう形になると、やっぱり1人雇つとるんでしょうけどね、これはどこが雇つとるのか、要するに共済会事務をそうやつとる市の市職労が個別に雇つとるのか、市が臨時として雇つとるのか、ここら辺のところもね答えられたらお聞きしたいと思います。この人件費は市が雇つとるのか、共済会が雇つとるのか、共済会イコール市職労が雇つとるのかね。それにしてもやっぱり事務局費としてはかなりの高額な1,300万、当然先般も質問したようにね、その裏の別館は家賃もただ、水道・光熱費もただ、この部屋屋上にですねずらーとエアコンの室外機が並んでますよね、そういったもんの数から見てもねかなりの水道・光熱費は使つとると思うんです。そういったもんもすべてこの市職労に対しては無料で使わせとるといった形の中でね、やっぱりこの辺の金の流れ等をもっともっと、今までは市職労は別組織じゃからね前回はですね、そういった意味で追求する部分はあまりできんなという気持ちは持っておりましたがけど、よく考えたら共済会イコール市職労、そういった構図でしょ。それならずばずば聞いて答えられる分は答えて欲しいなと思っております。なおかつですね、もう一つ、さっき言ったようにチャリティーショーとか春祭りがね、確かに市の職員がおらんとこれはできんような事業です。そういった中でもやっぱり誤解の受けないような取組ちゅうかですね、これに1,500万も使われとる。春祭りが大体どれくらい使つとるんか分からんけど、仮に今650万ぐらいの市の予算かなんか組んでますよね、それプラスこういった金が出るとということは、逆に考えればですね、春祭りにそれだけの予算を組めばいいわけね、その分共済会にいく金を減らせばいいわけで、その方が会計は明瞭で市民の理解も得られるではないかなと私は個人的に思うわけです。その辺のところも、それぞれこの場で、それぞれほんならどの部分はどの予算を使いよるんかちゅことはね口答で言っても理解できんので、これはさっき言うたように後ほど、そういった詳しい資料があれば提出をしていただきたいなあと思います。以上、再質問いたします。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） えーと先ほどの答弁がちょっとあまりにもストレート過ぎたかもしれませんが、ちょっと見解の方を述べさせていただきます。福利厚生事業というのは、その実施に関しましては任命権者が主催をいたしまして、その費用も地方公共団体の負担とすることが原則とされているようでございます。そういった意味では、議員がおっしゃるように共済会という別組織を作ることなく、直接市が部署を設けて費用も全部市が負担して対応すべきというのが基本的な考え方かもしれませんが、現実的にはそういうふうにはなっておりません。先ほど市長が言いましたように、43%ほどの補助金を共済会に市が出し、そのあとの57%は職員の会費で対応しているという共済会の現実でございます。職員の福利厚生を推進するという観点から言えば、地方公務員法第42条の趣旨といわゆる労働組合が目指すもののがかなり部分一致するということが御理解いただけると思います。そういった意味から共済会という組織を別途作りまして、会費と公費負担をとということで分担しながら運営するという現実的な意味から、組合の関係者がする役員や事務局を一にするといった点については今一応支障はないものというふうに私は今のところ考えております。ただ、市長も申しましたように、行財政改革の一環で今福利厚生事業を見直す自治体がかかなり増えております。資料がここにあるんですけども、県下の18市町村の中で公費の支出の割合が半分、50%以上上回っているのは九つの市や町でございます。佐伯市はその18市町村の中で43.1%ですので、支出割合は低い方から5番目ということになっております。少ない方でございます。しかし、職員の福利厚生事業は労使共々行う事業でありまして、基本的にはその運営費は労使双方が負担するということが原則っていうのですか、そういった方がいいんじゃないかというふうに私は考えております。ただですね補助金の削減は今43.1%ですが、これはまあさらに行革の関係から推進しなきゃいけないということはあるんですけども、県下に一つ公費からの支出ゼロという所もございまして。そういうことは逆に法の趣旨に反することではないかというふうに考えております。それから先ほど人件費の分が出ましたけど、共済会の人件費は3人分ございまして、それは共済会の予算にきっちり入ってここから払っております。それから春祭りやチャリティーショーはですね、私が持ってる資料では、春祭りが26万円、チャリティーショーに11万3,000円ほどですので、先ほど私が言いましたような講師料とかですね、衣装料とかそういったものが主なものというふうになっております。そういった意味で現実の状況を踏まえながら共済会の方とも議論を重ねつつ、前向きにきちんと対処していく努力を重ねていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 川島教育次長。

教育次長（川島ふみえ） では河野豊議員の再質問にお答えいたします。先ほどの私の回答の仕方がちょっと曖昧で申し訳ございません。毛利家の墓地につきましては、所有権は毛利家の方でございます。確かにですね、あそこの雰囲気は大変すばらしいものがございまして、私もほかのあそこの花と緑の計画の時などにはあそこの雰囲気とかを計画書の方に盛り込ませていただきました。ただ管理の面からですね養賢寺の方がですね、あそこの入口の所に鍵を設けておりまして、普通のとときに皆さんが自由にお入りになるということが不可能になっております。それだけ大事にされているということがこれからの維持にもつながっていくのかなあとと思いますが、まだ現在の時点では佐伯市の史跡という扱いではございませんので、毛利家の養賢寺の管理の方にお任せしておきたいと思っております。2番目のですね、24年の3月31

日で切れまず借地契約ですけども、その後のことについては現在のところ具体的な話は挙っておりませんが、私たちの頭の頭の中にもこの1,100万円が毛利家にいなくなったらどうなるかっていうことは頭の中にいつもございます。先日の矢野精幸議員の方にもお答えいたしましたように、三の丸の今文化会館が建っているあの敷地ですけども、その利用方法については大切な佐伯市のまちづくりの核でもありますので、その後のことについては慎重に検討していかなければならないと思います。そのときにですね、毛利家と新たに借地契約を結ぶ、それからそれを買取るとかですね、いろんな話し合いになるのかなと思います。そのときには、もうこれは教員委員会という問題だけではなく、大変大きな問題になりますので、佐伯市としてこれはどのように取り組むかということを考えていかなければならない。それは議員がおっしゃったようにもう5年しかございません。そろそろそういう問題の立ち上げに入らんとはいけんのではないかなとも考えております。これを30年前にですね議会で掛けて御相談いたしまして、全協とかで何度もやってこれを寄附で受けるのか、買取るのかというふうに全協の方で何回もお話し合いをしていただいております。そういう形になっていくのではないかなと思っておりますので、そのときはどうぞよろしく願いいたします。最後の佐伯文庫についてですけども、国にあります佐伯文庫の一部でございますけども、本当に議員がおっしゃるような私たちの先祖が働いてその汗で買った物件であります。それは同時にある意味では国の宝でもあろうかなと思いますので、その国にあることをその所有権を佐伯市だということによって主張して、うちの方にいただくというのも一つの道かなと思いますけども、またその国の方で大事に保管していただくというのもまた一つの道かなとも思います。ただこれは全く公の考えではございませんので、それらについてもいろいろ文化行政の中で考えていきたいと思っております。で、ですね、先ほどおっしゃいましたけど、本当に私たちは文化に対する知識は大変少ないかもしれませぬけども、佐伯の文化に敏感であらんとはいけんなと、改め感じております。どうぞよろしく願いいたします。

議長（児玉忠義） 河野議員。

21番（河野豊） 再々質問はないつもりで私はここに座っておったんですが、ちょっと今気になることを総務部長の方から聞いたんですが、春祭り、チャリティーショーに使う金が二、三十万程度といったようなことをちらっと言ったんですけど、この間答弁ではね、春祭り、チャリティーショー、退職者を送る会等の福利厚生事業に1,500万は支出しとると、勘定が全く合わんことなるからですね、えっちゅう感じですが、これ言うたら福利厚生事業としてはあまり好ましくない名目ですよ、いろんなあれがあるかもしれんけど。それは共済会員の結婚式とかですね、出産あるいは冠婚葬祭、こういったもんとか旅行とかですね、本来一般企業であれば社員旅行とかね、保険とかそういったものに会社が掛ける保険とか、そういったものに使うのが福利厚生費と私は思っておるわけですが、そういった観点からするとですね、こっから先市長ができりゃ自分の言葉で答えて欲しいなあとと思うんですが、そういった金の出どころがそういうふうに大まかですね、1,500万のうちに春祭りとかチャリティーショーは二、三十万程度の金しか使ってないちなると、仮に使っても100万程度となるとあと1,400万ぐらいが退職者を送る会とかいうてもね、これだって金水苑を一晩借り切っても100万程度やろうと思うからですね、それからしたら随分勘定が合わんことなるんでね、またその辺のところをね、さっきも答弁の中に金額的なことを言わねばあーそうですかち、違う方にまた移ろうと思っただけ、ちょっとその分があるんでね、これまた冒頭言ったよう

に監査請求をお願いすべきかなと思っております。その辺は検討します、うちの会派でもね。ただ、市長にですね聞きたいのがですね、こういうふうに構図としてはですね、市長も企業人として要するに市長になっとるわけですね、共済会あるいは市の市職労とは全く何のかかわり合いもないわけですよ今日まで、言ったら義理もなければそういった貸し借りはないというようなふうに私は認識するわけですけど、今言うようにこういった会計とかですね、総務課でやれば済むことでしょこれは、ある意味ね。企業人としての考え方なら共済事務は。私はそこでね今財政改革うんぬんって市長が随分、佐伯市で財政改革をして財政を立て直すのが私の役目だというふうにおっしゃりながら日々やっとるんでね、そういった意味からこれは私は切り離すべきと、それが同じように続いてきた慣習でしょうけどね、こういったことをやっとるのが。ただねやっぱり先のこの根底に、私の個人的な根底にあるのは、先の県議選等でねやはり組合が押す、人を見て押しよるのか、よくことわざに森を見て木を見らんとか、木を見て森を見らんとかね、そういったことわざがありますけど。これは個人的な話で言っとるけどね、そういった意味でもね、大きくこの政治にかかわってくるですよこの市職労というのは、そりゃ組織として1,200人からおればですね、大きなかかわりです。そういったものを断ち切る意味でもね、この辺、金の流れにしたっておかしいわけだからですね、これは今の西嶋市長の財政改革の中で大なたを振るうべきと大きな言ったら市長のやるべきことじゃないかなと、何十年からのそういった慣習をねここでばしっと断ち切ると、組合と共済会とは全く違うんだといったような、そういった観点からですね。それを私はやるべきではないかなと思いますんでね、そこんところだけをお答えいただければ、生の声でね。市長言っとくけど、市長こうやって紙読むのは下手くそですんで、自分の言葉で言う方がうまいです。説得力もあるしね、よろしく。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 河野議員大変すいません。私は桁を間違えちゃって、春祭りが26万って言いましたけど、260万です。この中に例の竹灯物語に関する費用が100万入っております。それからチャリティーショー11万3,000円と言いましたけど、113万円です。大変申し訳ございません。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 河野議員から原稿を読むのは下手だと言われましたが、なかなか原稿を読まんといらんことをしゃべり過ぎるということで、あとでいろいろ問題を起こしております。まず一つはですね、今の城山をどうするかという話の中でのですね、これ河野議員御存じですかね、四教堂の方から三の丸について、大手前の三余館について、こういう具合にしたらどうかという要望が出ております。こうしたこともですね、橋迫さんと話しながら資料館の話とかですね、毛利家とのかかわり合いもやっていかなければということで、いろんな角度から城山に関する点を受けてる点を報告しときたいと思っております。

それからまた、共済会につきましては、基本的には私は労組との別団体かなと、預け方、それは同一になっているというのが過去の事例であります。また組合だから関係ないじゃないかというようなことになるわけですけど、私の方も今、組合というのは職員をそうした中で管理者責任者としてですね、預かっていると。職員の福利厚生っていうことについては、組合と別の形でですねこの共済会の組織っていうのは必要だと。それから佐伯市の場合是一緒になってるということですが、これにはいろんなあつれきがあると思いますが、十分

また調査していきたいと思っております。また、選挙のことを言われましたが、これがもし共済会の費用が流れておればこれはもう言語道断だと思っておりますので、そうしたことについては十分チェックをさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 以上で、河野議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため休憩いたします。午後は1時から会議を開きます。

午前11時49分 休憩

午後1時00分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、35番、高司政文君。

35番（高司政文） 議席が遠くなりまして、出てくるのにちょっと時間が掛かりまして。35番、日本共産党の高司政文です。今回大きく二つを質問します。一つは、定率減税廃止による住民税の負担増について、もう一つは、林業経営と環境保全に対する佐伯市の役割についてです。まず、定率減税廃止による住民税の負担増についてを質問します。この問題で私は昨年の9月議会で税金・国保・介護・医療・障がい者福祉の市民負担軽減のためにというタイトルで質問した中で、住民税の負担増の問題を取り上げました。それは定率減税の半減や高齢者の非課税制度の廃止・縮小を受けて、昨年の住民税が大幅に増えたり、新たに課税されるようになったことへの対策を聞いたものでした。今回はこの6月から、定率減税の廃止に加え、住民税や国保税の負担軽減のための3年間の経過措置の縮小及び所得税から住民税への税源移譲の影響により大幅な負担増が予想されます。税務課の話によりますと、集合納税の通知書をきのう発送したそうですので、早い方は既に今日通知を受け取ったと思いますが、開けてみてビックリした方も多いと思います。そこで4点ほど質問します。まず、市民の住民税が増えることによる市税の収入増は幾らになるか。所得税の税源移譲の分がありますので、その分と純粋に増税になった分が分かるように答弁してください。次に、昨年から新たに課税になったり、各種控除後の所得が増えたりすることによる国保税や保育料、介護保険料、市営住宅の家賃等の負担が増えるケースがあると思いますので、その影響額がどのくらいお聞きします。次に、9月議会の時の質問で、住民税の負担軽減のために障害者控除の適用を要介護者全員に広げるということを質問して、そういう方向になりました。ところが年度末になっても市報にも載らないし、おかしいと思って聞いたところ、担当部間の調整や職員の周知等の体制に時間が掛かり、実施が今年度分、つまり来年度から適用することになったと聞いています。しかし、昨年に続き今年の負担増は大幅なもので、もう我慢も限界という声も聞こえてきますし、要介護者の方の負担も大きいものがあります。したがって、障害者控除については先延ばしせず、直ちに適用するとともに要介護者はどこのだれかということまで分かっているわけですから、対象者全員に通知をする。そういう手だてを取って欲しいと思いますので、お答えください。最後ですが、定率減税の廃止にからむ住民税・国保税の負担増は所得に応じて減免する。あるいは数年の経過措置を講ずるなどの措置が取れないかお聞きします。ちなみに国保税は定率減税の廃止とは直接関係はないですが、公的年金等の非課税措置が縮小されてる関係で、国保税が増えることもありますので併せてお聞きします。

次に大きな2点目として、林業経営と環境保全に対する佐伯市の役割についてお聞きしま

す。まず、森林の果たす役割についてと市政の中での林業に対する位置付けについてまとめて聞きます。このところマスコミで森林や林業の問題が取り上げられています。その背景には地球温暖化問題と森林とは密接に関係していることや日本の森林の4割を占める人工林が適切に管理できないため、さまざまな問題が生じていることなどが考えられます。そこで、市の認識として地球環境において、森林の果たす役割をどのように考えているか。また、今佐伯市の山林ではどのような問題が起きていると考えているかお聞きします。私は以前から佐伯市がよって立つ基盤は農林水産業であると言っていますが、中でも山を守り育てることが下流の農業・漁業の振興にとっても大事なことと考えます。そこで、市政のさまざまな分野の中で林業に対する位置付けをどのように考えているのかお聞きします。次に、佐伯市の林業の現状について、市全体の森林面積及び人工林の面積、市の保有する市有林の面積は幾らか、また市有林のうち除伐等を適切な管理を行っているのはどのくらいかお聞きします。次に、林業施策に対する市の役割と体制についてお聞きします。現在は地方分権の流れの中で森林法や各種林業施策において市町村の役割が増していると考えます。しかし、合併で大きくなった佐伯市において、その役割を果たしきれているのか疑問ですので、幾つかお聞きします。まず、合併前の旧市町村、特に本匠、宇目、直川に多いと思いますが、そこで行われていた林業関係の独自施策の中で、合併後廃止されたものあるいは縮小されたものはどのようなものがあるか。そのことにより林業経営や治山等にどのような影響が与えるのかお聞きします。次に、伐採の関係ですが、大分合同新聞の記事を見ましても伐採後に斜面がむき出しになって災害の危険性などが指摘されています。そこで幾つかお聞きします。伐採届が提出された際に、伐採後の再造林計画や作業路の問題など適切な指導を行っているのでしょうか。伐採そのものは問題があるわけではありませんが、無秩序な伐採は佐伯市の森林整備計画の達成に支障を来すのではないのでしょうか。その場合、森林所有者等に適正に実施すべき勧告を行うことができるようになってはいますが、実際に行っているのでしょうか。また、届出と違う伐採が行われた場合には、変更命令や遵守命令ができるそうですが、こういう点の発令状況はどうでしょうか。更には森林所有者等が市に請求する森林施業計画の取り消しもできるそうですが、どのように対応しているのでしょうか。また、無秩序な伐採が広く行われると現実の森林状況と森林簿のデータが一致しなくなるおそれがありますが、その点はどうかお聞きします。さらに現在の林業課の体制でこのような指導・監督ができる体制にあると考えていますか。できていない場合は、対策をどのように考えているのかお聞きします。次に、持続的な林業経営と環境保全についてです。佐伯の無秩序な伐採の背景には木材需要の高まりがあるとされています。しかし一方で、長年の林業不況の下で山村は過疎化、高齢化が進んでいます。このような中で山を守るためにも、また林業を地場産業として発展させるためにも、木材を循環的に利活用できる。つまり持続的な林業の確立が求められると考えます。そのためには、市としてどのような林業政策をとるべきだと考えていますか。今やっていることだけでなく、本来はこうすべきという点も含めてお答えください。木材の再利用という点で、昨年2月木質バイオマスエネルギーの調査結果が公表されましたが、現在の市の対応はどうなっているのかお聞きします。木材需要の喚起という点では他の自治体がやっている産直住宅のネットワークづくりや新築やリフォームなどで地元産材を使った住宅への助成制度などの施策についてどのように考えているのかお聞きします。最後に、無秩序な伐採と山の荒廃を防ぐために取りあえず必要なこと、できること

は何かということで、3点ほどお聞きします。まず、伐採の届出に際して、森林整備計画等に適用しない場合、変更命令が出せないかということ。次に、伐採後は針葉樹に適した場所には再造林を、例えば谷筋とかですね。そうでない場所には補助を出して広葉樹などを雑木、雑木のですね植林をうながせないかどうか。もちろん、自然にそのまま雑木林にでもなればそれでいいわけですが、下草も生えないような状況であれば植林することも必要だと考えます。最後に、山頂付近や尾根筋等は伐採後は自然林に返すことや無秩序な伐採、ここで何が無秩序かという概念が問題になると思いますけど、そういったものに対するですね罰則が適用できるなど、さまざま定めた山地保護条例みたいなものですね、制定できないかどうかお聞きして質問終わります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 高司議員さんの質問ですが、一つは定率減税廃止の住民税の負担増についてと、もう一つは林業経営と環境保全に対する佐伯市の役割ということで質問いただいております。その中で、何点かたくさんございますが、私の方から林業に対しまして、持続的な林業経営と環境保全についてという中で、木質バイオマスエネルギーの市の対応についてお答えします、ということです。調査結果による多種類木質バイオの利用資源量のまとめを見ると、特にバイオマス利用に可能性が高いと考えられるのは素材生産の林地残材、原木市場の残材、製材所の残材などがございます。それについてはこの2年前ですよ、この結果、バイオマスエネルギー有効利用検討調査ということですが、そうした中、バイオマスエネルギーの一環として、今年の4月には、佐伯森林組合が木材共販所から発生する杉皮を炭化させたエネルギーとして利用できる大型炭化装置が完成し、さらに来年度にはチップを利用した木材乾燥用のボイラーの設置を計画しており、利活用が期待されてます。また、チップやペレットボイラー等の利用の可能性についても現在研究してまいりたいと考えています。いずれにいたしましても、木質バイオエネルギーの有効利用については、利用資源の実態を考慮すると、市と連携しながら佐伯広域森林組合を中心とした電気・熱利用への事業実施が有効であると考えられます。今後、導入計画を進めるにあたり、具体的な策定調査が必要と考えております。次に、無秩序な伐採と山の荒廃を防ぐための山地保護条例についてお答えをしたいと思います。尾根筋等の人工林は、緑資源機構や大分県林業公社との契約林が占めています。契約林の中で、除間伐については緑資源機構や林業公社の計画に基づき施業されていますが、契約期間延長の際に十分協議し、自然林に返すということを考慮した指導を実施したいと思います。なお、林業公社においては、契約期間延長の際、施業方針が変更になり、間伐を繰り返すことで自然林の導入を図るとされていますので、将来的には自然林の導入が促進されるものと思っています。また、無秩序な伐採への罰則を適用する山地保護条例の制定につきましては、生産活動を規制することになりますので、林家や素材生産業者に与える影響が大きく、木材価格にも影響するものと思われるため、現状では条例制定までは考えておりません。しかし、現状を放置するということではなく、指導・監督を強化することを対応として考えていきたいと思っております。あと、その他詳細にありますが、担当部長より答弁させていただきます。以上です。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 高司議員の御質問の林業関係について、先ほど市長が御答弁申し上げた以外についてお答えいたします。御質問の項目が多いためかなり簡潔な答弁を

心掛けてみましたが、それによりまして、なおかなりの時間を要しますので御理解のほどお願いいたします。始めに、森林の果たす役割についてお答えいたします。森林の持つ多面的機能は、木材を生産するだけでなく、水資源のかん養や国土の保全はもとより、大気浄化などや生活環境を保全することにより、私たちの暮らしを支え、豊かにする働きがあります。このような森林の働きは、森林が健全でなければ十分に発揮できません。この森林を適正に保全することは佐伯市だけの問題ではなく、社会全体で支えることだと考えます。また、山林においての問題点として、県外業者等による無秩序な伐採や伐採後の林地残材が適正に処理されていないことなどが問題提起されております。次に2番目の、林業に対する位置付けについてお答えいたします。農林水産業は佐伯市の基盤であると考えております。山を守り育てていくことは九州で一番広い森林面積を有し、県内最多の蓄積量を誇っています。佐伯市にとりまして、とりわけ重要であると考えております。京都議定書にもありますように、森林は地球温暖化防止に非常に重要な役割を果たしており、二酸化炭素の吸収だけでなく、土砂の流出防止や農業用水への供給源としても、また良好な漁場の維持等になくはないものであります。当市も、林業は山を良くすることが農業や水産業も良くなると再認識し、農林水産業全体の問題として振興を図っていくことが地球環境の改善にも寄与できるとの考えで林業行政を進めております。次に、森林面積についてお答えします。当市全体の森林面積は7万8,528ヘクタールで、人工林面積は4万6,423ヘクタールです。そのうち、市有林の面積は2,426ヘクタールであります。次に、市有林のうち、除間伐等適切な管理はどのくらいかについてお答えいたします。市有林の最近の除間伐実績は、平成16年度の間伐が8.1ヘクタールで、平成17年度は除伐で3.6ヘクタール及び切捨間伐が9ヘクタールでございます。平成18年度は切捨間伐を7ヘクタール行っております。3番目の林業関係の独自施策の中で、合併後廃止及び縮小事業についてお答えいたします。市町村合併後廃止された事業は、木の家建築補助事業、間伐実施事業補助金、ほか五つの事業でございます。また、縮小された事業は、林地等崩壊防止事業補助金、有害鳥獣駆除事業、ほか一つの事業があります。次に、林業経営や治山等の影響についてお答えいたします。廃止された事業の木の家建築補助事業についてでございますが、事業を実施していた旧本匠、宇目、直川の住民にとっては、木造住宅を建築したときの補助制度がなくなったことは後退したと考えられますが、合併協議会の調整の中で、地域の一体性・財政的観点から廃止したものでございます。今後についての回答は、質問四、三で同じ質問がありますので、その時点でお答えをいたします。そのほか、間伐実施事業補助金ほか、五つの事業につきましては、県の補助事業が充実され、各補助事業実施要綱に基づき事業を展開していますので、影響はないものと思われま。次に、縮小された事業の林地等崩壊防止事業補助金ほか、二つの事業についても県の林業振興事業であり、補助率についても県の基準に基づき実施しておりますので、影響はないものと思われま。次に、伐採届が提出された際の指導等についてお答えいたします。伐採届の受理は、伐採する森林の所在場所により本庁林業課又は各農林水産分室で事務処理を行っております。まず、伐採森林が保安林でないかを確認し、保安林の場合は県への許可申請となります。普通林の場合は現地調査を必要とする届出書の場合、現地確認調査を実施し、森林法及び佐伯市森林整備計画に適合しているか否かを審査し、適合していると認められる場合には適合通知書を届出者に交付いたします。適合していないと判断した場合には、届出者に対して指導・助言を行い、適正な伐採届の提出をするように指導を行っております。伐

採届出の再造林計画欄に造林の計画が記載されている場合は、適切に造林が計画された年月に実際に行われているか県と協力し再造林現地確認調査を行っております。この調査時に、適宜作業路等の確認も併せて行うようにしております。なお、植栽されていなかった場合や再造林計画欄に天然更新と記載された場合は、森林所有者に対し、植栽の依頼を文書や訪問指導を行い、天然更新の場合は適切な更新を確保するものとし、一定期間経過後にまた現地を確認し、更新状況がよくない場合は、植栽等による確実な更新を行ってもらうよう指導しております。次に、無秩序な伐採についてお答えいたします。森林法の規定に基づく伐採及び伐採後の造林計画の届出書の提出の必要性については、適宜「市報さいき」に掲載し広報を行っておりますし、昨年度は県と佐伯市の共催で森林法に係る伐採等の手続に関する説明会を行いました。さらに公共工事等で森林の伐採等を行うと思われる佐伯土木事務所、県南部振興局、市役所の関係各部所にも通知文を発送して周知徹底を図っております。このような取組の結果、伐採届出の受理件数もかなり増加し、無届出伐採は減少しているのではないかと考えております。御質問の無届伐採に伴う勧告については、現地の伐採が終了し、伐採届出がない場合ですが、勧告を執行する前に森林所有者等に対し伐採届出を提出してもらい、始末書などを添付するよう指導しております。また、現地が伐採中であり、伐採届出がない場合は伐採を中断してもらい、伐採した箇所については伐採届出の提出を指導して、併せて始末書の添付を指導しております。さらに、伐採予定箇所については森林法に基づき提出してもらうよう指導を行っております。このようなことを踏まえながら現地調査を行い、佐伯市森林整備計画に従わない伐採業者等に対しては、適正な伐採及び造林のための指導や助言を行い、それでも従わない場合は勧告を行うこととなります。勧告にも従わない場合には行政手続法に基づく意見陳述を行い、森林法の規定に基づいた伐採計画の変更命令や遵守命令を執行することとなります。以上のような経過処置を執りますが、現時点では勧告や変更命令又は遵守命令等の行政執行はこれまでしてはおりません。次に、森林所有者等が市に請求する森林施業計画の取り消しのことについてお答えをいたします。森林施業計画は、森林所有者みずから計画を立てるものと森林組合等が計画を立てて佐伯市に提出するものがありますが、これまで取り消しといった事例はありません。また、森林施業計画の認定の取り消しについては、認定森林所有者には支援措置が与えられますが、認定が取り消しになった場合、団地内の森林所有者全員が計画始期にさかのぼって優遇税制・森林整備地域活動支援交付金等を返還する必要が生じてまいります。次に、森林状況等森林簿のデータについてお答えをいたします。国土調査が終了している森林や森林施業計画により森林組合等が測量している森林については、その情報をデータ化していますので森林簿とのデータは一致しております。ただし、現在森林の国土調査を行っている地域がありますので、この部分につきましては、合併前の旧市町村のデータから作成をしております。次に、林業課の体制についてお答えいたします。現在の林業課の体制は、林道の開設や改良、維持管理などを行う森林土木係6名と森林施業等の指導・監督・有害鳥獣対策等を担当する林務係3名、それに課長の10名体制で行っております。また、各分室に計、森林土木6名、林務6名が配属されております。この体制で行っていますが、事務量が非常に多く、森林土木、林務とも手一杯の状況となっております。議員御質問の林業施業等の指導・監督・森林状況の把握等につきましては努力を続けておりますが、事務量の関係で十分ではない部分もあるかと思っております。特に、現地での調査・指導には山の中ということもあり、時間と人員を必要とします。現在の人員体

制では十分な対応は困難であると考えておりますが、今後、人員及び体制について、効率や地域の実情等を考慮しながら、来年3月をめどに検討していきたいと考えております。次に、4番目の佐伯市の林業政策についてお答えします。佐伯市の人工林の杉・ヒノキの年間成長量は369千立米であり、森林資源は充実しております。地域から生産される木材が建築材料のみならず、バイオマスとしても利用され、健全な森林の育成につながる循環利用が可能となるような体制づくりが必要と考えております。その一環として、戦後造林しました人工林が伐期を迎え、木材の搬出増加が見込まれることから、佐伯市宇目の田原地区に集出荷施設用造成事業を平成18年度から2か年計画で整備を行い、木材供給体制の充実を図っております。また、新たな加工体制づくりとして、森林組合が現宇目共販所に地域材の利用促進を図るため、新規製材工場や施設の導入を来年度計画しております。今後、間伐などの森林整備を進める上で林道や作業道の生産基盤整備を行うことにより、木材生産コストの削減を図っていくことも地域林業の発展につながることでと考えております。また、県振興局、森林・林業班が事務局となっています流域林業活性化協議会の中でも、この課題について研究したいと考えております。次に、地元産材を使った住宅への助成制度などについてお答えをいたします。佐伯市における地元産材の需要拡大と市への定住促進を促し、居住環境を実現するためにも地元産材を使った新築の木造住宅建築者に対する助成制度につきましては、合併前に、木の家建築補助金等の事業として実施されておりました。この事業につきましては、合併協議会審議で管内の一体性・財政的な観点から廃止とされましたが、現在、この事業の復活を図るため、林業課の方で40坪程度の木造住宅を建築した場合に梁・桁を何本程度使用して、費用はどのくらい掛かるのか、そういったところを調査しております。この調査結果に基づき、今後地元産材の需要拡大を図るためにも、助成制度の確立に向けた取組を検討してまいりたいと考えております。5番目の伐採の届出に際して、森林整備計画等に適合しない場合についてお答えいたします。佐伯市森林整備計画に適合しない伐採届出の変更命令の執行については、先の質問でお答えいたしました。届出伐採森林の現地調査を行い、適切な伐採及び造林のための指導や助言を行います。それでも従わない場合は勧告を行うこととなります。それでもなお従わない場合は、行政手続法に基づく意見陳述を行ったのちに伐採計画の変更命令を出すこととなります。次に、伐採後の植林についてお答えいたします。保安林は、保安林の伐採後2年以内に造林を行う義務があり、県の指導のもと、植栽作業を森林所有者等と協議して植栽を行っております。普通林の場合の伐採跡地については、人工造林又は天然更新補助作業は原則として森林所有者が実施するものでありますが、県、市町村、森林組合など関係機関が連携を取りながら補助事業等の活用に関する指導・助言を行っているところでございます。また、再造林を実施する森林所有者に対しては、適地適木の指導を行い、杉・ヒノキ又は有用広葉樹等の樹種の植栽をお願いし、その植栽に対し、造林補助事業、再造林促進緊急対策事業などの補助事業を有効活用して実施しております。その他の植栽については、森林環境税事業や緑の募金事業で実施する水源の森、広葉樹の森づくり事業等を活用して実施することは可能と思われれます。以上であります。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 高司議員の御質問のうち、1の定率減税廃止に関する質問の4点についてお答えします。まず1点目の住民税が増えることによる市税の収入増についてですが、定率減税は御承知のとおり、税額から一定の額を控除する措置で、平成11年度から景気対策

のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されてきました。平成17年度までは所得割額の15%相当額、最高限度4万円、平成18年度は所得割額の7.5%相当額、限度額2万円をそれぞれ所得割額から控除していましたが、平成19年度からはこの定率減税が廃止されます。この定率減税の廃止による市税の税収の増加は、課税対象や所得額が平成18年度と平成19年度ではそれぞれ違いますので、一概に推測はできませんが、平成18年度の定率減税額が約1億1,000万円程度でございましたので、今年度もおおむねこの程度の増収が昨年度に対して見込まれるものと思っております。次に、2点目の国保税や保育料、市営住宅の家賃等への影響額についてですが、国保税の所得割額は所得金額を、それから保育料は市町村民税が課税か非課税かの区分又は所得税額を、市営住宅の家賃は入居者の収入額をそれぞれ算定基礎としており、住民税額を算定基礎としておりませんので、住民税額が増えることによる影響は基本的にはないものと考えております。続きまして、3点目の障害者控除の今年度への適用と対象者への通知についてでございますが、障害者控除の適用は、平成19年4月1日から施行された佐伯市障害者控除対象者認定事務取扱要綱により実施したいと思います。この佐伯市障害者控除対象者認定事務取扱要綱では、障害者手帳を持っていない障がいのある65歳以上の方やその親族の方が障害者控除を受けようとする場合に、認定申請書を提出し、調査及び審査の結果、障害者又は特別障害者に準ずると認められた場合に認定証を交付します。この認定証により障害者控除が受けられることとなります。この認定証の有効期間は、交付の日から障害事由の存続する日までとなっておりますので、対象者の方には今年中に認定を受けていただき、必然的に来年度分の課税から適用していきたいと考えております。また、この認定対象者への周知についてでございますが、申請できる方は対象者本人のほかにも、先ほど言いましたように、親族の方も申請できることになっておりますので、市報等で積極的にお知らせしてまいりたいと考えております。次に、第4点目の減税についてでございますが、市の減免規定によりますと、佐伯市税条例第51条に、天災、その他、特別の事情がある者等、幾つかの事例に該当し、市長が必要と認める者に対して減免できることとなっております。国保税につきましても国民健康保険税条例第14条の2で定められておりますが、この定率減税の廃止は国の政策でありまして、今年度からこの減税を廃止し、いわば本来の税体系に戻そうとするものでございますので、これに対して減免措置をとることは適当ではないと今のところ考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） 再質問行います。ちょっと林業の問題ですね、質問が多かったので大変御迷惑掛けたと思っておりますけど、再質問ですね簡潔にいきたくと思っておりますが。まず、減税の関係ですけどね、ちょっとあの部長がですね、2番目の影響額の話ですかね、ちょっと事前にですね話をしたと思っておりますけど、定率減税そのものではね影響ないけど、いわゆるその前の年からの課税対象がですね広がることで影響があるわけで、それをちゃんと事前にですね、そういうふうに言ったと思うんですね。だから全く影響がないということじゃあなくて、保育料にしてもですね、市営住宅の家賃にしても影響あるわけですから、ちゃんと事前に言ったことをですね、きちんと守っていただきたいなあと思っております。それから実際にですね定率減税のですね廃止でねどのくらい増えるかと言うとですねちょっと試算を、一般的にはですね大体、例えば45歳でですね500万ぐらいの年収がある方が扶養家族3人いた場合ですね、6,300円月額がですね、これが1万2,800円になるんですね、おおむねサラリーマンの方では

すね2倍ぐらいの住民税になります。それから自営業をされてる方もですねやっぱり2倍ぐらいになってですね300万ぐらいの程度の方がですね大体年間10万から20万ちょっとぐらいにですね住民税額が上がるようです。それで私も自分のですね、どのくらい上がるのかと思って多分今日通知が来てると思いますがね、事前に税務課の方に聞いたらですね、総額は言えませんが、国保とですね介護保険料と市民税ね、合計ですね8万9,300円上がってるんですよ。収入はほとんどね変わりません。私議員の報酬だけですから、それくらい上がるんですね、だからですね恐らく今日ほとんどの御家庭にですね通知が届いていますけど、恐らく見てね、えーと思った方が多いんじゃないかと思うんですね。ですからそれに対してですね市としてどのようなね、今の市民の生活のね状況を考えたときに、本当に国がやったからそれでいいかどうかですね、そういうことをやっぱり是非私は考えて欲しいと思うんですよ。そして恐らくですね去年は2,000件ぐらいね10日間で市民がね窓口に来たりとか電話の問い合わせが2,000件あったと聞いてます。今年もですねかなりの件数が予想されますので、ちょっと再質問ですね、市の対応をどう取ってるかね、今、体制等ですね、その点だけちょっとお聞きします。それから障害者控除ですけどね、去年の9月で言ってですねもう半年以上たってるんですけどね、どうしてこうすぐできないか。もちろん、認定受けなければいけませんけどね、それに向けてやっぱり早くね努力して欲しいと思うんですよ。減税する方はねなかなか時間掛かるとか言ってねしないのにね、課税する方はね増税する方はすぐやるというね、これじゃあですねやっぱり市民は怒りますよ本当、納得できませんよ。やっぱりね市民からしたときにはそういう減税をする道がねある限りは早くこれは市民に知らせてするのがですね当たり前と思うんですね。これ障害者控除だけじゃあないでしょ、いろいろあるでしょ、住宅ローン減税とかね、いっぱいいろいろありますけど、ほとんどがですね申請、市民から申告しないとですねなかなか減税受けられないというのが多いんですよ。だからやっぱり市はですねよほど市民の立場になってね進めてあげないと私は駄目だと思うんですね。一応やるという方向ですけど、再度聞きますけど直ちにできないのか、市民からですね窓口に来て私はね認定受けさせてくれと障害者認定要介護のね家族がおると言うたときにですね適応しないのかどうかね窓口に来たときに、そういうところをちょっと確認をしておきたいと思います。それから住民税のなかなか減税ですがしないちいうけど、国はですね3分の1ずつの経過措置ね経過措置とっておるわけですから、市もですねできないことは私はないんじゃないかと思うんで、その辺ですねせめてね研究して検討ぐらいはね是非して欲しいと思いますので、これは財務部長になったばかりですけどね、市長の方でもし答弁できれば、財務部長でいいですけどね。よろしくお願ひしたいと思います。

それから2番目のですね、林業の問題ですけど、私はですねちょっと議員になって4年目になりますけどですね、林業の問題を取り上げたのは初めてなんですね、だから大変申し訳ないですけどかなりですね幅広く聞きましたけど、これでですねそれぞれ答弁聞いてて反対にまた疑問がですね浮かんだりすることが結構ありましたんでね、その辺はやっぱり今度以降ですね突っ込んだ質問はまたさせていただきたいと思いますので、今日はですね認識としてね、市長以下皆さんとですね私もちょっと一致してる部分やっぱりこの広域性のものですね山がね、山を守るべきだという問題、林業の位置付けちいうのが重要だちいうことが問題ですね、この辺は一致してると思いますのでね。その点でですねやっぱり長期的なね計画が必要と思うんですね私、林業のですね森林整備計画というのはこれ10年単位ですよ、

私はもっとね市長のときにですね、西嶋市長のときに100年先をね見て佐伯市のですね森林整備、森林とはどうあるべきかということですね、是非まあそういうね長期計画みたいなものを考えて欲しいなあとそれをですねまずやるべきかなというふうに思うんですね。それで宮崎のですね諸塚村ですね有名ですよ、ここはもう100年単位ですねずーっとこうやって、これ知り合いの方にですね椎葉に行くということについて諸塚村に行って写真を撮ってきてくれってち言ってね撮ってくれましたけど、非常にです間伐がね行き届いてって非常にモザイク層ちいうてね広葉樹林と針葉樹林がねきれいにこうなってるんですね、市長いいですかあとで差し上げますんでねあと見てくださいね。今それどころじゃないみたいですけど。そういうことでね是非佐伯もですねそういう針葉樹と広葉樹ね照葉樹、こういうものをですね是非織りまぜて山をですね守っていただきたいというふうに思いますので、一つそういう長期契約というものをですね是非立てて欲しんで、その点だけですな答弁をお願いします。それと地元の方にねちょっと聞きました。弥生の細田とかですね直川にも聞きました。そしたらやっぱりね木を切った後ですねそのままにしたいと、再造林するんじゃないとね、そういう方も結構多いと思うんですね、ですからただ単にですね再造林するのが必要だとかねいうことで私はありませんので、いろんな方がおられると思いますので、なおさらそういう計画がですね必要になってくるかなあというふうに思っています。それから山の管理の問題ですけどね、間伐さっき市の市有林の間伐言われましたけど、市有林の面積が2,426ヘクタールに対してですね、いかにも少ないですね間伐の実施してる面積がですね、やっぱりこれはもっとやるべきかなと補助金を付けて間伐をしてるんですけど、その辺がきちっとやれてるかどうかねそういうチェックをしよるのかちゅうのも是非聞きたいところですが、臼杵市がですねこの間新聞に載りましたよね立ち枯らしで間伐をち言うて、木に穴を開けて除草剤を注入するんですね、そしたらしばらくしたらですね、その木その物が枯れてね上からどんどん落ちていくと、だから人為的にですね間伐しなくても済むということをこの新聞に載ってますので、ほじゃあ佐伯市もですね是非この辺研究していただいて、取り組んでいただきたいと思いますので、ちょっとその辺でですね答弁をお願いしたいと思います。それから最後ですけどね、市の予算の話ですけど、やっぱりこれもいつも決算とかですね予算の委員会で私言ってますけどね、全国的にも国の事業、県の事業にしてもねやっぱり造林とか林道、治山ですねこういうやっぱ公共投資がねほとんど占めてて、どうしてもですねソフト面の予算がですね少ないんじゃないかと思うんですよ。私それそのものは大いにね使っているんですけど、ですからですねさっき言った諸塚村の話だとかね各地で都市とですね山村を結んだね提携とか、あるいはリフォーム事業とかねこういう需要促進策とかねいろんなことがありますのでね、そういう林業振興そのものにですね是非私はお金をね予算を使っていたきたいと思いますので、先ほどの林業課のですね体制を正してお願いをしたいなと思ってますので、その点、これは市長の方になると思いますので、御答弁お願いしたいと思います。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 最後に、再質問でございます高司議員さんの方で、最後の方で林業のソフト事業ということでございますが、これについてもこれから佐伯市が今公共事業の中で、先般もそうですけど、本匠小学校を造る時にやっぱり木材を使うとかですね、そうした部分があると思います。林業のソフトって非常に多いと思うんです。先ほど私の答弁の中でバイオの話もやったと思います。チップの話、それからまたセルロイドが取れる話とかですね、いろ

んなソフト事業を考えるわけですけど、やはりそこには生産性が合わなければいけない。行政でやる場合はそうした佐伯の木材を使った方法、また別個に林研グループ等でもですねいろんな形をやってると思っております。いろんなその中での道筋にも考えていかなければと思っています。あとはもう詳細が多いもんですから、担当の方に答弁させていただきます。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。的確に。

農林水産部長（河野伸生） 高司議員の再質で、1点は間伐を適正にやっているかということがあったんじゃないかと思えます。その辺については佐伯市が合併したのちの市有林というのがかなり面積が先ほど申しましたように増えております。私どもこの実態をまだどこまで把握していくのかというのがありますので、この市有林が今どういう状態にあるかと、まずこの実態を的確に把握することを始める必要があると思っております。その上で、その植林をしたときからの年数に応じた措置をしていく必要があるんじゃないかと思えます。この辺につきましても、また職員の体制等も出てきますので、佐伯市全体の森林面積、それから市有林それを含めた全体的なことを見た植林体制を考えていかなければならないというふうに思っております。先ほど言いました一つの臼杵の例の間伐等の注入、薬剤注入がありました。そういうやり方もあると思えますし、一番簡単な私なんかでもできそうなものは、チェーンソーで周りをぐるっとこう切り回すというのも一つの方法だと思いますので、いろんな立ち枯れをさせる方法もあろうかと思えます。そういったことも研究してみたいと思っております。それから、先ほどちょっとありましたが、建築材料の補助と、そういう点については私どもも林業課の方でいろいろ研究をしておりますので、そういった成果を見て考えていきたいというふうに思っております。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 高司議員の再質問にお答えします。先ほどの答弁で、当然通告書で文言でいただいていたのと、先般口頭で面談した時に補足していただいた分がありましたが、その時私の今再質問の内容を聞いて初めて分かったんですが、私の方が取り違いをしておったようにございます。というのが、本来は定率減税の廃止によるものということを書かれておりまして、また増収分はどうかという話の中で、当然これ国税からの税源移譲もあるからその分と定率減税の廃止による分と両方ありますが、その辺はどうでしょうかということで、国税の分は分かるとるからいいというようなことの話の中で話してきた関係で、保育料等への影響度につきましてもその前提でということで私の方が受止めておりましたので、その辺はちょっとお詫び申し上げたいと思えますし、決してその辺を無視してというか、やり過ぎそうというふうな気持ちがあるわけじゃありませんで、その辺ちょっとそういうことで手元には資料を持ち合わせておりませんが、人的非課税の65歳以上の125万の関係が廃止になったことにより、世帯の所得額等が変わってくる関係から幾分その影響が出る方がおられると考えられます。また、詳細が必要であればまた後日調べたいと思えます。それから体制につきましてもということで随分質問が殺到することは予想されます。思い起こせば介護保険が始まった時にもかなりの問い合わせがありまして、何とか総動員で係の者総動員で対応して御理解をいただいております。今回につきましても誠心誠意御説明等をさせていただきますし、市報にも当然2回、3回載せておりますので、その辺の御説明も併せてしながら御理解いただきたいと思っております。それから障がい者に準ずる認定の少しでも早くということで、昨年9月ですか御提言をいただきまして、その御提言

を受けて今回保険サイドの方で要綱を作りまして、要綱は当然4月1日から施行されますので、その適用となれば早く適用しても今年の状況を認定することになります。税法上、当然認定すれば前年度の状況について次年度課税とすることになっておりますので、現在の状況では来年度からの課税に適用させていただきたいと思ひますし、議員さん始め関係の住民の方々とすれば早く早くという気持ちも大変分かりますが、御提言いただいて成就したこの制度を来年度以降精一杯活用させていただきたいと思ひます。それから周知方につきまして、例えば、軽自動車だとか国保だとかの減免だとかにつきましては該当する方ははっきりしておる場合、通知する場合もございますが、今回まあ該当するであろう方がおおむね要介護・要支援の方が中心になろうかと思ひますが、必ずしもその方が全員該当するとも限りませんし、またその方以外にも該当する方が出てくる可能性も考えられなくありません。そしてまた、本人以外に親族の方も申請できるということなどで、本人に通知してなかなか本人が理解がし難いような向きがあればまた、じゃあその方の親族にはどなたに周知すればいいのかというのもまた問題になってきます。そういうことで市報等、公の広報を精一杯活用して周知したいと思ひます。そしてまた、疑問等あれば窓口に来て御相談いただければ丁寧に説明させていただきたいと考えております。それから経過措置ということで、何年かできないかということで、国は法律に基づいて先ほどの65歳以上の方につきましても3年間経過措置を見てきました。介護保険につきましては、今回の増額により激変を緩和するという意味で措置がございしますが、これは法等に基づいてのことでございますが、市単独でこれに対して軽減するというのは現在の財政事情あるいはまたこの国の税制の方針から見てなかなか厳しいところがあると思ひますが、どうぞ御理解をさせていただきたいと思ひます。以上でございます。

議長（児玉忠義） 高司議員。もう時間がありませんので簡潔にお願いします。

35番（高司政文） 了解しました。障害者控除の話ですけどね、ちょっと納得ができませんけどね、これはまあしかし、しょうがないかと思ひますけど、しかしね、根拠となるですね税法とかいうのはですね、もう既に昭和45年のですね税法改正から始まっているんですね。さらにですね、2002年には厚生労働省の事務連絡でね高齢者の所得税、地方税税上の障害者控除の取扱いについてということですね、既にもう何年も前からですね実際にされてるんですね国の方からね連絡としては、だからむしろですねそれをきちっとやってこなかった市の方がね私は問題があると思ひますよ。だからこそ早くねやるべきだというふうに言ってるわけで、さっきちょっと明確な答弁をもらえませんでしたけど、市民の方からね申請に来たら受付けられないのかということですね、問題と思ひますよね。是非ですもう要望でいいです。答弁いいですけどね、その点ですね是非もう一回再検討をですねお願いしたいと思ひます。

林業の話でちょっと一個答弁が洩れていましたけど、これももう要望でいいですけどね、100年単位ですねやっぱり本当長期的なね佐伯市のこの広い佐伯市ですからね、土地利用森林計画ち言うんですかね、そういうものを市の森林整備計画もあるわけですけど、そういう長期的なですね是非計画を立ててね、我々の孫の世代ぐらいにですねどういふ地域にね、なるのかというふうなことをですね是非私は計画をね、それも西嶋市長のときにですね是非こういふことをですね立てて欲しいと思ひますので、最後に要望してですね、詳しいことはまた次回以降ということにして終わりたいと思ひます。

議長（児玉忠義） 以上で、高司議員の一般質問を終わります。

次に、8番、後藤幸吉君。

8番（後藤幸吉） 8番議員の後藤幸吉です。私は以前、赤ちゃん自衛隊大歓迎という話をしたことがございます。この不景気な佐伯に自衛隊の人に少しでも多く上がっていただいて、新町やうまいもん通りでお金を使っていたらいいと思っております。今度水深14メートルのバースの完成ができれば自衛艦なども横付けをして隊員もたくさん上陸できるようになるのではなからうか、佐伯の食材を防衛省からこういただけるのではないかと期待しております。赤ちゃんのことを言いますのは、佐伯市が合併してから今年の3月までに1,996名の方が亡くなっております。生まれた赤ちゃんの数は1,170人、約2年間で826人の人口が減っているわけでありまして。それで赤ちゃん大歓迎と申すわけでありまして。それともう一つ、本年度19年度の高校の新卒者721人、その中で62人の方がハローワークなどを通じて佐伯で就職しております。もちろんそのほかには縁故じゃ自営業の方もおりますから、確実な数字ではありませんが、卒業生の1割に満たない者しか佐伯に残っていないこととなります。去年も卒業生の数が758人、ハローワークを通じての就職希望者は68名ということでございました。これで我々を含めて市内のみんなが企業誘致、若い人が働ける場所を探そうじゃないかということになっているわけでありまして、実は日本経済新聞のデータに企業がどのような自治体を選んでいるかという記事が載っております。それによりますと補助金よりも広さという見出しで、企業が一番立地先を選ぶ際には、適切な広さの工場用地が安く確保できること。これが1番。2番目が、道路などのインフラ整備状況が良いこととあります。この2番に関しては今言うように水深14メートルのバースが完成したり、来年には高速道路ができるわけですから、良い位置にはなっていると思います。3番目が、補助金、税制などの今度はインセン何とかちゅうやつ、が多いということ。4番目が、消費者や市場に近いということで、これは佐伯にとってはあんまりいい位置とは言えません。5番目が、人材の確保が容易であるということだそうとあります。これで言いますと佐伯市にどんだけ広い土地があるでしょうか。企業に来てくれ、来てくれと言っている、まずオーダーメイドが佐伯の特出するところとあります。広い用地が無い。相手が来てくれたときに初めて土地を探すというようなことになるのではないかと思っております。なかなか企業誘致、おらぶ割には準備ができていないのが実態ではないかと思っております。

それでは、一般質問に入ります。そういうこととあります。私は今回、市長の政治姿勢の中で大入島沖の埋立て問題、それと檉野地区の水道水が安全なのかどうかということ。三つ目が福祉、佐伯市が売却したもの、委託したもの、指定管理したもの、そういうものについて質問をいたします。一昨日、村松議員が大入島については質問しております。一昨年9月3日に村松さんが委員長、建設委員長、私たち建設委員も10人、大入島に行って石間地区の方から初めからの話を聞きました。大変難しい問題じゃあと思うとります。市長だけに責任をなすりつけるつもりはもちろんないのですけども、県の事業だと言ってもこれは佐伯市が一番受益を受ける自治体であります。それが一つ。それと反対されている方が佐伯市民であります。だから難しい。大変難しい。ただ私は市長の姿勢が見えにくい。県と協議をしようとして進めているという話は聞きます。ただ、去年の12月の一般質問で私は当時、塩月助役に伺うとります。県知事選挙が終わったら強制執行があるというような噂があるがどうなのかと。助役はそういう話は聞いておりませんと言う返事でした。そしてまた、どのような方法で、どのように自分が努力しているかということは、この場では控えさせていただきますと

いうことでお答えいただきませんでした。これでは一般質問にならんわけであり。実際にどのように市長、副市長は大入島のことを考えているのか、県からはどういうふうな話を聞いているのか、広瀬知事がやると言っとるものを確認して、自分たちもやらなあいけんと思っているのか、ずるずるずるずると補助金を国に返すようなことではいけないのか。どうする気なのか、ということをお尋ねしたいと思っております。そのやる気、それを確認したいと思っております。その後、質問いたします。それから檜野地区に産業廃棄物の処理場ができるという質問が3月議会でありまして、私ども地元の議員は慌てたわけでありまして、いろいろ調べていくうちに、説明を聞いていくうちに、これは中間処理場であって、木を対象にしたものである。我々がおそれているただ産業廃棄物というだけではないと、ちゃんと保健所あたりも指導するんであるというような説明を聞いておりますが、飲む水道水を見るのも我々にとっては市長なりに水道水が安全なのか、今後も安全なのかということ宣言していただきたい。市長の公約は安心・元気・飛躍であります。3万数千人が飲む水道水が今後も安全なのかどうか、それをお尋ねします。三つ目、佐伯市は福寿園など幾つかの施設を売却いたしました。それで前議会からいろいろ質問も一般質問などもあっているように思いますが、私ども売却するだけで終わったとは思いません。同じような施設がすぐ近くにできて、その地域だけは過度のサービス、ただ佐伯市全体に言えば、片寄るような方向もあるわけです。やはり物事を売却するときには、営業といいますか、そういうことの補償までする必要はないけれども、ある程度許認可権が県にあるのであれば、指導をして佐伯市全体にそのようなサービスができるような、そういう配分は考えられなかったのだろうかということをお尋ねします。と言いますのが、私の周りの人間はこげえ言うんです。今、年金年金言いよりも、福祉の最高トップみたいなものです。年金が、あれは国家が60歳になればやるぞと言いつた。それが国がだましたんじゃ我々をというような考え方を言う人たちがおります。私が決して言うんではありません。またコムスンというような会社は福祉目的の会社は儲かる会社がいい会社だというふうな会長は申しております。この会社は職員の数をいらばかした、だましよった。それから問題になったわけです。さて、この佐伯市にも幾つかの施設がございます。そこには私どもの大事な税金が使われております。皆さんが、例えば歯医者に行く1,000円自分は払ろうても市役所から時々来る文書を見れば1万何千円市が払ってくれとる。ほとんどのあれは税金で払っております。そういう介護に対して県が指導するのはともかく、佐伯市はある程度チェックできるような組織にしてはどうであろうかということをお尋ねいたします。

それから行財政改革について、タウンミーティングが盛んに行われております。その中で佐伯市であったタウンミーティングの中で、市民の方から職員の年代別の年間所得を公表しろというような話があったように聞いております。前後の話はともかく、とにかく職員、何歳の職員が給料が何ぼで年収が何ぼじゃあというようなことを市民に公表せよという話が出たそうであります。総務部長はそれを公表する用意があるのかどうか。それからまずお尋ねします。それからもう一つ、総務部長にもう一つは、税金などの未収の問題、市営住宅につきましては係に伺いました。一生懸命にやられとるようになって効果が出てるようにありますので今日はお尋ねをしません。あとの市民税・法人税・固定資産税・軽自動車税、そういうものについて、新しい部長はどのような目的を持っているのか。どの程度前任者よりも成績を上げるつもりであるのか、その心意気をまず伺いたいと思っております。以上であります。

す。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 後藤議員さんより二つの質問をいただいております。西嶋市長の政治姿勢について、2、行財政改革。その中で1の政治姿勢の中についての県の事業ということで、ただ今通告等もいただいておりますが、今言われました質問についてのみをお答えしたいと思います。県事業につきましての考え方で、腰が引けてないかということですが、この県の事業、県に認可権があるものとして、大入島の埋立てとして14メートルのバースということで、一般質問その後と上がっておりますが、市といたしましてはですね、佐伯市全体の将来を考えますと、この事業については必要不可欠であります。事業の継続について決断する時期もきていると考えておりますが、これはやはり県の先決事項ですし、県の方が予算化をしなければ強制執行も何もできません。今度の肉付け予算で県がどういう形で予算化をするかということが必要だと思っております。私もそうした中で県の方にこれについては是非とも予算化し、実行したいとお願いをしております。佐伯市が幾ら言っても県が予算化してないものはできないということで、3月の時点、去年は18年度は予算化しておりませんので、だから強制執行という話もなかったわけです。そういうようなことでございます。それから2番目でございますが、樫野地区の産廃物の中間処理場は市民がという形で、それで消えまして水道水を飲むのに大丈夫か。市長は安全宣言できるか。また、番匠川に影響ないかということの質問です。水道水は大丈夫かということで、議員が心配されておりますC C Aと呼ばれる防腐剤が混入した地下水が汚染されるのではないかとと思いますが、この点についてC C Aの付着した建設廃材は搬入されないということでありますので、水道水には全く問題はないと思っております。また、市長は安全宣言できるかと。安全であると宣言できます。番匠川に影響はないかと。番匠川への影響はないかという質問でございますが、雨が降った後に木から溶け出でて茶色く見えるものがありますが、これはフミン酸という物質であります。もともと自然界にあり、当たり前物質なので河川を汚染するという心配はないと考えています。あとにつきましては、担当部長の方より答弁させていただきます。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 職員給与の状況につきましては、地方公務員法第58条第2項の規定に基づき、佐伯市人事行政の運営等の状況という形で、毎年11月1日号の市報に3ページにわたって掲載をしております。この中で、初任給、採用後2年経過時点、経験年数10年、15年、20年のそれぞれの年代及び全職員の平均年齢の時点について、学歴別に平均給与月額を公表しております。したがって、今のところこれ以上の公表の用意はしておりません。また併せて市の総歳出額に占める職員給与の比率も公表していますが、これを見ますと、16年度が22.77%であったのに対し、17年度は15.86%と6.91ポイント下がっておりまして、これについては、合併後の大幅な職員数削減の結果だと判断しております。さて、行財政改革による人件費は、平成18年度からは職員数の削減に加え、職員給与の一律5%カット、5時からの1時間を時間外勤務に換算しない残務整理時間の取扱いや休日勤務の振替処理等による時間外勤務の大幅な削減により、約8億円の抑制効果をもたらしておりまして、行革プランの人件費抑制の目標値であります年間5億円を大きく上回っております。平成19年度以降もこの取組を継続していく方針でありまして、今後もこの人件費の財政面における節減効果はかなり大きいものと理解しております。一方、市の行政サービスは、福祉・国保関係の相次ぐ法

改正や権限委譲によって年々増加しています。そういった意味も含めて実質的なサービス料は更に低下していくことになるものと考えます。ちょっと質問とちょっとずれてたかもしれませんけど一応用意した答弁でございます。

議長（児玉忠義） 久保田財務部長。

財務部長（久保田成太） 後藤議員の税収についての御質問にお答えいたします。通告書もいただいておりますが、多少トーンというか、方向がちょっと予想したより違っておりますので、お答えになるかどうか分かりませんが、新部長としてどのように考えているかということでございます。基本的には、大変この税収の伸び悩みというか減少にまでなっている状況につきまして、本当に皆さんには御心配を掛け、また御迷惑を掛けておりますが、これは御心配を掛ける以上に私どもその部署としても本当にみずから情けない状態だというふうに、何とかならないかという状態に感じております。この税収につきましては今、問題につきましては今今始まったわけではなく、毎年のように、あるいは長年言われ続けておる問題ではございますが、特に行財政改革をしなければならない厳しいとき、そしてまた、特に税源移譲ということで、国税から地方税に権限が移ってきた分、その分は当然、交付税等は削られる格好になりますので、その分は是非とも何とか歯を食いしばってでも収入を獲得しなければ当然財源が減ってくるということで、本当に大変重要な課題をいただいております。これにつきまして、体制としましては、当然強化していくのはもちろんでございますが、まず当該部署であります税務課におきまして、本当に一人一人がどのようにすればいいかを考え、そしてまた、それを管理する係長・課長、私を部長含めてどのようにしていくかを抜本的に研究しながら対策を進めていきたいと考えているところでございます。何とかこれを上向きにするように頑張っていきたいという気持ちは精一杯持っております。具体的に、今後の取組としまして、ここに一部用意しておりますので、御説明させていただきたいと思っております。臨戸訪問等の強化と併せて納入が困難な生活困窮者に対しては分納などの相談を提供するなどしながら、あるいはまた高額滞納者、それと困難な事案、大変困窮している事件につきましては、7月から実施します県との連携によります地方税徴収強化対策によりまして、これを活用しながら、県の徴収専門員の支援を受けながら滞納処分を進めてまいりたいと思っております。これと同時に、滞納整理技術の向上のために、また市の方も県の方に派遣して、こういった技術を習得して処分に当たるといふふうに計画しております。また、滞納対策関連部署との連携につきましても関連する部署もございまして、大いに連携を図りながら、効果的な取組を行っていきたいと考えております。最終的には、これ以上未収を増やさない、まず現年で早いうちにいただくという格好で、他市の状況も参考にしながら取り組めるものは取り入れながら未納額の回収に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） それでは私の方からは、通告書は一行だったんですが、今お聞きしましたところでお答えをいたします。デイサービスセンターが集中しておることについてということでございますが、昨年の秋口から、夏からと言ってもいいんでしょうか、私の出身でありますところの旧佐伯市の八幡地区辺りにデイサービスセンターが幾つもできるという形になりまして、早速県の方に、これデイサービスセンターの事業所も施設も許認可は県に権限がございまして、県に問い合わせをいたしました。こうして1か所に集中しておること

について県の方はどう考えているのかというようなことで問い合わせをいたしました。ところが県といたしましては、条件を整えて申請に來れば、許可をせざるを得ないという返事でもございました。それからそういう部分とかまあ介護保険事業に対しての市のチェックはということでもございますが、介護保険今3期の計画を進んでおりますが、この3期に入りまして、要支援1と要支援2という部分につきましては、現在市は包括支援センターを設けてケアプランをすべてチェックする形になっております。それから介護事業の事業所やその施設等につきましても、一番小規模な地域密着型サービスを行う事業所につきましては、市に許認可の権限が降りてまいりましたので、それを今施行しているところでございます。

議長（児玉忠義） 後藤議員。

8番（後藤幸吉） 税金の方からいきます。実は3月議会で質問しております。12月に執行部が税金を集めて回った時に、効果をお尋ねしたわけです。そしたらまあ、やはりベテランの人たちやろうが、うまい具合にやはり効果を出して税金を集めておりました。そういうことで今日はお尋ねをしたのは、職員のその担当の職員だけじゃあなしに、例えば、昼の12時から夜の8時までとか、何人かの職員たちを交代にその地域一緒に回ってもらうような方法も時間帯なども考えたらどうじゃろうかということちょっと考えたもんですから、そういう方法もやはり一つの方法として、集金方法考えたらどうじゃろうかと思ったものですから提案をします。100%集めてくれよりさえすればそげんことは言わんのですが、やはり夜しか人間もおらん場合もありますので、そういう工夫もしたらどうかということでもあります。

それと榎野地区の件につきましては、市長が安全ですと言うていただけだったので、私は何も言うことはありません。水道水が安心して飲めればそれでいいわけではありますが、それでは榎野地区の川、あそこは水質検査は市の方は最近しとるんでしょうか。これは通告には出しておりませんが、安全、番匠川水系そういう面でお尋ねします。例えば、産業廃棄物の会社ができた。稼働しだした、悪なつたじゃあすまん。今の数字を把握しているのかどうかちゅことをお尋ねします。それと市長が大入島については、県の事業じゃけども県があれば一生懸命やるというふうな返事でした。市長が前向きでありさえすれば、例えば県会議員、一昨日村松さんも言いましたけども3人の議員は1人は新人であります。これらの人たちが大入島に対してどのような考え方を持っとるのか、また地元の県議として市の意見をどのように県に反映してもらえるのか、そういうことの確認は市長は3人の方たちと話し合ったことがあるのだろうかということをお尋ねします。それともう一つ、市長がやる気になりさえすれば、私たち議員もそりゃせないけんですけれど、例えば、高速道路の件はあっこを満タンにして、西日本高速の社長も来た席でお願いしたらやはり何か月か早くなるような事態になりました。和楽で1回こういう集会を私たち議員、職員、ほとんどサクラの状態ですらやったように記憶しております。それが佐伯市民の声じゃちいうようなことで、県に持って上がったものと思っておりますが、例えば、文化会館をいっぱいするぐらいの人数を集めて、佐伯市としては大入島のこれはどういう意味をもっているのか、大事なのだと、市民みんなに訴えて大入島の人たちにも聞いてもらえるような、そういう運動をする考えが市長にないのかをお尋ねします。それと副市長のことを先ほど聞いておりません。追加で聞きます。きのうの会長会で市長は、副市長の件について会長会にちょっと事情を説明したように聞いております。それとこないだ全員協議会の席でもそういう話をちょっと出し掛かりました。ところがですね、3月か月の全員協議会の席上、前総務部長の木許総務部長が同じ規模の自治体で

は副市長は1人であろうという意見を私どもの前で発表しております。これは一応その当時の総務部長ですから、意見としては重たいと思います。同じ規模の自治体なら1人でいいという意見。そういう発言をしております。我々が新議会になってから市長は、範囲が広いから収入役を兼任にして助役を2人にしてくれということやったんです。それがこないだはそういう発言でした。また今度改めて市長の方が提案があるかも分かりません。人材の面もあるでしょうけども、必要性があるのかないのか、市長の方から一応、行財政改革で言えば六、七十万の給料がまた出るわけですから、そちらの方との兼ね合いで市長の希望を、人間とかいうんじゃないに、副市長をいるようにあれば、その必要性を説明していただきたい。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 私の方から再質問に対しまして、大入島についての考え方ということで、先ほど私はですね大入島の工事について広瀬知事をお願いをしたということをお答えしました。だから積極的に頼んだと解釈して結構でございます。それから県議との話し合いというのはしておりません。県議との話し合いをしてなくてももともと田中県議も当時から大入島については前向きでございましたし、御手洗県議につきましては前期衛藤代議士とも行っております。そして深津県議もこの議会の中でこれについての意見書採択もしております。そういう具合に思っておりますが、この点についてはまた新たに県会議員になりましたので、この機会はとりたいと思っております。現在はそういう希望的な話で申し訳ないんですけど、確認はとっていきたいと思っております。それから文化会館にいっぱい集めてということですけど、これ1回か2回確かやってですね、この何年間ちょっとやってないようです。前回急にああいう形になったものですから、皆さん方の意思の確認という形でやっています。それ以前は3年前ですか、佐伯市の署名運動全市の、これは非常に大きな署名だと思っております。文化会館より数万人の署名をもって県にやっとならということ、そうした意思表示は佐伯市としてしておると思っております。それから副市長の件ということでございますが、特別委員会での発言ということですが、特別委員会での部長が言ったということですが、それは部長としてのですね、考え方の中で私と相談しての答弁じゃないと思っております。私は就任当時、もともとそれ以前、議会におった時に合併すれば2人で足るかなという具合に思っていました。現在でも2人ということで提案させていただきました。そうした中で、合併をし今年の4月30日まで約2年間、副市長2名体制で市政執行に当たってまいりました。この間、私の最大の公約でございます行財政改革、一次産業の振興など、各種施策の執行に当たり先ほど議員が言われましたように、これだけ広い面積、また広大な山・川・海を要する本市の中で、こうした中で両輪となって活躍していただきました。私は任期中残された課題をするためには副市長の2名制は不可欠であると考えております。昨日の会長会でも申し入れ、私といたしましては、本議会開会中に上程をし、現在調整でありますので、何とぞよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 戸高上下水道部長。

上下水道部長（戸高公人） 番匠川水系というお話もできましたので、若干少し余談も入りますけども、番匠川は三重町、宇目町、本匠のこの三国峠が源流で48の支流ということで番匠川に流れ込んでおります。この点につきましては大分県が公共水域及び地下水の水質検査ということで毎月12回、そして年1回ですね2時間おきにずーっと13回取るという検査を、これはずーっと長年やっております、その番匠川の水系の汚染・汚濁がどういふふうになつて

かというのは長年のデータがございます。特に今回御質問の産業廃棄物中間施設の件につきましては、当然、事前にですね水質検査もいたしまして、事前の検査結果は準備するようになると思います。それと施設が稼働し始めたときにはですね、大体年2回程度は義務付けて、水質検査を義務付けてですね、やってもらうように樫野地区とも今協定について今それが準備をされているとこういう状況でございますので、申し添えますと、番匠川はですね九州3本の指に入るという一級河川の中でも清流でございます、今のところほとんどそういう汚濁はないということで、中江川、中川辺りがですね若干の汚濁があると、それもほとんど生活排水が主であるということで、そうした清流でございますので、これを汚すようなことには決してならないと、そういうふうに考えております。

議長（児玉忠義） 後藤議員。

8番（後藤幸吉） 樫野川も現状どおり、水道水も現状どおりであれば何も文句を言う筋合いはありません。

それと副市長の点は3月議会でも私も言うております。給料以上に働いてくれる人間なら3人でも5人でもいい。それははっきりと言うとりますので、その時期が来たら市長が議会に提案されればよろしいと思います。それと大入島の点ですが、一昨日のやりとりを聞きよると、まだ海にたい積したしゅん工土ちいうんですか、しゅんせつ土それを大入島に持って行くような話じゃったと思います。どうもおかしい、私どもが一昨年行った時には、地元の人たちが言うのは、興人のヘドロを自分の所に持って来るなという言い方をしよった。それは興人の敷地でも上げると、自分所に持って来るなという言い方をしておりました。そういう状態の所にいまだにそういうしゅんせつ土ですか、それを持って行く計画があれば、地元との話し合いもまだややこしいんじゃないでしょうか。それとか計画によれば住宅を造るや公園を造るようなことを初め言うとりましたが、副市長あたりが、私どもは議員じゃからいう権限はありませんけど、副市長あたりが行かれたときには、地元の産業のためになるようなことを特区の許可を得ても大入島に誘致をするから、その埋めた土地をこうしょうやとか、そういう提案をどの程度やっちょるんじやろうかと思っとな、初めのとおりに、はい持って行きますよ。埋めますよじゃ、相手の気持ちは変わらんわけじゃ、20年前にはあの海域が確かに自然のあれ珍しい生物がおるちゅうことは、大分辺りの詳しい人たちも認めとるわけや、そういう所を埋めさしてくれというのであれば、初めの計画のように取って付けた住宅じゃ公園じゃちゅうことじゃあなしに、島の産業のために何かなるようなことを佐伯市も努力しますぐらいの提案をしてもいいと思うんですが。私が今言いたいのは、水深14メートルに島の人たちが反対しよるちゅうわけじゃあない。ヘドロを持って来るなと言いよるちゅう話で、そのところは副市長は実際何回も行って見たときに今現在はどういう話をしよる。お尋ねします。

議長（児玉忠義） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） お答えします。大入島の石間埋立ての件ですけれども、石間地区の中の反対をしてる方、また地区の賛成をしてる方の話も両方聞いております。主に反対派の人の話も聞いてまいりました。今ではですね新聞等で報道されておるとおりでございます。私どもはですね、どういう行動に出れば県がゴーサイン出すか分かりませんが、市のいろいろな現況を考えればですね、私も着工して欲しいと考えております。県共々で説得を続けてですね接点を見出したいと考えておりますけれども、議員の言うですね、いかなる物も持ってくる

なという反対をしてる方の考えです。条件闘争には一切応じないんだということでございます。御理解をお願いします。

議長（児玉忠義） 以上で、後藤議員の一般質問を終わります。

これより15分間休憩いたします。午後2時55分より開会をいたします。

午後2時39分 休憩

午後2時55分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、44番、土師辰英君。

44番（土師辰英） 44番議員の土師辰英です。若干風邪引いておりまして、熱もありますので、聞くとところによると、市長も何か風邪を召しておられるようにありますので、今日はですねばっちりいい回答をいただいてさっと引き上げたいと思っておりますので、どうぞ西嶋市長よろしくをお願いします。私は通告に従い、海岸漂着ごみや泊地内流入ごみの処理についてと、離島の消火活動についての大きく2点について質問させていただきます。

まず始めに、海岸漂着ごみと泊地内流入ごみの処理について質問させていただきます。市長も御存じと思われるが、ちょうど1週間前の6月7日木曜日に大島の子どもたちが海上保安官の方、先生方と一緒に学校の近くの海岸でごみ拾いをいたしました。その時の様子がテレビや新聞で報道されていまして、御存じの方も多いと思います。30分でごみ50袋、75%がプラスチック類、石油製品ということと思いますが、と書かれてあります。そして、このごみは小さい浜のまたその極一部のごみでありました。さて市長、この海岸漂着ごみの件は昨年6月定例会でも私は質問させていただきました。環境と観光の面からも質問させていただき、最終的に市長答弁として、きれいな海岸を守っていきたいとの強い決意の回答をいただいております。また、農林水産部長からは、生活環境課なりと調整をして対応していきたいとの回答をいただきました。そして11月の決算審査特別委員会の中では、市民には海のごみ処理にお金がないと話していたにもかかわらず、ごみ処理にかかわると思われる予算の不用額、つまり余った予算の多さを指摘し、各部・各課を越えての対応策をお願いいたしました。合併直前ということで、その辺りがということも含めましてお願いをいたしました。またさらに、本年度予算、19年度の予算審査特別委員会では、退職された農林水産部長から置き土産として対応策をきちんとするとの確約を得ております。海のごみに関する件では、時間も十分に掛け論議も十二分に済みあとは市長の決断となっているようですので、次の2点について、市長の英断とともに明快な答弁をお願いいたします。1点目は、海岸に大量に漂着したごみの処理をどのように考えているのか。その担当課と処理方法についてお聞きをいたします。2点目は、泊地内、つまり船を停泊させる港内に年間を通して流入する大量の漂流ごみをどのように処理しようと考えているのかをお聞きしたいと思います。ただし、昨日江藤議員の海岸漂着ごみの処理に元気な高齢者の力をとの質問に、地域通貨としての対応も可能かと思うと、検討したいとの答弁がありました。本日は更に踏み込んだ回答を大いに期待いたしますので、よろしくをお願いします。大きな1点目は以上です。

次に、大きな2点目は、離島の消火活動についてであります。先月の28日に別府市松原町の住宅密集地で大火災が発生し、延焼により4棟全焼、3棟が一部焼失し約1時間で鎮火し

ました。このことは皆さん記憶に新しいと思います。別府市は木造家屋の密集地が多く、本年の1月には浜脇で11棟、今回発生した松原町では15年前にも12棟が全焼するという大火災が発生しております。木造住宅密集地で発生した火災は大火災へとつながる可能性が非常に高いと思われます。さて、離島では土地が狭いため、やはり木造家屋が密集し、火災が発生すれば次々と延焼し、別府市での火災と同様に大火災へと発展する可能性が非常に高い地区が多くあると思われます。しかしながら、万一火災が発生したとき、常備消防職員が消火活動に取り組むには、離島であるということからいろいろな課題があり大変なことが考えられます。また、消防団員が消火に取り組むにしても、島外に働きに出ていることが多く、やはり課題が多いと考えられます。そこで離島で火災が発生したときにどのように消火活動に対応されようとしているのか、次の2点について消防長にお聞きいたします。1点目は、離島で火災が発生したとき、常備消防職員が消火活動に入るまでかなりの時間を要すると考えられるが、その対応をどのように計画しているのかであります。2点目は、離島での非常備消防の充実が必要であると思われるが、その対策を考えているのかをお聞きしたいと思います。以上です。市長の言われる安心・安全なまちづくりを念頭に置いた、市民の生命と財産を守る消防長の明快な答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 土師議員さんより海岸漂着ごみと泊地内への流入ごみの処理ということで御質問いただいております。御指摘のとおり、近年、沿岸域へ流れ込む大量の漂流・漂着ごみが全国でも大変な問題になっているところがございます。本地域におきましても極めて重大な状況になっているところでありまして、現在は、国・県・市それぞれがその担当部署において処理業務を行っている状況です。さて、土師議員も御存じのとおり、昨年8月に鶴見大島地区で開催されました県民トークで知事と同席させていただきました。その際、大量の漂流・漂着物がここ大島でなく全国・全県規模で大きな問題になっている。何とかしていかなければというような話題が中心になったところです。知事もこうした問題は単なる地域だけの問題ではなく、全市・全県的に対処していくべき重大な課題である。ということで私と意見が一致したところです。そこで、つい2か月半ほど前になりますが、平成19年の3月29日に、こういった問題に対処するための佐伯地域漂着物処理対策協議会という組織が宇佐、中津、別府の各市に続いて急ぎよ佐伯市でも発足したところがございます。これは台風や豪雨等で河川や海岸及び港湾に漂着した流木等の漂着物の処理を迅速に行い、漁業災害の防止及び河川・海生動物の保護並びに美しい佐伯地区の河川及び海岸を守ることを目的とした組織でありまして、問題解決へ一歩こうした組織を作ることができました。詳細につきましては、担当部長に説明させていただきます。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） 今、市長が申しました協議会は、会長に佐伯土木事務所長、副会長に佐伯河川国道事務所技術副所長、事務局は佐伯市が担当することになっています。さて、御質問の担当課についてですが、実はこの協議会には、当然ながら委員として国・県の各関係者を始め、佐伯市の総務・防災・水産・建設・耕地・清掃・林業の各課長が入っております。つまり、この協議会は本課題に対して関連のある部署が国・県・市を問わず、一体になって取り組んでいこうというものでありまして、実際に事案が発生した場合に、ごみ処理そのものをどこがどのように担当していくのか等につきましては、これから協議会の中できちんと

した一定の処理方針及びマニュアルを策定いたしまして、そこで具体化されていくことになろうかと思えます。担当課につきましては、以上の事情をどうぞ御理解いただきたいと思えます。次に、大量のごみをいかに処理していくかにつきましては、破碎処理の方法やその後の運搬など、一連の処理マニュアルの構築を急いでいますが、基本的には、その場で焼却できるものは焼却、大きい流竹木は切断して陸揚げ、その後仮置き場に搬送といった手順で処理がなされていくものと思われます。また、この作業には当然のことながら予算面も絡んでまいります。場合によっては大変な経費を要することも予想されますので、国の関連補助事業を有効に活用しながら対処していく必要があるかと考えております。

議長（児玉忠義） 高橋消防長。

消防長（高橋忍） 土師議員の方から、離島の消火活動についてということで2点御質問をいただいております。お答えをいたしたいと思えます。管内の四つの離島、大島、それから大入島、屋形島、深島、この四つの離島の火災発生時の対応ですけれども、常備消防も最善を尽くして消火活動の体制に入りますけれども、離島という特殊性もありますので、現状到着までかなりの時間が掛かるということが現状でございます。一つ一つ申し上げたいと思えますけれども、まず、本署管内の大入島については、火災発生の覚知後、本署の消防隊が大入島フェリーをチャーターして大入島へ渡り消火活動を行います。鶴見振興局管内の大島については、消防署東部分署職員が振興局職員と協力してB G前、もしくは丹賀浦から船をチャーターをして出場します。蒲江振興局管内の屋形島・深島については、消防署蒲江分署の職員と蒲江消防団員・振興局職員が協力して出場する体制をとっております。例えば、大島で火災が発生したときの具体的な対応ですけれども、火災発生の連絡を受けた場合、直ちに消防署東部分署に無線連絡で出場指令を出します。この出場指令を受け、鶴見振興局消防担当者と協力をして大島に行く船をチャーターします。チャーターした船で東部分署の通常4名の消防隊員は消防器具を持ち大島の火災現場に出向します。また、鶴見消防団は丹賀分団、梶寄分団が大島に応援出場するようになっております。次に、離島での非常備消防の充実についてですけれども、離島の非常備消防は他の地区に比べて資機材の配置などは全体の整合性の観点から考えればそれなりに配慮しているというふうに考えております。これからの対応としては、広範囲が燃えているとき、例えば、林野火災だとか、あるいは消防車関係車両が進入困難な地域には防災ヘリの活用ということも考えておりますし、団員の高齢化や団員の減少に伴い、消防器具の軽量化や省力化等を行うことも検討しております。また、団員の減少を補うために、OB団員の活用もその制度化を含め検討をさせていただいております。以上です。

議長（児玉忠義） 土師議員。

44番（土師辰英） さっと引き上げるつもりだったんですけど、ちょっとはっきり言ってですね、ちょっと市長の熱意が分からないでもないんですが、ちょっと残念な気もしますので、過去の現状というか、かつてまあ合併前はですね、鶴見町でこの問題はやっぱり大変な大きな問題で町としてもですね、とにかく地域住民のためにということで大変な援助をさせていただいたように思いますが、ただその時点はどういったかと言ったら、これは鶴見町だけのごみではないからですね、旧佐伯市や上流部の町村も関係があるから、その方の協力をいただいて何か会議を開いてどう対応するかをやっていきたいと。こう言ってたわけですね。今度合併したらすぐにでももう全域がまとまったんだから即できると。今の話はどうですか今度

は、町の時は全体が集まればすぐにできる。今度はどうですか県ですか、国ですか。そこにですね毎日毎日ちょっと私興奮して悪いんですけども、例えば、大島もよくごみが来るんですけども、昨年市長も行かれて、その時にまあ話を聞いたと思うんですけど、ごみ上げがですね年に延べにすると100回以上というですね、まあ冬場になれば毎日ということですね、それも平均年齢が70歳以上になる方がですね一生懸命男性も女性も出て一生懸命ごみを上げると、重たいときには腰を痛めたちいうこともある。以前は焼くことによってノドが痛んだという話もありました。で焼くのは問題がある。国が一番無責任ですよこれね。国は当初、みんなも御存じと思うけど、海岸やいづれにしてもごみはすべて焼いたらいけないんだという通達を出しましたね、県を通して出しました。焼いたらいけないと。ところが海岸ごみどうしょうもないんです。海岸ごみについては焼却も結構と今度国も言いました。県もそう言いました。今度泊地内に入ったごみを最初上げて積んでのをこれは焼いてはいけませんと言いました。今はこれもどうしょうもないから焼いていいですよと言ってるんですよ。国とかね現場がどういうことをやってるか分からない人はね無責任なんですよ。毎日毎日やるとだから私が言いたいのは、地方自治体ってのはねそういう市民が非常に苦労してる毎日苦労してるのを目の当たりにするのが市の方でしょ。職員の方でしょ。困っているそういう方ですね、すぐ手を差し伸べるのが地方自治体のやっぱり役目と思うんですよ。国・県はね絶対にそのふたりがね近く見えないんですよ。高齢者の方が毎日仕事はごみ上げが大変で、魚を捕る以上にごみを上げないけんわけですよ、情けないんです。そして、そのごみ上げのが大変だからもう漁師はやめようと、沖に行けるんだからごみだつてすぐえるだろうちいうことになるとですね、70歳以上、80歳、90歳の現役の方がこんな作業をですねやる大変さちいうのがあるんですよ。で上げたごみが冬ですから風が吹きます。乾燥しないと燃やせませんので乾かします。ビニール袋とかそういうのが飛んでまた港に入ったらいけないので、ネットを掛けて乾くまで待ちます。乾いたらそれをまたこう混ぜて乾かしてですね、そしてそれを焼くわけですよ。焼いているうちにノドがおかしくなった。そう訴えてた方はもう亡くなってしまいました。そういう日々がずーっと続いているんですよ。それをですねまた今度国・県で問題になってるから全体で考えて、その中で結論を出していこう。それはいいです結構ですよ。分かります、それは分かります。しかしね、今市民がそこで困ってるち言うたらそれに即対応する。そうするのが私は地方自治体の責務じゃあないんですか。だから市の職員の方にそのことを市民の苦労を感じていただきたいんですよ。毎日毎日やってること。じゃあ国・県の案が出るまで取りあえず市としてはこういうふうにして対応しますよということを是非ね、即考えていただきたいんですよ。昨日江藤議員から言われて市長もちょっと答えられたんで、ああこれはその市長なりにですね早急にどうかしようと考えられてるのかなと思いました。さっき100日、年間やると言いましたが、例えば10人の方が100日やって延べ時間が1,000時間になりますか、1,000時間でそれどうなるんですか。ボランティアと言っても大変なんだから、若干でも補助をしようって、例えば1,000時間で500円1時間でも御苦労でしたと出しても50万じゃないですか、年間にですよ。あっちこっちの海岸に上がったごみをですねちゃんと燃やしたりして処理しとればそういうのが泊地内に入ってこなくても済むこともあるわけですよ。だから例えば、この市で海岸線の掃除をお願いしながらですね、129キロですかあるけども、人工のところでごみがたまる場所ってないわけですよ。打ち上げ浜みたいにたまるんですけど、そこだって、どこでもここでもたまるわけじ

やあないんですよ。たまるところ決まってるわけですよ。だからそこに行ってねそれが流れあるかないうちに早急に焼却しとけばですね、また変わってくるわけですよ。だからその何も手を打たないんじゃないじゃなくて取りあえずそういう対応をしながらですね、できることもあるわけですから、是非ですね市民の立場になってスピードある解決、取りあえずの解決をですね是非お願いしたいと思うんですよ。もう漁師の組はですねさいの河原ですね。市長御存じのさいの河原みたいだと、やってもやってもやってくるんだと。さいの河原であの子どもたちを助けるのは地蔵菩薩さんですよ、市長にねその地蔵菩薩さんの役を是非やって欲しい。市長がねいる間、是非それやって欲しい。昨年漁師の方と話して思ったと思います。水産振興協議会の中で、漁師の方が上げたごみを庁舎の前にぶち投げるぞ。ちいう話が出ることで事態がね悲しい思いがするわけですよ。是非信頼関係で県南の漁業を育てると思うなら、是非若干のお金がいるにしても是非その方法を考えて欲しい。あえて少し気持ちを抑えて言いました。

それで次に、消防団の件ですけども、昨日ですね高橋消防長が非常に人命にかかわる本当に熱のこもった、市民を思う言葉に感動をいたしました。高橋消防長は合併事務局の時にちょうどですね合併の資料の中に、合併の新地図、新佐伯市の地図を描いた時に、今でも覚えてるんですけど、有人離島は大入島だけでね大島や屋形島・深島が抜けてたんです。それで私が合併ということは、こういうことがあっていけないよ。やっぱりそこに住んでる人間がいるんだから、これ忘れて欲しくないなあと云ったら、高橋、その当時の事務局長はそうだその通りだということで、早速その次の地図からはね全部有人離島が地図の中に入りましたね。あなたのそういう熱意を是非感じて、もう全般のがですね非常に私ちょっとかっかきてますのであれですけど、消防の件は離島で、さっき松原町の場合は1時間で全部鎮火したんです。その4棟全部焼けてですね、調べたら分かるんですけど、漁村部分というのはねああいう二、三十棟も本当に軒がくつつきあうような家がざあーっと並んでるわけですね。であっこでもし火災が起こって常備消防が来たときにはですね時間がどれだけ掛かるのか、今簡単に船をチャーターしてと言われたけど、そこに船がいるのか常備ないわけでしょ。火災が起こったじゃあどっかの船を呼ぶか、船長はどこにおるのか、そういうことになるんですけど、果たしてどんくらい時間が掛かるものかというのはね、きちんと1回やっていただいて、そしてやはりそういうときの対応ちゅうのは是非ですね、やっぱこう訓練までいかないにしてもこうするんだちいうことをですね、やはり真剣に考えとっていただきたいことと、一番はやっぱり地元消防団のね、地元消防団と連携をして、少しでも市民の財産・生命を守るためにどうしたらいいか、そのためには離島や離島だけじゃないと思うんですよ。今消防団のいろんな合併しましたから、いろんな問題がそれぞれ町村であった。小さな課題でまで解決できたんが、大きくなるとなかなか隅に目配せがいなくなる中で消防団を一緒にするとかで心配になったりする分もあるわけですから、高橋消防長の温かな心でね是非そのいろんな消防団の抱えている問題をきちっと引継いでいただいてですね、なめてどこも同じような消防団でいいんだちゅうことには絶対ならないと思うんで、そこは是非ですね、もうこれは要望しますね。これ要望しときます。もし特にあとで回答があればいいですけど、要望しときます。

私は前の部分でですね、どうも納得いきませんので、答弁まずいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 土師議員さんの再質問に御答弁申し上げます。土師議員さんの先ほどの質問の中で、国や県ということでありましたが、私はその土台になるもんがですね、これは県の方が送ってきた県民ふれあいトークの答弁書なんです。これをちょっと読ませていただきます。漂着したごみ処理についてということで、佐伯湾内の漂着ごみの大半が番匠川から流出した間伐材や風倒木の流木であることをお聞きしました。漂着流木等の処理については海岸部の住民の方々が大変苦勞されるだけでなく、山林のある上流分も含めた流域全体の問題として一体的に取り組まなければなりません。佐伯市の場合、市町村合併で番匠川水系全体が市域となりましたので、流域全体として流出防止策を講じるとともに、大島などの地元の方々が回収した流木等の漂着ごみを市の処理施設で積極的受け入れてもらう必要があります。大量の流木等の処理については市の対応だけで困難なため県も力を合わせて対策に取り組まず。今年度は上流域の森林から流出して海岸に漂着した流木等について森林環境税の税収を財源に地元市町村が流域住民やボランティア団体等を広域的に組織し、処理する活動に対し必要な経費の一部を補助する制度を設けました。更に使いやすいものになるように検討してるところです。また、主な海岸管理者である土木事務所長を中心に市と県・国の地方機関などで構成する地域協議会を連絡調整を行うことにより、地元の漁業・林業者の関係と連携を図りながら迅速かつ効果的な撤去活動を行うとしております。県の生活環境部の廃棄物対策課から、このような形をいただいております、それでさっきのそうした連絡協議会を作ってます。私の方といたしましても、これは県との対応ですので、市との対応についてですね、これに賄えない迅速な部分っていうのはやはり私たち行政が中心にした考える必要があると思っております。非常に広い海岸線ですね、地域地域の問題もあります。また大島、議員御存じのとおり、廃プラスチックですかね、プラスチック、これは同じように津久見にも流れてるそうです。津久見とも話していったところ、まあ別府市の方も、また海岸線に関係ある地域が大分県の方に、これに対する申し入れをもう1回強くいこうということで、先般、4月の始めの大分県の市長会で強く申し入れをしたところでございます。こういう状況の中で、市としてもこれと一緒に合わせた形で対策を考えたいと思っております。また、こういうことでございますので、私の方も今後見ながらそれについて十分とは言えませんが、そうした中で迅速に対応できる体制を作っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（児玉忠義） 高橋消防長。

消防長（高橋忍） 御要望ということですが、少しさらりと第1回答弁をいたしましたので、少しお話をさせていただきたいと思っております。離島の火災は度々頻繁にということではないわけですが、それでもここ10年間の間に6件から7件ぐらい火災が発生をしているということになります。先ほど申し上げましたように、常備消防も最善の消火体制を取りますけれども、いかんせん離島という特殊性もありますからかなり時間が掛かります。離島の中でも一番近い大入島でもフェリーをチャーターをすると、とりわけ夜についてはフェリーが向こうの島の方にあるということですから、これに来てもらってそれから行くということになりますから、やはり20分から25分は掛かると。それから一番遠いであろう深島については恐らく各地から島の船着場に到着するまでに40分掛かるだろうと。大島についても二つの地点から出場するようにしておりますけれども、B & Gについては航路が非常に時間が掛かると、それから丹賀浦については航路は短いけれども陸路が掛かると。こういうことの中で、恐らくい

ずれにしても30分程度は掛かるだろうというふうに思ってますし、火災の現場が場所によればもっと時間が掛かると、こういうことになるわけでありまして。その間、火災というものは待ってられません。通常、建物火災は早ければ5分ぐらいで決着が付くというふうに言われておりますので、常備消防が到着をしたときには既にもう勝負は付いているということが恐らく実情ではないだろうかというふうに思っております。だとするならば、離島における非常備消防が言うならば、火災消火の命綱であるということが言えると思えますし、その充実は御指摘のように当然求められてくるだろうというふうに思っております。先ほど申し上げましたけども、全体の整合性から見れば、私どもとしては今限られた範囲の中で離島については配慮させていただいてるというふうに思っておりますけども、必ずしもそれが十分だということとは言えないだろうと思っております。火災のあるいは消火のですね、大事な詰まる場所ですね、詰まる場所、人それから物それから技術それから防火意識ということになってくるだろうと思えます。人については消防団員の有効活用であり、先ほど申し上げましたようにOB団員をどういうふうな形で協力依頼をしていくかというような問題、あるいは自主防災組織というものも考えられるでしょう。それから資機材についてはできる限り消火の可能なですね、早期消火の可能な資機材を整えていくというようなことになるでしょうし、火の消し方ということも、家庭の消火器も含めてですね、当然訓練をする必要があるだろうと、大事なことは何よりも防火意識だろうというふうに思っております。お聞きをすると大島は、例えば、くわえたばこをすればですね小学生からもこっぴどく注意をされると、こういうことが物語っているように、大島の中ではその防火意識が徹底をされていると、大変ありがたいことだというふうに思っております。結論としてはですね、大変残念ですけども限られた財源と、そして消防の公平性あるいは全体の整合性のバランスというものを大きく崩すことなく離島の特殊性に対してどのような有効な手だてがこれからできるかと非常備消防と十分前向きに協議をしてみたいというふうに考えております。以上です。

議長（児玉忠義） 土師議員。

44番（土師辰英） 具体策について担当部長からと思ったんですが、市長が意欲を持って答えていただきましたので、いよいよ最後になりましたが、国・県これももちろん大事です。言ったとおりなんですけども、国・県を信用してないわけじゃないんですけども、今本当に毎日毎日が困っている市民がそこにいるということで、先ほどの市長の答弁も分かるんですけども、その国はもういいでしょう。県がですね取りあえず対策をとということが出ました。さっき森林という話も出て、森林税を入れていただくのももちろんいいんですけども、これ先ほども紹介しましたけども、75%が石油製品っていうのがあるんですね、こういうこともあるんですね。私の言いたいのは、いろんな案が出る前、もう去年の6月に言って、決算で言って、予算で言って、そして今日迎えて1年たってるんですね。この間、結局何も変わっていないんですよ。だからね、市民の立場になって行政スピードとして、県の案もいいでしょう、国の案もいいでしょう。それができるまで少なくとも市としてはこうして今市民が困っているところに解決の手を差し伸べたい。取りあえずですね、だから早急にそれを市長が課に命令してやらせるんだと。そういう答弁を私はここでいただきたいと思ってるんです。それがどうしても無理ならば仕方ないんですが、どうなんでしょう。それだけですね、本当にお年よりの方が上げて腰を痛めたと、病院にまた通う。毎日焼いてる方がノドが痛い。一生懸命やっぱやってるわけですよ。そういうのがですね、やられてることに対してね、分か

ってると思うんです。振興局長さん、今日は浜野地域振興教育課の課長さん来られてますけど、分かってますよね。状況がですね、ですからよく分かってる方がいるわけです。ですから是非ともですね市長の英断で国・県を待つことなく、市として単独に取りあえずこう手を入れるということを今日いただきたい。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 再々質問に御答弁します。非常に強烈なアタックをいただきましたが、私も十分その点はですね考えていきたいと思ってます。ここでということよりもですね、こうした傾向は各たくさんあります。そうしてまた現在も合併前から鶴見町の一部では流木等をですねまだ貯蔵して焼却もできてない状況も知っております。そうした大きな問題もありますので、それは即担当課と協議し、議員にも一度またその話をさせていただきたいと思えます。これは非常に私も心を痛んでる問題ですので、期待をしていただくようお願いしたいと思います。

議長（児玉忠義） 以上で、土師議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 3 時32分 散会

平成 1 9 年 第 4 回

佐伯市議会定例会会議録

第 6 号 6 月 1 5 日

第4回 佐伯市議会定例会会議録(第6号)

平成19年6月15日(金曜日) 午前10時00分 開議

出席議員の氏名

1番	三浦	渉	2番	高橋	香一郎
3番	川野	紀久雄	4番	曾宮	司好
8番	後藤	幸吉	9番	江藤	茂
10番	清家	好文	11番	矢野	精幸
12番	矢野	哲丸	13番	河原	修仁
14番	宮脇	保芳	15番	佐保	曉
16番	小野	宗司	18番	榊田	穂積
19番	村尾	清一	20番	井野上	準
21番	河野	豊	22番	下川	芳夫
23番	柳井	二生	24番	泥谷	和喜
25番	菅原	忠	26番	和久	博至
27番	日高	嘉己	28番	渡邊	邦壽
29番	日染	矢玉夫	30番	児玉	忠義
31番	甲斐	迪彦	32番	狩生	寿一
33番	廣瀬	精一郎	34番	吉良	栄三
35番	高司	政文	36番	浅利	美知子
37番	河野	周一	38番	玉田	茂
39番	村松	周一	40番	児玉	輝彦
41番	松田	清徳	42番	戸山	盛喜
43番	寺島	孝幸	44番	土師	辰英

欠席議員の氏名

17番 肥後 四々郎

出席した事務局職員の職氏名

局長 吉岡 定光

説明のため出席した者の職氏名

市副教総財企市福建農上	市務部	長	西塩大久三田菅川河戸	嶋月鶴保原崎人	泰厚直成信俊宣伸公	義信博己太行誠邦行生人	教 育 次	長	川島	島橋	ふみえ
副教	市 育	長	長	長	長	長	消 防	長	高 大	橋 鶴	忍 信
総財	務 部	長	長	長	長	長	上 浦 振 興 局	長	加 御 手	藤 洗	安 宗 隆
企市	務 部	長	長	長	長	長	弥 生 振 興 局	長	曾 安 浜	宮 藤 野	清 美 弘
市福	商 工 観 光 部	長	長	長	長	長	本 匠 振 興 局	長	安 浜 高 児	野 治 玉	芳 一 和
建農	画 商 工 観 光 部	長	長	長	長	長	直 川 振 興 局	長	高 児	治 玉	康
上	市 民 生 活 部	長	長	長	長	長	宇 目 振 興 局	長	高 児	治 玉	康
	社 保 健 部	長	長	長	長	長	鶴 見 振 興 局	長	高 児	治 玉	康
	設 部	長	長	長	長	長	米 水 津 振 興 局	長	高 児	治 玉	康
	農 林 水 産 部	長	長	長	長	長	蒲 江 振 興 局	長	高 児	治 玉	康
	下 水 道 部	長	長	長	長	長		長	高 児	治 玉	康

議事日程第 6 号

平成19年 6 月15日（金曜日） 午前10時00分 開 議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開 議

議長（児玉忠義） 本日の平成19年第 4 回佐伯市議会定例会第12日目は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 一般質問

議長（児玉忠義） 日程第 1、一般質問を行います。

前日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1 番、児玉輝彦君、2 番、浅利美知子さん、3 番、宮脇保芳君、以上の順序で順次質問を許します。

40番、児玉輝彦君。

40番（児玉輝彦） おはようございます。今日は朝から雨が降り、また田畑、ダムに恵みの雨とっております。また、お百姓さん、上下水道の部長さん、本当におめでとうございます。これで一安心じゃとっております。

それでは質問に入らせていただきます。いよいよ 6 月定例会最終日となりました。40番、あまべの会、児玉輝彦でございます。通告に従いまして一般質問をいたしたいと思っております。今回の質問は、みんなが、誰もが最後に通らなければならない火葬場統廃合の件でございます。この度、執行部から行財政改革の一環として提案されました。市民にとっても大変関心のある問題ではないかと思っております。合併をして 2 年 2 か月余りたち、国・県・市は、行財政改革待ったなしで進めてきています。執行部もこれまで真剣に改革に取り組んできています。まず始めに、本庁、振興局、議員削減、また三役、議員、職員の給料カット、教育委員会の統合、そして今回は旧町村の火葬場統廃合問題が執行部から提案されました。行政側は、18年10月 3 日に第 1 回統廃合計画検討会議を重ね、また各自治会への説明、また直川・宇目・本匠自治委員会理事より存続への陳情がなされています。また鶴見・米水津火葬場先行きの中止、行財政改革調査特別委員会 2 回、19年度 4 月19日から26日、市内各火葬場への現地視察も行っております。計17回の会議、検討を重ねてきました。大変御苦労さんでございます。その結果として、19年の 1 年間掛けて再検討する余地があるとのこと。今まで執行部から数字的な説明が提案されていません。そこで今回私は、17年度の火葬場経費実績を拝見させていただきました。それによると17年度の全体的維持管理費は4,365万8,000円です。その中で佐伯・蒲江・弥生が3,076万円となっております。また、上浦・鶴見・米水津・直川・本匠・宇目が、そのうち1,289万8,000円となっております。その中に火葬件数が202件です。1 件の火葬費 1 万5,000円としたとき、303万円となります。それを引きますと

年間削減額が986万8,000円となります。統合したときにはこれだけの削減ができます。そこで、今回の質問に入らせていただきます。として、18年度現在の状況と全体の維持管理費又は旧町村の年間の維持管理費はどのくらいですか。統合したときの維持管理費は市の負担額は年間幾らですか。統合したときと統合しなかったとき、今後5年間の予測額また削減額はどのくらいになるのですか。お伺いいたします。

2点目でございます。ごみ袋問題についてお伺いします。19年3月5日に全員協議会を開いて、執行部から提案された資料を基に指定ごみ袋の見直し説明を受けました。見直し理由として、燃えるごみ袋が本年10月にはなくなるとのこと。また原油価格高で袋の製作価格高になること。保管場所の確保が困難なこと。また、管理・配送が大変であること。シール制にしたときの利便性に対する説明も受けましたが、シール制にしたときは1枚15円、値段が今の袋より15円安くなりますが、個人でシールと袋を購入しなければならないこと。シールをはる手間が掛かること。私も今回、各店舗を回って45リットルの1枚当たりの価格を調べて見ましたら、安い袋で1枚6円、高い袋で1枚10円ぐらいはします。シールと袋で安くみて21円から高く見て25円となります。9円から5円、現在の袋より安くなりますが、今後原油高になってビニール製の価格が値上がりすることになるでしょう。そうなれば、現在の袋を改良して製作した方が市民にとって戸惑わずにいいのではないですか。そこで質問に入ります。現在使用されているごみ袋と一般の店舗で売られている袋にして、シールをはる場合、メリット・デメリットを伺います。現在使われている袋より安い価格の商品を製作した場合の負担はあるのですか。数字を表してください。第3、シールのはり忘れが考えられますが、その時の対応は考えているのですか。以上、お伺いします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 皆さんおはようございます。今日はもう一般質問の最終日となりましたが、児玉議員さんより、この梅雨の雨が恵みの雨ということでした。私どもにとりましても、特に水道また田植え時期でございますが、非常に水が足りないという中で、これが災害にならない恵みの雨になることをお願い申し上げまして、答弁させていただきたいと思っております。

議員御質問の中で、火葬場の統廃合問題については、詳細な点がございますので、これについては担当部長の方より答弁させていただきます。

私の方は、ごみ袋問題に絡んで、その中でシール制に移行した場合のメリット・デメリットの点について御答弁を申し上げたいと思います。まず、シール製のメリットでございますが、議員御指摘の中にございましたように、現行の袋制度と比較した場合、製作費が7から10分の1程度に抑えられるということ、また市の歳出削減が図られるということ。さらに袋の場合は、その製作費用を左右する石油取引価格や為替相場、海外の労働者の賃金の動向などの海外市況の影響を受けることになり、製作単価が安定しないといわれています。シール制にした場合、これらの影響を受けにくく、長期的にも安定した単価で製作することができると思っております。また、シールは容量が小さいため、倉庫などの大規模な保管場所が必要ないことや発注から納品までの期間が大幅に短縮できるといったメリットがあります。このように、市の財政的な支出が削減できますので、市民負担であるごみの処理手数料の引き下げが可能となります。一方、議員の御指摘がございました袋にシールをはるといった手間が掛かることや袋とシールの両方を用意しなければいけないといった煩雑な点がデメリットと考

えられます。また、議員が御指摘になります将来値上げになったらということでございますが、非常にまあ先ほど申し上げましたように原油の価格というのは不安定でありますので、その時、現在の30円がどう移行できるかというまた論議も出てくると思っております。こうしたことも考えた場合に、シール制の方がそうしたことをまた再討議する必要もないのではないかと思っております。いろんな角度から私の方も答申を全協で申し上げた中で、そうした論議を交わしながらこの条例化に向けてですね、皆さん方の御指摘を賜って不安解消に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。他の詳細については、担当部長の方から御答弁させていただきます。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） おはようございます。それではごみ袋の御質問のうち、市長が答弁した以外の2点について、私の方からお答え申し上げます。まず始めに、現在使われている袋より安い価格の商品を製作した場合の負担についてという御質問でございますが、袋の製作仕様により価格が異なるということ、また、袋の製作を国内あるいは国外で行うかによって価格に相当の影響があります。また、袋の主要な原料となる石油関連樹脂は、その時期の原油価格や為替相場に大きく左右されるため、製作価格は極めて不安定でございます。参考までに、平成17年に製作いたしました現在の燃えるごみ用の袋318万枚を発注いたしておりますけれども、これは1枚当たり税抜きで6円9銭の入札価格でございました。実は昨年12月に同じ仕様で見積を取っております、この時点では1枚当たりの価格が12円を超しておりました。6月1日に本年度不足分のごみ袋160万枚を今まで使用してきた袋と同じ仕様で入札した結果、1枚当たりの単価は6円90銭、これは税抜きでございますが、このような結果となりまして、非常に不安定でございます。袋のグレードを下げて製作すればとの御質問でございますけれども、袋の形状による価格差はあまりなく、袋の厚さ、印刷の程度、色などにより製作価格が大きく左右されますので、具体的に安い袋の価格を想定することはなかなか困難であり、現時点で安い袋の製作価格の調査はまだ完全にできておりません。議員も御承知のように、どのような仕様の袋を作るにせよ、袋制を継続するとした場合には、石油価格・為替相場等の海外市況の影響を受けますことから、その調達費用は安定せず、現在の状況から判断する限り、今後長期にわたり確実に値上がり傾向が続くものと判断されます。最後に、シールのはり忘れに対する質問についてでございますが、現行制度の場合でも、指定袋に入っていないごみが出されるケースがあります。この場合には、指導用ステッカーを貼りまして取り残すという対応をしておりますので、これと同じような対応になるというふうに考えております。

それから、最初に御質問のありました火葬場の統廃合の問題でございます。これについてお答えをいたします。まず、佐伯市の火葬場についてですが、紫翠苑^{しすいえん}を始め各振興局に1か所ずつ、都合9か所の火葬場がございます。9か所の全体維持管理費につきましては、平成18年度決算見込額で3,635万4,000円となっております。また、各振興局別につきましては、上浦火葬場が111万9,000円、弥生火葬場が376万7,000円、本匠火葬場が52万8,000円、宇目火葬場が266万5,000円、直川火葬場が159万7,000円、蒲江火葬場が564万8,000円となっております。ちなみに、鶴見火葬場、米水津火葬場につきましては、昨年途中とから休止しておりますのが、18年度に委託料の支払い等を支出しておりますので、鶴見火葬場で189万3,000円、米水津火葬場で162万9,000円となっております。火葬場に関する御質問のうち、2番

目の統合時における市の年間維持管理費についての御質問でございますが、昨年の11月27日の行財政改革調査特別委員会以降に、佐伯の紫翠苑、弥生の弥照園、蒲江の花明苑の3か所に統廃合するとの行革プランを提示しておりますので、これを実施するかいのないかの有無は別にしまして、あくまで3か所に統合するという前提の中での数値の報告とさせていただきます。仮に、以上の3か所に統合したと仮定しますと、年間の維持管理費が約3,087万3,000円になろうと推測されます。また、火葬場使用料が約1,436万4,000円見込まれますので、実質収支で約1,650万9,000円の一般財源の持出しになると思われます。最後の3番目の統合した場合の今後の5か年間の経費の予測でございますが、おおむね合計で1億4,923万6,000円になろうと思われま。また、統合しなかった場合についてですが、これもおおむねですが、1億7,616万9,000円になると思われます。よって、削減額につきましては、2,693万3,000円が見込めようと考えます。ただし、現時点で各火葬場の老朽化の実態が正確に把握できておりませんので、修理等に要する維持経費については、この金額に含まれておりませんが、実際はこれに臨時経費が上乘せされることとなります。ちなみに、過去の修理費等の臨時経費から推計いたしますと、3か所に統廃合した場合の臨時経費の削減額は、5年間でおよそ2,300万円程度であろうと想定されます。よって、5年間の削減額は合わせて5,000万円程度になりますので、これまで御説明してきましたように、年間の削減額は約900万から1,000万円程度であろうと想定されます。以上でございます。

議長（児玉忠義） 児玉議員。

40番（児玉輝彦） まず、火葬場の件で伺います。今のまず説明をされて年間に900万から1,000万の経費削減になると言われています。その中で、削減が1,000万円まずされたとき、そうした場合にこの削減された経費、これをどこに使うのか。これはやっぱり一番関心のあるところじゃないかと思えます。やはり合併して旧町村は本当に何もできない、皆さんに聞いてみれば、本当合併して何がよくなったのだろう、みんな聞けばそういう話になってきます。その中で、この1,000万円を利用して、やはり旧町村の市街地から離れた、そういった離れた場所に補助金を出す。そういった方法もあるんじゃないかと私は思いますが、この度、調べてみたら20キロ以上離れた地域に1軒当たり2万円から3万円の補助を出してはいかがでしょう。また、20キロ以上の地域としては、また上浦・鶴見一部、また宇目・本匠と思えますが、軒数が多すぎて、してみますと年間100軒からそんぐらいじゃあないかと思えます。そしたら、200万から300万で補助が済むと思えます。そしたら、あとの残り700万ほど削減ができます。その削減した700万、これをやはり旧町村の活性化に使ってもらったらいかがでしょう。今回、統合するのは皆さんにとって聞いてみますと、火葬場の統合には私たちは反対です。やはり地元のお年寄り、皆さんは何で反対するかって言えば、本当に合併していいことはない。そういう中で、やはり何でもかんでも統合するというのは私たちにとっては本当に良い結果とは思いません。また、総合的原因として中心市街地の条件の違いがあり、また交通の負担増、利便性が悪い、そういった原因が中にあると思えます。そこのところを十分考えて今後の対応をお願いしたいと思います。

2点目のごみ袋ですけど、まず経費削減する必要があると思えますが、私は各店舗に行って聞いて見ますと、配送に問題があるのではないかと。また、合併当時には3人で配送してきています。今現在は2人で配送してきています。その点何とかならないんですかと言われました。それだけ職員が今余っているのですか。私たちは配送するときは、いつも

1人で配送していますよと言われます。まだ職員の人員整理をしたらどうですかとも言われます。また、シール制にしたとき、シールをはる手間が掛かるので、今の袋より価格の安い物を作製してはどうですかと言われました。そういった中、やはり市民の声を聞きますと、今のままの現状でももらった方が私たちはいいと思いたしますがと言われました。そういった点につきまして、再度答弁お願いいたします。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） それでは児玉議員の再質問にお答えします。まず、火葬場の経費の削減額がどこに使われるのかと、どういうふうな考えでこれからやっていくのかということでございますけれども、これは5月の13日に行財政改革調査特別委員会の中で説明しましたことの繰り返しになるかもしれませんが、まず、今回ですね火葬場の統廃合については、この1年間掛けて検討していくということをまず申し上げました。その内容につきましては、まず20年度廃止を先送りしました。実施年度も含めて改めて検討いたしますと。それから2点目につきましては、各地域住民の実情、それから施設の老朽化の度合い等も勘案しながら、今後の火葬場の統廃合についてその方向性を再検討していくと。3点目に、統廃合に伴う地域間格差について、先ほど申し上げました経理の問題もございまして、それについて今後調査研究していきますということをお答え申し上げました。だから、今ここで明確にお答えはできませんけれども、今後皆さんと意見を交換しながら、また地域に出向いて行って、地域の実情を調べ、また地域の住民の意見も聞きながらですね、また整理をして研究をしていきたいというふうに考えております。

それから、2番目のごみ袋の配送の問題があるんじゃないかということでございまして、私も実際、灘の清掃センターに保管してあるごみ袋の保管場所に行ってみまして、どういうふうな状況かというのを見てきました。大きな段ボールの中かなりの数が入っておりまして、かなりこづみ上げております。当初3人で作業をしてたいうのが今2人ということでございまして、実際配送、積み卸しするのはやっぱ1人ではちょっときついかと、重量的にきついかという気がいたしました。そういったことで、今注文があったときだけ実際エコセンター番匠にいる職員がですね、仕事の合間にこれを配送してるとということでございまして、専属の職員は置いておりません。そういったことで今後とも今の袋制を継続する限りはですね、この配送という問題については回りますけれども、これはなるべく人件費が掛からない方法で、また今の現状の人数で対応してまいりたいというふうに考えております。それから、価格の安い袋を作ってもらいたいという市民の声があるかということでございまして、これも先ほど申し上げましたように、今現在これについては議員の皆様方に意見等をお伺いしながらですね、そういった方向性もあるかどうかについて今検討・研究してる最中でございます。もうちょっと時間をいただきたいと思いたします。よろしく願いたします。

議長（児玉忠義） 児玉議員。

40番（児玉輝彦） 最後に一言、やはり今建設業またその関連業者、皆さんは年間に8か月からやっぱ6か月ぐらいしか今仕事がないのではないかと感じております。その中で今こうして市民税も上がり、負担がみんなに掛かっております。その中でやはり市民に負担を掛けないように行政としてはやっていかなくてはならないのではないのでしょうかと思いたします。そうした中、やはり各町村の場合にやはり利便性に欠けている。だから、交通面も悪い、そ

れで高齢者も増えている中、やはり負担が掛かるというのはやっぱりみんなにとっては生活に苦しい中、その中でまた若い人も仕事がない。そうした中で、いろいろな面で苦しい面があると思います。そういった面をいかに少しでも負担を掛けないようにするかと言えば、やはり皆さんで検討しながらやっていかなければならないと思いますので、そのところを行政の執行部の方をお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（児玉忠義） 以上で、児玉議員の一般質問を終わります。

次に、36番、浅利美知子さん。

36番（浅利美知子） 皆さんおはようございます。36番議員の浅利美知子でございます。早速質問に入らせていただきます。今回私は大きく3点について御質問させていただきます。まず始めに、ごみの有料化の今後とは、と題しまして最初の質問をさせていただきます。家庭ごみ有料化指定袋制が新佐伯市誕生と同時にスタートいたしました。これまで有料化されていなかった旧佐伯市や旧上浦町の方にとっては多少の不満もあったかも知れませんが、あれから2年が経過いたしました。今ではすっかり指定袋も定着していることと思います。家庭ごみの有料化指定袋制の目的は、水道料や電気代などと同じように、各家庭のごみの量に応じた負担をしていただくことで、ごみの減量やリサイクルにつなげていくものと認識しております。そこで小さな1点目として、私は有料化スタートの2か月後の平成17年6月議会で減量の状況をお尋ねいたしました。当時は17.3%の減量となり好調なスタートを切ったようですが、2年が経過した今、減量等の状況をお聞かせください。また、通告ではシール制についてもお尋ねしておりましたが、先に吉良議員、そして今また児玉議員さんが質問されましたので、重複する点があるかと思しますので、この点は割愛させていただきます。小さな2点目、今年度当初予算に、ペットボトルリサイクル整備事業として6,690万円が計上され、ペットボトルリサイクル施設をエコセンター番匠の敷地に整備することとありますが、今後このペットボトルリサイクル回収をどのように進めていくのかお聞かせください。小さな3点目、各家庭で出るごみのうち、容器類の約4割を食品トレー類が占めております。肉や魚などのほとんどの食品がトレーに包装されており、毎日1枚は使っていることとなります。トレーは増える一方です。日本では年間5万2,000トン、枚数にして104億枚が捨てられているそうです。スーパーの店頭回収ボックスが置かれている所もありますが、お客さんの1割ぐらいいしか利用されていないようです。佐伯市では何でも燃やせるごみということで、食品トレーも燃えるごみとして出すことができるのですが、台所を預かる主婦層の間から、食品トレーを捨てるのはもったいないという声が上がっております。きれいに洗って出せばまた有効に使われます。そこで、この食品トレーを資源ごみとして回収していただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

次に、大きな2点目といたしまして、健康増進についてお伺いをいたします。今年も5月から住民健康診査が各校区ごとに行われております。健康診査は動脈硬化や高血圧、糖尿病、がんなどの生活習慣病の早期発見へとなり、また健康診査を受けることにより、生活習慣の見直しや改善ができる良い機会だと思っております。是非、市民の皆様におかれましては年1回の健康診査を受けられ、健康維持に努めていただきたいと思っております。さて今日は、がん検診の中の一つであります乳がん検診についてお伺いをいたします。日本人女性がかかるがんのトップは乳がんで最も増加率が高いがんの一つです。30人に1人がかかるという病気とも言われております。もちろん乳がんも早期発見・早期治療が必要であり、早期に発見できれ

ば手術も簡単にすみ、形も温存することができます。佐伯市において乳がん検診にマンモグラフィーが導入され、今年が3年目だと思えます。マンモグラフィーは乳房のエックス線撮影で早期発見にとっても優れております。そこでマンモグラフィー導入についての取組状況、また年齢別の受診率、早期発見へととなった方の数などをお聞かせください。また、乳がん検診は完全予約制となっておりますが、予約申込状況を教えてください。小さな2点目といたしまして、インフルエンザ予防接種の助成についてお伺いをいたします。インフルエンザはインフルエンザウイルスに感染することで起こり、その症状は突然の高熱・頭痛・関節痛・のどの痛みなどが訴えられます。インフルエンザが流行し始めると短期間に子どもから高齢者まで膨大な数の人を巻き込むという点では、普通の風邪とは異なります。インフルエンザの予防接種の有効性は世界的にも認められており、日本においても高齢者の発病防止や重症化防止に有効であると認められております。予防接種法の改正により、予防接種の対象に高齢者インフルエンザが加えられ、予防接種費用の一部を公費で負担することで高齢者のワクチン接種が積極的に促進されています。インフルエンザ接種費用は各医療機関によって異なりますが、1回当たり3,000円前後掛かるのではないのでしょうか。佐伯市では、65歳以上で予防接種を希望される方には2,500円が助成され、昨年度は2万3,923人の対象者に対して、1万4,703人が予防接種をされておるようです。そこで、高齢者だけの助成を子育て世代の子どもにも一部助成することはできないのでしょうか。夫婦と子ども2人、4人家族の家庭では、インフルエンザ予防接種に2万円ほど掛かると聞いております。もしインフルエンザに家族の1人がかかってしまえば家族全員かかってしまいます。そうすると医療費が増え、仕事も休まなくてはならない。今は無理をしてでも予防接種をするようにしています。そういう声も聞かれます。家計に占める割合が高く、この時期になると大変です。せめて子どもの分だけでも一部助成していただけたらどんなに助かるかしれません。これは多くの市民の方々の声です。そこで、予防接種を希望する子どもへの一部助成をしていただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

大きな3点目といたしまして、マタニティマークの活用についてお伺いをいたします。厚生労働省は今年3月、妊産婦に優しい環境づくりのため、マタニティマークのデザインを決めました。このマタニティマークは妊産婦が身に付けたり、ポスターなどを掲示し、妊産婦への配慮を呼び掛けているものです。見た目では妊婦だと分かりにくい妊娠初期などに、満員電車で押されたり、近くでタバコを吸われることなどの苦情を訴えることが多かったことから、一目で妊娠と分かるよう全国共通のマークが決められました。これが拡大いたしましたけども、これが全国共通のマークです。この全国共通のマークが各地の自治体で広く活用されております。子育ての原点は大切な未来を授かっている妊婦さんです。このマタニティマークを通して、地域社会で妊婦さんを見守る環境づくりができればと思います。マタニティマークをストラップにしたり、キーホルダーにしたり、シールにしたりしてみたいかがでしょうか。是非佐伯市でもマタニティマークを活用していただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。以上で、1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 浅利議員さんの御質問の中で、三つの点を言われておりますが、私の方から、有料ごみの今後はという中で、先ほど御質問の中で、1番目の家庭ごみの指定袋制についてというので、これは先般の吉良議員、また先ほどの児玉議員と重複しておるということ

で御答弁はよいということでございます。その中の小さな点でございますシール化ということについてはよろしいということでございますが、2番目のペットボトルのリサイクル化を今後どのように進めていくのかをお聞かせくださいということですが、これにつきましては、シール制の中での移行の中でやっていきたいと。そしてまた、ペットボトルのリサイクルについては、平成20年度から分別収集を実施していきたいと。リサイクルを推進したいと考えております。そのために議員御指摘のとおり、本年度に予算を計上して整備しております。こうしたシール制については有価ごみという中での扱いを考えていきたい。そして、私どもにとりましても、佐伯市環境基本計画を現在作成中でございます。その中の主要な施策といたしましては、循環型のまちづくりの推進を上げております。いわゆるごみの3R、リデュース・リユース・リサイクルの周知徹底を図ってまいりたいと思います。そうした中にも有価ごみとして十分分別できるのではないかと考えております。そうした全体のごみに対する考え方をし、そして市民にも啓蒙していきたいと考えております。あとにつきましては、担当部長の方から御答弁させていただきます。よろしく願います。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） それでは、浅利議員のごみに関する御質問のうち、合併時の平成17年4月にごみ袋が有料化に統一されたが、そのことによりごみ量がどのように変動したのかという御質問についてお答えいたします。合併以前の段階で有料化が実施されていなかったのは旧佐伯市だけでありましたので、まず旧佐伯市管内におけるすべてのごみの収集実績、これを基に御説明いたします。平成16年度の収集実績が1万5,417トン、平成17年度が1万2,921トンで、対前年比2,418トン、約16%の減量となっております。平成17年度と18年度の収集実績には大きな変動はございません。一方、旧南郡8か町村の場合は、合併以前から有料化が施行されておりましたことから、旧佐伯市ほど大きな変動はなく、全体の平成16年度の収集量が6,665トン、平成17年度が6,511トンで、対前年比154トン、約3.3%の減となっております。この結果から判断する限り、指定ごみ袋による有料化が、ごみの減量化に対し、それなりに効果があったということが言えると思います。3点目の食品トレーに関する御質問ですが、これにつきましては、平成18年6月の容器包装リサイクル法の改正に伴い、いわゆる、廃プラスチック製品全般にかかわるリサイクルの問題として考えていく必要がございます。したがって、食品トレーのみに限った個別の対応ではなく、その他の廃プラスチック容器も含めた問題として考えております。先ほど市長が申しましたように、本年度に策定を予定しております環境基本計画の施策の一環として今後研究してまいりたいと考えております。ちなみに今現在、食品トレー等のプラスチック類は燃えるごみとして一緒に焼却をしております。その豊富な熱量をすべて、サーマルリサイクルという形で発電に変えております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） 健康増進についてお答えいたします。乳がん検診につきましては、平成17年度からマンモグラフィ検査を導入して実施しております。平成18年度の年代別の受診率は30歳代4.3%、40歳代7.0%、50歳代10.8%、60歳代14.2%、70歳代8.3%、80歳以上1%となっております。全体では対象者2万946人のうち、受診者数2,488人で、全体の受診率は17.3%となっております。また、精密検査が必要な人は123人であり、がんの発見数は

3人、40歳代1人、50歳代1人、80歳代1人となっております。乳がん検診は佐伯市全体で46会場で開催しておりますが、おおむね予約制で対応しております。定員に満たない所もございますが、旧佐伯市では希望者が多く、キャンセル待ちの方が6人いましたが、平成18年度は定員全員受診することができております。インフルエンザの予防接種についてお答えします。インフルエンザの予防接種は、高齢者については国際的にも積極的に接種を勧奨すべきという認識があり、国内の研究でも有効性が報告されており、定期の予防接種と位置付けられておりますが、小児についてはワクチン接種後の抗体応答が年齢が低いほど低く、有効性については認められないとの報告がなされているようであります。確かに重症合併症を予防する観点から必要という意見もあり、保護者の間でもワクチンに強い期待を持っている方がおられるようですが、厚生労働省としては、定期予防接種とし接種を勧奨するのは適当でない。有効性などについての正確な情報を保護者に十分説明した上で、希望する場合に任意の接種をすることが適当であるとの意見のようであります。佐伯市としましても、以上のことから、小児に対してのインフルエンザ予防接種の助成制度は設けておりません。財政的な面だけでなく、国の見解を踏まえて対応していきたいと考えております。今後は、国による有効性の高い新ワクチンの開発等に期待したいと思っております。

マタニティマークにつきましては、今年度から試験的に母子手帳交付時に希望者にマタニティマークボールチェーンタイプを配布し、妊産婦に対して受動喫煙の防止等、やさしい地域・環境づくりを目指すための一環としたいと計画しております。また、マタニティマークの意義等の御理解と御協力を市報を通じて市民の皆様へ啓発していきたいと考えております。これが、ボールチェーンタイプのマタニティマークであります。以上であります。

議長（児玉忠義） 浅利議員。

36番（浅利美知子） ありがとうございます。それでは再質問をさせていただきたいと思っております。まず、ごみの問題に関してはですね、市長から直接御答弁いただきましたけれども、今有料化が値下げになるのかどうなのか、いろんなところで私もどうなるのかというのをお話はよく聞きます。もうこれ以上もう定着してるのに下げる必要もないのではないかといろいろなお話もある中で、今特に叫ばれておりますエコですね、私はこれにもう取り組んでいただきたいなと思っております。先ほどもったいないと、トレーがもったいないというお話をいたしましたけれども、皆様も御存じだと思いますけれども、環境分野で初めてノーベル平和賞受賞されたケニアのマングリーマータイさん、副環境相がですね日本に来日された際に、日本には資源を有効に利用する言葉として、もったいないという言葉があるというのを聞かされて、その言葉に感銘されて世界に広げていきたいというように言われております。そういうことを考えたときにですね、こんなにもったいないという言葉がありますので、いろいろ私たち世代になるともうつついそういう言葉が出てくるのではないかなと思うんですが、先ほど言われました3Rですね、これに本当に真剣に取り組んでいかなければならないかと思っております。そういう意味で、ペットボトル来年度からリサイクルの方向でですねしていきたいと、そして食品トレーもですね今後また検討されていきたいというお話がありましたけれども、いち早くですねこのエコに佐伯市取り組んでいく必要があるんじゃないかと思っております。まずは、本当にこの自然豊かな山と海と川のあるこの佐伯市からですね、エコを進めて行ってもらいたいと思っております。そして、もう一つもったいないという話の中でですね、私はこの

質問をする前に担当課に行きまして、ちょっとお話を聞いてみたんですけども、牛乳パックですね、牛乳パックも先ほど言いましたように、本当に何でも燃やせるということで結構燃えるごみとして出される方も多いんじゃないかと思うんですが、実際には新聞紙などと同じようにですね紙類と一緒に捨てていらっしゃる方もいらっしゃるそうですが、実際私が見たところではあんまり正直いらっしゃらないんじゃないかなと思います。確かに牛乳飲んだあとですね、水できれいに洗って乾かして、それをまた広げて出さなければならないという手間が掛かるかと思うんですけども、この牛乳パックがですね、これは牛乳パックというのは本当に準パルプでできておりまして、約1,000リットルの空箱をですね、これが30枚で約1キロになるそうです。そして、この1キロでですねトイレトペーパー5個が再生されるそうです。そういうのを思うとですね、本当にもったいないなと思いますので、今実際にその紙類と一緒ににはされているそうですが、まだまだ住民にはですね、まだそういうあれが行き届いてないんじゃないかと思っておりますので、これは皆さんにですね呼び掛けて理解していただけたらいいんじゃないかと思っておりますので、この点はよろしく願いいたします。先ほど市長が言われましたが、ペットボトル等の資源ごみ、有価ごみは無料でされていくというふうに理解しておりますが、それでよろしんでしょうか。その点を1点だけですね、お聞きしたいと思います。

それと、インフルエンザの件ですね。確かに財政的にも私は本当に厳しいと思えますし、今任意でされておりますので、強制はできないとは十分分かっておりますが、例えばですね、臼杵市は昨年からゼロ歳から中学生までの子どもさんに対して1,000円の助成がされております。そして、今年度から豊後高田市ではゼロ歳から中学2年生まで2,000円の助成がされているそうです。これはあくまでも希望者ですけども、これを佐伯市にとってみた場合、かなりの人数になると思っておりますので、それぞれ財政事情違いますので、財政の大変な厳しいときだというのは十分承知しておりますけれども、例えばですね、今佐伯市では乳幼児医療費、本当に市長の子育て支援に対する御理解のお陰でですね、昨年の10月より未就学児、小学校入学するまでですね、乳幼児医療費の無料化が拡大されました。そして、またさらに3歳児未満、この子どもたちに対しては佐伯市独自の施策としてですね、無料化がされております。そして、この小学生・中学生になると何が助成というか、そういう対応がされてるのかなと思いましたがときに、あまり考えつくものがないんですが、一つこれはまた提案です。すべての子どもさんについていうのはなかなか難しいとは思いますが、この小学生・中学生を対象にですね、約佐伯市で6,500人程度の生徒の方がいらっしゃるんじゃないかと思うんですが、まずはこの方たちですね、段階的にこの方たちを中心に助成することはできないんでしょうか。また提案一つですね、提案させていただきたいと思えます。私も子育てをしておりまして、皆さんも経験されておると思いますが、小さいころというのは本当に手が掛かるんです。段々大きくなるにつれて一番掛かるのがお金じゃあないかなあと私も実感しておりますが、そういう点で、小学生・中学生になるといろいろ教材費が掛かったりとか、そしてまた中学になれば部活動があったりとかで、さまざまなユニホームとかですね、いろんな面がまたお金の掛かる部分が増えてまいります。そういう意味でまず始めにですね小・中学生を対象に、これは高司議員さんが前も御質問されておりましたけれども、私もその方向でですね、まずは希望される子どもさんにですね、そういう何らかの助成ができないものだろうか、まだ試算はされていないでしょうから、ここでお答えをいただくというのは大

変私も心苦しい点があるんですが、そういうお考えはどうでしょうかという事で提案させていただきますので、再度部長の答弁ですね、お願いしたいと思います。それで、乳がん検診の件ですけれども、今年も確か今日発行されます6月15日号の市報ですね、恐らく乳がんのですね予約の申込みが市報に載っていると思うんですけれども、今受診率を聞きましたところ、大変30歳代の方がですねちょっと少ないようにあります。最近ではですね、20歳代の女性にもですね乳がんにかかるケースっていうのが増加しております。そういった意味でですね、もうちょっと30代の方にもですね受診を働き掛けていただきたいなと思います。そして、予約状況をあえて聞きました。国の乳がん検診指針では、2年に1回の検診が原則であるというふうにこの成人ガイド、これに載っておりますが、昨年までのを見ておきますと、2年続けて受けてる方がいらっしゃいます。別にこれを2年続けて受けてるからどうだと言うつもりはないんですけれども、これだけ乳がんがですね女性にとっては高い確率でなるということがありますので、少しでもですねたくさんの方々にですね受けていただきたい。そういう思いです。それでまず、今年もまた予約が始まりますけれども、まずは2年に1回ということが原則であるのであれば、これは平成17年度から始まっておりますので、まずは平成17年度にですね1回目を受けられた方、そしてまた初めて今回受診される方をですねまずは優先的にしていただいたらどうかと思います。これにはやはりまだマンモグラフィの効果っていうかですね、そういうのはまだ知らない方もいらっしゃるかもしれません。ですからそういった意味で、更にですね呼び掛けていただきたいなと。そういった点について、これはもう要望でいいです。よろしく願いいたします。

次に、マタニティマークの件ですが、早速ですねしていただくことで大変ありがとうございます。なかなか妊娠初期っていうのは、なかなか分かりにくいもので、あえて私は妊娠してますっていうふうにする必要もないと思うんですけれども、やはり先ほど言いましたように、これはもう本当に都会から始まったことですので、満員電車だとかですね、そのタバコを近くで吸われて困るとかということからが発端でですね、できたものです。まずはですね、このマークまだまだ全国的にっていうかまだ広まってないと思います。まだ知らない方が多いかと思しますので、先ほど部長言われましたように、まず市報ですね、市報で啓発していただいて、そしてまた市報だけではなかなか分からない部分もあるかと思しますので、例えば、公共施設だとかですね、スーパーだとか、また例えば大分バスさんとかですね、JRさん、そういう方にも御協力いただいてですね、こういうマークがあるんですよと、お知らせいただければいいんじゃないかと思えます。そしてまた、これは全国共通のマークですので、先ほど言いましたように、本当は全国今広くこれが活用されております。皆さんもですね、市街から出られたりとか、またお仕事で出張されたりする場合とかにですね、恐らくこのマークを見かけると思えます。さりげなくですね妊婦さんは付けていらっしゃると思しますので、このマークに気付いたらですね、やさしい心遣いをですねしていただきたいなと、これは要望として言わせていただきます。それでは先ほどの再質問でよろしく願いいたします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 浅利議員さんより再質問をいただきました。ごみのシール制ということの中で、無料化のお話をさせていただきました。現在資源ごみという形でこれは全部佐伯市の条例の中で条例を変えなければ無料化はできないような状態になってます。私どもがシール制

に持っていく中で一番大きなのは、例えば今スーパーでの袋とかいろんな袋もシール制になれば使えば袋代掛らないと。その袋自身も全部今ごみとして燃やしとんですね。こうした物がごみ袋が買ったごみがまたごみになるということで、これが一番もったいないのではないかと、こうして、こうした案をですな皆さん方に提示し、御相談をしてる状況でございます。そして、無料での回収という意味は、そうした中でですな、現在、燃えるごみと燃えないごみに有価ごみがほとんど分別されて有価ごみ袋で出されてる方が少ないと、そうした資源の中に廃プラスチックであり、また議員がおっしゃいましたペット、そしてトレーいろんなプラスチック資源がある。大分市の場合は、そうした中で現在無料でやっておりますが、そうした分別を強化しております。当市といたしましては、そうしたことを見極めながら、どうした方向がいいのかと、現在袋が落ち着いているからもういいんじゃないかと言ったときに、じゃあこの状態で条例を変えずに現在集めれば、またそうした分別化できないという中で、シール制を移行しながら、そうした部分も検討したいということで、議員皆さんまた先般吉良議員、また先ほどの児玉議員御質問いただきましたときに、そうした情報で私たちが考えたのがいいのか、そうした市民との意見交換をする。こうした一般質問で多くの市民に知っていただくことが私は重要だと思っております。特に、シール制のメリット・デメリットいろんな問題があります。基本的にはやはり私は3Rを目指すことが必要だと。そのためにはどうするかということをご皆さん方と、いい方向に、そしていかにまたコストをですな、住民負担が掛けないようにという形でのシール制がいいんじゃないかということをやったわけですが、これについてもデメリットがあるようでございます。どんなことでもデメリット・メリットっていうのがあると思いますが、こうしたことを積み重ねながら十分御審議をいただきながら、私もまたこれについて提案し、皆さん方の御判断を仰ぎたいと思っております。他につきましては、担当部長より御答弁させていただきたいと思っております。

議長（児玉忠義） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） 浅利議員さんからいただいた、要望と言いますか。乳がん検診とマタニティマークにつきましては、御意見参考にしてですな、広報に努めてまいりたいと思っております。それから、インフルエンザの助成についてでございますけれども、厚生労働省の方がですな、有効性について小児の予防接種についての有効性について、ちょっと疑問というかそういう部分での意見がございますので、そういうものの動向等にですな注視しましてですな、これからそういう動向に注視してやっていきたいというふうに思います。以上です。

議長（児玉忠義） 浅利議員。

36番（浅利美知子） ではそれでは最後にですな、お聞きしておきたいことがあります。ごみの問題です。もうごみが有料化始まってですな2年がたちました。値下げになるんだろうとか、少しでももうこれ以上無料化になるんだろうとか、もうこれ以上指定袋定着してるのだからもうそんなにいろいろ言う必要はないと、とにかくエコに努めていただきたい。いろんな声があります。それで佐伯市ですな、産業廃棄物減量等推進審議会が設置されてもう約2年になるんじゃないかと思っております。その間ですな、本当に広く市民の皆様の声が集約されてもういるのではないかと思っております。かなりの時間が掛ったようにありますが、いろんな事業をする中で、早く決めてしまわなきゃいけない部分とか、そしてまたじっくりと考えてする部分、いろいろあるかとは思いますが、いろいろ皆さんの声を聞いてみますと、まだごみのことは決まってないのという声があります。2年は経過いたしました。その中で、

私は最後に今市長いろいろおっしゃってくださいましたけれども、昨年度の担当部長のお話では、最終的には政治的な判断だと、そういうお話を聞いたような気がいたします。それで市長としてはですね、どうされていきたいのか、今シール化の話もできましたけれども、市長としてはどうされていきたいのかをですね、まずはこの最後にですね、今思ってたっしやることでもいいです。決定されたことは言えないと思いますので、今言える範囲でいいですので、この問題がどうなっていくのかを方向性が分かればですね、市長からお願いしたいと思いますので、お願いします。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 再々質問でごみの有料化問題と、これの経過がですね、審議会等でもお諮りをいたしましたときに皆さんの御意見を伺いました。これについては、やはり有料的なものが必要だろうということです。当初内部的には最初からシール化の話をしておりまして、その当時もしてはありましたが、事務的には一遍にシール化は難しいだろうと、それに対応した値段を下げるために昨年の9月に20円という形の提案をさせていただきましたが、議会での皆さん方の御理解を得られず、必要ないだろうということ。また、経済的にこうした行革をとるのに厳しいと。そこに下げる必要はないという御判断をいただきました。そうした中で、今回10円を下げたあと、私はシール化という段取りをしとったわけですけど、そうした20ということにはどうしてもならないだろうと。そうした中でシール化をすることによって、先ほど申し上げましたように、例えばスーパーのレジ袋にしてもシールをはればコストも下がると。いろんな中でシール化につけて私は先般、全協等でも御説明いたしましたように、コスト意識を持つことによっていけるだろうと。それから有価ごみについて、また資源ごみについての、これについては現状の状態では3Rを推進してもなかなかこれは難しいのではないかと、やはりそこには無料ということになることによって、そうしたことが推進できるということで、こうしたシール化と資源ごみについてはですね一体化した考え方で、前回全協での御説明をさせていただいたと思っております。それが私の方の考え方であり、また私の方の一方的な考え方でないだけでは説明できませんので、先ほど御答弁申し上げました。こうした機会を通じながら市民の皆さん、また議会の皆さん方の御意見をお伺いし、そこにシール化がどうしても必要ないということであれば、このままの状態で行く。だけど、有価ごみについては、これは無料化しなさいということになれば、これはまた条例を変えなければいけない。私は一体化したものに考えていきたいと思っております。また、これについていろんな中で調整できる部分、また考え方を改める部分については広く皆さんの意見を聞きながらやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（児玉忠義） 以上で、浅利議員の一般質問を終わります。

次に、14番、宮脇保芳君。

14番（宮脇保芳） おはようございます。14番、南風会所属の宮脇保芳でございます。本定例会の一般質問も最後となりました。やっと出番がやってきたかなあという感じがしておりますけれども、頑張ってトリを務めさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

今回私は、2点について質問をいたします。まず1点目は、子育て支援に対する一時保育制度について、そして2点目は、菜の花エコ・プロジェクト事業について質問をいたします。まず1点目の子育て支援に対する一時保育制度についてでございますが、少子化の進む中、佐伯市には一時保育サービス事業実施条例が制定されております。この条例は、核家族

化を始めとしたさまざまな社会環境の変化から孤立しがちな家庭で子育てをされているお母さん方にとっては本当にありがたい制度だと思っております。先般、私の知人から一時保育制度を充実してほしいとの要望がありました。そこで、早速佐伯市のホームページで一時保育サービス事業の受入れ保育所があるのか調べたわけですが、その結果、市内の公立保育所すべてと私立保育所では佐伯聖徳保育園、大日保育園、みなみ保育園、みなと保育園、八幡保育園、そして城山共同保育所と軒並みに一時保育ありとなっております。一時保育サービス事業実施条例を見ますと、第1条に、保護者の育児疲れの解消、急病、または就労形態の多様化等に伴う一時的な保育に対する需要に対応するため、保育所において一時的な保育を行うことにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とするとあります。第2条に、事業の対象となる児童は、生後1年以上から就学前児童であって、第1条の目的に該当する一時的に保育の必要となるものということになっております。一時保育の種類と内容については、大きく三つに分かれようかと思えます。まず、非定型的保育ということで、保護者のパート就労、つまり就労形態等によって家庭での保育が断続的に困難となる児童を対象としております。緊急保育とは、保護者の病気や出産、家族の介護や冠婚葬祭などで、家庭での保育が困難となる緊急一時的に保育が必要となる児童を対象としております。そして3点目がリフレッシュ保育というのがありますけども、これは保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するための一時保育があります。利用申込みは利用日の1週間前までに子育て支援課に申込書を提出してほしいとのことであります。緊急保育については、1日前あるいは2日前の場合もあるでしょうし、場合によっては当日申込みもあるでしょう。そこで、当日申込みでも受入れが可能かということをお聞きしてみますと、過去に一度だけ当日申込みを受け付けたことがあるということなんですけども、現状では対応できないということのようでございます。過去2年間の利用実績を伺ったところ、平成17年度では、公立保育所で229.5件と、コンマ以下はこれは半日の一時保育ということでございます。私立保育所では147件、合わせて376.5件で、うち緊急保育は26件となっております。平成18年度は、公立保育所で487件、私立保育所で119件、合わせて606件で、うち緊急保育は13件となっております。この一時保育の制度はよく利用されているなあと思いきや、この優れたものの制度がほとんど使えない状況であるとのことであります。担当の職員の話では、困ったお母さん方がよく相談に見えられますが、現状では保育士の数が足りない、保育室のスペースもない等でほとんど対応できてないとのことであり、せっかくの制度がないのと同じです。使えない制度などあってはならないわけですが、行財政改革の実行によって保育士の数も大きく減っている現状を踏まえて、このことをどうとらえているのか、市長の見解をお伺いいたします。

次に、菜の花エコプロジェクトモデル事業についてお伺いします。この件につきましては、昨年の6月議会で質問しておりますが、この事業については河川の汚濁防止、大気汚染等の環境負荷の低減といった面からも素晴らしい取組だと評価しております。バイオディーゼル燃料装置の効率的活用と原料となる植物性廃油の回収方法を給食調理場のみならず、事業所や一般家庭を含めた全市的な回収システムの構築を目指すべきだと指摘した経緯がありますけども、現状としてはどうなっているのかお伺いいたします。なお、この件につきましては、一昨日、下川議員からも同様の質問がなされております。したがって、重複する部分については割愛されて結構でございます。以上で、1回目の質問を終わります。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 宮脇議員さんの今議会の最後の質問者ということでトリを締めていただけるそうですが、ありがとうございます。

議員より御質問がございました子育て支援における一時保育制度について、また菜の花プロジェクトモデル事業についてということでございます。菜の花プロジェクト事業につきましては、下川議員さんに答弁をさせていただいておりますので、そうした中、ちょっと全体的な中で一時保育サービスということですね、御質問いただいております。一時保育につきましては、少子化の中においては、地域での子育て支援体制の充実を図るために、特に重要な事業ということで進めております。議員さんが御指摘の中で、緊急保育ということでございますので、これについてはいろんな問題点もあると思っております。私もちょっと現況が分からずですね、担当課に伺いましたら、当日のいろんな問題とかあるということで、私の方から、そうした中で担当課の方で答弁させて、そこのできる範囲がどうなんだろうかということの研究をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（児玉忠義） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） それでは一時保育について、一時保育サービスは、保護者の育児疲れの解消、急病や就労形態の多様化などに伴う一時的な保育の需要に対応するための事業であります。保護者の就労形態によって一時的に保育が困難であるとき、保護者の傷病や入院等により緊急・一時的に保育が必要であるとき、保護者の育児疲れの解消、その他の理由により一時的に保育が必要になるときなどに半日又は1日の保育サービスを行っております。現在、公立15園、私立5園で事業実施しており、平成18年度の利用者は延べ606人でした。利用する際には、1週間前までに申込書を提出していただきますが、これは保育所の受入れ体制を確認するとともに、利用の前に保育所で面接や説明等を行って、アレルギーや保育上の問題点などを子どもの状況等を把握するためにと、また保護者にも預け先である保育所の状況を見ていただくためであります。御質問の緊急保育についてですが、緊急時の保育の中でも緊急度の違いがあると思われれます。これまで実施してきた中では、少なくとも前日までには予約を受けた者がほとんどとなっております。利用希望当日の突然の申し出にも対応できたこともありました。現状の保育士の配置、スペース等で常時利用希望日当日での受入れを行う体制を整えることは大変厳しいものがあります。子育て支援策としての一時保育の重要性は理解しており、その中でできるだけ対応はしていきたいと考えておりますが、保育士の数や保育スペースが限られておりますので、御理解をお願いいたします。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） 昨夜から降りました恵みの雨に心から感謝している1人でございます。今日から明日・あさってに掛けて各地で田植えが行われるものと思っております。

それでは、宮脇議員の質問のうちの、菜の花エコ・プロジェクトモデル事業について、この中で、廃食油の全市的な回収システムの指摘をしたが、現状はどうかということでございます。廃食油の回収につきましては、昨年度は佐伯市内の学校給食センターと小学校6施設を対象に、毎月1回農業振興課の職員2名でそれぞれの施設を回って回収に当たっていました。本年度から、更に回収範囲を佐伯市全体に拡大し、学校給食センターと小学校7施設を追加しました計13施設を対象に毎月1回農業振興課の職員4名で、それぞれの施設を回って回収に当たっております。精製装置の稼働量は機械の規模によって異なりますが、本市が導

入している機械は1回の運転に廃食油100リットルを必要とします。一運転時間が約7時間でございます。ということで、1日に100リットルの精製規模となっております。よって1か月について20日運転するとした場合には2,000リットル、1年で2万4,000リットルが精製可能となります。学校給食センター全施設の回収量を約1万リットルと予定しておりますので、一般家庭を対象にして全市で約1万4,000リットルが回収の可能量となります。回収量も制限があるものの全市を対象に回収システムを実施した場合は、予定の数量をはるかにオーバーすると考えられますが、廃食油については、有料で買い取ってもらえる業者もありますので、今後はこういったことを踏まえて方策を考えているところでございます。一年間、回収、精製、消費と一連の作業から燃料使用まで行ってきて、一応の成果も出たところでございます。今年度多少拡大したものの、まだまだ目標まで一足飛びには行きません。県の事業も19年度で3か年の事業が終了します。今後は、国のバイオマス事業等の補助事業も十分調査して、利用できるかどうかを検討していきたいと思っております。以上のことを踏まえて、今年度庁内の関係課を交え佐伯市のバイオディーゼルの今後の方向性を位置付けるため、早急に内部検討委員会を立ち上げて、廃食油の回収システムの足がかりをつくりたいと考えております。

議長（児玉忠義） 宮脇議員。

14番（宮脇保芳） それでは、再質問を行いたいと思っております。まず、一時保育についてからですね、この問題を取り上げたのはですね、県南佐伯校子育て交流会というのが児童館の指導者とか、それからまた保護者ですね、それから保育所の保育士さんとか、こういった方々の交流会の意見の中で、一時保育、緊急保育も含めてですけども、そういった施設の制度の充実をしてほしいというふうな意見があったということ。それからまた、特に転勤族の奥さん方ですね、こういった人たちがこういった制度をあまり熟知してないということで、その奥さんがですね、病院の方に診察に行ったときにですね、子どもを連れて行ったわけですよ。その中で、患者さんも多いわけですから、ほかの患者さんにも気を使う、あげくの果てには診察室ではドクターに叱られる。あるいはまた看護師さんから嫌みを言われると。そういう中で、佐伯市にこういった一時保育の制度があったらなあ、そういう制度があって教育環境が整えば、私たちはまだ子どもを産むことができるのになあ。そういうふうな話があったということでですね私は取り上げたわけなんです。そして聞くうちに緊急保育の制度が何かこうまだ、もう少し充実したらいいなあということで一般質問に取り上げたわけなんです。制度そのものですね、ある程度知る人は知るんでしょうけども、結構まだ知れわたってないなあということから、子育て支援課の方にそういったパンフレットなり、市報等でそういう周知をしたのかというふうに伺ったところですね、職員の話では、この事業あんまり宣伝し過ぎると利用者が殺到して現場が対応が困るから、相談に来た人だけにこういう制度がありますよということをお知らせしてるんですと。そういうことですからね。こういう制度はやっぱり広くやっぱり周知する必要があると思うんですよ。特に保育士さんが足りないからということでは言ってますから、子育て支援課としてもやっぱり現場が足りないからそういう答えになって返ってするんですよ。ですから、やっぱり保育士の確保というのは私はする必要があるんじゃないかなあ、行財政改革をする中で大変厳しいなあと思うんですけども、そこですべての保育所に、公立の保育所にそういった緊急保育をですね対応するというんじゃないかと、何箇所か一応決めて、その保育士さんは、例えば子育て支援課の中に保育士の資格

を持った職員の方を嘱託あるいは臨時職員として雇用すると、そういうふうになれば何かあったときには即時対応ができるというふうに思うんですけども、そこらはどうでしょうか。それと制度の広報の充実ですね、ここらも周知の仕方、ここらについてもどのようにするのか、考え方をお伺いしたいと思います。そしてまた、この一時保育、年齢が1歳以上ということですけども、お母さん方にとってやはり1歳に満たないゼロ歳児でもやはりそういう対応が必要とするときもあろうかと思うんですよ。ですから、そこを1歳以上と限定せずにゼロ歳児以上と、そういうふうな形ができないのか、その条例を改正できないのか、そこらもひとつお伺いしたいと思います。それから、もう一つは公立の保育所、これは県の方から3分の2の補助金が、この一時保育に対しては出ますよね。で、私立保育所についてはそれぞれ3分の1ずつ27万という補助金が出るんですが、例えば、今度NPOでそういった一時保育をやる場合、そしてまた無認可の共同保育所ですね、こういったところが事業を受け入れた場合に、その補助金があるのかないのか。ないとすれば、市としては何らかのそういった補助制度を創設する必要があるんじゃないかなあというふうに思うんですけども、そこらを踏まえて答弁をお願いしたいと思います。

それから、菜の花エコ・プロジェクト事業ですけども、農林水産課の皆さんについて、特に農業振興課の方々についてはですね、菜の花の栽培振興ということで、なかなか採算性の上がない分野について一生懸命努力されておりますけども、このことについては私は高く評価をしたいと思います。で、なぜ私はこのエコ・プロジェクトにこだわるかと言うとですね、まず家庭で使用する天ぷら油、これを台所から直接流せばですね川も汚れるわけですよ。で、この公共下水道、戸高部長、公共下水道、それから農業集落排水あるいは漁業集落排水、こういった所に垂れ流せば当然のごとくあの管路が白く固まってその処理能力を損なうわけです。ですからやはり、給食調理場あるいは事業所の油、廃油、そういうものをまず手っ取り早いですが、部長の方からすれば、でも一番大事なやはり家庭内の廃油なんです。だから早くやれ、早くやれと言うのが私の考え方なんです。以前は廃油せっけんを作るということで、それぞれの家庭から天ぷら油を回収してやっておりましてけども、なかなかこのせっけんちゅうのが利用者があまり多くないということで、だんだん尻すぼみになって今そういう廃油を集めるということもやっておりませんが、廃油、今やってないですから家庭ではですね、もうそれを固形にしてごみとして燃えるごみとして出しております。せっけんを回収してリサイクルできる燃料を捨てずに、やはり回収して燃料にすることが一番望ましいんじゃないかというふうに思うんですよ。で、この事業に取り組んだのはもちろん農業振興課です。これはもう補助事業の関係でそういうふうになっているわけですけども、他の部署の皆さんは農業振興課がやってるから我々関係ないんだというふうな考え方をされてる方も結構多いんじゃないかなというふうに思います。そこで、環境問題、そしてまた油もですね使えば廃棄物なんです。ということになれば、これは当然のことながら、田崎市民生活部長、ここが当然対応しなければならないということで、これからはあなたが主役なんです。いや、当然のことなんです。だから、あなたもう市民生活部がやはり中心になってこの廃油の回収はやる必要があると思うんですよ。農業振興課はもう菜の花栽培の振興だけでいいんですよ。いや本当そうなんです。私はそう思います。したがって、ここでこれから当然のごとくこの市民生活部が深いかわりを持ってくるわけですから、今後どのように変わっていくのか、田崎部長、ひとつ答弁をお願いしたいと思います。それが

ら、河野農林水産部長、あなたにもひとつ聞きたいんですけども、一昨日下午川議員に精製率、廃油から燃料になるその率が50.2%ですか、そういうふうな低い率で言われたんですけども、当初は84%程度の精製率だというふうに伺っておりますけども、これはまあ当然のことながら油の使用頻度によってもまた違って来るんでしょうけども、ここらもどうしてなのか、分からなければ結構ですけども。それとこの精製コスト、これが100円というふうなことですけども、私が視察に行った久留米市なんかは70円なんですよ。で、今大分市がこれから実現化に向けて取り組もうとしているのが、竹田市やったかですね、竹田市の社会福祉法人から1リットル90円で購入するようになってるんですよ。ということは、それ以下なんですよねコストが。佐伯の場合100円なんて、ちょっと高すぎるんですけども、そこらはどうなっているのかお伺いしたいと思います。一応1回目で終わります。

議長（児玉忠義） 管福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） それでは緊急保育について、人員、職員の配置等につきましてはですね、昨年コスモタウンができたりしてですね、大変保育の需要が高まってまいりまして、その際に各保育所の空いているスペースといいますか、その遊戯スペースみたいなものを保育のスペースに変えたりしてですね、職員、嘱託とか臨時とかの職員を増やして対応していったケースもございまして、そういう意味で現在保育士も保育スペースも一杯になっておるとい状況がございまして。で、保育所はとにかく今大変な状況になっておりますので、この統廃合、民営化等々を今から進めていかなきゃならんということで検討委員会も作るところでございます。そういう中でですね、今言われた緊急保育についても考えてまいりたいと思います。広報につきましてはですね、これは努めていかななくてはならないと思います。それから、NPO法人等民間への委託というか、そういうものはできないかということでございますが、現実にはですね上浦で行っております。ただ保育所ではございませんので、一時保育ではなく、一時預かりという形のもが行われております。そういうところがございまして、整合性を取りながらですね行っていくことは可能だと思っております。ただ、無認可の保育所につきましては、私どもは無認可の保育所に対しては、設置基準等々を満たしていただいて認可の保育所になっていただきたいというのは基本的なところでございまして、ここについては少し考えてみなくてはならないと思います。

議長（児玉忠義） 河野農林水産部長。

農林水産部長（河野伸生） いろいろと応援をいただいているようでありがとうございます。先ほど言われました精製率の件はちょっと今資料を持ち合わせませんので、また調べて御報告差し上げます。それから原油の精製価格について久留米市が70円、それから先ほど言われました竹田市、大分市が購入価格が90円、92円ぐらいで新聞報道が出ておりましたが、そういう中で、佐伯市が100円ということで、先だって下川議員にもお答えしましたが、これは購入の原料もあろうかと思いますが、たまたま私どもは職員がかかわっておりますので、そういった人件費等の参入をした場合にやっぱどうしても社会福祉法人とか民間の方が安く精製できてる。そういった面が出たんじゃないかというふうに考えております。

議長（児玉忠義） 田崎市民生活部長。

市民生活部長（田崎誠） 菜の花エコ・プロジェクトの廃油のことにつきまして、大変激励を受けたような、ハッパを掛けられたような気持ちでございますけれども、実はこの菜の花エコ・プロジェクトモデル事業の立ち上げに関しましては、私も委員の1人として関係しており

ましたので、内容につきましてはある程度承知をいたしております。その当時、廃油をどう
いうふうな形で集めるかというふうな検討の中でですね、当面、学校給食センターから回収
しようということが決まりまして、実はその学校給食センターは有料で、その当時からも
既に業者に卸していたわけでございます。それなりの歳入もあったわけですけれども、同じ
価格で買い取っていただけるならという条件でその当時承知したような記憶がございます。
これをその議員が言われるように、一般家庭まで広げるべきではないかということにつつま
してはですね、確かにこのプロジェクトの精神から言いましたら、当然私どもとしては今後
考えていかなきゃいけないことだろうというふうに思いますし、今環境基本計画を策定する
中でですね、実は三つの大きな組織がございますが、まず、環境基本計画策定委員会、これ
は庁内組織でございます。それから一般市民の方々、特にこの環境に造けいの深い方々20名
に集まっていたきまして、懇話会を作っております。先般この懇話会の第1回目の会議を
行いましたけれども、その中で実はこの廃油の問題が議論されました。これを何とか有効利
用したいというふうなことが委員の1人から出されまして、今このことに関してはこの環境
基本計画策定の中でもですね当然これから先、協議されるべきだろうというふうに考えてお
ります。そういったことから、市民生活部としましてもこの廃油の問題については真剣に取り
組んでまいりたい。このように考えております。

議長（児玉忠義） 宮脇議員。

14番（宮脇保芳） もうそれぞれの皆さん方が真剣に取り組んでいただければ私はありがたいと
いうふうに思っております。特に、エコ・プロジェクトについては検討委員会を立ち上げて
やるということなんですけども、もうそれぞれ始まってから2年が経過しております。石橋
を叩いて、叩いてよう渡らずに前に進めずに叩き割ってしまったということのないようにひ
とつ前に前に進んでいただきたいということを申し上げて、私の一般質問を終わります。

議長（児玉忠義） 以上で、宮脇議員の一般質問を終わります。

これにて、一般質問を終結いたします。

日程第2 議案質疑

議長（児玉忠義） 日程第2、議案質疑を行います。

議案第77号から第96号まで及び諮問第4号から第6号まで、以上23件を一括して議題と
し、これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦について（候補者塩月和子）、第5号、人
権擁護委員候補者の推薦について（候補者市原茂治）、第6号、人権擁護委員候補者
の推薦について（候補者伊東幹紘）、以上3件につきましては、会議規則第37条第3項の
規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、諮問第4号から第6号につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

日程第3 議案等の委員会付託

議長(児玉忠義) 日程第3、議案等の委員会付託を行います。

おはかりいたします。

付託委員会の朗読を省略いたしまして、お手元に配布いたしております議案等付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

平成19年第4回佐伯市議会定例会議案等付託表

議 案

番 号	件 名	付託委員会
第77号	大分県交通災害共済組合理約の変更について	総 務
第78号	佐伯市市民栄誉賞条例の制定について	総 務
第79号	財産の無償貸付けについて(旧中浦小学校校舎及び屋内運動場並びに土地)	総 務
第80号	佐伯市消防本部及び消防署の設置等に関する条例等の一部改正について	総 務
第81号	佐伯市都市公園条例の一部改正について	建 設
第82号	佐伯市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の一部改正について	教 育 民 生
第83号	佐伯市デイサービスセンター「楽々園」の指定管理者の指定について	教 育 民 生
第84号	佐伯市デイサービスセンター「海悠園」の指定管理者の指定について	教 育 民 生
第85号	佐伯市敬老祝金条例の一部改正について	教 育 民 生
第86号	財産の取得について(老人福祉施設用地)	教 育 民 生
第87号	佐伯市学校給食センター条例の一部改正について	教 育 民 生
第88号	高松辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	経 済 産 業
第89号	黒沢辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	経 済 産 業
第90号	山口辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	経 済 産 業
第91号	宇藤木辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	経 済 産 業
第92号	小川辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	経 済 産 業
第93号	久保浦片神辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	経 済 産 業
第94号	葛原辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	経 済 産 業

第 95 号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字猪串浦）	経 済 産 業
第 96 号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字畑野浦）	経 済 産 業

請 願

番 号	件 名	付託委員会
第 7 号	市道脇津留22号線の一部廃止に関する請願	建 設

議長（児玉忠義） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、21日から各常任委員会を開いていただき、27日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午前11時47分 散会

平成 1 9 年 第 4 回

佐伯市議会定例会会議録

第 7 号 6 月 2 7 日

第4回 佐伯市議会定例会会議録（第7号）

平成19年6月27日（水曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1番	三浦	渉	2番	高橋	香一郎
3番	川野	紀久雄	4番	曾宮	司好
8番	後藤	幸吉	9番	江藤	茂
10番	清家	好文	11番	矢野	精幸
12番	矢野	哲丸	13番	河原	修仁
14番	宮脇	保芳	15番	佐保	曉
16番	小野	宗司	17番	肥後	四々郎
18番	榊田	穂積	19番	村尾	清一
20番	井野上	準	21番	河野	豊
22番	下川	芳夫	23番	柳井	二生
24番	泥谷	和喜	25番	菅原	忠
26番	和久	博至	27番	日高	嘉己
28番	渡邊	邦壽	29番	染高	玉夫
30番	児玉	忠義	31番	甲斐	迪彦
32番	狩生	寿一	33番	廣瀨	精一郎
34番	吉良	栄三	35番	高司	政文
36番	浅利	美知子	37番	河野	周一
38番	玉田	茂	39番	河村	周一
40番	児玉	輝彦	41番	松田	清一
42番	戸山	盛喜	43番	寺島	孝幸
44番	土師	辰英			

欠席議員の氏名

なし

出席した事務局職員の職氏名

局長 吉岡 定光

説明のため出席した者の職氏名

市副教	市	長	西	嶋	泰	義	教	育	次	長	川	島	ふみえ
総務	務	長	塩	月	厚	信	消	防	長	長	高	橋	忍
財政	務	長	武	田	隆	博	上	浦	長	長	大	鶴	安
企画	部	長	大	鶴	直	己	弥	生	長	長	加	藤	宗
市民	部	長	久	保	成	太行	本	匠	長	長	御	手	隆
福祉	部	長	三	原	信	誠	直	川	長	長	曾	宮	清
建設	部	長	田	崎		邦	宇	目	長	長	安	藤	美
農林	部	長	菅		俊	行	鶴	見	長	長	浜	野	弘
上下	部	長	川	人	宣	生	米	水	長	長	高	治	郎
			河	野	伸	人	蒲	江	長	長	児	玉	康
			戸	高	公								

議事日程第7号

平成19年6月27日（水曜日） 午前10時00分 開 議

- 第1 委員長報告（質疑）
 - 第2 討論、採決
 - 第3 会議録署名議員の指名
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 委員長報告（質疑）
 - 日程第2 討論、採決
 - 日程第3 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）
 - 日程第4 会議録署名議員の指名
-

午前10時00分 開 議

議長（児玉忠義） おはようございます。本日の平成19年第4回佐伯市議会定例会第24日目は成立いたしました。

開議に先立ちまして、この際御報告申し上げます。

去る、6月19日、東京日比谷公会堂で開催されました第83回全国市議会議長会定期総会において、永年勤続者の表彰が行われ、甲斐迪彦議員が20年勤続表彰を受けられましたので、御報告申し上げます。

甲斐議員に対し、心からお祝いを申し上げますとともに、多年にわたり市政の振興に尽くされました御功績に対し、深く敬意を表します。おめでとうございます。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 委員長報告（質疑）

議長（児玉忠義） 日程第1、委員長報告を行います。

これより、閉会中継続調査として道路・架橋建設調査特別委員会に付託されました調査1件及び休会中審査として、各常任委員会に付託されました議案20件並びに請願1件を一括して議題とし、各委員長の報告を求めます。

道路・架橋建設調査特別委員長、玉田茂君。

道路・架橋建設調査特別委員長（玉田茂） 皆さんおはようございます。道路・架橋建設調査特別委員長の玉田茂でございます。

本特別委員会に付託され、閉会中継続調査となっております調査第5号、道路・架橋建設に関する件については、第2回定例会初日の3月5日に中間報告を行っておりますが、この度、調査を終了することに決しましたので、これに至る経過の概要及び結果につきまして御報告を申し上げます。

本特別委員会は、主に国・県事業についての整備計画や要望等に関し、現状把握に努めるとともに緊急度の調査を行い、関係当局への意見反映を図ることを目的とし、これに基づき「実効性ある要望書」を柱とした要望活動を行うことは、既に御報告申し上げているところ

でございます。

この目的・方針に沿って、去る3月15日には、東九州自動車道「津久見・佐伯間」の進ちょく状況の調査を国土交通省立会いのもとに行い、着々と進む工事の状況を目の当たりにしたところです。また、3月28日には交通渋滞の緩和策の一環として、堤防兼用道路の実現に関し、榎野橋から稲垣橋までの堤防を踏査し、その諸課題についての認識を深めたところでございます。

5月17日に開催した委員会協議会では、堤防兼用道路に関する調査をまとめ、執行部へ提言することを確認し、さらに国道217号佐伯弥生バイパス第1期工区「脇・臼坪間」及び第2期工区「脇・弥生小田間」の早期開通を求める要望書を取りまとめました。要望書につきましては、委員長に對外的な代表権がないことから、翌日18日開催の議会運営委員会に報告・了承を経て、全議員に周知させていただき、委員派遣の承諾を得たところでございます。堤防兼用道路に関する取組強化を求める提言については、6月4日の委員会協議会において取りまとめを行いました。

これを受け、6月8日は委員1名欠席のもと、委員会を開会し調査いたしました。

まず、これまでの経過並びに大分県への要望書及び堤防兼用道路に関する取組強化を求める提言について、委員会の意思として改めて確認したのち、委員会を一旦休憩し、大分県佐伯土木事務所へ出向き、前述の要望活動を行いました。

その要望活動に対する回答の要旨を挙げますと、

- 第1期工区については、現在トンネル工事などを着々と進めているが、脇・臼坪のトンネルの出入口付近において用地交渉が難航している。（仮称）鶴岡トンネルの脇側の工事については、用地交渉が難航し着手に至っていなかったが、5月末に着手できる状況となった。用地買収率は約95%となっており、残る用地取得については、任意交渉と併せて収入手続の準備を進めている。完成時期については、用地の進ちょくに左右されるが、いずれにしても1日も早い完成を目指していきたい。
- 第2期工区については、第1期工区の進ちょく状況を見ながら進めるが、古市側の用地買収率は既に90%以上となっており、引き続き用地交渉を進めていく。小田側については、地元説明会を再度行った上で今年用地測量などの調査に着手していきたい。

以上の回答が得られたところでございます。

要望活動を終え、引き続き委員会を再開し、「堤防兼用道路に関する市の考え方」一点に絞り調査いたしました。

まず、委員会の意思として、執行部に対し「堤防兼用道路に関する取組強化を求める提言」を行いました。

その内容は次に述べるとおりです。

『 堤防兼用道路に関する取組強化を求める提言 』

堤防兼用道路の実現の可能性については、現地調査などの結果さまざまな諸課題があることが明らかとなった。その諸課題を分析する上においては、堤防の天端を拡幅し歩道及び車道を新たに整備する方法と、堤防の天端を極力拡幅せず国道217号佐伯弥生バイパス第1期工区「脇・臼坪間」及び第2期工区「脇・弥生小田間」が開通するまでの暫定措置として、榎野橋から稲垣橋までの区間について時間帯を設定し、一方通行により車両を分散させ渋滞の緩和を図る方法、すなわち基幹路線として整備する方法と暫定措置として整備する方法の

二つの視点から検討を行った。

前段の基幹路線として整備することについては、技術的には施工可能との調査結果となったことから、財政事情に合わせた計画的な執行はもとより、国土交通省との綿密な協議により事業を進める必要があることは言うまでもない。将来的には、基幹路線として整備が図られることを望むものである。しかしながら、現在「都市計画」、「交通」、「法律」の専門家を始めとした佐伯市都市計画道路整備・見直し方針検討委員会において、総合的な交通体系を見据え都市計画道路の見直しが行われている最中であり、この作業が平成20年度末まで掛かる見込みとなっている。

ゆえに、当該検討委員会にゆだねられている現時点においては、基幹路線として整備を行う提言等ではできないと言わざるを得ない。

したがって、堤防兼用道路については、後段の暫定措置として整備することについて可能性を探ることとする。

その諸課題については、下記の点が挙げられる。

記

- 1として、通勤・通学や散歩などで堤防の天端^{てんぱ}を利用している地域住民の理解が得られるかどうか。特に、平日の午前7時から午前8時までの間は、榎野橋左岸付近の堤防を自転車で通学している中学生・高校生が160人ほどおり、併せて小学生等も通学路として利用している現状があること。
- 2として、現堤防沿線には家屋が点在しているため、地元の協力が得られるかどうか。また、ガードレール設置等の車両転落防止の措置はもとより、家屋等に影響が出た場合、事故の責任が取れるかどうか。
- 3として、堤防の天端は国土交通省の管理用道路となっているため、定期的な点検はもとより出水時の巡視や地震が起きたときなど、緊急時の迅速な点検に一切支障を来さないという佐伯市におけるシステムの構築が可能かどうか。

上記に掲げた諸課題について、市当局において積極的な取組を行い、事業化の方向性を探るよう提言するものである。

しかるに、想定外の事態を考慮し、下記に掲げる点を十分検証した上で事業に取り組む必要があることも認識している。

記

- イとして、国道217号沿いの上岡第1浄水場付近から既に堤防兼用道路となっている約250メートルの区間を通り稲垣橋までの一方通行路については、平日の午前7時から午前8時まで進入禁止の規制がしかれているが、今後条件が整い、全面解除若しくは30分でも早く解除の許可が下りれば、かなりの渋滞は解消される見込みがあること。
- ロとして、榎野橋から高城トンネルを通り、総合運動公園方面へ抜ける農免農道が、平成20年3月末に開通する予定となっていることから、その時点における交通量を見極める必要があること。
- ハとして、国道217号佐伯弥生バイパス第1期工区「脇・臼坪間」及び第2期工区「脇・弥生小田間」において、早急な事業の進ちょくが図れる可能性がある場合においては、この区間の堤防兼用道路はもはや必要性に欠け、二重投資との批判にもなりかねないこと。

二として、交通渋滞の一つの緩和策として、市職員を対象に時差通勤制度の導入を検討しているが、その効果を見極める必要があること。また、一般事業者の協力が得られた場合についても想定する必要があること。

以上、本特別委員会における調査・検討の結果を踏まえ、堤防兼用道路については、長年の懸案事項であるため、市当局においては、これまで述べた諸課題等々について取組を強化し、市民の福祉の向上に資するため、1日も早く総合的な対策をとるよう強く提言するものである。

以上の提言に対し、執行部から、基幹路線として整備することについては、総合的交通体系により検討すべきとの提言は同感である。また、暫定措置として整備することについては、実施に向けては慎重な検討はもとより、市民コンセンサスが得られるかどうかなど十分に考える必要がある。当面は、平成20年3月末開通予定となっている榎野・上城間の農免農道が国道217号とタッチする右折レーンの交差点改良などを市において行い、交通安全や交通渋滞に取り組む予定である。さらに、国道217号佐伯弥生バイパス第1期工区と連結する市道臼坪女島線改良事業の早期供用に向け努力していく。今後とも、提言に述べている諸課題については積極的な取組をし、検証を行っていこうと考えているとの見解が示されました。

質疑に入り委員から、何らかのアクションを起こさないと前進はないと考える。条件整備をして交通規制を30分でも解除できるような取組をすべきではないかと質したのに対し、執行部から、現在の交通規制は国道217号が混み合い稲垣橋に車両が集中し、通学する子どもたちが非常に危険であるとの理由から、地域住民の要望により四、五年前から始まったばかりであり、厳しい面が予想されるが、今年度は公安委員会、学校、PTA、地域の代表の方などと情報交換を行いたいとの答弁がありました。

また委員から、市職員における時差出勤制度を導入するとともに、従業員の多い企業に時差出勤の協力を依頼すべきではないかと質したのに対し、執行部から、交通渋滞の緩和を図ることを目的に、今月の6月18日から7月31日、9月3日から9月28日の間、関係する市職員を対象に時差出勤の制度を試行することとしている。その対象人数は99人であるが、家庭の事情などで協力できない職員がいるため、協力できる職員数は54人となっている。また、企業等への協力依頼などの問題については、全庁的に研究をしていきたいとの答弁がありました。

また委員から、これまでの取組に関し積極性が乏しいのではないかと、危機感が足りないのではないかなど、厳しい意見が述べられました。

その他、活発な意見が述べられた後、この提言への取組に関しては、今後何らかの形で議会に報告することを執行部と確認し、質疑を終えたところでございます。

ここで、会議に先立って行った委員会協議会及び今調査の結果を踏まえ、調査終了について諮りました。

本特別委員会は、平成17年第6回定例会最終日の平成17年12月22日に設置されて以来、委員会を7回、管内視察を4回、県外行政視察、国・県事業行政懇談会をそれぞれ1回、さらに市長・助役との意見交換会を始めとした委員会協議会を11回にわたって行うなど、積極的に調査・検討を重ねてまいりました。

結果として、一定の成果が得られたこと、併せて本会議運営との調和を図る必要があるこ

と、以上の観点から、調査第5号、道路・架橋建設に関する件については、去る6月8日の本委員会をもって調査を終了することに決し、委員会を閉じたところでございます。なお、調査終了に関し一委員から、今後、新たに重要な事案が発生したときは、特別委員会を直ちに設置する必要があるとの意見が開陳されたことを申し添えておきます。

以上、経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げましたが、報告漏れ等がございましたら、他の委員の補足説明をお願いいたしまして、委員長報告に代えさせていただきます。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（ な し ）

議長（児玉忠義） 次に、総務常任委員長、渡邊邦壽君。

総務常任委員長（渡邊邦壽） おはようございます。総務常任委員長の渡邊邦壽でございます。

本年5月19日、常任委員の任期満了に伴い新たな委員会構成がなされ、6月4日開催の本委員会において、正副委員長の互選が行なわれた結果、不肖私が委員長に、副委員長に宮脇保芳委員が選任されました。与えられました任期の間、委員皆様とともに、付託案件の慎重審査はもとより、所管事務調査に積極的に取り組む所存でございます。よろしく願いいたします。

さて、今期定例会において、本委員会に付託されました予算外議案4件につきまして、去る6月22日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして、御報告を申し上げます。

まず、議案第77号、大分県交通災害共済組合規約の変更についてを議題とし、審査いたしました。

執行部から、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき当該規約を変更することについて協議を行うため提出するもので、規約の変更内容は組合議員の定数を11人から8人に改め、その選挙方法については市長から6人、町村長から2人の区分によって互選しようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第77号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第78号、佐伯市市民栄誉賞条例の制定についてを議題とし、審査をいたしました。

執行部から、市民、本市の出身者若しくは本市にかかわりの深い者又は本市に所在する団体で、芸術、文化、スポーツ、その他の分野において国際的な活躍をした者又は国内で特に優れた業績を上げ、広く佐伯市の名声を高めた者に対して佐伯市市民栄誉賞を贈ることに關し、新たに条例を制定しようとするものであるとの説明がありました。

質疑に入り委員から、合併をする前に栄誉賞を受けられた方の取扱いについて質したのに対し、執行部から、合併をする前の旧市町村においては、旧佐伯市に8名、旧鶴見町に2名、計10名の方が栄誉賞を受賞されている。この方々については、合併前ということであるが、その功績をたたえ、後世に伝えるため記念品等を適正に管理していこうと考えているとの答弁がありました。

その他、若干の質疑、答弁が交わされたのち、討論、採決の結果、議案第78号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第79号、財産の無償貸付けについて（旧中浦小学校校舎及び屋内運動場並びに

土地)を議題とし、審査をいたしました。

執行部から、平成19年3月29日付で内閣府から地域再生計画の認定を受けた幼・小・中学校の廃校跡地利用を軸とした佐伯市再チャレンジ地域活性化リニューアル構想に基づき、廃校となった旧中浦小学校の学校施設、その用地について有効活用を図るため特定非営利活動法人に無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるため提出するものである。相手方は、特定非営利活動法人サンサン・ドリーム(佐伯市城東町1番6号、理事長 濱田千須子)である。利用目的は、地域住民の交流施設の整備、各種教室・体験学習の実施、農水産物の販売、観光客の宿泊施設の整備など、いわゆる地域コミュニティ事業の実施のためである。貸付期間は、平成19年7月1日から平成24年3月31日であるとの説明がありました。

質疑に入り委員から、当該NPO法人の定款の目的等はどのようなものか。この建物の耐震性については問題ないのか。また、屋内運動場及び校舎の一部が建っている土地は無償貸付けの対象となっていないが、どのようになっているのかと質したのに対し、執行部から、このNPO法人は、平成17年10月6日に設立の認証を受けており、定款の目的は、農山村漁業地域に暮らす一般住民・高齢者に対して、生活環境の改善・援助及び環境美化活動などの事業を行い、広く地域社会の活性化に寄与することを目的としている。活動の種類については、保健医療又は福祉の増進を図る活動、まちづくりの福祉推進を図る活動、環境保全を図る活動、子どもの健全育成を図る活動、職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動となっている。耐震性の問題については、当該建物は平成4年に建築されものであり問題はない。また、屋内運動場及び校舎の一部が建っている土地は、羽出地区の所有となっており、当該NPO法人と羽出地区の協議により有償で契約を結んでいるとの答弁がありました。

これに対し委員からは、地区の土地は有償で契約を結んでいるのに対し、なぜ市の土地は無償貸付けとなるのかと質したのに対し、執行部から、地域再生計画に基づいて認定を受けるとは、「市は、無償で貸し付けなければならない。」という規定があり、内閣府の認証の条件となっているとの答弁がありました。

これに対し委員から、当該NPO法人の経営において、かなりの利益が上がるような決算になった場合の市の考え方について質したのに対し、執行部から、利益が出た場合は地域に還元することなどが定款にうたわれている。また、事業報告書の提出がなされた際、経営状況について毎年チェックを行っていくとの答弁がありました。

また委員から、当該NPO法人がこの校舎を宿泊施設等として利用するには、内装等にかかなりの資金を要すると考えられるが、市は補助金を出すことは一切考えていないのか。また、仮に当該NPO法人が撤退した場合は、どのようになるのかと質したのに対し、執行部から、地域再生計画の目的から補助金は出さないことになっている。また、NPO法人が撤退した場合は、原状復帰を契約にうたっているとの答弁がありました。

また、当該NPO法人の現在の活動内容及び当該事業に係る佐伯市のスタンスに対して質しました。執行部から、平成18年度の活動内容については、ごみ拾い、地域研修会、赤十字救急法の講習会、里山づくり研修会、流木の回収などとなっている。佐伯市のスタンスは、地域再生計画に基づいて実施する事業であるため、地域が活性化する事業でない認められおらず、当然市はトラブルが起きたときの解消など、いろんな面でサポートすることにな

るとの答弁がありました。

また、委員外議員から、地区としては有償貸付けということで、最終的に同意をしている経緯があるが、将来的に当該NPO法人が屋内運動場及び一部の校舎を使わずに事業を展開するおそれはないのか。また、貸付けの目的に通所介護や居宅介護の記載がないが、地区としてはこの事業に期待をしていると聞いており、その方向性に間違いはないのかと質したのに対し、執行部から、有償貸付けとなっている部分を使わずに事業を展開することについては、地域と協力し一緒になって進めていくという地域活性化事業の趣旨から、認められないと契約書にもうたっている。通所介護や居宅介護の事業展開については、当該NPO法人は当初この計画をしていたが、防災面でスクリンプラーを整備しなければならないなどの法改正があったため、初期投資にかなりの金額を要することになり、現在は見合わせている。しかし、事業が軌道に乗れば介護事業を行いたいと聞いていたとの答弁がありました。

また委員から、地域再生計画に基づいて内閣府に申請する場合は、当初から地区の同意がなければならないとなっているが、同意なく申請をして採択されたのかと質したのに対し、執行部から、申請した時点においては、当該NPO法人の事業内容について地区の異論はなかったため、それを同意としてとり申請をして承認された。しかし、地区が貸し付ける土地についての賃貸料の問題で折り合いが付かず不測の日数を要したため、最終的に同意を取るのが遅くなったとの答弁がありました。

これに関連して委員から、当初の申請する段階で、何ら反対がなければ同意があったと判断してよいのかと質したのに対し、執行部から、この点については、認識が甘く配慮が足りなかったと考えているとの答弁がありました。

また委員から、無償貸付けを行う約5年間の中で当該NPO法人が介護事業を行うようになった場合は、目的の中に介護事業の文言が記載されていないため、契約を変更しなければならないのではないかと質したのに対して、執行部から、地域再生計画で認められている事業であるため、いつ実施してもよいことになっている。契約書にうたっている使用の目的については、「地域再生計画事業で認められた事業」という記述にしているとの答弁がありました。

また委員から、今後このような地域のためになる事業であれば、積極的に無償で貸付けを行うべきとの総括的意見が述べられました。

その他、活発な質疑、答弁が交わされたのち、討論、採決の結果、議案第79号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号、佐伯市消防本部及び消防署の設置等に関する条例等の一部改正についてを議題とし、審査いたしました。

執行部から、消防組織法の一部改正に伴い、同法の条文を引用している本市の条例において、引用条名の改正をしようとするものであり、佐伯市消防本部及び消防署の設置等に関する条例、佐伯市消防団条例及び佐伯市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例については、引用している消防組織法の条名を改める。佐伯市職員定数条例においては、引用している同法の条名を改める必要が生じたことに併せて第1条の趣旨規定を全体的に見直し、その一部を改めるものであるとの説明がありました。

慎重審査の結果、議案第80号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がございましたら、他の委員の補足説明

をお願いいたしまして、委員長報告に代えさせていただきます。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（児玉忠義） 次に、建設常任委員長、三浦涉君。

建設常任委員長（三浦涉） おはようございます。せっかくの機会でございます。先ほど、議長から御案内がありました、甲斐迪彦議員、改めておめでとうございます。

建設常任委員長の三浦涉でございます。

常任委員の任期満了に伴い新たな委員会構成がなされ、6月4日開催の本委員会において、正副委員長の互選が行われた結果、不肖私が委員長に、副委員長に曾宮司好委員が選任されました。与えられました任期の間、付託案件審査はもとより、所管事務調査に取り組んでまいります。

さて、今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算外議案1件及び請願1件、計2件につきまして、去る6月21日、委員全員出席のもと委員会を開催し審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告を申し上げます。

まず、議案第81号、佐伯市都市公園条例の一部改正については、執行部から、使用料の減免の規定について条文の整備をするとともに、これまでの使用料の不還付に関する規定がなかったため、新たに使用料の不還付の規定を加えようとするものである。原則として既納の使用料は、還付しないこととするが、利用しようとする者の責めに帰することができない理由により、その利用ができなかったときや管理上必要があり市長が利用許可を取り消したときは、その全部又は一部を還付することができるとの説明があり、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第7号、市道脇津留22号線の一部廃止に関する請願を議題とし審査いたしました。

審査に先立って請願箇所の現地調査を行い、イオン出店計画に係る市道廃止部分及び付替え歩道部分並びに店舗レイアウトなどについて関係者の説明を受けました。

さらに、廃止を求める部分の既設道路建設に要した事業費は約1,400万円及び既設道路撤去費は地権者側で負担すること。また、地権者側の負担による付替え道路新設工事により官民の地積に変更が生じないこと。さらに、将来、企業が撤退する場合には、地権者側の負担により原型復帰を行うことなど、本計画に対する地権者側の考え方が示されました。

引き続き委員会を再開し、冒頭、本請願に対する執行部の意見を求めました。

同請願者から市に対する同趣旨の請願を昨年11月2日受けている。請願の趣旨である地権者及び地域の要望は十分理解できるものであり、これを重く受け止め、これまで調査検討を行ってきた。土地区画整理法に基づく事業計画の変更については、国・県との協議の中でおおむねクリアできるとの見解を得たところであるが、一方では、供用開始間もない市道を廃止することも重要な問題と認識している。大型店の郊外の進出傾向は全国的な傾向で容認せざるを得ない側面はあるものの既成市街地の活性化に及ぼす影響も大きな課題の一つであり、イオン九州の出店により店舗配置上の支障となる市道の廃止については、率先して関連議案を提案すべきでないと考えている。しかし、本請願が議会において採択されれば、再検討しなければならないと考えているとの説明がありました。引き続き紹介議員から、イオン出店による経済効果、地域活性化及び雇用面にプラス効果が期待される上、市民・消費者がこれを歓迎していると補

足説明がなされました。

引き続き、執行部の意見に対する質疑を行いました。

一委員から、請願を受け付けてから執行部の対応の遅さを指摘したのに対し、手続上の法的問題等に関する関係機関との協議並びに諸問題について慎重な検討を重ねてきたため長期間を要し今日に至ったとの答弁がありました。

他の委員から、土地区画整理法に基づく事業計画の変更に係る同意は28名の関係地権者だけでなく、全地権者の同意が必要ではないかと質したのに対し、執行部から、道路利用上の問題は別として、同計画変更に関しては、基本的には全地権者の同意は必要ないとの答弁がありました。

また、地権者企業組合代表者が、区画整理審議委員を兼ねていることについて、問題ないかと質したのに対し、執行部から、法律上、兼職は禁止されておらず特に問題はないとの答弁がありました。

その他、若干の質疑、答弁が交わされたのち、討論、採決の結果、請願第7号は、全員一致により採択すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。以上です。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（ な し ）

議長（児玉忠義） 次に、教育民生常任委員長、浅利美知子さん。

教育民生常任委員長（浅利美知子） 皆さんおはようございます。教育民生常任委員長の浅利美知子でございます。

6月4日の本会議散会後に開催された委員会において、正副委員長の互選が行われ、不肖私が委員長に、副委員長に日高嘉己委員が選任され、当日の委員会は閉会いたしました。

その後、6月21日に委員全員出席のもと委員会を開会し、今期定例会において本委員会に付託されました予算外議案6件につきまして、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第82号、佐伯市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の一部改正については、執行部から、佐伯市老人デイサービスセンター「楽々園」及び「海悠園」の指定管理者の指定管理期間を付則の経過措置において平成18年9月1日から平成19年8月31日までと規定していたが、諸般の事情により1年間延長したいとの説明がありました。

これに対し委員から、平成15年度から平成18年度までの楽々園及び海悠園の事業報告書提出を求める要望があり、執行部から議案第83号、第84号の議案審査の際に資料提出がなされました。

若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第82号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第83号、第84号の順に議案審査をする予定でしたが、執行部の提出資料準備のため議案審査順序を変更し、次に議案第85号、佐伯市敬老祝金条例の一部改正についてを議題とし審査いたしました。執行部から、敬老祝金の支給の規定に関し、字句の誤りがあったので訂正しようとするもので、第4条の「祝金は、誕生日の属する月の翌日に支給する。」を「祝金は、誕生日の属する月の翌月に支給する。」に訂正したいとの説明がありました。

これに対し委員から、字句に誤りがあったとのことだが、今まで敬老祝金をどのように支給していたのかと質したのに対し、執行部から、合併時の条例改正の申し出では翌月に提出しているため、翌月に支給という意識で今まで支給を行っていたとの答弁がありました。

また委員から、敬老祝金の支給実績について質したのに対し、執行部から、平成17年度は、1万円を支給する88歳が320名、10万円を支給する100歳が11名である。さらに、平成18年度は、88歳が343名、100歳が12名となっているとの答弁がありました。

また他の委員から、過去に敬老祝金の支給が1年以上遅れた人がいるとの話を聞いたが事実かと質したのに対し、執行部から、賞状を合併時までにはさかのぼって贈呈することが平成19年3月に決定したため、賞状が遅れたことがあった。しかし、祝金の支給が遅れたということについては、記憶にないとの答弁がありました。

この答弁に対し委員から、賞状の贈呈遅れでトラブルが発生しないような体制づくりを検討するべきではないかと質したのに対し、執行部から、現在ではスムーズに渡せる体制を整えているとの答弁がありました。

その他、活発な質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第85号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第86号、財産の取得について（老人福祉施設用地）については、執行部から、養護老人ホーム敬愛園は、民設民営化を図るために現在同施設の指定管理者である社会福祉法人双樹会が平成19年度に現施設とは違う場所に施設を建て替える予定となっている。この建替え用地については、施設の公共性の観点などから検討した結果、佐伯市弥生大字井崎字中道981番地、5,862.63平方メートルの土地を市が貸し付けるために佐伯市土地開発公社から9,443万1,196円で用地取得することについて議会の議決を求めようとするものであるとの説明がありました。あわせて執行部から、双樹会への貸付条件として、佐伯市土地及び建物貸付料算定基準により市有財産台帳に登録される価格9,443万1,196円に100分の1を乗じた額の年額94万4,300円で貸し付ける予定である。また、この土地の賃貸借契約を交わす時点で覚書も交わす予定になっており、この覚書の中で、双樹会が10年後をめどに、不動産鑑定価格により佐伯市が土地開発公社から取得する価格を下回らない価格で買い取ることにについて明記する予定であるとの説明がありました。

これに対し委員から、平成16年1月26日に敬愛園の委託管理を希望する5法人を集めて説明会を実施しているが、その際の配布資料には、「受託する法人は原則として5年以内に建替え、民設民営を図るものとする。」（土地についても法人で確保すること。）と明記されているが、本議案では、市が敬愛園の建替え用地を貸与し、その後売却する予定となっている。説明会での資料と整合性がなく、問題があるのではないかと質したのに対し、執行部から、敬愛園の移転する土地を市が探したということではなく、双樹会からこの土地に移転したいとの申し出があり、このような経緯になったとの答弁がありました。

また他の委員から、敬愛園の移転予定地は、以前は民間所有の建物が建っており、その後解体されて現在の更地になったと聞かすが、その解体の際に基礎部分が撤去されずに埋まって残されているとの話を市民から聞いたが、事実確認をしたいとの質疑があり、執行部の確認作業のため、本議題については一時的に審査を保留いたしました。

次に、議案第87号、佐伯市学校給食センター条例の一部改正については、直川幼稚園の給食を新たに直川学校給食共同調理場から供給するために条例を一部改正しようとするもので

あるとの説明があり、議案第87号については、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、委員から提出の要望があった平成15年度から平成18年度までの楽々園及び海悠園の事業報告書について執行部から資料提出があり、議案第83号、佐伯市デイサービスセンター「楽々園」の指定管理者の指定についてを議題とし、執行部に説明を求めました。楽々園の定員は現在30名で、市有地7,162.38平方メートルの中央部に位置し、平成19年度中に移転が予定されている敬愛園移転後の将来の土地利用計画を勘案すると民間に売却することは困難で、今後も指定管理者制度を活用することが望ましいとの説明がありました。そして、この指定管理者としては、楽々園と隣接している敬愛園を現在管理している社会福祉法人双樹会に任意指定で指定することが食事や通所介護等のサービスの面を考慮すると望ましいとの説明がありました。

これに対し委員から、敬愛園移転後の見通しについて質したのに対し、執行部から、隣接地には老朽化が進んでいる佐伯市老人福祉センターもあり、今回の1年間の指定管理期間で今後のこのエリア土地利用も含めて検討していきたいとの答弁がありました。

また委員から、介護保険事業の全体的な問題として、高齢者の費用負担や市の財政負担が大きくなってきている。今後何らかのチェック機能などを検討しなければならないのではないかと質したのに対し、執行部から、市として包括支援センターを直営で行うなどにより、できる限りのチェック機能を果たしていきたいとの答弁がありました。

その他、活発な質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第83号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第84号、佐伯市デイサービスセンター「海悠園」の指定管理者の指定については、執行部から、海悠園の定員は現在20名で、土地とともに売却する方向で検討調整を進めていたが、土地については、漁業関連施設用地としての位置付けから売却が困難な状況となっている。また、大入島全体の高齢化が顕著であることから、今後の高齢者の介護予防等の事業を計画する中で、島内で唯一の介護施設である海悠園の位置付けについても、今後検討していく必要があると考えている。この検討のために、管理指定期間を更に1年間設けて、現在の指定管理者である社会福祉法人長陽会に任意指定したいとの説明がありました。あわせて執行部から、社会福祉法人長陽会から大入島島内に新たにデイサービスセンターを建設する予定があるとの意向が示されているとの説明がありました。

これに対し委員から、漁業関連施設用地の問題解決に向けての進ちょく状況について質したのに対し、執行部から、経緯をいろいろと調べてきたが明文化された書類がなく正確な把握ができない状態であり、現状では境界の確定をして売却をするのは困難であるとの答弁がありました。

この答弁に対し委員から、明文化された書類がないとのことであるが、この土地について今後どのように取り扱っていくのかと質したのに対し、執行部から、関係各課で協議をして見解を出していきたいとの答弁がありました。

また委員から、長陽会が大入島島内の別の場所に新たにデイサービスセンターを建設する予定であるとのことだが、その規模について質したのに対し、執行部から、海悠園の規模と比較すると六、七倍の大きさを運動機能回復訓練等も備えた施設になる予定と聞いているとの答弁がありました。

さらに委員から、指定管理者となる長陽会がデイサービス施設を新たに建設した場合、海悠園の利用者が新たなデイサービス施設に移動し、1年後には海悠園を運営することが困難になるのではないかと考える。海悠園の指定管理者について公募することは検討しなかったのかと質したのに対し、執行部から、どの施設を利用するかは利用者本人の意思が尊重されるものであり引きとどめることはできない。また、長陽会が島内に新たなデイサービス施設を建設する意向を示している現段階で手を挙げる他の事業者がいるのかどうかという現実問題とあわせて今から仮に公募で募集した場合には、9月1日からの施設運営は日程的に厳しく運営できない状態の期間が発生し、利用者にも迷惑を掛けてしまうことが懸念される。以上のようなことを検討した結果、任意指定に至ったとの答弁がありました。

また委員から、1年後の指定管理期間が終了時に難しい決断が迫られるのではないかと質したのに対し、執行部から、海悠園のデイサービス事業の利用者がいるのかどうかということも現実問題としてある。また、今後はNPOの設立の話なども出ているので、島内の動向を見定めながら検討していきたいとの答弁がありました。

その他、若干の質疑、答弁ののち、討論に入り、反対の立場から、島内に新たな施設を建設しようとしている社会福祉法人に対して、任意指定により指定管理者としようとすることは、海悠園の利用者が引き抜かれて施設の運営ができなくなる可能性もあり、さらには1年後の海悠園の指定管理を希望する事業者がない事態も考えられ問題がある。よって、本議案については反対としたいとの意見が出されました。その後、挙手による採決を行った結果、賛成多数により議案第84号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、審査を保留していた議案第86号、財産の取得について（老人福祉施設用地）についてを議題とし、敬愛園の建替え予定地に建物の基礎部分が残っているのかについて答弁を求めました。執行部からは、かなり以前の話ではっきりとした確認が取れないが、市に負担が発生しないよう協議を進めていきたいとの答弁がありました。

その他、若干の質疑、答弁ののち、討論に入り、反対の立場から、敬愛園の建替え用地確保について、市が関与することについては問題がある。さらに、土地の貸付料年額94万4,300円についても格安であり問題があるとの反対意見が出されました。次に、賛成の立場から、基礎部分の問題については、市に負担が発生しないように協議したいとの答弁を得たので賛成したいとの意見が出されたのち、挙手による採決の結果、賛成多数により議案第86号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。以上です。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 次に、経済産業常任委員長、矢野精幸君。

経済産業常任委員長（矢野精幸） おはようございます。経済産業常任委員長の矢野精幸でございます。

今期定例会におきまして、去る6月4日及び6月22日の両日、委員会を開催いたしました。

まず6月4日は、委員1名欠席のもと、委員会を開会し、正副委員長の互選を行いましたところ、不肖私が委員長に、また副委員長に玉田茂委員が選任されましたので、御報告いた

します。

続いて6月22日は、本委員会に付託されました予算外議案9件につきまして、委員全員出席のもと、委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして、御報告申し上げます。

まず、議案第88号、高松辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、執行部から、今回新たに策定する当辺地に係る総合整備計画の計画期間は、平成19年度から23年度までの5か年間である。整備計画の内容としては、佐伯工区高松浦増殖場の整備を計画している。これは、近年、大規模な磯やけによる漁獲量の減少が深刻な問題となっており、そのため大分県が、平成19年度から実施する南海部地区広域漁場整備事業により、藻場の再生を目的とした増殖場整備を行い、水産動物の増殖を促進し、漁場生産の増加、漁家の経営安定と所得の向上を図るものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、このような事業を行い、水産動物の増殖を図ったとしても、密漁があれば、所期の目的は達成できないと考えられる。そのようにならないためにも、密漁に対する対策が必要と考えるが、その取組について質したのに対し、執行部から、密漁対策については、過去に補助事業で漁協が自主的に漁場を監視するためのサーチライトや密漁監視隊を結成し、取組を行った経緯もある。現在は、漁協で監視を強めながら、保安庁の方に取締りを要請していくとの答弁がありました。

その他、若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第88号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第89号、黒沢辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、執行部から、今回新たに策定する当辺地に係る総合整備計画の計画期間は、平成19年度から23年度までの5か年間である。整備計画の内容としては、万治橋及び市道船形線の整備、林道集落内健康増進広場の整備、林道船河内2号線及び林道船河内線の整備を計画している。万治橋は、昭和38年に建設されたもので幅員が狭く老朽化しており早急に架替えをする必要がある。市道船形線は、幅員が狭く拡幅が必要である。林道集落内健康増進広場の整備については、林業従事者等の健康増進と地域の活性化を図るために広場を整備しようとするものである。また、林道船河内2号線については、要問伐林等の森林整備や森林施業の効率化、木材生産コストの低減等を図るために林道を開設する必要がある。林道船河内線は、利用頻度の高い林道であるがコンクリート舗装が未整備で搬出用重機の大型化や台風等による路面洗掘等の被害に対応できるよう路面工を施行し舗装工事をする必要があるとの説明がありました。

これに対し委員から、林業集落内健康増進広場の具体的整備内容について質したのに対し、執行部から、ゲートボール場もしくはグラウンドゴルフ場及び植栽等の整備を行うとの答弁がありました。

その他、若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第89号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第90号、山口辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、執行部から、公共的施設の整備計画の計画期間は、平成19年度から23年度までの5か年間である。整備計画の内容として、小型動力ポンプ付積載車の整備を計画している。現有している小型動力ポンプ付積載車は、昭和63年に配備され消防活動を行ってきたが19年が経過し老朽化が著しいため新たに整備するとの説明があり、若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議

案第90号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第91号、宇藤木辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、執行部から、公共的施設の整備計画の計画期間は、平成19年度から23年度までの5か年間である。整備計画の内容として、小型動力ポンプ付積載車の整備を計画している。現有している小型動力ポンプ付積載車は、平成元年に配備され消防活動を行ってきたが、18年が経過し老朽化が著しいため、新たに整備する必要があるとの説明があり、若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第91号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号、小川辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、執行部から、公共的施設の整備計画の計画期間は、平成19年度から23年度までの5か年間である。整備計画の内容として、小川地区簡易水道施設の整備を計画している。同地区には水道施設が3施設あるが、このうちの一つが平成17年度に枯渇したことから新たな水源を開発するとともに、3施設を統合し、維持管理の効率化と給水の安定供給を行うため、簡易水道施設として整備するとの説明があり、若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第92号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第93号、久保浦片神辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、執行部から、公共的施設の整備計画の計画期間は、平成18年度から22年度までの5か年間である。整備計画の変更内容として、大入島診療所の整備を計画し、大入島診療所のX線撮影装置、自動現像機などの医療設備の追加整備を行うとの説明があり、若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第93号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第94号、葛原辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、執行部から、公共的施設の整備計画の計画期間は、平成18年度から22年度までの5か年間である。整備計画の変更内容として、名護屋工区葛原漁港増殖場の整備を計画している。平成19年度から大分県が事業主体となり、実施する南海部地区広域漁場整備事業による藻場の再生を目的とした増殖場整備を行い、水産動物の増殖を促進し、漁場生産力の増加、漁家の経営の安定と所得の向上を図ろうとするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、当事業の設置予定場所は砂地であると思われる。そこに増殖場を構築するために投石をしても年数の経過とともに沈んでいき、効果はさほど期待できない。そうであれば、現在ある増殖場、藻場に増設等を行うことはできないのかと質したのに対し、執行部から、今までの公共事業の考え方であれば、漁場整備の場合は、耐用年数30年ということで、一度実施した事業に新たに30年たたないうちに再投資をするということは無理があるだろう。しかし、最近では事業の中でも既存ストックの有効利用ということが言われており、効果のある漁場に対して、適地であることが明確であるのであれば、そういうところに事業を追加実施していくことも考えていいのかもしれないとは思っている。ゆえに、適地をなるべく有効利用していくという考えでは、今までの公共事業よりは幅広く考えているとの答弁がありました。

その他、若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第94号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第95号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字猪串浦）は、執行部から、灘内漁港区域内における公有水面埋立て工事のしゅん功に伴い、新たに生じた土地を確認するとともに、字クラウシに編入しようとするものである。埋立て場所

については、佐伯市蒲江大字猪串浦字クウラシ周辺地先の公有水面埋立地。埋立地の用途は、漁港施設用地。埋立地の面積は、4,702.36平米であるとの説明があり、若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第95号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第96号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字畑野浦）は、執行部から、尾浦漁港区域内における公有水面埋立て工事のしゅん工に伴い、新たに生じた土地を確認するとともに、字泊リケ浦に編入しようとするものである。埋立て場所については、佐伯市蒲江大字畑野浦字泊リケ浦周辺地先の公有水面埋立地。埋立地の用途は、漁港施設用地。埋立地の面積は、30,944.73平米であるとの説明がありました。

これに対し委員から、漁港施設用地には具体的にどういった施設ができるのかと質したのに対し、執行部から、第1及び第2埋立区域は、漁村再開発施設用地として主に漁民アパート等を整備し、第3埋立て区域は、漁港環境整備施設用地として、主に水産物直売所、駐車場等を整備しようとして現在計画しているところであるとの答弁がありました。

その他、活発な質疑、答弁が交わされたのち、討論、採決の結果、議案第96号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。以上です。

議長（児玉忠義） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 以上の各委員長報告に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（「はい」と言う者あり）

議長（児玉忠義） はい、和久議員。

26番（和久博至） 建設常任委員長と民生委員長、私は民生委員なんですけども、ちょっと確認したいことがありますので、教民委員です。まず、教民についてですね、ちょっと言葉が聞き取れなかったもんですから、確認しておきたいんですけども。佐伯市土地建物貸付料算定基準という告示があるんですけども、これは市有財産台帳に登録された価格の多分100分の1というふうに聞いて、94万という形で出されたと思うんですけども。僕はまあそういうふうに聞いて認識したんで、ちょっと、たまたま条例を出されたもんですからね、条例をこの議会の方に出してくださいという、差替えがあるんでというんで、持ってなかったもんですから、ちょっと確認できなかつたんですけど、今日やっと確認できたんです。それによりますとですね、100分の1じゃなくて、100分の4になってるんですよ。この条例そのものが、条例って言うか、告示そのものがですね。そうすると94万じゃなくって、これ378万程度になるんですよ。だから、1年間に380万程度で貸付けますということになるんで、この説明が全然違って来るんですよ。これ非常に重要なことだと思うんですよ。評価額だったらいいんですけども、この佐伯市財産規則というのがやっぱりありまして、これではその登録台帳にある価格とありますから、その登録台帳にある価格というのが、どういうふうになるかと言いますと、この市有財産を新たに取得した場合においては、財産台帳には登録すべき価格は購入に掛かったものは、購入価格とするとなっているんですよ。そうしますと、この9,400万で購入するということになりますと、この9,400万の100分の4で貸付けるのが、こ

の告示の算定基準によったものになるわけですよ。そうしますと、三百七、八十万円で貸付けるということで、果たして相手が受けるだろうかという心配が出てくるんです。だから、もしこれが間違っていたら、ちょっと問題があるかなという気がするんですよ。90万で貸付けると約束したのが、380万出してくれと言われたら、恐らく相手は受けんのだろうと思うんですよ。そのところが非常に微妙な関係になると思うんで、だから佐伯市が土地を抱え込んだらいいは、それを何ともできないという状態になる可能性があるもんですから、ちょっと確認のため、100分の1、今言った佐伯市土地及び建設賃料算定基準の100分の1というふうに理解していいのかどうか、そこをお答えいただきたいと思います。

それと、建設常任委員長の三浦議員にお願いいたします。脇津留の市道の廃止についてなんですけども、請願が上がってきてるわけですよ。請願が上がってきてるのが、企業組合の名前で多分上がってきてると思うんですけども、そこは確認しておきたいんです。そして、企業組合の名前で上がってきてるのに、今説明された中ではですね、これは地権者が負担するとなってるんですよ。つまり、一番の問題がどこにあるかと言いますと、土地を付け替えるということももちろんそうなんですけど、それは可能だろうと思うんですよ。それはもう1回、指定の仮換地のやり直しをして、そして道路を付け替えるという、この作業に入ろうかと思うんですよ。問題なのが、どこかと言いますと、そこに投入したお金が今1,400万円だと聞きました。で、まだほとんどもう1年たってるかたってないかという非常に新しい道路なんですよ、この道路を壊すということをご希望してきてるわけですよ。そうしますと、そのすぐ造って、すぐ壊すということが果たしてどうなのかということが出てくるわけです。つまり、掛けた1,400万円というのはいったい誰のお金なのかということなんですよ。その負担が、これは脇津留土地区画整理の特別会計内で行われてるとしますと、それは減歩によって賄われたお金が大半なんですよ。減歩には二つあって、一つは何かと言いますとその土地を交換するときの減歩ですね。もう一つは何かと言うと、保留地減歩というのがあるわけですよ、佐伯市が土地として持ってそこを売ってそれを建設費に充てるという。だから、このお金になってきますと、ほとんど全部の地権者がかかわってくるわけですよ。その土地の交換だけだったらその地権者だけで済む話なんですけども、1,400万負担したこれがゼロになる。ゼロになるというよりも無駄になるということですね。ここをどのように返しているのかということで質問がまずあったかどうかということですね。そこをお聞きしたいと思います。そして、その地権者、企業組合が出してきてるんですけども、地権者が負担すると言ってるわけです。そして、ある人は企業が負担すると言ってるわけです。一体誰が責任者で誰が負担することを決めてるのか。そして、契約が既に、それを負担するという契約があるのかどうか。そのところをお聞きしておきたいと思います。そして、地権者だとすると当然、地権者の名前が挙つかないと駄目ですよ。だから、そのところを地権者の名前があったのかどうか、そして企業組合と地権者との関係がどういう関係にあるのか。そこを質疑なりがなされてたらですね、お答えいただきたいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 浅利委員長

教育民生常任委員長（浅利美知子） ただいま和久議員さんから御質問がありました貸付けの料金の件で、価格の件ですね、この件に関しましては、執行部の方からですね、10分の1を乗じた価格であるというふうに聞いております。ごめんなさい、100分の1ですね、聞いてお

ります。

佐伯市土地及び建物貸付料算定基準により、市有財産台帳に登録される価格の100分の1です。よろしいでしょうか。

議長（児玉忠義） 建設常任委員長、三浦渉君。

建設常任委員長（三浦渉） お答えになるか分かりませんが、1点目の問題については、審議対処しておりません。2点目の問題については、委員全員で企業組合委員長から現地で企業組合の方から負担をするということを聞いて帰って審議をしております。以上です。あとは報告のとおりであります。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） 同じ教民の委員であってマドンナに質問するのは、非常に申し訳ないと思っているんですけども、ありがとうございました。確認できました。

建設について、ちょっと今また疑問が生じたもんですから、もう1回確認でお聞きしたいんです。今委員長がですね、企業組合が負担すると説明を受けたというふうにお聞きしたんですけども、その企業組合が負担するのか、地権者が負担するのか、そこをもう1回お答えしてください。

議長（児玉忠義） 三浦議員。

建設常任委員長（三浦渉） これは最初の委員長報告で、地権者側の負担と、こう報告しております。最初のが本当です。

議長（児玉忠義） ほかに、御質疑ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

日程第2 討論、採決

議長（児玉忠義） 日程第2、討論、採決を行います。

ただいま道路・架橋建設調査特別委員長報告において調査終了の報告がありました。よって、調査第5号の調査終了についてを議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより調査終了の採決を行います。

道路・架橋建設調査特別委員長報告のとおり、調査終了と決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、道路・架橋建設調査特別委員長報告のとおり調査終了とすることに決定いたしました。

次に、議案第77号、大分県交通災害共済組合規約の変更について、第78号、佐伯市市民栄誉賞条例の制定について、以上2件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

(な し)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより2件を一括して採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、以上2件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号、財産の無償貸付けについて(旧中浦小学校校舎及び屋内運動場並びに土地)を議題といたします。

御意見ありませんか。

(な し)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号、佐伯市消防本部及び消防署の設置等に関する条例等の一部改正について、第81号、佐伯市都市公園条例の一部改正について、以上2件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

(な し)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより2件を一括して採決いたします。

総務、建設各常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、以上2件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号、佐伯市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の一部改正について、第83号、佐伯市デイサービスセンター「楽々園」の指定管理者の指定について、以上2件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

(な し)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより2件を一括して採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、以上2件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号、佐伯市デイサービスセンター「海悠園」の指定管理者の指定についてを議題といたします。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

26番、和久博至君。

26番（和久博至） 第84号、佐伯市デイサービスセンター「海悠園」の指定管理者の指定について、反対討論をいたしたいと思います。26番の和久博至です。海悠園の指定管理者なんですけども、これ通常の場合は、ほとんど問題ないと思うんですね。ところが、この海悠園を指定管理者を受けるとなっているところがですね、今年度にも新たに別の所に同じ施設、同じ目的を持った施設を建てるということは決まってるわけですね。非常に立派な施設をもうそこに造るんだということになっているわけです。じゃあ、指定管理受けたその施設というのは一体何のために貸すわけですか。そこを立派に運営してほしいというので貸すと思うんですよ。そしたら、もう別の施設を造って、別の所でもっと立派な施設を造ってやりますと言っとるわけですね。そしたら、全然佐伯市が意図してる指定管理とは意図が違うと思うんですよ。だから、まず公募した上で、時間がないとか言ってますけど、そうじゃないと思うんですよ。公募してこれを受けるところがあるかどうか、そこをもう1回やるべきだと思うんです。それは、この別の所に造るということが決まってるからなんですよ。で、この施設は、やはり平成12年から民間委託を受けて、もう運営してたわけですよ。以前佐伯市はこのデイサービスセンターというのを2,400万円で運営してたわけですよ。で、2,400万円で運営してたところが、平成15年、16年もずーっとですね。例えば、鶴望園が1億を超えてるわけですよ。収入がですよ。そして福寿園、これは狩生の方なんですけど、これも1億超えている。そして、海悠園が1,370万で最初運営してた、佐伯市の時にはですね。それが4,200万円収入があるという。ものすごい収入を得て、これが収入じゃあないと言われたら収入じゃあない。結局税金も何も掛らない。そして、特別にお金をもうけたお金があったら、それを全部本部の方に移して、別会計に移していくと。こういうことが行われているわけで、やはり適当なというか、節度ある運営を行っていくべきじゃないかと思うんですよ。まあいいか悪いか分かりませんが、この楽々園先ほど指定管理されたんですけども、ここは5,000万になっとるわけですよ。つまり、同じ施設でもう一方は5,000万で収入、5,000万の収入しかないような形になって、一方では1億円になっているという。ここは異常だと思いますよね。だから、やはりどうも不適切かなという気がします。そして、これをやはりもう指定管理任せたいのはいいんですけども、途中で別の施設ができますよと言ってる。やはり、これは指定管理者としては、ふさわしくないんじゃないかと思っております。それで反対をいたします。

議長（児玉忠義） 以上で通告による討論を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。

（「はい」と言う者あり）

議長（児玉忠義） はい、菅原議員。

25番（菅原忠） 25番、菅原です。先ほどの和久議員の関連になりますが、反対の立場で意見を述べさせていただきます。以前、私の一般質問の中でも実際に福寿園、それから鶴望園の件で一般質問させていただきました。あの時も実際そうですが、今度の場合、執行部サイド、担当課がやっぱり任意指定にいこうとしている考え方の中に、利用者の意思でという部分が

多分に含まれておりますが、実際のところ、一般質問の中でもお話ししましたが、実際のケア、本当に週4回というデイの組み方が正しいのかなあと、そこをしっかりと包括支援センターが管理してくださいよという話も一般質問の席でしました。そういった部分で、先ほど委員長報告の中に、NPO法人にひよっとしたらお願いできるかもしれんという言葉も含まれておりましたように、果たして9月1日まで指定管理の期日がまだあるのであれば、正直慎重審議の時間をいただけたらなあと思います。これが本当に、前回の時もそうだったけど、本当に福寿園、鶴望園も利用者がまさか全然いなくなるということを本当に皆さんが想定されたかされないかです。確かに利用者の同意書があればそれは構いませんよと、県はそういうふうには僕らの質疑にも答えました。だけど、実際に入札を行った時に、本当にそれが認識していない状態でやったから、当然公募してもすぐのってきたと思います。今回はその前例があるだけに、ましてやそこに今年度中に新しい施設を建設するというのもう含まれてます。で、今みんな諸課題としてありますが、学校の跡地利用、公の施設の跡地利用でみんな頭を痛めてます。じゃあこれ、本当に海悠園のあと、じゃあ本当に施設造られて抜けたあとどうするんですか。そこを本当に市サイドがもっと真剣に考えないかん時と思います。9月で時間がないからという答弁では納得できるもんじゃないと思います。そういった意味で反対の立場で、皆さんの同意をお願いいたします。

議長（児玉忠義） ほかに御意見ございませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） はい。

24番（泥谷和喜） ただいま反対討論を聞いてまして、今度長陽会が海悠園の側に造るという話が出るとにもかかわらず、今回こういう形で委託するということの疑問、確かに感じてます。そこで、この件もうちょっと調べて利用者が果たしてそのまま残ると言えばNPO法人でもやれる可能性があるのなら、NPO法人に声を掛ける必要があるんじゃないかと思うんで、継続審議を皆さんに諮ってもらえるように諮っていただけますか。

議長（児玉忠義） 暫時休憩いたします。

午前11時36分 休憩

午前11時58分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き開議を開きます。

先ほど出された動議の整理について若干時間が必要でございますので、ここで昼食休憩をいたします。

午前11時59分 休憩

午後1時10分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き開議を開きます。

先ほど24番、泥谷和喜君から議案第84号について閉会中継続審査とされたいとの動議が出されました。動議の成立は、会議規則第16条の規定により、ほかに1人以上の賛成者がなければなりません。賛成者はいますか。

（「賛成」と言う者あり）

議長（児玉忠義） ただいま泥谷和喜君から議案第84号の閉会中継続審査動議が出され、所定の

賛成者がありますので動議は成立いたしました。

動議提出理由の説明を求めます。

24番、泥谷和喜君。

24番（泥谷和喜） 24番議員の泥谷でございます。今回の海悠園の委託の件につきまして、現在しとる長陽会の方が、側に施設を建てるということをして市の方に言っしとるにもかかわらず、今回委託を継続またするしという議案が出されておりますが、部長の説明にもありますように、NPO法人の動きもあるしということでもありますんで、一応しそういう面もいろいろ考慮しながら検討を進めるべきしと思います。それで、まずし急いでしなければいけないしということもないのであれば、今回継続審議にして、慎重にその長陽会とも話し合いながら、今後大入島の海悠園が存続できる方向で話を進めるべきし私は思っております。それで皆さんに今回、継続審議に賛成していただきまして、市の方と十分利用者とも話し合っしただいて、それから結論を出すべきじゃないかと私は思っしとるわけでございます。市の大事な市民から預かっしとる財産でもありますんで、あと1年でなくなるしということも考えられますんで、どうか皆様、私の継続審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（児玉忠義） これより議案第84号の継続審査に付する件を起立により採決いたします。

議案第84号を閉会中継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

議長（児玉忠義） 起立少数であります。

よって、議案第84号を閉会中継続審査とすることは否決されました。

それでは、議案第84号の討論を続行いたします。

ほかに御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、原案を決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（児玉忠義） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号、佐伯市敬老祝金条例の一部改正についてを議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号、財産の取得について（老人福祉施設用地）を議題といたします。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

26番、和久博至君。

26番（和久博至） 26番議員の和久博至です。議案第86号について、反対の立場から討論いたしたいと思います。この施設は、以前教育民生常任委員会で議論されたことがあります。そのときに、長島のあの施設、それを建物それと土地ともに取得されると困るという立場から委員会は動きました。そして、資料を提出していただきましたけれども、その資料の中で出てきたのが何かと言いますと、説明の際ですね、つまり業者を集めて市が説明した際に、自分たちで土地を探して、そして、その土地に新しい施設を建てるということを条件にして入札を行ったということですね。ということは、公的な立場、公的な場所でそういう約束をするわけですから、基本的には他の業者との関係もあります。やはり、ここは皆さんに説明したようにですね、業者に探していただいて、そして、そこに建ててもらおうということが一番適切じゃないかと思います。それと先ほどちょっと委員長にお聞きしましたけども、確認しましたらですね、やはりそこは公的な施設ということで100分の1になっているということです。だから100分の4が通常の価格かなというふうに思うんですけども、これは100分の1に下げられているということです。だから、ここはまあ異常な場所は異常な点はあるかと思えますけども、その点については一応今のところは問題はないというんじゃないかと、一応その規則上は私がちょっと勘違いだったということですね。ただ、それを94万円で貸すということを一応ここでも約束してるわけですね。そうしますと、それこそ税金、固定資産税よりも安くなるんじゃないかというふうな面が出てきます。したがって、佐伯市の財産の運営として果たして適切かどうかという面があると思います。この点については、やはり佐伯市が今経済がひっ迫している中で、財政運営をきちんとしていこうとしているときに、ちょっと違った流れじゃないかというふうに思います。以上の点から、この買収については反対したいと思います。もう1点上げますと、ここに埋設物が埋まっているんじゃないかということですね。で、埋設物が埋まっているということは、これは佐伯市が結局その埋設物の撤去を費用を出してしなきゃならないということになりますんで、そのところを確認しないで、佐伯市が今買おうとしているということですね。その点がちょっと問題がありますので、手続的に不適切かなと思います。以上によって反対といたしたいと思います。

議長（児玉忠義） 以上で、通告による討論を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。

（「はい」と言う者あり）

議長（児玉忠義） はい、泥谷議員。

24番（泥谷和喜） 24番、泥谷です。弥生の土地の取得に関しまして、市が開発公社から9,000万で買い上げて、100分の1で貸すということは1%の家賃ということになります。私が一般質問でもやったんですが、佐伯市が9,000万で買って1%で家賃をいただいて、佐伯市がいろいろ造るときに、基金などを借りて払う金が1.75%、0.75%の佐伯市は赤字を生むような計算になるんですが、それで市民に対してどういうふうに言い訳するのか。ただ福祉施設、そういう施設だから1%で貸すんだという答弁でしたけど、ただそれだけで市民が納得するのかという疑問が私にはあります。市民の代表として市議会に出とって、市が金を借りたときに1.75%、一番安い金利です。1.75%の金利を払っておきながら、市が今度土地を買って貸すときには1%でその土地を貸すと、そういうことが市民にとって本当にいいのか悪いのかという私は疑問がございます。今回、土地の貸し賃に1.75は最低でもいただくべきと私は考えておりますので、この議案に対しては反対いたします。以上です。

議長（児玉忠義） ほかに御意見ありませんか。

（な し）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、原案を決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（児玉忠義） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号、佐伯市学校給食センター条例の一部改正について、第88号、高松辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、第89号、黒沢辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、第90号、山口辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、第91号、宇藤木辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、第92号、小川辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、第93号、久保浦片神辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、第94号、葛原辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、第95号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字猪串浦）、第96号、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字畑野浦）、以上10件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

（な し）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより10件を一括して採決いたします。

教育民生、経済産業各常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、以上10件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦について（候補者^{しおつきかずこ}塩月和子）を議題といたします。

御意見ありませんか。

（な し）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

諮問第4号は、原案のとおり異議のない旨答申することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり異議のない旨答申することに決しました。

次に、諮問第5号、人権擁護委員候補者の推薦について（候補者^{いちほらしげはる}市原茂治）を議題といたします。

御意見ありませんか。

（な し）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

諮問第5号は、原案のとおり異議のない旨答申することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり異議のない旨答申することに決しました。

次に、諮問第6号、人権擁護委員候補者の推薦について（候補者伊東幹紘^{いとうもとひろ}）を議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

諮問第6号は、原案のとおり異議のない旨答申することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり異議のない旨答申することに決しました。

次に、請願第7号、市道脇津留22号線の一部廃止に関する請願を議題といたします。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

26番、和久博至君。

26番（和久博至） 26番議員の和久博至です。この請願について、ちょっと問題があるので反対といたしたいと思います。まず、請願自体、私はあそこに建物、イオンを呼んでにぎやかにするということ自体は反対ではありません。ただ問題なのは、佐伯市が1,400万を出して造ったばかりの道路を壊してしまうと、つまり無駄にしてしまう。1,400万の投資を無駄にしてしまうと、ここが一番問題だと私は思っています。それについて誰が負担するのか、ここをきちんとしなきゃ駄目だと思うんですね。これからその議案については提案されますんで、それについては質疑の場が与えられるとは思っております。ただ、その請願自体やはり一番問題なのが、その1,400万をどうするかだったんですね。そのところを是非聞いてほしいということをお願いしてたんですけども、残念ながらその地権者なのか、組合なのか、あるいは企業なのか、誰が負担するのかということが明確になっておりません。そしてまた、この1,400万については、地権者すべての人が負担しているものであります。あるいは、市からも持出しがありますから、市民が負担しているものです。したがって、ただその関係地権者だけ、あるいは組合だけで決められるものではないというふうに考えております。だから、この負担、1,400万を誰が負担するのか、ここが重要ですので、反対といたしたいと思います。

議長（児玉忠義） 以上で、通告による討論を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

建設常任委員長報告のとおり、請願第7号は、採択と決定することに賛成の諸君の起立を

求めます。

(起立多数)

議長(児玉忠義) 起立多数であります。

よって、請願第7号は、採択とすることに決定いたしました。

審議結果
議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第77号	大分県交通災害共済組合理約の変更について	総 務	原案可決
第78号	佐伯市市民栄誉賞条例の制定について	総 務	原案可決
第79号	財産の無償貸付けについて(旧中浦小学校校舎及び屋内運動場並びに土地)	総 務	原案可決
第80号	佐伯市消防本部及び消防署の設置等に関する条例等の一部改正について	総 務	原案可決
第81号	佐伯市都市公園条例の一部改正について	建 設	原案可決
第82号	佐伯市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第83号	佐伯市デイサービスセンター「楽々園」の指定管理者の指定について	教育民生	原案可決
第84号	佐伯市デイサービスセンター「海悠園」の指定管理者の指定について	教育民生	原案可決
第85号	佐伯市敬老祝金条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第86号	財産の取得について(老人福祉施設用地)	教育民生	原案可決
第87号	佐伯市学校給食センター条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第88号	高松辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	経済産業	原案可決
第89号	黒沢辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	経済産業	原案可決
第90号	山口辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	経済産業	原案可決
第91号	宇藤木辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	経済産業	原案可決
第92号	小川辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	経済産業	原案可決
第93号	久保浦片神辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	経済産業	原案可決
第94号	葛原辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	経済産業	原案可決
第95号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(蒲江大字猪串浦)	経済産業	原案可決
第96号	新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(蒲江大字畑野浦)	経済産業	原案可決

由の説明に代えさせていただきたいと思いますから、よろしくお願いをしたいと思います。

道路整備の促進と道路特定財源の確保に関する意見書

道路は、経済、生活を支える基本的な社会基盤施設であり、全国の交通ネットワークの整備は、物流、移動の効率化を進め、我が国の産業、経済の安定・発展並びに緊急時の対応などに大きく貢献するものであります。

本市は、大分県南部に位置し、総面積が903平方メートルと九州一の広さを持ち、地形的にも海岸線は総延長260キロメートルにも及ぶリアス式海岸と内陸においては林野面積が87%をも占めている。このような中、本市においては、道路を始めとする社会基盤の整備が遅れており、特に東九州高速自動車道を中心とした広域的な交流のための道路、また東南海・南海地震などに対応できる強い道路など、道路整備に関する市民の要望は極めて強く、この解決に向けた道路予算の確保は大きな課題となっている。

また、本市では、道路交通体系の整備を市政の最重点課題として位置付け、高速道路の整備やこれにアクセスする国・県道、市民生活に密接をした幹線道路の体系的な整備に取り組んでいるところである。

しかし、一方では、国の三位一体改革による地方交付税の大幅な削減などにより、地方は大変厳しい財政状況にあり、国において議論されている道路特定財源の見直しにより、道路整備がますます遅れるのではないかと大変危惧しているところである。

よって、国会及び政府におかれては、年内に作成される今後の具体的な道路整備の姿を示す中期的な計画には、このような地方の声や道路整備の実情に十分配慮し、地方が真に必要な道路整備を遅らせることがないように、道路整備のための財源を確保し、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1. 年内に作成される今後の具体的な道路整備の姿を示す「中期的な計画」には、真に必要な道路を最大限盛り込むこと。
1. 道路特定財源については、地方の声や実情に配慮し、地方道路整備臨時交付金制度の拡大・拡充など道路整備の安定的な財源を確保する制度とすること。
1. 今後急速に拡大すると思われる道路の維持管理について、老朽化した橋梁、トンネルなど維持・修繕に対応する財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年6月27日

大分県佐伯市議会

次は、21号であります。

安心して暮らせる地域医療を守るために医師の確保を求める意見書

全国的に医師不足が社会問題化する中、昨年7月28日厚生労働省の「医師の需給に関する検討会」が、報告書をまとめた。

この報告書では、「医師は基本的には足りている」との現状認識から「地域別・診療科別の偏在さえ解決すれば、医師増員の抜本的施策はとらない」と結論付けている。

しかし、今、全国各地の医師不足は、病院や診療科の閉鎖という事態を招き、住民・患者の命と健康を脅かしている。とりわけ大分県内においては、その影響は顕著となっている。竹田市においては、唯一の救急指定病院が医師不足のためになくなり、子どもを産もうにも産婦人科の病院がない地域や、リハビリ病棟のない地域など、住民にとって安心の地域医療

とはほど遠い、深刻な問題となっている。

そこで、私たちは安心して暮らせる地域医療を守るために、以下のことを求める。

記

- 1．医療供給体制を充実させるために、医学部の定員増など医師数を増員すること。
- 2．大学医学部の「地域枠の設定」「地域枠と奨学金の創設」などの施策を推進すること。
- 3．人材・人員確保のために男女がともに利用しやすい現行育児休業法の課題や不利益の解消を行うこと。
- 4．産婦人科・小児科の無医地区及び救急指定病院のない地区へは、緊急の課題として、医師の派遣、配置に尽力すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出をいたします。

平成19年6月27日

大分県佐伯市議会

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（児玉忠義） 次に、決議案第1号について、提案者の説明を求めます。

21番、河野豊君。

21番（河野豊） 自由民主党会派の21番議員、河野豊でございます。決議第1号の案文を朗読し、提案いたします。

佐伯市議会議場における国旗及び市旗の掲揚に関する決議

平成11年8月、「国旗及び国歌に関する法律」が制定・施行され、日章旗を我が国の国旗とすることについて法的根拠が明確となり、より一層国民に親しまれ定着したものとなっている。これを契機とし本会議場に国旗を掲揚する地方議会が近年増加傾向にあるが、日本における地方自治の一機関として、国家の象徴たる国旗に敬意を表することは当然のことである。

世界の国々が自国の国旗・国歌を愛し誇りに思うことは、それぞれに共通したごく自然な感情であるが、その思いと同様に他国を尊重する姿勢が相互理解の第一歩である。

オリンピックなど国際的スポーツや国際交流の場において目にする日章旗は、国家の象徴として日本国民の誇りであると同時に世界の多くの人に受け入れられている。

また、本市は、平成17年3月3日、1市8か町村の合併により九州一広い面積を持つ新佐伯市として誕生した。合併と同時に、豊かな自然に感謝し歴史・文化を大切にする市民の連帯意識の象徴として「佐伯市章」が制定されましたが、いまだ市民生活に浸透しているとは言い難い状況にある。新しい市旗の下、旧市町村の枠を乗り越え市民の結束を図り、市政発展に力を尽くさなければならない。

我々佐伯市議会議員は、国際社会の一員として我が国の国旗に敬意を表し、かつ郷土を愛し、郷土発展のため市民代表としての責務を果たす決意を込めて市旗を尊重し、その意思を表すため、佐伯市議会議場に国旗及び市旗を掲揚するものである。

以上、決議する。

平成19年6月27日

大分県佐伯市議会

以上です。

平成19年第4回佐伯市議会定例会追加上程議案一覧表

議案

番 号	件 名
第 97 号	市道路線の認定及び廃止について
第 98 号	佐伯市副市長の選任について（候補者木許政信 ^{きもとまさのぶ} ）

意見書案

番 号	件 名
第 20 号	道路整備の促進と道路特定財源の確保に関する意見書
第 21 号	安心して暮らせる地域医療を守るために医師の確保を求める意見書

決議案

番 号	件 名
第 1 号	佐伯市議会議場における国旗及び市旗の掲揚に関する決議

議長（児玉忠義）引き続き、議案第97号について、執行部の概要説明を求めます。その間、暫時休憩いたします。

午後1時44分 休憩

午後2時5分 開議

議長（児玉忠義）休憩前に引き続き開議を開きます。

これより質疑を行います。

まず、議案第97号を議題といたします。

質疑の通告がありますので発言を許可します。

26番、和久博至君。

26番（和久博至）26番議員の和久博至です。今日はこんなに多くなろうとは思ってありませんでした。急に増えたという気がします。先ほど出されました議案第97号について質問いたします。まず、地権者について誰かということなんですけれども、当然問題になるのがですね、大きく言えば、ここにイオンが出店していいのかどうかというのがまず問題になるんですけども、それは私は反対するものではありません。それはにぎわいをつくるという意味では非常に賛成をしている者の1人です。ただ、どうしても都市計画の方がですね、ちょっと勘違いというか、一つ足りない点がやっぱりあるというので質問をすることになるかと思えます。それはマルショクが出店する時に、やはり同じように道路の変更をしてるわけですね。それについて恐らく同じような形だから問題ないんだという形でおられると思うんですよ。ところが、マルショクの場合と決定的に違う点があるんです。それが何かと言いますと、今度の場合は供用開始をした道路がもう既にあるということなんです。前の時には、まだ道路を区画をただ造っただけで、これから投資をするという段階なんですよね。だから、投資しているお金がなかったから仮換地の入替えというだけでそれが済んだんですよ。で、まあ国土交通省の件はそれはいいでしょうということで認定をして、認定というかね、よろしいということ。そして、都市計画の変更を認めてきたということですね。ところ

が、問題なのが今回決定的に違うのが、既に道路ができているということなんですよ。だから、正にこの認定の廃止をしなければ駄目になっている。そのまだこれ1年たってないですよ。1年たってない道路を、非常に新しい道路ですよ。それを造って壊すという、つまりこの佐伯市がそんな無駄ができるのかというのが基本的に出てきます。で、当然市民の税金、あるいはその区画整理の中の地権者、この方たちの費用を使ってやるわけですから、当然このお金は回収するということがもう前提なんですよ。そこで、そのお金が回収できる手段をどう考えてるのかってことにまずなります。それで地権者は、地権者というか、地権者が誰でしょうかという本当は個人名というのは余りこういうところでは出さないんですけどもお願いしたんです。本当だったらもう少し前に出してくれてたら、その名簿だけでもいいから出してくれんかな、みんなに配布してくれんかなということで終わったと思うんですけども、もう今日の今日出してきたもんですから、そういう形になっております。先ほどの委員長と違ってたという、地権者なのか組合なのかというんで、こう分かってなかったんですけど、今新たにまた地権者じゃなくて組合だということを言われたんですよ、企業組合と。これは中小企業組合法というので、企業組合というのが法律にあるわけですね。その企業組合というのは責任の範囲が出資の額だけ、有限責任なんですよ。組合の、普通はもう組合って言ったら無限責任まで負うところがあるんですけども、これ有限責任になっただけです。で、登記されてますね、登記されてるから調べた。その分かる範囲の登記しか調べてないんですけども、役員名は全然出てきません。出てきてるのが出資コース、これが出資口数が20口、20万円ですね、資本金が。だから、しかもその法律では1人1口以上となっておりますから、当然組合員は20名以下だろうと思うんですよ。その実態を聞いたかったんです。だから、その登記簿だけでは全くもう出てきませんので、役員名も出てきません。代表者名しか出てこないんで、そこでどういう実態なんですかと聞いたわけです。つまり、地権者が負担するんだったら地権者の名前が絶対に必要なんです。この人たちが負担してくれるということですから、この人たちに当然契約を結んでいかなきゃならない。だから聞いたんです。で、今度は企業組合と言ってますから、じゃあ企業組合と契約をするということになるわけですね。なるというか、もうこれ廃止ですから、当然お金が入る道筋を作っとかないと廃止なんかできないですよ。だってこれから壊しにかかるわけでしょう。壊しにかかるときに、しかもこれ議会で議決して壊していいですよとなるわけですよ。つまり、公的な施設として造ったものをもう公的な施設ではありませんとなるわけですよ。今日限りにですね。そうしますと当然その代金、掛った費用は誰が負担するのかが重要な問題になってきます。それでまず、出してもらえなかったんですけど、是非その組合の実態、これはどのような実態なのかを明らかにしてください。そして、地権者ではない企業組合だということですけども、じゃあ企業組合というのは、どのような関係に立っているんですか。当然、権利者、地権者が主体、そうなりますとそれを代理していくわけでしょう。少なくとも委任が何かがないと動けませんよね。その関係がきちんとしているのかどうか。で、先ほど山内さんの代表者という名前挙げましたけども、山内さん、これどこにも今言われた中に入っていないですよ。地権者の中に、最後の1人かもしれませんがそういうことはないと思いますよね。そうしますと、別の人格と考えた方がいいわけですね。つまり、組合の地権者が作った組合というのじゃなくて、別に企業組合という組織があって、そこに地権者が依頼するという形だろうと思うんですよ。だから、この依頼の関係あるいは法律関係がどのようになっ

てるのか、そこを明らかにしてください。そして次に、これはもうここできちんと議事録に残りますから言っておきますけども、掛った費用というのは、一体幾らなのか。それは道路、水路、そこに引かれている水道、そしてそのほかあると思います。そして、ここで鑑定評価を行って換地処分を行っています。当然ただではありません。ここに鑑定委員、つまり固定資産の鑑定ができる人を選任して入れてますから費用が掛ってます。その費用が幾らなのか、これを挙げてほしいと思います。そして、この流れというのがどういうふうな流れになるかと言いますと、換地計画を作ってまだそれが終わってないんですよ。換地計画が終了すれば、告示されればここで初めて土地が自分のものになるわけですね。まだ中途の段階ですね。だから仮換地をやってますね。仮に換地処分というのをやって、そして一応ここがあなたの土地ですよという形にしてるわけですね。で、その仮換地はもう終わってますね、100%終了してますね。それをもう1回仮換地をやり直すということですよ。その仮換地を100%終了してるのを特別にやり直すということですよ。だから、それなりの理由があるかと思うんですけども、そこがきちんと要望が出されてるのかどうか、これ地権者の方からですよ。そこをお答えいただきたいと思います。そして、この仮換地にかかわりますから、脇津留土地区画整理審議会というのがあります。この審議会は、地権者の立場に立って意見を言うことになってます。そして、この委員は選挙されております。当然公務員、準公務員ですけども、これは公務員という立場で非常に公平でなければならない立場に立っているわけです。で、ちょっと心配なことがあるんで、刑法上ですね、この公務員というのに当たるのかどうか。刑法では一応、公務員というのは官吏・公吏及び法律によって定められた審議会ですね、の委員、審議会等の委員ですね、委員、議員、職員、それが入ることになってますけども、この中に入るのかどうか、そこをお答えいただきたいと思います。次に、この1,400万円とまあ大体ですよ言われてますから、この1,400万と言いますけども、この1,400万円の負担する根拠、地権者が負担するあるいは企業組合が負担すると言ってますけども、その根拠はどこにあるんですか。佐伯市がこれは道路を廃止するだけですね、その時、その廃止した費用を負担する根拠を地権者にあるのかどうかです。あるいは企業組合にあるのかどうかです。そこを明らかにしてください。当然そのことを明らかにする上では、あるいは額が幾らかを確定をする上では、契約書が結ばれなきゃなりません。その契約書があるのかどうか、その契約書なしに廃棄処分をしようとしてるのかどうか。そこをお答えください。なぜ問題になるかと言いますと、1,400万円の仕様というのは、もう既に予算化されて脇津留土地区画整理の特別費用があるわけで、予算があるわけですね。特別会計予算があるわけです。で、そこですべてこの道路が幾ら、この道路が幾らと積算した上で幾ら掛かるというのが出てますね。そして、それに従って請負をさせて、そしてお金を払っている。だから、ここはもう工事は終了してるんですよ。終了してるもんだから、仮に壊したって別になんてことないんですよ。ところがこのお金が無駄になったというところが重要なんです。無駄になった費用は当然返してもらわなければいけない。ところが、この返す手段が何かと言いますと、契約を結んで、その契約によって支払ってもらおうと、これしかないんです。だから、この契約がいくらきちんと結ばれてるのかどうか、そこをお答えいただきたいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） いろいろ御質問ございましたけれども、私の方から的確にお答えできる

かどうかちょっと自信ありませんけれども、分かる範囲を答えていきたいと思います。まず、誰が負担をするのかについてでございますけれども、過去の協議の中で、脇津留地権者企業組合側が負担するっていうことでこれまで交渉が続いております。交渉って言いますか、打合せが続いております。あくまでもその表現のみで現在まで至っております。それから、受入れの手法につきましては、今後財務部とともに研究といいますか、検討していきたいと思っております。特別会計ということもありますので、こういった手法になるのか協議していきたいと思っております。それから、地権者企業組合の運営の中身につきましては、組合さんが民間ということもございまして、我々は立ち入って調査はしておりません。これについての答弁も控えさせていただきたいと思います。それから、仮換地今やっておりますけれども、この変更について地権者側から要望が出ているのかということでございますけれども、これにつきましては、直接地権者側からの要望は出ておりません。もし、この議会でこの市道の廃止認定が承認されましたとすれば、今後区画整理計画の変更について大分県に申請をしまして、それが認可されますと具体的に費用の受入れ等の相談に入っていこうかと思っております。この認可が降りるまでは市道の廃止認定についての告示行為はできかねますので、その認可の結果待ちということになっております。区画整理審議会の委員さんがどういう立場にあるのかということでございますけれども、審議会委員さんは、一応、地方公務員という形にはなっております。地方公務員には一般職と特別職というのがございますけれども、審議会の委員さんは特別職の扱いになります。ですけれども、地方公務員法には適用するものではございません。それから刑法上でいう公務員になるのかということでございますけれども、これにつきましては、刑法上では公務員という取扱いになると文書では見ております。それから、約1,400万円を負担する根拠につきましては、和久議員もおっしゃいますように、もう公費として事業で造成しました道路、無駄になった分を返してもらおうというのが当然という立場で、一応その分を負担していただくという方向で今相談をしているところでございます。この契約につきましては、先ほども言いましたように、まだ市道の廃止認定の議決を終わっておりませんし、区画整理事業の変更にかかわる大分県からの認可も来ておりませんので、現時点でもちろん契約等はしておりません。これが全部整いましたら、契約の方へと協議を進めていきたいと考えております。ちょっと答弁で漏れがあるかもしれませんが、以上でございます。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） ありがとうございます。誰かということ、この地権者企業組合側というのが、これは非常に問題があるなと思ってるんですよ。つまり、地権者との関係というのが、全くないわけでしょう。で、そこがつかまれてないですよ、あるんかもしれんですけども、執行部はそこをつかんでないということですね。これは非常に大きな問題ですね。まず、そこを出さないといけない。だって、どうして地権者企業組合が関係するんですか。先ほど言ったように別の人が入ってる組合でしょ。その区の地権者が作った組合だったら分かりますよ。だって関係のない別の企業になってますよね。そうすると当然、その間の法律関係がどうなるかってことを明確にしない限り、ここの企業組合出てこれないですよ。例えば、いろんな交渉ごとをお願いしてるとか、そういうようなことがあればいいですよ。そこはつかんでるかどうか、そうつかんでないとちょっと全く関係のない人を相手にしてることになりますんで、きちんとお答えいただきたいと思います。それと手法については今後検討

したいということ。だってここが一番でしょ、廃止をする時の問題点としては。あとの区画整理あるいは仮換地をどのようにしていくかというのはあとの問題で済むわけです。だけど、道路を、造った道路を壊していいかというわけでしょ。そこを今決めなさいと私たち尋ねられてるわけですから、当然、じゃあその費用はどういう形で負担できるんですかということを確認にしない限り賛成できんですよね。だから、今後検討しますというのは、これは問題が相当あると思うんですけども、一応流れをつかんでると思いますので、その流れを説明してください。もう一つ、企業組合は民間だから全く私たちには分かりませんと、答えることを控えていただきますと。私は別の組合を、ただある組合を、この組合はどうですかと、無関係のところを言ってるじゃないんですよ。今執行部が相手にしているところですよ、これ。その相手にしているところが実態が全く分かりませんなんて、そういうやり方を市はするんですか。しかも、その交渉する権限があるかどうかすら分からないわけですよ。どのような交渉の権限があるのか、そこが分かったら、是非さっきの問題とかみ合いますけども、お答えいただきたいと思います。次に、委員については、これは正に公平な立場でということが前提です。そして、審議会の委員は刑法に含まれますね。公務員として取り扱われるということですね。そこはいろいろと関係する可能性がありますんで注意をしておいてほしいと思います。次に、1,400万円を負担する根拠なんですけども、私はこの根拠ないんじゃないかと思うんですよ。地権者自身がどうして道路を廃止するのに負担せんといいんですか。この道路を廃止してほしいと、その利害関係、これを廃止したことによって利益を直接は受けないですよ。だから、入ってくるお金は寄附のようなもんじゃないんですか。そこのところをちょっともう一度お答えいただきたいと思います。そして、仮に寄附だとするともう契約を結ばない限りお金は確約できません。そして今、先ほど地権者ではなくって企業組合が相手だということでしたんで、企業組合もし1,400万円払わなかったとき、どのようにするのかと言うことです。20万円の一応資本金しかないわけですから、それをどのようにして取るのか、そこを明らかにしてほしいと思います。で、契約がないということ自体はもう信じられないですね。ここが決まらないと契約はできないというもんじゃないでしょ。だって議会の議決を要するものは幾らでもありますよ。そのとき、どのような契約をするかということ、議会の議決があったときにこれが効力を生ずるという停止条件を付けてるんですよ。だから、本来そのような措置をとらんといけないと思うんですよ。これから結びますって、じゃあ結ばなかったらどうしますか、そこをお答えいただきたいと思います。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） まず、地権者組合の組織といたしまして、この地権者企業組合は、当初このイオンが来る前のマルショクの段階、マルショクの進出のとき、あそこが完成するちょっと前に組織されたようにございます。この組合のメンバーといたしましては、その当時、地権者であった人たちが主になっていると私は聞いております。ということもございまして、今度イオングループが進出しようとしている地権者さんたちは、その組合のメンバーには入っていないかと思えます。それもちょっと確認しなくてはちょっとはっきりしたことは申し上げづらいんですが、それとあと、交渉の権限はどこにあるのかということもございまして、これについてもちょっと我々総務部の方とも相談していきたいと思えます。ちょっと私1人ではちょっと今判断しかねるところでございまして、それから負担する根拠、企業組合が負担する根拠につきましては、先ほども申しましたように、市の方

が財源を投資したものに対して、それがもう1年もたたないうちになくなってしまおうということで、これについてちょっと問題があるということで、形的には寄附という形になるかと思いますが、そういうことで負担していただくようと予定しております。払わなかったときどうするかということでございますけれども、こういうことがないように、正式に市道の廃止認定の告示をする前に確約書的なものを交わした上で進めていきたいと思っております。以上でございます。

議長（児玉忠義） 和久議員。

26番（和久博至） 納得できないことばかりなんですけども、これから総務と検討せんといけんというようなことですね。総務と検討するのは前にやらんといけんのじゃないですか、総務部長。私はそう思うんですけど総務部長お願いします。これ契約、非常に大きな財産上の損失になる事件ですよ。担当は単に正に道路廃止ですけども、道路をどのようにするか、その財産的価値がなくなることをどうするかということにかかわってますよね。それについて総務部はどのように考えているのか、あとでいいと考えているのか、そこをお答えいただきたいと思います。そして市長、突然に心変わりがして、ここを道路認定を廃止したいということなんですよ。当然その用意はしてると思います。ただちに、つまり組織というのはすぐに動くもんじゃなくって、やはり事前にいろんな絡みがありますから、その打合せをしてると思うんですけど、そこをされたのかどうか。そこをお答えいただきたいと思います。告示までに用意すると言ってますけども、告示というのはこれは県知事告示なんですよ、それとも佐伯市の独自でできるのか、だから告示を引き延ばすということですか。そのところを明確にお答えいただきたいと思います。

議長（児玉忠義） 大鶴総務部長。

総務部長（大鶴直己） お答えします。総務部の話かどうかちょっと私も自信がないんですけども、そういった契約っていう意味からしますと、行政係が総務部ということで、うちかなって感じがあるんですけども、あとでよかったのかということなんですけども、私は先ほども川人部長が言いましたように、実際に告示等をする場合には、すべての整理を契約等でしなきゃそままでしないということですから、あとでもいいのかなというふうに、私、個人的には思っておりました。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） 告示行為は誰が、どこがするかということでございますけれども、市道の認定廃止の告示につきましては、大分県ではなくて佐伯市市長が行います。以上です。

議長（児玉忠義） 以上で通告による質疑を終結いたします。

ほかに御質疑ございませんか。

（「はい」と言う者あり）

議長（児玉忠義） はい、泥谷議員。

24番（泥谷和喜） 24番議員、泥谷です。和久議員がかなり質問したんで、質問が私の方が少なくなりましたが、一応ここに地権者ですか、企業組合からの請願書になるんですかね、一応委員会の時に資料としていただいたのがあるんですけども、このところに約束事項とかいう形でここ部長出とるんですけども、これはどこまで確認を相手としとるんですかね。今日議案で上るんだからある程度こういう形で請願書が上がっていて、説明をしとるんだから、ある程度ここ議案を出す前に相手と話をこういう問題はしとくべきだと思んですけども、金額的に1、

400万、それに今度付替えの分を入れると、ほかに二千何百万という金が地権者が出さなければいけないということと、撤退した場合にまた原型復帰も地権者がするという約束事項になっとるんで、本当にそれだけのものが出せるのか。なぜ私がこれを聞くかということ、市内でもあるですね、駐車場を造ったけども払う段階になってお金がないんで市に負担をとという要望も来たりしとるんで、ちゃんとそういうことはここで確認をしないと、また同じ状況が起こるんじゃないかと思えますんで、まず部長、どこまでどういう話をしとるんか、ただ一応確認はしましたとかいう、どういう確認をしたのか、ちょっと教えていただけないですか。

議長（児玉忠義） 川人建設部長。

建設部長（川人宣行） お答えいたします。脇津留地権者企業組合の理事長山内義人様の名前で、平成19年の4月23日に市道廃止の請願についてということで、私佐伯市役所の建設部長あてで要望が出ております。もちろん理事長さんの公印付きでございます。この中で市道廃止付替えに伴う費用はすべて地権者が負担する。そしてまた、企業撤退後は現状に復帰するということがうたわれております。この文書の中には、既に工作図できている分についてのもう公共で投資した費用分の負担については、明言化されておりませんが、それについては協議する中でそういう話が進んでおります。文書的に残っているものは、それのところまででございます。あくまでも正式の文書的、契約的な取り交わしはございませんが、地権者企業組合さんと相談する中では、そういうことでもう進めていくということはかなり確約できる程度の話まで進んでいるところでございます。あくまでも口頭でございます。以上です。

議長（児玉忠義） 泥谷議員。

24番（泥谷和喜） ではですね、今説明では口頭で進んでいるというけども、そういうものは一切こういう議会の場では、言ってたとか言わないと一緒に、全然認められんですね、部長。そうだったとか、相手はそう言ったという話は、ちゃんとそういうものは、ちゃんと会議を開いて議事録でこういう形で、地権者がこういう要望が出たということ、本当は4月の23日出されとるんなら、5月にそういうことをやって、進めるんならどんどん進めるべきじゃなかったんですか。それを今までするとか、市長がしないとかいうような話になって、ここにきて委員会で請願が通って、もうその日にこの議案が出てくると。私は道路のこの付替えがどうのこうのという前の問題じゃないですかね。こういう地区から、こういうお願いごとが出とったら、4月に出とるんなら5月一杯にある程度どんどん進めてやるべきじゃないかなあと思うんですよ。それがここにきて、まだ企業部会の組合自体の中身があんまりよく分からない。議会で通ればまた今後進めていきたい。そういうことで市長、いいんですかね。おかしいでしょ。請願が出たから、もう議会が、委員会がしたからもう慌ててこういうふうに出すちいうのは。そこのところがねちょっと私、ちょっと不服なんです。やるんなら4月の23日に出されとるんなら5月一杯に結論を出してあげればよかった。こういう形で結論が出るということ自体がちょっと私不服なんです。なぜかということ、市長ね請願書が出てこういう形でさっとしてあげるんなら、大手前開発、矢野議員が何か月も言っとるでしょ、何回も言っとるでしょ、動いてあげてないじゃん。ぽっとうこうやって上げるんなら、今度大手前開発の組合とか何か作って請願が出たら、あくる日にでも議案でなんかやっちゃって、ねえそういうことでしょ。そこのね組にそれだけしてやるんなら誠意を持って大手前の

方もしてやるべきです。だから、ここちょっと今日のこの議案に出てくること自体が私おかしいし、もうちょっと企業組合とかそういうとこの煮詰めをしてこの議案を出すべきじゃないかと、ちょっとまああまりにも議案で出てきて、はいいいですよと言うて、先でこの金額がねえ、その何万円とかいうんならいいけど、組合の人数が20人、先ほど和久議員が言ったように、組合の人数が20人前後かなという形になると、1人頭まあ2,000万掛ったときに100万ずつ負担せないけんと。だから、今回負担しとって、もし撤退したらまた100万出さないといけないと、本当にそこまで相手方さんがちゃんとしたものを出していただけないと市も思い切って踏み込めんのじゃないですか。そのところを市長、そういうものが出るまでね、前に進まないという決意はあるのか、それとももう出たんだから、もう信用していきますよというのか、そのところをちょっと市長の考え聞かせてください。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 今日提案理由の中で、そうした意味のことを私は言ったつもりです。基本的には、これがやはり議会の請願を通ったというのは非常に重たいことなんです。議会にしてもこの請願を通すときに、今泥谷議員が言われたことを十分精査私はされとんじゃないかと思ってます。そうした中で、私の方とすれば冒頭、全協の時に申しあげましたように、私たちはちょっとまだまずいんじゃないかと、そうした中、総合的に判断して今日は提案させていただいたということでございます。

議長（児玉忠義） 泥谷議員。

24番（泥谷和喜） ということは市長、議会の委員会の決議を尊重したということですね。そういうことですね。それでまあやるということになると、ある程度今度議会の私たちにもこの委員会決議を賛成したということになると、私は立ってなかったんだけど、したとなると、議会にも責任も一環はある。先で何かあればですよ。ようになるという、そういうことに取りられるですね。市長がまあそうしたくないと言いよったのが、まあ議会からそういうのを出されたから重く受け取ってやったと。何かそういうふうに私は今受け止めたんじゃないけど、だから議員もそれなりにちゃんとした賛成するんなら、この組合と市の方がちゃんとした約束事がぴしゃっと守られるだけの契約書が出てこないと我々も本当は議決ね、最初のそのいいぞと言うたのは前の委員会の報告であって、この議決はそういうものが出てきて、やっぱりいいぞというのが本当の議員の立場だと思うんですよ。そうでしょ。その委員会から出た委員会のそういうのには賛成は皆したかもしれんけど、今度のこの市長が出した提案に対しては、やっぱりそういうものがちゃんとしたものが見えてこそ我々としては廃止しろという本当は議決をしなければいけないのが、ちょっとその何かそれがないままに出たあとから議決したあとに調べるといようなことをおっしゃったんで、私はちょっと、そのところおかしいなあと、そういうふう感じとるだけで、それはあとで議決できましようけども。そこを私としては、気になったんで一応市長に言っときます。それと脇津留の方の、このこれだけ市長が慌ててもどんどんしてやって、そういう議会がそういうんなら、大手前開発も議員が立ち上がった場合は、市長も立ち上がるということですね。開発に急いでやるという。今大手前の組とか仲町ね、あの周辺の人たちはやっぱり、どうなった、どうなったかと言いよるんですから、そういうところをお願いします。この脇津留の件にしましては、ちょっと組合とちょっと市のあれがはっきりしてないんで、そういうことです。終わります。

議長（児玉忠義） 以上で、泥谷議員の質疑を終わります。

ほかに御質疑ありませんか。

(な し)

議長(児玉忠義) 御質疑なしと認めます。

次に、議案第98号を議題といたします。

質疑の通告がありますので発言を許します。

8番、後藤幸吉君。

8番(後藤幸吉) 8番議員の後藤です。私は98号の議案に対して、気持ちよくしっかりと判断するために質疑いたします。私は12月議会と3月議会、続けて副市長問題について一般質問をしておりまして、市長が6月議会で、3月議会やったかな、6月議会やったかな、6月議会で、副市長の必要性を強調されました。私自信も3月議会では給料以上に働く副市長であれば、3人でも5人でもいいのではないかと話しましたが、具体的に候補の名前が出てきておられますので、この候補に対しては、職員の間に行財政改革部長として、総務部長としてしっかりと確かにやってこられたと思いますが、御本人が3月議会で、3月の議会の途中で副市長というのは、類似団体では1人でいいのではないかと発言をされておりました。それとも正当性、それと総務部長として人員削減にしっかりと取り組んでおられました。その方が、今度その立場になるのはどのようにしてからということもありますので、そここのところをお尋ねしたい。しかも、副市長の人数に対しては市長との考え方が違っております。総務部長の時代に御本人は1人でいいと言う。市長は自分の意見を聞かないで発言しとると言いました。今度副市長になられたときに、2枚看板であっては困るのであります。副市長がこう言うた、市長がこう言うたのでは困るので、そここのところをしっかりと分かるように説明していただきたいと思えます。それともう一つ、佐藤さんという立派な助役を県からいただいて、佐伯市は2年間やってまいりました。旧郡部出身の議員の方の中には、新佐伯市というところは、職員は県にはなかなか行かんところだなあと。私どもの時代には町なり村なりが職員がしょっちゅう県の方に行っていたという話をしておりました。ただその時に私は、ああ県から佐藤さんが来ておられるので、しっかりしたパイプがあるのだなということと安心しておりました。また、12月でしたか市長が自ら、佐藤助役のお陰で減るはずだった補助金が国にまで佐藤さんに行ってもろうて逆に増えたんだというような言い方もしておられました。県・国に対して、当時はしっかりしたパイプがあったように思っております。今度の新しい人事ではその点はどのようにになっているのか、そここのところをちょっと素朴ではありますが、市長に答えていただいて、自分の判断材料にしたいと思えますので、どうぞよろしくお願いします。

議長(児玉忠義) 西嶋市長。

市長(西嶋泰義) 後藤議員の議案質疑については、副市長の選任でございますので、私の方から答弁させていただきたいと思っております。まず、1番目についてであります。佐藤副市長は県からの出向であったが、その代わりはどうするのかということで、国とか県とのつながりということですが、これは佐藤副市長のつながり等については、やはり県に出てきた人員ということで、県にですね出向しとった国の関係の人がおったので、そうしたつながりでの交付税のつながりがあったと。現在私の方もそうした中で、県に出てきた総務部長、いろんな方々とつながりがありますし、また、県に帰られました佐藤副市長も何かの形でのパイプ役は十分やっていただけたということ、まあ4月在任一杯まで話しておりますので、その

点は十分対応できると思っております。それから、行財政改革という形の中で、当時の総務部長時代、副市長は1人でよいのかという類団を言っておりましたが、これ3月議会ということですが、私はそこんところ聞いておりませんでした。4月から新たな自治法の改正になりまして、副市長ということが出まして、類団の中でも当時と違っておりまして、2名制、3名制とってる所はたくさんございます。そうした発言だったのかなと思っておりますが、私の場合は、そうした発言をするときには、副市長制度というのはですね、4月の条例改正におきまして、新たな形で増えてるといえるということを一応当時では出てなかったと思います。そういうことの中で、2枚看板ということになるということですけど、執行部が2枚看板ということですけど、私どもとすれば、そうした副市長との連携をぴしゃっと含めて一心同体となってやっていきたいと思っております。また、現役時代の能力は認めるがという形でございますが、こうした執行部体制を強化することによって、やはり経験が今まで市職員としての経験が生き、今まで以上の職務体制ができると思っております。以上です。

議長（児玉忠義） 後藤議員。

8番（後藤幸吉） 多分分かりませんが、多数決で選任されると思っております。が、そういうときに、こういう質問をするのはなかなか勇気のいることでありまして、ただ恐らくそうであろうことを前提に、しっかり頑張ってくれと。本人自体も、総務部長としていやな役をやってきちゃって、自分だけ残るような立場になりますから、やっぱりやりにくい面もある。そういう意味で、あと西嶋市政も2年しかありませんから、ちゃんとやってもらいたいという意味での質疑でありました。そういうことであります。どうぞよろしく願います。

議長（児玉忠義） 後藤議員の質疑を終わります。

質疑の通告がありますので発言を許します。

34番、吉良栄三君。

34番（吉良栄三） 今回初めて通告による議案質疑を行います。34番、吉良です。よろしく願います。勇気を持って質疑をしたいと思っております。議案第98号、佐伯市副市長の選任につきまして質疑をしたいと思っております。この議案につきましては、先ほど市長の提案理由の説明にもありましたように、佐藤副市長が4月30日に退任したことに伴いまして、現在空席となっている副市長に木許さんを新たに選任するということになります。この件につきましては、人事案件でありますので、木許さんに対してどうこうという質問は特にいたしません。木許さんが提案として上がったときに、まあやっぱりなと思ったのが正直な気持ちであります。その中で、今回市長に質疑をしまして、この副市長2人制ということで確認の意味で質疑をしたいと思っておりますので、よろしく願います。まず1点目として、佐藤副市長が約2年で確か2年前の6月議会で選任をされて、今日で約2年経過し、県の方に帰ったということになります。退任をされたということですが、この確か当時、提案理由の説明、また審議の中で、この期限付き、2年という期限付きで副市長を選任したのではちょっとなかったのかなと思っております。当時は4年間いくものと思っておりましたが、実際には2年で退任をされたということで、その時点、ちょうど2年前のその議案審議、また就任をされた当時からもう2年で県の方に帰られるというのは決まっていたのかですね、もうその時点からもうそれは分かっていたことなのか、その点についてお尋ねをします。それともう1

点、市長は先般の一般質問の中で、副市長2名制については、西嶋市政にとって不可欠というふうな発言をしていたと思います。本市の財政状況また行財政改革の推進、経費の節減といった観点で考えたときに、西嶋市長の残り2年の任期を副市長1名では対応ができなかったのか、条例は2名制を取っておりますが、そういった佐伯市の状況を踏まえて今後は1名でいこうというふうな判断は、対応はできなかったのか、そういった考えはなかったのか、その点についてお尋ねをします。また、同様に現在の佐伯市の状況を考えたときに、市職員、内部登用といたしますか、内部昇格といたしますか、市職員の中からこの副市長を選任というのは考えられなかったのか、またそういった考えはした上で今回の提案になっているのか、理由を含めてお尋ねをしたいと思いますので、答弁をよろしく願います。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 議案98号、先ほどと同じように後藤議員とまた吉良議員の議案質疑でございます。副市長制の2名について、佐藤副市長の後任としてということでございますが、佐藤副市長、いわゆる2年前は助役としての皆さんに就任していただきました。その時には、2年になるのか、1年であるのかなということもはっきり分からず、また私の気持ちの中では、年齢的にあるんでまあ佐伯市にそのままおっていただくことも可能だとも考えたこともあります。だから最初から2年というのは決めておりません。そうした中で、本人と話し合った中に今年の、昨年の終わりごろですか、話し合ったときに、まあ県の方という話がありまして、そうした中で私の方も県と話しながら、県の方は人事が非常に早く始まりますから、そうしたことを確認した経過です。それから2番目に、一般質問でということで、私もそうした中で2名制ということで考えておりますので、1名ということは考えておりません。対応ができなかったかというよりも、むしろ2名でも大変私の時間的にも非常に難しい動けない時間が非常に多いと、2名制をフルに活用したいと思っております。そして、今度の副市長についての対応については、市職員また県、市OBという形で考えた中での決定でございます。以上です。

議長（児玉忠義） 吉良議員。

34番（吉良栄三） まあ大変良く分かりました。その中で、ちょっと再質問をさせていただきたいと思います。佐藤副市長が2年ということは当初は決まっていなかったということで、昨年の暮れに話し合った結果、そういうふうな結果になったということであります。昨年の暮れに話し合っただけで、そういうふうになった結果ということで、昨年の暮れから実際に佐藤さんが退任されたのが4月30日ということで、約5か月近い期間があったと思います。結局、5か月以上ですかね、近い期間があったと思うんですが、結局その間、現状を見てみますと4月30日に退任されたその後、副市長は1人で職務を就いておりまして、もう2か月たとうとしております。現状でやはり見たときに、客観的な見方かもしれませんが、副市長1人でもやっていきよるじゃあないかと、進みよるじゃあないかというのが実際に、今現状を見たときに、当然私たちには分からない市長の職責の中で無理だ、厳しいという部分があるかもしれませんが、こうやって客観的に、また市民が見たときに、別に1人でも進みよるじゃあないかと。じゃあ何で今更2人にする必要があるのかなあという声は当然出るんじゃないかなと思います。本当に副市長が市長の言うように2人じゃないと駄目だと、2人で進まないといけないというのであれば、その4月30日、もう退任というのは分かっておりましたので、それ以降、臨時議会でも開いてですね、すぐに副市長を選任するのであれば、その部分は理

解できるんですが、やっぱこうして2か月も2名制の中で1人体制でずーっと2か月ずってきたというところを見ると、ああ別に1人でもいいんじゃないのかなあという感情が当然出てくると思いますし、そういった思いをしてる人もおるんじゃないかと思います。その中で、またあえて今回2名制をということで市長は提案をしてきております。その点についてですね、その4月30日以後にすぐに、なぜ副市長もう1人を決められなかったのか。その点についてお尋ねをしたいと思います。また、いろんな方面で検討した結果、木許さんということで今回提案をしてるということでありますが、先ほど言いましたように、非常に佐伯市財政厳しい中で、行財政改革を推進して行ってやらなくちゃいけない。経費節減をどんどんしなくちゃいけないという、そういう観点でいくと、どうしても副市長が2人になるとその分経費が掛かる。人件費が掛かるということで、そういう行財政改革という中で見ると、どうしても逆行してるんじゃないか、やっぱそういう考えになるのではないかと思うんですよ。逆行してるんじゃないか、その中であえて、どうしても2人というのは、職務上厳しいから、厳しいからということでまあ2人であると、もうその辺はそういう理由であるということによろしんでしょうか。もう結局、市職員の中で考えたけど、適任者がおらんかったと、現在の職員の中では適任者がいなかった。そこで、経験豊富な木許さんを今回選任したというふうな解釈で、そういうふうに受け止めていいのか、その辺を再質で確認したいと思います。

議長（児玉忠義） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 吉良議員さんの論議でいいますと、4月30日以降約2か月、副市長が1名でいったやないか、それを同じような論議で例えれば、私も4月20日に市長に就任して2か月以上助役がおりませんでした。そうした中で非常に忙しい目をいたしまして、現在も副市長1名制では、私に対する決裁、相談、いろんな中で私が拘束される時間が非常に多いと。業務で言えばやはり私も政策を考えたり、いろんな中で指摘する部分がありますので、そうした部分については、副市長の方に権限を委任しながら、また委譲しながらやっていかなければ、そうしたことで外部から見て内部の方の、私の方のそうした時間を作って、そうしたことをうまくやっていくことによって、より以上の行財政効果、市の全体的な運営ができると思っております。先ほど、市の職員に適任者がおらんかったのかということですが、それもOB、県の職員、また一般の方、市の職員、いろいろ総合的に判断した中で、現在の提案しております木許氏が適任だと判断したとっていただきたいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） 吉良議員。

34番（吉良栄三） まあ総合的な判断の中で決めたということですので、総合的な判断の詳しいところが本当は一番聞きたかったんですが、そういう形でいろんな方面で市長も協議等を重ねて決めたということで受け止めておきたいなあと思っております。以上で終わります。

議長（児玉忠義） 以上で通告による質疑を終結いたします。

ほかに御質疑ありませんか。

（な し）

議長（児玉忠義） 御質疑なしと認めます。

次に、意見書案第20号を議題といたします。

御質疑ありませんか。

(な し)

議長(児玉忠義) 御質疑なしと認めます。

次に、意見書案第21号を議題といたします。

御質疑ありませんか。

(な し)

議長(児玉忠義) 御質疑なしと認めます。

次に、決議案第1号を議題といたします。

御質疑ありませんか。

(「はい」と言う者あり)

議長(児玉忠義) はい、高司議員。

35番(高司政文) 35番議員、高司政文です。私は佐伯市議会議場における国旗及び市旗の掲揚に関する決議で、ちょっと質疑をさせていただきたいと思います。こういう議場の中の問題をですね、こういう決議までしないといけないのかなという気もしますが、議案として出されてますのでね、ちょっと聞きたいと思います。まずですね、やっぱり議会の中の問題、議場の問題というのはですね、やはり私全会一致でねあるべきだと、この中身のあれこれにかかわらずですね、と思うんですよ。特にその人、信条の問題とかですね、この中の環境問題ですね、それからそういう部分を考えたときにですね、全会一致でやるのが筋かなと。さっきの後藤さんやないですけど、エアコンのね温度ぐらいだったらですね、それはまあ全会一致でしなくてもいいでしょうけど。やはりこの問題ちゅうのはねほんと、大事な問題だと思いますので、これはまあ全会一致を貫いてほしいなあと、最近ですね、この佐伯市議会の状況を見ましても多数でですねやはりちょっとこう少数意見がですね反映されないっていう部分がちょっと気に掛かりますのでね、その点まずね私も言いたいと思います。それでまあ国旗と国歌の問題ですけど、国歌というのはですね、出てないですけどね、これは君が代がですね、やはりこれはまあ歌詞の中でですね、天皇の時代が千年も万年もね続くようにというふうなことで、天皇崇拜という問題もあって、これはなかなか断固として反対っちいう意見がありますけど、国旗の問題っちいうのはですね、日の丸っていうのは複雑でね、やっぱり千年以上の歴史がありますのでね、なかなか複雑な問題があると思うんです。ただしかしね、戦前やはり軍国主義をですね、これ旗印として侵略戦争に使われたということからね、非常に思想信条の問題にこれなってきたんですね、この時から。ですから、それをですね今現時点で市民感情からしたときにね非常に日の丸・君が代、こういう問題については非常にまあ微妙な感情もありますし、反対する世論もこれは一定の世論が私あると思います。そういう点を踏まえてですね、安倍首相が最近、美しい国とねいうふうに言ってますけどね、安倍首相の美しい国ちいうのは正にね戦前のそういう時代を美しい国だというふうにいうことで、今憲法を変えたりですね進めてるわけですから、たまたま時期がね重なるもんですから余計ですねやはりここは神経質にとらえるべきかなというふうに思います。それでですね、詳しいことは討論でいろいろ言いたいと思いますけどですね、質問としてはですね、提出した方にですね。ちなみに市旗はですね、私はそこまでね思想的な問題はないと思いますので、市旗は私はいいと思うんですけどね、国旗の問題ですね、特に。これはまあ思想信条の問題として考えますのでね、これはまあ議員自体もですね、この議場における議員自体の思想信条の問題ももちろんですし、これ私たちも市民の代表としているわけですから、そうい

うさまざまですね、市民感情を持った中でですね、それを無視していいのかということがありますので、その辺についてだけ、提出者の方ですね、どのように考えているのか、私たちの議員の思想信条、あるいは市民のですねそういう部分について、どのように考えているのかだけちょっとお聞きしたいと思います。

議長（児玉忠義） 河野豊議員。

21番（河野豊） 日本共産党の高司議員の質問にお答えいたします。もっとかみついてくるんかと思うけど、割と柔らかい気持ちで。まず質問は、思想信条をどう考えるかと、反対する人がおる中、その人たちの信条をどういうふうに考えるかと。この件についてはですね、実はもう以前より議論されておまして、基本的に議会の中では会長会では、この佐伯市議会においてはですね、会長会では全会一致を原則とするというのが議員申合せの中にございます。ただこの分はですね、議運の方に提出しまして、議運ではそういった申合せもありませんし、これいつまでもこういった形をですね、ある意味提案された分をですね、以前からそういった議論をされておって、いつまでも結論が出ないといった形で議論をしておりますんでね、この辺で新市になってもう既に2年経過しましたが、それ以来こういった問題がくすぶっておりますんで、この辺で決着をつける意味で、議論は十分にされたとは思っておりますし、また賛同者においてもですね、そういった意見でございます。確かに信条その他は察するところはございます。まして、先ほど言った国歌とかですねそういうことに関してイデオロギーを持っておられるという方々がおるということも認識しておりますが、そこら辺はですね、先ほども言ったように、いつまでもこの問題を引きずっておきたくない。ただその中で、少数派の意見である意味押し切られるのもこれもまた情けない話であると。どういうんですかね、多数決の原理、そういったふうに短絡的にやっとなるわけではございませんが、この辺のところでは決着をつけたいというのが本質的な意見でございます。また、賛同者もたくさんおられますので、そういうことでございます。

議長（児玉忠義） 高司議員。

35番（高司政文） じゃああと一つだけ。河野議員が提出者ですから、河野議員ですね、気になるのはですね、こう日本共産党と言われましたけど、私はこの問題はですね、党がどうかじゃないんですね、さっきから言ってる思想信条というのは、どこからどうとかじゃなくて、これはやっぱり歴史的なものというのはね、これは自民党が支持してる人だってやっぱり戦前の歴史についてはね、非常にこの何ちゅうんか反省をしてるとかね言う人もいるでしょうし、それは共産党の支持者だって国旗ぐらいいいじゃねえかという人もやっぱりいるわけですよ。だから、そういうイデオロギーという問題じゃなくてね、やっぱり純粋に思想信条、気持ちの問題としてね党派を超えてやっぱりそういう方がいるということは事実なんでね、そこを私はちょっと理解してほしいなあと、決してですね党派的な問題でね、この問題を議論してるんじゃないんですよということを理解していただきたいと思います。あと、当然この決議がね、もちろん通ったからすぐなるわけないでしょうけど、いろいろあれがねあるんでしょうけど、やっぱりこの私としてこういう、重ねて言いますけど、議会の議場内ですかね、議場内の問題、議員全体のですね問題にかかわる問題というのはあくまで全会一致でやってほしいなあとということをですね、最後をお願いして、あとはもう討論で意見表明をしたいと思います。以上です。

議長（児玉忠義） ほかに御質疑ありませんか。

(な し)

議長(児玉忠義) 御質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

議案第97号、第98号及び意見書案第20号、第21号並びに決議案第1号、以上5件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(児玉忠義) 御異議なしと認めます。

よって、議案第97号、第98号及び意見書案第20号、第21号並びに決議案第1号、以上5件につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

これより、討論、採決を行います。

議案第97号、市道路線の認定及び廃止について議題といたします。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

26番、和久博至君。

26番(和久博至) 26番議員の和久博至です。市道認定の廃止につきましては、反対の立場から討論いたしたいと思えます。まず、先ほど質問をしましたように、相手が誰だか分からないという。しかも、その権利関係がどうなっているか分からないという中で、どうして負担なんか、誰に負担するかなんかが出てくるかということですよね。非常に脇が甘いというふうに思えます。で、このような契約書も何も交わしてない段階で、市道廃止をして、市民に認められるかどうかですよね。急ぐ必要はないでしょ。しかも今日の今日、請願が通った。じゃあ委員会が今日の今日通ったことを理由じゃなくって、委員会が通ったから私は動きますという変な理屈になっておるわけですね。こんなの初めてですよ。今までやってきましたけど、委員会が通ったから私は議案に提出しますなんてのは、本当に初めてです。しかも、異常中の異常ですよ、最終日に出してくる。これ委員会付託も何もないんですよ。しかも、用意をしてない、資料も用意してないし、誰がしてるかもよく分かりませんという。で、急ぐ必要がないというのは、急ぐのかもしれない。それはある理由によってですね。だけどそれだったら、臨時議会を開けば済む話なんですよ。今日請願が通った、普通請願はどうするかと言いますと、通った請願は委員長がここで報告をする。その上でみんなに諮って、そして議会で議決する。で、採択となったときは議長が市長に報告する。お願いしますということで報告すると。そして、市長が動き始めるというこういう流れになっているんですよ、会議規則上はですね。それで全然おかしくないわけですよ、今日通りました、で、議長が持って行って通りました。そしたらそこで市長が、じゃあこれは必要かどうかを判断して、そして動き始める。そして、もし時期的に間に合わなければ臨時議会を開いてそれを開くと、この手順が非常に重要だと思うんですよ。道路買収の契約もしてないってことはそれに対する合議も何もしてないってことですよね。これ総務部長さっき、私はまだよく分かりませんという話になっておるんですけども、当然もうこれについては合議があつてしるべきですよ、これでいいかどうかという話が。ところが、合議も何もないでここに出してきてるんですよ。これ道路認定委員会っていうのがありますけど、急きょ開いたんでしょうね。急きょ開いてその中に財務部長から何から皆入ってますよね。なぜこのことが気

付かなかったんですか。道路認定廃止ってことは道路をつぶすということなんですよ。自分たちがこれでいいですよと認定したばかりでしょ。この道路を造りたいと言ってみんなが認定したその道路がすぐに壊されるというんでしょ。それですぐ自分たちがいいというのかどうか、信じられないような動きをしてるわけです。もちろん、イオンが来るかどうか、私はそれは来てほしいと思います。しかし、それにはそれなりの手続きがあると思うんですよ。きちんとした上でやるということが前提だと思うんですよ。それが市民に対する責任だと思うし、みんな地権者、要望した地権者に対する責任だと思うんですよ。途中でからとんざしたら何の意味も持たんでしょ。これでできますというふうにして提出するのが僕は執行部のあり方じゃないかと思います。また、議会も当然その手続きの流れという、これでいいかどうかという判断はされるものと思います。是非賛成してほしいと思います。そして、臨時議会を開いてやってほしいと、いつでも出ます。その用意はありますんで、是非そのような手続きにしてほしいということをお願いして反対討論といたします。

議長（児玉忠義） 以上で、通告による討論を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（児玉忠義） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号、佐伯市副市長の選任について（候補者^{きもとまさのぶ}木許政信）を議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

原案のとおり、^{きもとまさのぶ}木許政信君に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、佐伯市副市長に^{きもとまさのぶ}木許政信君が同意されました。

次に、意見書案第20号及び第21号、以上2件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（児玉忠義） 御意見なしと認めます。

よって、これより2件を一括して採決いたします。

それぞれ原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、以上2件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、決議案第1号、佐伯市議会議場における国旗及び市旗の掲揚に関する決議を議題といたします。

御意見ありませんか。

(「はい」と言う者あり)

議長(児玉忠義) はい、高司議員。

35番(高司政文) 35番議員、高司政文です。私は佐伯市議会議場における国旗及び市旗の掲揚に関する決議に反対の立場で討論をしたいと思っております。先ほど言いましたけどですね、この国旗及び国歌に関する法律というのは、これ平成11年8月に制定されたと書いてますが、この時にですね、政府はどう答弁してるかというところでですね、法律としてはこうやって制定ねしたけど、しかし実際に国旗を掲げる、あるいは国歌を歌うというね、こういうことに関しては強制しませんよと、押しつけませんと、義務付けませんということですね、答弁してるんですね。なぜそのようなことを答弁したかということ、結局、国民全体の中にあるですねそういう戦前からのですね思い、信条の自由、そういう部分をですね政府自体も認めざるを得なかったというところでですねこれ現れてるんです。ですからね、それをまず私たちの民主的なですね場であるべきこの議場の問題について、全会一致でなくね、多数で決めてしまうということについては大変問題があるというふうに私はまず思います。それから、市民の感情から考えてもですね、やっぱり日の丸、国旗というのはですね、千年以上の歴史があるとはいへ、戦前ですね戦略戦争の旗印に使われたということですね、これは歴史的事実であると思えますし、そういう部分をですね、やはり年配の方を始め、戦火をですねかいくぐってきた人、戦地でですね大変な思いをしてきた人、そういう方の中にはですね、当然日の丸、君が代に対してですね、いやな思いを持っておられる方がおられるわけです。私たちはそういう市民の代表であるわけですので、ここですね、果たしてそれがいいのかどうかということですね、十分考えていくべきだというふうに思います。ましてやですね、今安倍首相はですね、さっきも言いましたけどね、今憲法改正、これ9条をですねなくして、海外でですね戦争をするという。こういうふうな立場からですね、道徳だとか教育とかですね、いろんなことを今方面を代えようとしている時期であるだけにですね、この動きがそういう部分と結び付くんじゃないかとね、こういうふうには危ういというのですね、これ当然自然な考えだというふうに私は思います。そこにも問題があると思えます。それからですね、最後ですけど、国際社会の一員としてと書いてますね、国旗に敬意を表しとありますが、これ私はですね国際社会の一員として考えるのであればね、やはり平和貢献をするべきがまず第一であって、国旗にですね敬意を表わすことがね、国際貢献じゃないと私は思います。特にですね、この私たちの日本国民だけじゃなくて、韓国・中国・アジアの近隣諸国から見たらですね、この日の丸というのは非常に怖いということがですね、イメージであるわけですから、そこを持ってきてね、国際社会の一員というのはねこれは大変な問題だと。むしろこれは国旗に敬意を表わすことではなく、平和への貢献としてね、国際社会の一員として私は佐伯市議会としてもあるべきだというふうに思います。本来、国旗とか国歌の問題というのは、国民の総意でですね、造り上げていって、本当に誰もがですね心から認める、そういうものを作るべきだというふうに思いますので、最後にそういうことも含めてですね、討論終わりたいと思います。以上です。

議長(児玉忠義) ほかに御意見ありませんか。

(「はい」と言う者あり)

議長(児玉忠義) 三浦議員。

1番(三浦渉) 日章旗賛成討論を行います。決議案第1号について、提案されております日章旗及び市旗の議場に掲揚について賛成討論をいたします。特に、日章旗については、今や日本国は世界では例を見ない平和で経済的にも発展した国というように私は理解しております。しかし、これも先人たちのたゆまぬ努力、国を思い、地域を思い、日本国民が一致団結、一枚岩となり頑張ってきたお陰であると確信しております。これも御案内のように、我が日本国の象徴として日章旗は国民に親しまれ、定着しており、世界各国からもあらゆる分野で広く認められていることでもあります。自国国旗を敬愛し、誇りに思うのはいずれの国民にとっても共通した感情であり、日本国民もまた同様であります。このことが他国を尊重することにもつながり、国際社会においても相互信頼を深め、友好と平和に貢献するものであります。また、オリンピックなど大規模な国際交流の場においても国家の象徴として多くの人にも受け入れられております。このような認識の上に立っても国旗や市旗を神聖な議場に掲揚し、市執行部、議会が、常に本市の政治の主人公は市民の皆様方であることを肝に銘じ、また議員は特に市民の皆様方の声の代弁者であるという認識の下に、正々堂々の議論を行い、ともに切磋琢磨しながら我が新生佐伯市の振興・発展、市民生活の向上を基に願い、頑張るという気持ちを持つためにも是非とも国旗及び市旗を掲揚したい。させていただきたいというのが、私の賛成討論の論旨であります。どうか議員各位におかれましては、以上のことを御理解を賜り、賛同いただきますよう衷心より、こころよりお願いを申し上げます。なお、国旗及び国歌に関する法律、確かこれは私どもが尊敬してやまない村山内閣総理大臣の時ではないかなあと思っております。平成11年8月13日、法律第127号11条により、国旗は日章旗とすると、法律も制定されておりますことを付け加えまして、私の賛成討論といたします。ありがとうございます。

議長(児玉忠義) ほかに御意見ございませんか。

(なし)

議長(児玉忠義) 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

決議案第1号につきましては、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(児玉忠義) 起立多数であります。

よって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

審議結果

議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 97 号	市道路線の認定及び廃止について		原案可決
第 98 号	佐伯市副市長の選任について(候補者木許政信) <small>きもとまさのぶ</small>		原案同意

意見書案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 20 号	道路整備の促進と道路特定財源の確保に関する意見書		原案可決
第 21 号	安心して暮らせる地域医療を守るために医師の確保を求める意見書		原案可決

決議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 1 号	佐伯市議会議場における国旗及び市旗の掲揚に関する決議		原案可決

日程第 4 会議録署名議員の指名

議長（児玉忠義） 日程第 4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、36 番、浅利美知子さん、37 番、河野周一君、以上の 2 名を指名いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 38 分 休憩

午後 4 時 30 分 開議

議長（児玉忠義） 休憩前に引き続き開議を開きます。

以上で、本日の議事はすべて議了いたしました。

おはかりいたします。

先ほど、副市長に選任同意されました木許政信君から特に発言の申し出がありますので、これを許可いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認め、発言を許可いたします。

木許政信君。

（木許政信） どうも長い間待たされて。そしたら、言い損なわんように今日は紙を用意してまいりました。最初から妙な発言をしちゃ大事なんで。こんにちは、3 か月の御無沙汰でございます。本日は私ごときを副市長といった大役に選任いただきまして、誠にありがとうございます。退職時に武田教育長からは図書館の方へ勤務をお勧めいただき、4 月から図書館に勤務させていただきました。ところが、6 月に図書館に市長がお見えになり、佐藤副市長がいなくなって、私も塩月副市長もじっくり書類に目を通すような時間がなくなった。この状態ではいけないと思うので、帰ってこないかとのお話がありました。また、18 年度が基金の取崩しもなく決算できそうだとのお話があり、引き続き行財政改革を推進していきたいので、手伝ってくれないかとのお話がありました。市長のお手伝いをするにはやぶさかではありませんが、議会の方々や職員の方々の私に対する評価が気になりますし、自己評価しても凶々しいやつ、身のほど知らず、分不相応、ばか丸出しといった否定的な考え方しか浮かびませんでした。決め手になりましたのは、市長が、残された任期もわしは自分のための市政はやりたくない。批判があっても新市の財政基盤を作ることを最優先したいとおっしゃった時

です。まな板の鯉には乗ってみます。お任せしますとお答えいたしました。本日、まな板の鯉が判決を迎えたわけですが、恐らくこの鯉は見てくれは悪く、品の悪い鯉だが、一時生かしてみるかとの思いで御承認いただいたものと考えております。命拾いをいたしました。ありがとうございました。現議員さんからは在職中もかわいがっていただき、性格も分かっていたいておりますし、35年間の職員の仲間も大勢います。一緒になってやれば何とかやっ
ていけるのかなといった思いも持っております。ぐじぐじ言わない。潮来一枚命を張ったの
気風が佐伯人のいいところだと思っております。議員の皆様にお認めいただいて、とにかく
船の一員にはなれました。地方分権、地方政治の自立の潮流はその勢いを止めることはでき
ません。住民・議会・執行部一丸となって新しい佐伯づくりに取り組んでいけたらとの思い
で一杯でございます。私ごときが役に立つかどうかは分かりませんが、とにかくやってみま
すので、議員の皆様、市長、塩月副市長、執行部の皆様、よろしく願いいたします。本日
は大変ありがとうございました。

議長（児玉忠義） おはかりいたします。

今期定例会はこれにて閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（児玉忠義） 御異議なしと認めます。

よって、平成19年第4回佐伯市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午後4時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成19年6月27日

佐伯市議会議長 児 玉 忠 義

署 名 議 員 浅 利 美 知 子

署 名 議 員 河 野 周 一